

医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)等の  
地域生活支援方策に係る調査結果報告書

「平成22年度障害者総合福祉推進事業費補助金」助成事業

平成23年3月

大 阪 府

# 目 次

1	はじめに	
	(1) 調査研究の背景と目的	2
	(2) 調査の概要	2
2	調査結果からみた医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者を取り巻く現状	
	(1) 重症心身障がい児・者の現状	5
	(2) 福祉サービスの現状	17
	(3) 訪問看護ステーションの現状	29
	(4) ケアホームの現状	36
	(5) 重症心身障がい児施設入所者の状況	39
3	調査分析結果	
	(1) 重症心身障がい児・者等医療的ケアが必要な障がい児（者）の介護者の実態	44
	(2) 医療的ケアの状況	52
	(3) 利用サービスの内容	54
	(4) サービスの実態	58
	(5) 医療的ケアに対応する事業所の課題	73
	(6) 医療的ケア非対応の事業所の理由	77
	(7) 必要とするニーズと改善内容	81
	(8) 地域特性	85
	(9) 地域移行	93
4	事業所ヒアリング結果	
	(1) ヒアリング概要	96
	(2) ヒアリング結果の概要	96
	(3) ヒアリング結果の個票	98
資料編		
調査票		
	ア. 重症心身障がい児（者）生活実態調査票	110
	イ. 福祉サービス利用状況調査票	116
	ウ. 訪問看護サービス利用状況調査票	122
	エ. ケアホーム利用状況調査票	128
	オ. 施設入所者状況調査票	133
	医療的ケアの内容について	138

# 1 はじめに

## (1) 調査研究の背景と目的

医療技術が進歩する一方で、医療的ケアのニーズに対応できる訪問看護事業や居宅介護事業、短期入所事業、重症心身障がい児施設などの、医療・福祉サービスが不足していることから、以下のような課題が発生している。

- ① 在宅生活への不安から退院を躊躇する保護者が増加し、新生児・小児科病棟に6か月以上の長期入院児が恒常的に発生、NICU等の受け入れが困難な状況になっていること。
- ② 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）の在宅における看護・介護は、保護者に支えられている状況にあり、保護者の休息（レスパイト）が強く求められていること。
- ③ 在宅で看護・介護が困難な重症心身障がい児の受け皿である重症心身障がい児施設の入所状況は、9割を超える入所者が18歳以上の障がい者となっており、これら障がい者の地域生活への移行を進めることにより、重症心身障がい児の入所ニーズに応えることが求められていること。

そこで、在宅で生活している医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）の生活実態や医療・福祉ニーズ、障がい福祉サービス事業者等が抱える課題等を明らかにし、医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）やその保護者に対する支援策の在り方等を検討するためのアンケート調査を行い、その結果を分析することにより、これら障がい児（者）の地域生活支援並びに生活の場の確保策について検討のうえ、今後の施策のあり方について、提言を行うこととした。

検討を行う場として、「大阪府障がい者自立支援協議会」の「地域支援推進部会」内に「重症心身障がい児（者）等の地域生活支援方策調査検討会」を設置し、平成22年9月以降、全10回に渡り検討を重ねてきたところである。

なお、本事業は、厚生労働省「平成22年度障害者総合福祉推進事業」の補助採択を受け実施するものであり、調査は、統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項前段に基づく届出を総務大臣に行ったうえで実施したものである。

## (2) 調査の概要

### ① 調査対象の抽出

ア. 在宅の医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等

調査対象：在宅の障がい児・者であって、次の①、②のいずれにも該当するもの。

- ① 身体障がい者手帳及び療育手帳の両方を所持し、身体障害者手帳の等級が1級または2級で、療育手帳の等級がAの府民（政令市含む）
- ② 「大阪府重症心身障害児・者を支える会」若しくは「大阪府肢体不自由者父母の会連合会」の会員等

イ. 障がい福祉サービス事業所等（政令市所在の事業所を含む）

調査対象：①訪問系サービス事業所

（平成22年9月1日現在指定を受けている事業所等）

居宅・重度訪問介護等事業所 2, 196 箇所

重度障害者等包括支援事業所 5 箇所

②日中活動系サービス事業所

生活介護事業所 374 箇所

児童デイサービス事業所 75 箇所

重症心身障がい児（者）通園事業所 11 箇所

③施設系サービス事業所	
短期入所事業所	204か所
重症心身障がい児施設	5か所

ウ. 訪問看護サービス事業所（政令市所在の事業所を含む）

調査対象：訪問看護事業所 512か所  
（平成22年8月31日現在指定を受けている事業所）

エ. ケアホーム（政令市所在の事業所を含む）

調査対象：ケアホーム 21法人（41か所）  
（平成22年9月15日現在、重度心身障がい者の方々にサービスを提供されている事業所）

オ. 重症心身障がい児施設（府管3施設）

調査対象：枚方療育園、四天王寺和らぎ苑、すくよかに入所されている18歳以上の大阪府民 568名

## ② 調査の時期と方法について

調査については、平成22年10月1日を回答基準日とし、府から事業所への郵送による送付、事業所等からの府への郵送による回収を行った。

なお、アの調査については、府として対象者及び居住地を把握していないため、当事者団体である「大阪府重症心身障害児・者を支える会」及び「大阪府肢体不自由児者父母の会連合会」の協力を得て、会員並びに会の活動を通じて知った調査の対象となり得る方々への調査票の配布を行っていただいた。

調査期間は、平成22年10月1日から10月20日まで、ただし、オについては、11月12日までとした。

ア. 重症心身障がい児（者）生活実態調査票

イ. 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）福祉サービス利用状況調査票

ウ. 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）訪問看護サービス利用状況調査票

エ. 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）ケアホーム利用状況調査票

オ. 施設入所者状況調査票

また、イ及びウの調査に協力いただいた事業所のうち、先進的な取り組みを実践されている事業所や、自由記載欄等に参考となる意見等を記入いただいた10事業所を対象にヒアリングを実施した。

### ○ヒアリング実施事業所種別及び箇所数

居宅介護・重度訪問介護	5か所
生活介護	3か所
訪問看護	2か所

③ 調査内容について

(1) 調査内容は、下記調査票（添付資料P-110～P-137）のとおり。

- ア. 重症心身障がい児（者）生活実態調査票
- イ. 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）福祉サービス利用状況調査票
- ウ. 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）訪問看護サービス利用状況調査票
- エ. 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）ケアホーム利用状況調査票
- オ. 施設入所者状況調査票

(2) 回収状況

	調査対象名	配布数	回収数	回収率 (%)
ア	重症心身障がい児（者）	1,943	914	47.0
イ	障がい福祉サービス事業者等	2,870	1,852	64.5
ウ	訪問看護サービス事業所	512	283	55.3
エ	共同生活介護（ケアホーム）事業所 （法人数）	41 (21)	16 (16)	39.0 (76.2)
オ	重症心身障がい児施設入所者	568	568	100.0

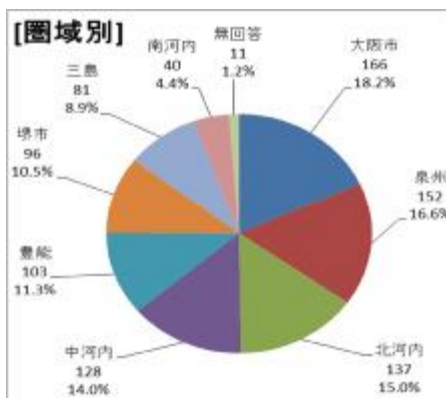
## 2 調査結果からみた医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者を取り巻く現状

### (1)重症心身障がい児・者の現状

#### ① 居住地

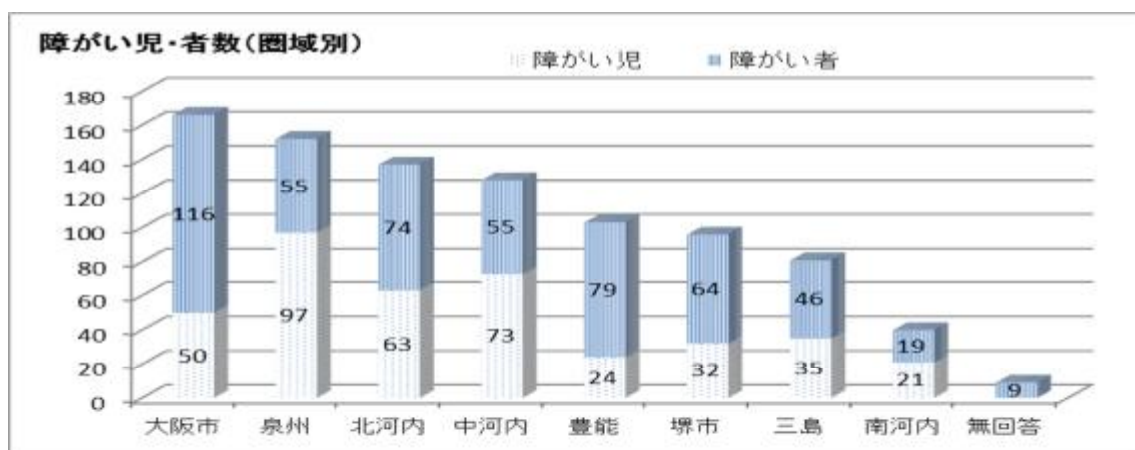
居住地を圏域別にみると、大阪市166名(18.2%)、泉州152名(16.6%)、北河内137名(15.0%)、中河内128名(14.0%)、豊能103名(11.3%)、堺市96名(10.5%)の順となっている。

圏域	人数	割合
大阪市	166	18.2%
泉州	152	16.6%
北河内	137	15.0%
中河内	128	14.0%
豊能	103	11.3%
堺市	96	10.5%
三島	81	8.9%
南河内	40	4.4%
無回答	11	1.2%
合計	914	100%



また、圏域別の障がい児(者)数については、下表のとおり障がい児は、泉州圏域が97名(10.6%)と最も多く、次いで中河内圏域が73名(8.0%)、北河内圏域が63名(6.9%)、大阪市が50名(5.5%)となっている。障がい者については、大阪市が最も多く、116名(12.7%)となっており、次いで豊能圏域が79名(8.6%)、北河内圏域が74名(8.1%)、堺市が64名(7.0%)、泉州圏域が55名(6.0%)となっている。

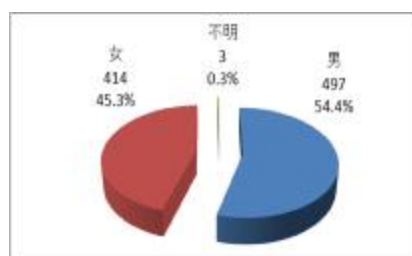
区分	障がい児	割合	障がい者	割合	合計
大阪市	50	5.5%	116	12.7%	166
泉州	97	10.6%	55	6.0%	152
北河内	63	6.9%	74	8.1%	137
中河内	73	8.0%	55	6.0%	128
豊能	24	2.6%	79	8.6%	103
堺市	32	3.5%	64	7.0%	96
三島	35	3.8%	46	5.0%	81
南河内	21	2.3%	19	2.1%	40
無回答	0	0.0%	9	1.0%	9
合計	395		517		912



#### ② 性別

男性497名(54.4%)、女性が414名(45.3%)とほぼ同率となっている。

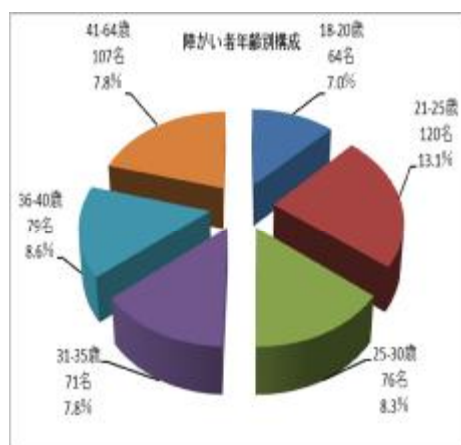
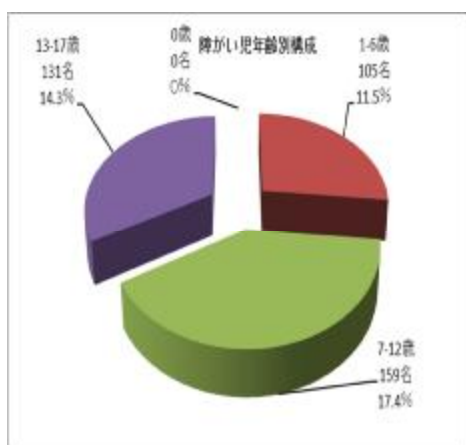
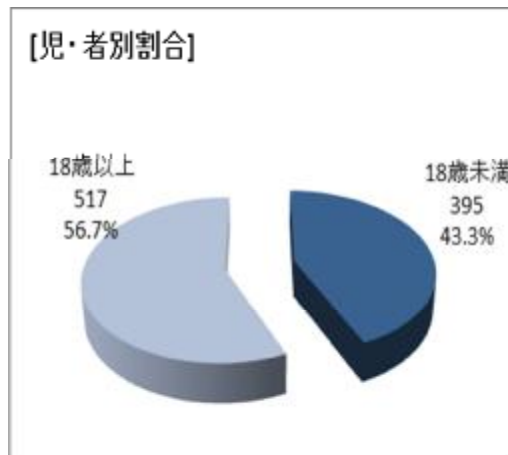
区分	人数	割合
男	497	54.4%
女	414	45.3%
不明	3	0.3%
合計	914	100%



③ 年齢

年齢別では、0歳～18歳未満が395名（43.2%）、18歳～65歳未満が517名（56.6%）となっている。今回の調査では、0歳はおられなかった。

年齢	人数	割合	計	割合
0歳	0	0.0%	395	43.2%
1-6歳	105	11.5%		
7-12歳	159	17.4%		
13-17歳	131	14.3%		
18-20歳	64	7.0%	517	56.6%
21-25歳	120	13.1%		
25-30歳	76	8.3%		
31-35歳	71	7.8%		
36-40歳	79	8.6%		
41-64歳	107	11.7%		
不明	2	0.2%		
総計	914	100%	914	100.0%

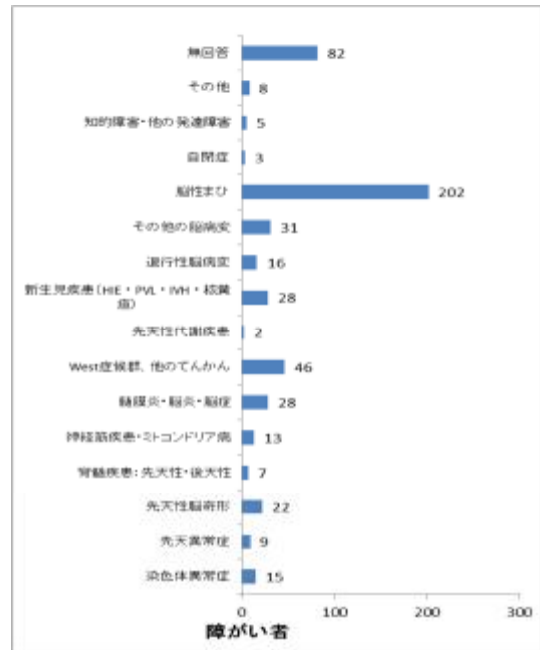
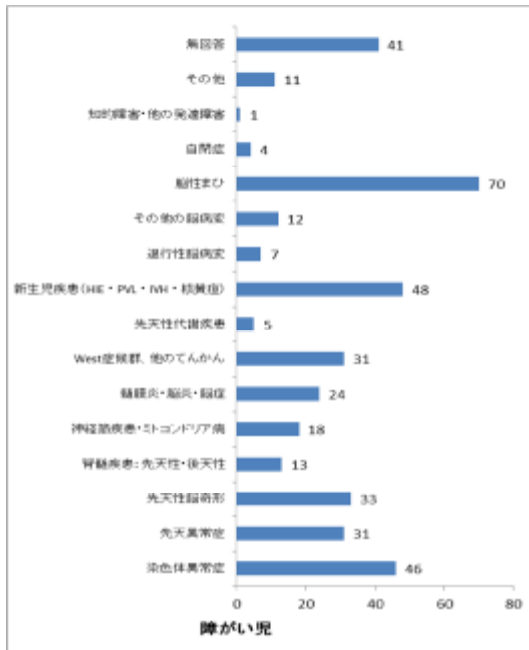


④ 病名

障がいの原因となった主病名については、障がい児は、「脳性まひ」が70名（17.2%）と最も多く、次いで「新生児疾患（HIE・PVL・IVH・核黄疽）」が48名（12.2%）、「染色体異常症」が46名（11.6%）、「先天性脳奇形」33名（8.4%）となっている。

障がい者については、「脳性まひ」が202名（39.1%）と障がい児と同様に最も多く、「West症候群、他のてんかん」が46名（8.9%）、「その他の脳病変」が31名（6.1%）、「髄膜炎・脳炎・脳症」と「新生児疾患（HIE・PVL・IVH・核黄疽）」がそれぞれ28名（5.4%）となっている。

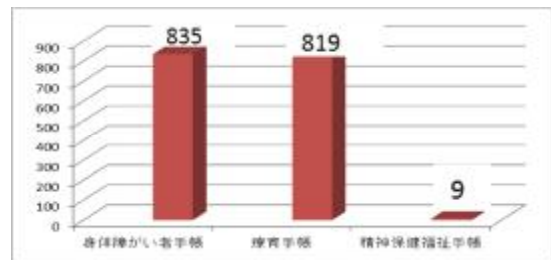
病名区分	障がい児	割合	障がい者	割合	合計
染色体異常症	46	11.6%	15	2.9%	61
先天異常症	31	7.8%	9	1.7%	40
先天性脳奇形	33	8.4%	22	4.3%	55
脊髄疾患：先天性・後天性	13	3.3%	7	1.4%	20
神経筋疾患・ミトコンドリア病	18	4.6%	13	2.5%	31
髄膜炎・脳炎・脳症	24	6.1%	28	5.4%	52
West症候群、他のてんかん	31	7.8%	46	8.9%	77
先天性代謝疾患	5	1.3%	2	0.4%	7
新生児疾患（HIE・PVL・IVH・核黄疽）	48	12.2%	28	5.4%	76
退行性脳病変	7	1.8%	16	3.1%	23
その他の脳病変	12	3.0%	31	6.0%	43
脳性まひ	70	17.7%	202	39.1%	272
自閉症	4	1.0%	3	0.6%	7
知的障害・他の発達障害	1	0.3%	5	1.0%	6
その他	11	2.8%	8	1.5%	19
無回答	41	10.4%	82	15.9%	123
総計	395	100.0%	517	100.0%	912



⑤ 障がい手帳の所持状況

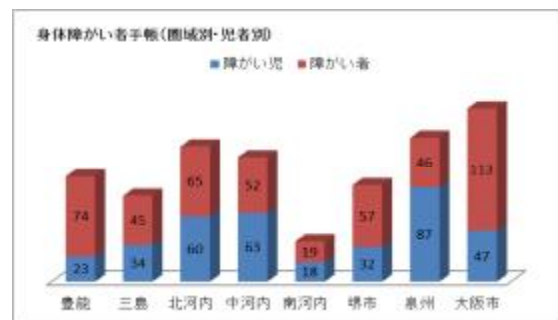
身体障がい者手帳は835名、療育手帳819名、精神保健福祉手帳9名となっている。

種別	人数
身体障害者手帳	835
療育手帳	819
精神保健福祉手帳	9



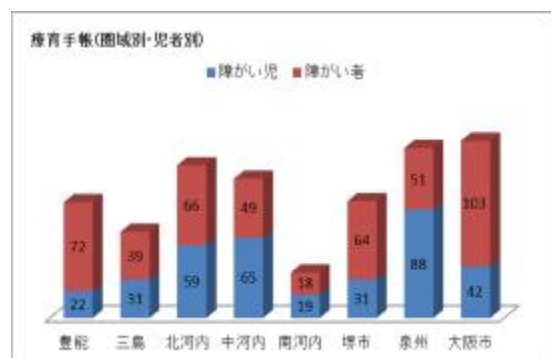
身体障がい者手帳を所持する835名の内訳は、障がい児が364名、障がい者が471名となっている。

・身体障がい者手帳			
区分	障がい児	障がい者	合計
豊能	23	74	97
三島	34	45	79
北河内	60	65	125
中河内	63	52	115
南河内	18	19	37
堺市	32	57	89
泉州	87	46	133
大阪市	47	113	160
-	0	0	0
合計	364	471	835



療育手帳を所持する819名の内訳は、障がい児が357名、障がい者が462名となっている。

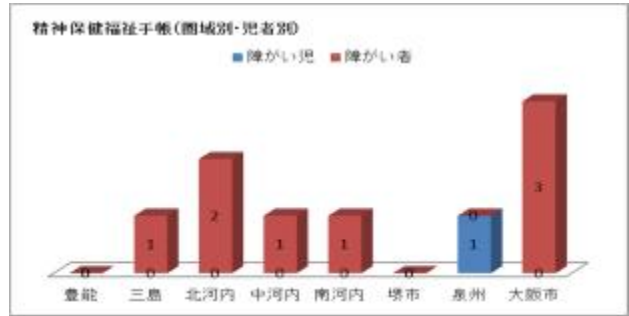
・療育手帳			
区分	障がい児	障がい者	合計
豊能	22	72	94
三島	31	39	70
北河内	59	66	125
中河内	65	49	114
南河内	19	18	37
堺市	31	64	95
泉州	88	51	139
大阪市	42	103	145
-	0	0	0
合計	357	462	819





精神保健福祉手帳を所持する9名については、障がい児が1名、障がい者が8名となっている。

・精神保健福祉手帳			
区分	障がい児	障がい者	合計
豊能	0	0	0
三島	0	1	1
北河内	0	2	2
中河内	0	1	1
南河内	0	1	1
堺市	0	0	0
泉州	1	0	1
大阪市	0	3	3
-	0	0	0
合計	1	8	9

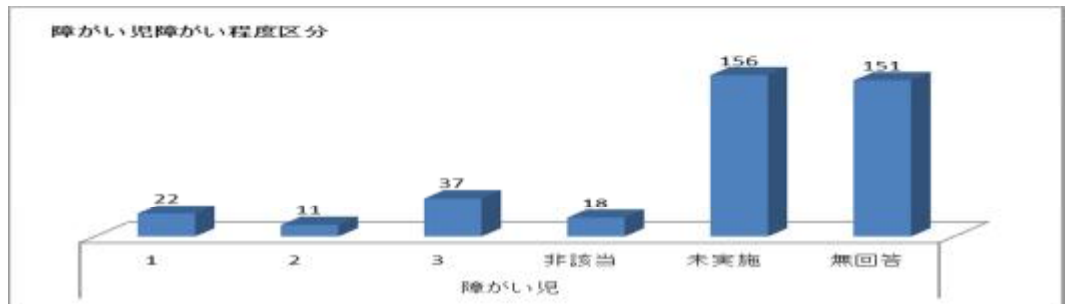


⑥ 障がい程度

障がい程度区分は、障がい児と障がい者でその取扱いが異なる。障がい児の場合、障がい福祉サービスの短期入所事業を利用する場合に障がい程度区分の認定を受けることとなるが、調査結果では、障がい程度区分の認定未実施のものが最も多く156名(39.5%)となっている。

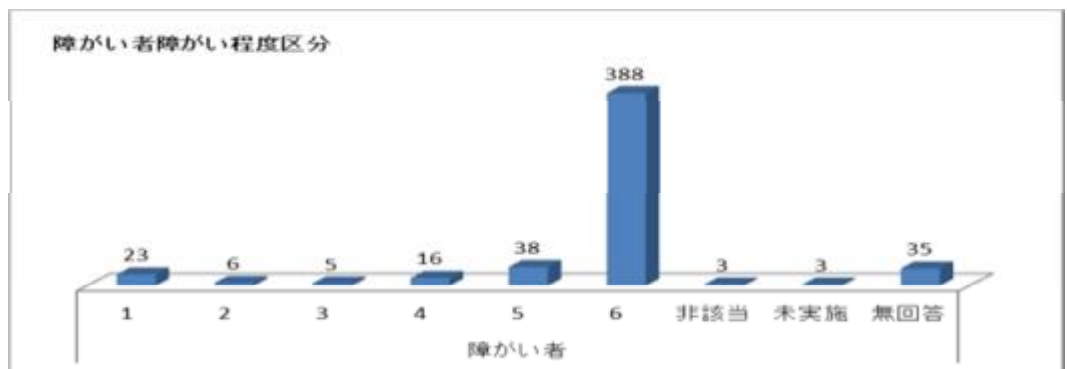
障がい程度区分でみると、「区分3」が37名(9.4%)、「区分1」が22名(5.6%)、「区分2」が11名(2.8%)となっている。

区分	障がい児						合計
	1	2	3	非該当	未実施	無回答	
合計	22	11	37	18	156	151	395
割合	5.6%	2.8%	9.4%	4.6%	39.5%	38.2%	100.0%



一方、障がい者でみると、「区分6」が最も多く、388名(75.0%)となっており、次いで、「区分5」が38名(7.4%)となっている。

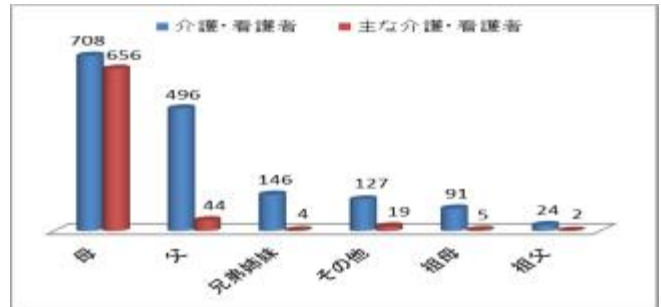
区分	障がい者									合計
	1	2	3	4	5	6	非該当	未実施	無回答	
合計	23	6	5	16	38	388	3	3	35	517
割合	4.4%	1.2%	1.0%	3.1%	7.4%	75.0%	0.6%	0.6%	6.8%	100.0%



⑦ 介護者（複数回答あり）

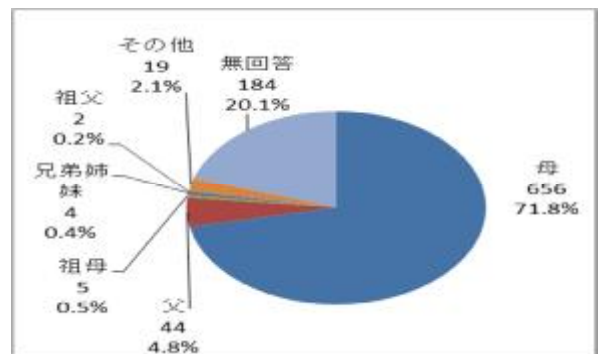
日常的に介護・看護に携わっているものは、下表のとおり、母親708名のほか、父496名、兄弟姉妹146名、祖母91名、祖父24名、その他127名となっており、日常の介護・看護は家族ぐるみで対応されていることがうかがわれる。

区分	介護・看護	主な介護・看護者
母	708	656
父	496	44
兄弟姉妹	146	4
その他	127	19
祖母	91	5
祖父	24	2
無回答	0	184
総計	1592	914



主な介護・看護者は、母が656名(71.8%)を占めている。

区分	主な介護・看護者	割合
母	656	71.8%
父	44	4.8%
祖母	5	0.5%
兄弟姉妹	4	0.4%
祖父	2	0.2%
その他	19	2.1%
無回答	184	20.1%
総計	914	100.0%



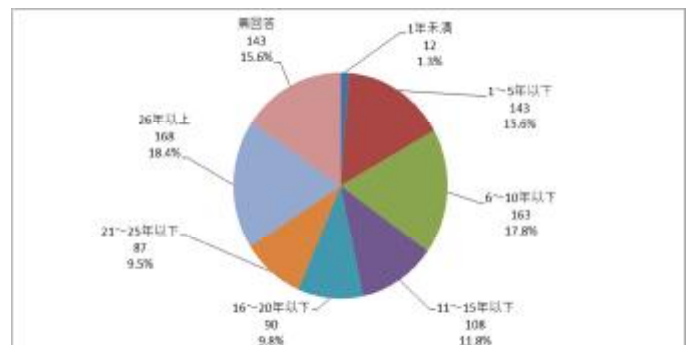
【その他の記載】

ヘルパー、訪問看護師、ボランティア、学校の介助員、ケアホーム・通所施設の職員など

⑧ 介護年数

介護年数は、26年以上が168名(18.4%)、6年～10年以下が163名(17.8%)、1年～5年以下が143名(15.6%)、11年～15年以下が108名(11.8%)の順となっている。

介護年数	人数	割合
1年未満	12	1.3%
1～5年以下	143	15.6%
6～10年以下	163	17.8%
11～15年以下	108	11.8%
16～20年以下	90	9.8%
21～25年以下	87	9.5%
26年以上	168	18.4%
無回答	143	15.6%
総計	914	100.0%



⑨ 医療的ケアの代替者（複数回答あり）

主な介護・看護者がケアできない場合の代替者としては、同居している家族が最も多く、442名(48.2%)となっている。短期入所213名(23.5%)やホームヘルパー155名(17.3%)といった障がい福祉サービスの利用も一定あるが、代替を依頼できないものが198名(21.6%)いる。

介護・看護の代替者	人数	割合
同居の家族	442	48.2%
別居の家族	140	17.0%
別居の親族(おじ・おばなど)	18	8.1%
訪問看護師に依頼	75	8.1%
ホームヘルパーに依頼	155	17.3%
短期入所(ショートステイ)	213	23.5%
知人に依頼	12	1.3%
依頼できない	198	21.6%
その他	76	6.8%

【その他の記載】

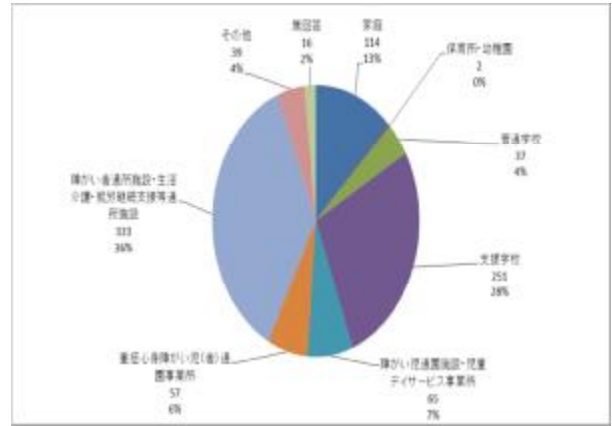
病院へ入院、デイサービス、通所施設の看護師、ガイドヘルパーなど

⑩ 日中の居場所

平日の昼間の居場所としては、家庭のみが114名(12.5%)。

家庭外では、障がい者通所施設等が333名(36.4%)、支援学校が251名(27.5%)となっている。

居場所	人数	割合
家庭	114	12.5%
保育所・幼稚園	2	0.2%
普通学校	37	4.0%
支援学校	251	27.5%
障がい児通園施設・児童デイサービス事業所	65	7.1%
重症心身障がい児(者)通園事業所	57	6.2%
障がい者通所施設・生活介護・就労継続支援等通所施設	333	36.4%
その他	39	4.3%
無回答	16	1.8%
総計	914	100.0%



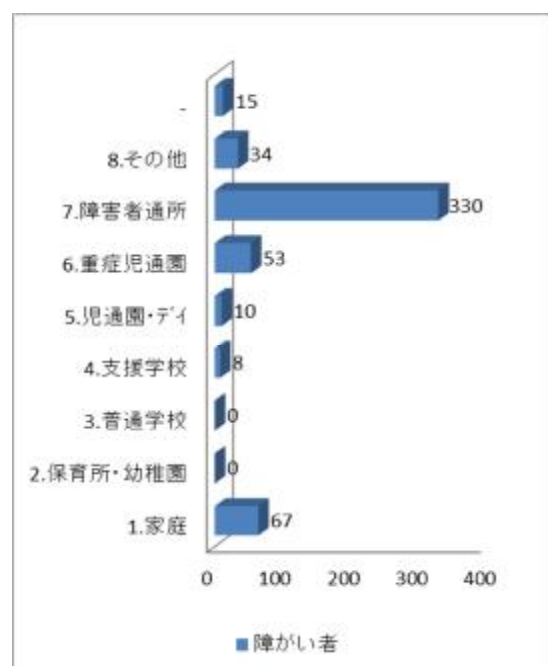
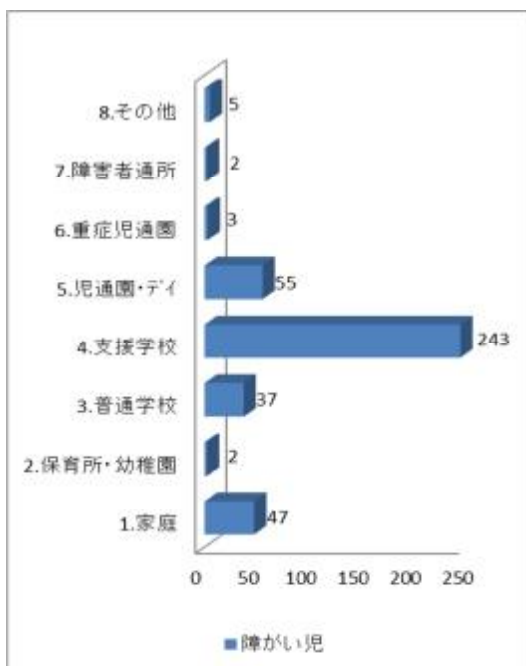
【その他の記載】

病院へ入院中、デイサービス、作業所、医療機関でのリハビリなど

障がい児・者別にみると、障がい児については、「支援学校」が243名(61.5%)と最も多く、次いで「障がい児通園施設・児童デイサービス」が55名(13.9%)、「家庭」が47名(11.9%)、「普通学校」が37名(9.4%)となっている。

障がい者は、障がい者通所施設が330名(63.8%)、家庭が67名(13.0%)、重症心身障がい児(者)通園施設が53名(10.3%)となっている。

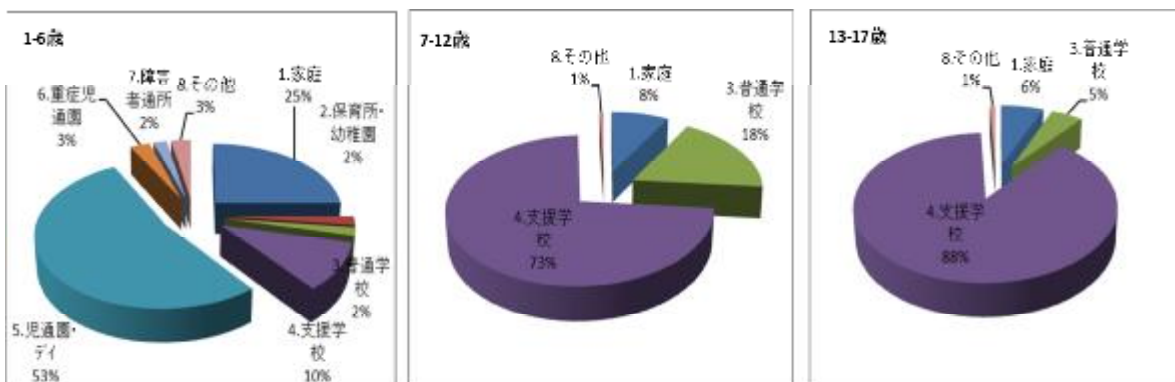
区分	1.家庭	2.保育所・幼稚園	3.普通学校	4.支援学校	5.児通園・デイ	6.重症児通園	7.障害者通所	8.その他	無回答	合計
障がい児	47	2	37	243	55	3	2	5	1	395
障がい者	67	0	0	8	10	53	330	34	15	517
不明							1	1		2
合計	114	2	37	251	65	57	333	39	16	914



障がい児の年齢別の日中の居場所は下表のとおりとなっている。

「1歳～6歳」の就学前児童は、「障がい児通園施設・児童デイサービスセンター」が55名(52.9%)と最も多く、次いで「家庭」が26名(25%)、「支援学校」が11名(10.6%)となっており、「保育所・幼稚園」については、2名(2%)と少ない状況となっている。「7歳～17歳」までの就学年齢の児童については、支援学校における看護師の配置が進んでいるために、いずれも「支援学校」に在籍する障がい児が多く占めている。

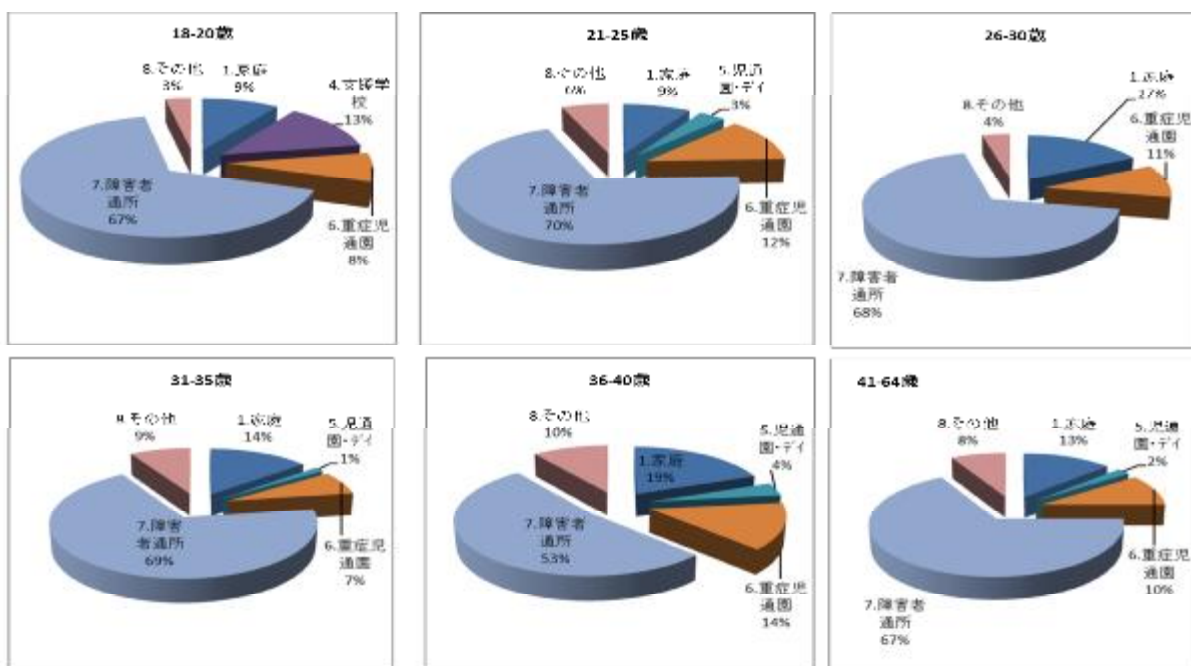
年齢区分	家庭	保育所・幼稚園	普通学校	支援学校	児通園・デイ	重症児通園	障がい者通所	その他	無回答	合計
0歳										0
1-6歳	26	2	2	11	55	3	2	3		104
7-12歳	13		29	116				1	1	160
13-17歳	8		6	116				1		131
計	47	2	37	243	55	3	2	5	1	395
割合	11.9%	0.5%	9.4%	61.5%	13.9%	0.8%	0.5%	1.3%	0.3%	100.0%



障がい者の年齢別の日中の居場所は、下表のとおり、多くが「障がい者通所施設・生活介護・就労継続支援等通所施設」に通っている。

これら施設に通所できないために日中も家庭で過ごしている障がい者は、67名(13.0%)となっている。

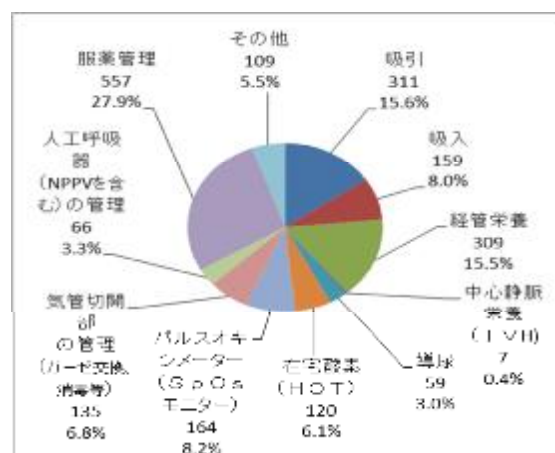
年齢区分	家庭	支援学校	児通園・デイ	重症児通園	障がい者通所	その他	無回答	合計
18-20歳	6	8		5	42	2	1	64
21-25歳	10		4	14	80	7	5	120
26-30歳	13			8	51	3	1	76
31-35歳	10		1	5	49	6		71
36-40歳	15		3	11	41	8	1	79
41-64歳	13		2	10	67	8	7	107
計	67	8	10	53	330	34	15	517
割合	13.0%	1.5%	1.9%	10.3%	63.8%	6.6%	2.9%	100.0%



⑪ 家族が実施している医療的ケアの内容（複数回答あり）

日頃実施されている医療的ケアの内容は、服薬管理が557名（28.1%）と最も多く、次いで、吸引311名（15.6%）、経管栄養309名（15.6%）、パルスオキシメーター（SpO<sub>2</sub>モニター）164名（8.2%）、吸入159名（8.1%）となっている。

医療的ケアの内容	人数	割合
吸引	311	15.6%
吸入	159	8.0%
経管栄養	309	15.5%
中心静脈栄養（IVH）	7	0.4%
導尿	59	3.0%
在宅酸素（HOT）	120	6.1%
パルスオキシメーター（SpO <sub>2</sub> モニター）	164	8.2%
気管切開部の管理（ガーゼ交換、消毒等）	135	6.8%
人工呼吸器（NPPVを含む）の管理	66	3.3%
服薬管理	557	27.9%
その他	109	5.5%
総計（重複あり）	1,996	



【その他の記載】

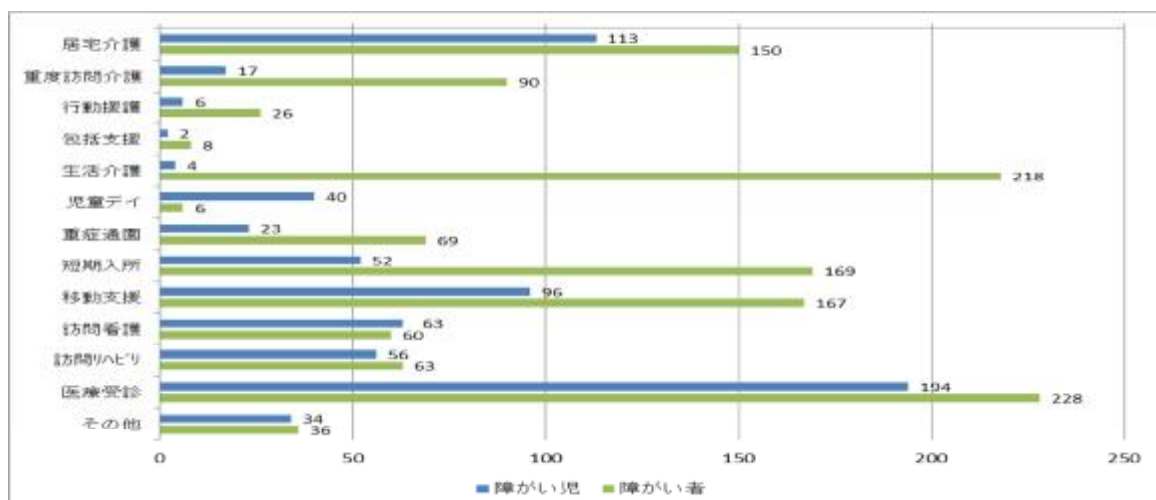
浣腸・摘便、アンビューバッグによる呼吸管理、インシュリン自己注射、気切カニューレの挿入、腹膜透析など

⑫ 利用しているサービスの内容（複数回答あり）

平成22年9月の1か月間に利用した福祉・医療サービスは、障がい児については、「医療受診」が194名（27.7%）と最も多く、次いで「居宅介護」が113名（16.1%）、「移動支援」が96名（13.7%）、「訪問看護」が63名（9.0%）、「訪問リハビリ」が56名（8.0%）となっている。

障がい者については、「医療受診」が228名（17.7%）と障がい児と同様に最も多く、次いで「生活介護」が218名（16.9%）、「短期入所」が169名（13.3%）、「移動支援」が167名（12.9%）、「居宅介護」が150名（11.6%）となっている。

区分	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	包括支援	生活介護	児童デイ	重症通園	短期入所	移動支援	訪問看護	訪問リハビリ	医療受診	その他	合計
障がい児	113	17	6	2	4	40	23	52	96	63	56	194	34	700
割合	16.1%	2.4%	0.9%	0.3%	0.6%	5.7%	3.3%	7.4%	13.7%	9.0%	8.0%	27.7%	4.9%	100.0%
障がい者	150	90	26	8	218	6	69	169	167	60	63	228	36	1,290
割合	11.6%	7.0%	2.0%	0.6%	16.9%	0.5%	5.3%	13.1%	12.9%	4.7%	4.9%	17.7%	2.8%	100.0%
計	263	107	32	10	222	46	92	221	263	123	119	422	70	1,990
割合	13.2%	5.4%	1.6%	0.5%	11.2%	2.3%	4.6%	11.1%	13.2%	6.2%	6.0%	21.2%	3.5%	100.0%





【その他の記載】

病院でのリハビリ、訪問歯科、訪問診療、訪問入浴、タイムケアなど

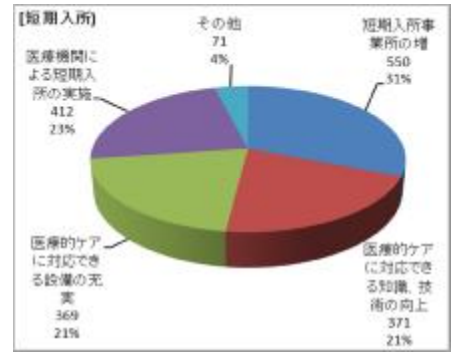
⑬ 必要と感じているサービスの内容（複数回答あり）

必要と感じているサービス内容として、最も多かったのは、短期入所に関するもので1,773名（15.7%）、次いでホームヘルプサービスに関するものが1,760名（15.6%）、生活介護に関するもの1,581名（14.0%）、医療機関に関するものが1,433名（12.7%）となっている。

区分	人数	割合	計	要望率	
<短期入所>			1,773	15.7%	短期入所の増を最も多く望んでおられることがうかがえる
短期入所事業所の増	550	60.2%			
医療的ケアに対応できる知識、技術の向上	371	40.6%			
医療的ケアに対応できる設備の充実	369	40.4%			
医療機関による短期入所の実施	412	45.1%			
その他	71				
<訪問看護>			979	8.7%	訪問看護の利用料の軽減、回数の増、利用できる時間帯を早朝・夜間に拡大を望む声が多い
利用料の軽減	243	26.6%			
利用できる回数の増	224	24.5%			
1回あたりの時間数の増	190	20.8%			
0歳児も利用できる訪問看護事業所の増	67	7.3%			
早朝や夜間も利用できる訪問看護事業所の増	227	24.8%			
その他	28				
<ホームヘルプ>			1,760	15.6%	知識・技術を持ったヘルパーに医療的ケアを望む声が多い。また、利用時間帯（早朝・夜間・休日・祝日）の拡大を望む声が多い。特に入院中のヘルパー利用を望んでいる方は41%を占めている。
ヘルパーにも医療的ケアを認めて欲しい	373	40.8%			
ヘルパーの知識、技術の向上	351	38.4%			
早朝、夜間も利用できる事業所の増	291	31.8%			
休日、祝日も利用できる事業所の増	340	37.2%			
入院中も利用できるヘルパー制度の創設	376	41.1%			
その他	29				
<重症心身障がい児(者)通園事業>			1,350	12.0%	おおむね3割程度の方が、量的、質的な充実について望んでおられる
実施箇所数の増	297	32.5%			
利用定員の増	203	22.2%			
利用回数の増	199	21.8%			
送迎の充実	309	33.8%			
医療的ケアの充実	303	33.2%			
その他	39				
<生活介護>			1,581	14.0%	4割に近い方が、量的、質的な充実について望んでおられる
生活介護事業所の増	338	37.0%			
医療的ケアに対応できる知識、技術の向上	346	37.9%			
医療的ケアに対応できる設備の充実	309	33.8%			
利用回数の増	237	25.9%			
送迎の充実	305	33.4%			
その他	46				
<相談支援>			693	6.1%	4割に近い方が、相談支援事業所の質的充実を望んでおられる。
重症心身障がいを理解し、相談にのってくれる相談支援事業所の増	356	39.3%			
日中活動等サービス利用の調整をしてくれる相談支援事業所の増	313	34.2%			
その他	24				
<医療機関>			1,433	12.7%	重心児(者)を診察してくれる医療機関が少ないことから、5割を超える方が専門医の増を望んでおられる。
訪問診療してくれる医療機関の増	316	34.6%			
気軽に利用できる診療所の増	321	35.1%			
重症心身障がい児(者)を診察してくれる専門医の増	482	52.7%			
医療機関でのレスパイト入院	279	30.5%			
その他	35				
<重症心身障がい児(者)施設>			967	8.6%	施設不足から、4割の方が施設の新設を望んでおられる。
施設の新設	362	39.6%			
生活支援としてのサービス内容の充実	263	28.8%			
地域からの相談にも応じて欲しい	156	17.1%			
施設から看護師やヘルパーを派遣してほしい	159	17.4%			
その他	27				
<ケアホーム>			742	6.6%	
医療的ケアに対応できるケアホームの制度化	367	40.2%			
低料金で利用できるケアホームの制度化	349	38.2%			
その他	26	2.8%			
総数	—	—	11,278	100.0%	

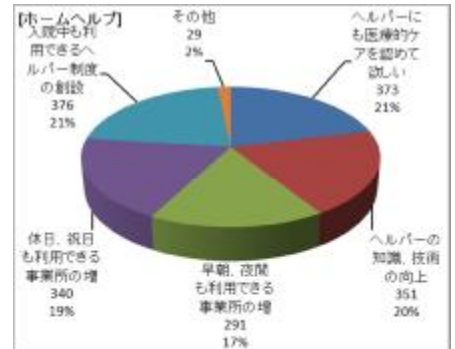
要望区分ごとの特徴や内容の割合については、以下のとおりである。

短期入所に関しては、事業所の増(550名、31%)を望む声が多く、次いで医療機関での短期入所の実施(412名、23%)、医療的ケアに対応できる知識・技術の向上(371名、21%)、医療的ケアに対応できる設備の充実(369名、21%)となっている。



ホームヘルプサービスに関しては、入院中も利用できるヘルパー制度の創設(373名、21%)が最も多く、次いでほぼ同数でヘルパーに医療的ケアを認めてほしい(373名、21%)となっている。

また、ヘルパーの知識・技術の向上(351名、20%)、休日、祝日に利用できる事業所の増(340名、19%)を求める声が多い。

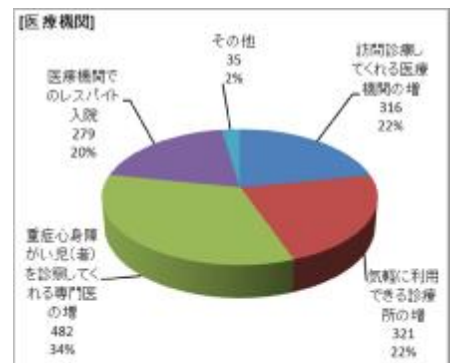


生活介護に関しては、医療的ケアに対応できる知識・技術の向上(346名、22%)が最も多く、次いで生活介護事業所の増(338名、21%)、医療的ケアに対応できる設備の充実(309名、20%)となっている。

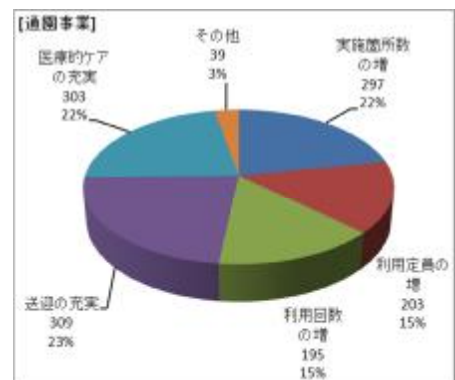
また、生活介護事業所への送迎の充実(305名、19%)や、利用回数の増(233名、15%)を求める声も多い。



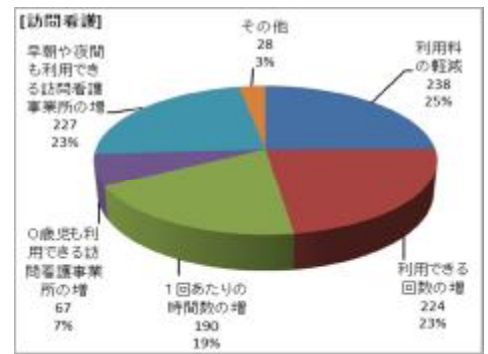
医療機関に関しては、重症心身障がい児(者)を診察してくれる専門医の増(482名、34%)が最も多く、次いで気軽に利用できる診療所の増(321名、22%)、訪問診療してくれる医療機関の増(316名、22%)、医療機関でのレスパイト入院(279名、20%)となっている。



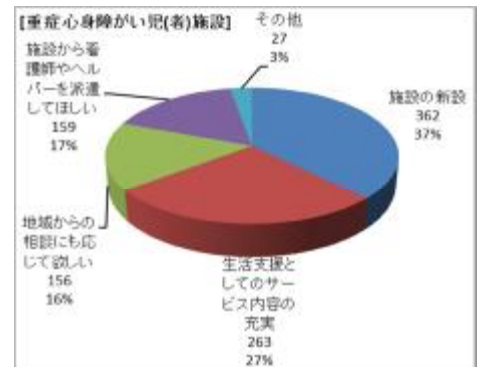
重症心身障がい児(者)通園事業に関しては、送迎の充実(309名、23%)が最も多く、次いで医療的ケアの充実(303名、22%)、実施個所数の増(297名、22%)、利用定員の増(203名、15%)、利用回数の増(195名、15%)となっている。



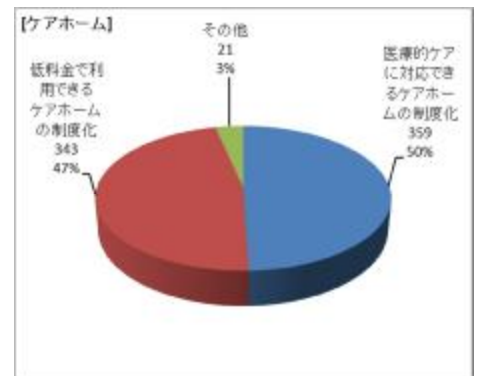
訪問看護に関しては、利用料の軽減（238名、25%）を求める声が多く、次いで早朝や夜間も利用できる訪問看護事業所の増（227名、23%）、利用できる回数の増（224名、23%）がほぼ同数で多くなっている。また、1回あたりの時間数の増（190名、19%）や、0歳児も利用できる訪問看護事業所の増（67名、7%）を求める声がある。



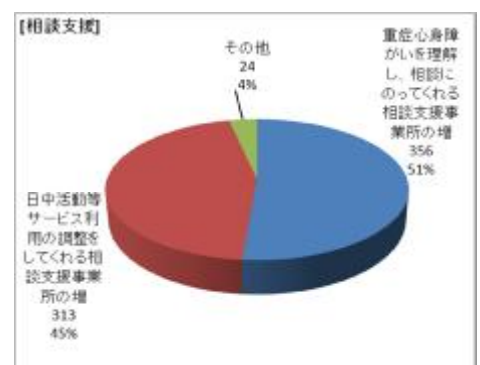
重症心身障がい児施設に関しては、施設の新設（362名、37%）を求める声が多く、次いで生活支援としてのサービス内容の充実（263名、27%）を求めている。また、地域からの相談に応じたほしい（156名、16%）、施設から訪問看護師やヘルパーを派遣してほしい（159名、17%）といった専門施設の機能の地域への開放を求める声がある。



ケアホームに関しては、医療的ケアに対応できるケアホームの制度化（359名、50%）、低料金で利用できるケアホームの制度化（343名、47%）と住まいの場の確保を望む声が多くなっている。



相談支援に関しては、重症心身障がいを理解し、相談に乗ってくれる相談支援事業所の増（356名、51%）が最も多く、次いで日中活動等サービスの調整をしてもらえる相談支援事業所の増（313名、45%）を求める声がある。





⑭ その他自由意見の内容（複数回答あり）

その他自由意見		1-6歳	7-12歳	13-18歳	19-30歳	31-45歳	45-64歳	総計
将来への不安	経済的支援、介護者の就労支援	4	4	8	9	7	1	33
	本人の進路（学校）、就労、余暇活動、施設入所	2	9	19	0	0	0	30
	地域の理解・協力	2	9	13	4	3	0	31
	兄弟姉妹への配慮	7	5	1	1	1	0	15
	将来への不安（その他分類できないもの）	1	9	16	29	20	5	80
地域生活の支援	短期入所事業所の増設	23	45	26	55	38	9	196
	日中活動事業所の増設	21	23	26	17	6	1	94
医療関係	医療機関に関すること	4	4	3	13	8	3	35
	リハビリに関すること	4	3	0	2	0	1	10
障がい児関係	学校等の教育に関すること	8	6	5	0	0	0	19
	支援学校通学バスに関すること	4	8	4	0	0	0	16
	放課後、長期休暇に関すること	1	4	2	0	0	0	7
訪問系サービス	居宅介護に関すること	3	10	6	11	3	0	33
	訪問看護サービスに関すること	1	4	2	3	0	1	11
	入浴サービスに関すること	0	1	3	0	5	2	11
移動に関すること	移動支援の送迎での利用（通学・通所・通院）	1	5	8	0	0	0	14
	その他の移動支援の利用制限の緩和	1	3	4	6	1	1	16
	福祉タクシーや福祉バス等に関すること	0	2	3	4	0	2	11
相談支援	相談機関の充実	8	6	3	7	1	1	26
住まいの場・施設	入所施設の増設	8	6	5	31	30	8	88
	ケアホームの増設	0	0	1	17	22	4	44
医療的ケアの対応	医療行為の規制緩和（医療職以外でも実施）	1	4	4	10	4	0	23
行政への要望	バリアフリー関係	9	16	7	11	4	0	47
	行政への要望に関すること	9	3	10	0	4	0	26
その他	その他	1	0	2	2	3	3	11
合計		123	189	181	232	160	42	927
有効回答数		78	122	115	162	129	32	638

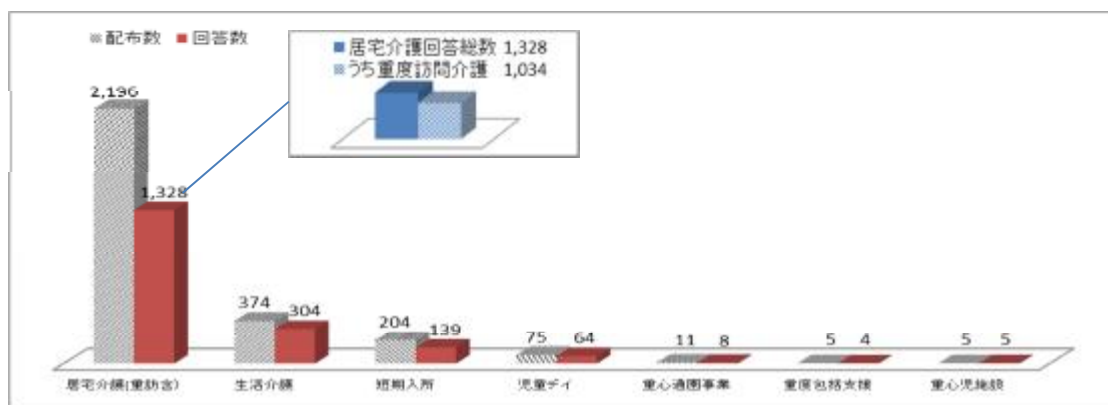
## (2)福祉サービスの現状

### ① 事業所数

障がい福祉サービス事業者等の利用状況調査については、対象事業所2,870事業所のうち、1,852事業所(64.5%)から回答があったが、その内訳は、下表のとおりとなっている。

回答があった居宅介護事業所1,328事業所のうち、重度訪問介護事業所の指定を合わせて受けている事業所数は1,034事業所あり、訪問系サービスとして一体のものとして集計している。

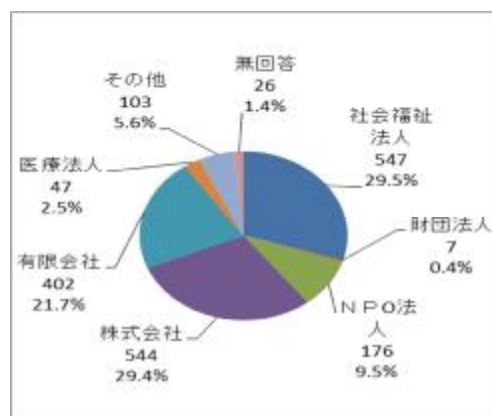
配布先	配布数	回答数	回収率
居宅介護(重訪含)	2,196	1,328	60.5%
生活介護	374	304	81.3%
短期入所	204	139	68.1%
児童デイ	75	64	85.3%
重心通園事業	11	8	72.7%
重度包括支援	5	4	80.0%
重心児施設	5	5	100.0%
合計	2,870	1,852	64.5%



### ② 運営主体

運営主体については、社会福祉法人が547事業所(29.5%)、株式会社が544事業所(29.4%)、有限会社が402事業所(21.7%)となっており、営利法人が5割(51.1%)を超えている。

運営主体名	事業所数	割合
社会福祉法人	547	29.5%
財団法人	7	0.4%
NPO法人	176	9.5%
株式会社	544	29.4%
有限会社	402	21.7%
医療法人	47	2.5%
その他	103	5.6%
無回答	26	1.4%
合計	1,852	100.0%



#### 【その他の記載】

一般社団法人、生活協同組合、地方公共団体、合同会社、医療生協など

各圏域別の事業所数は、大阪市内が最も多く664事業所(35.9%)となっており、次に北河内が224事業所(12.1%)、中河内が199事業所(10.7%)、豊能が165事業所(8.9%)となっている。

各圏域の人口をもとに整備率(対千人当たりの事業所設置率)で見ると、豊能が25.2%と最も高く、次いで大阪市内が25.0%、中河内が23.4%、泉州が19.5%、北河内が19.0%となっている。

圏域	事業所数	割合	H21.10人口	整備率(対千人)
大阪市	664	35.9%	2,661	25.0%
堺市	155	8.4%	837	18.5%
豊能	165	8.9%	656	25.2%
三島	128	6.9%	1,095	11.7%
北河内	224	12.1%	1,181	19.0%
中河内	199	10.7%	851	23.4%
南河内	98	5.3%	637	15.4%
泉州	179	9.7%	919	19.5%
無回答	40	2.2%		
合計	1852	100%	8,837	21.0%

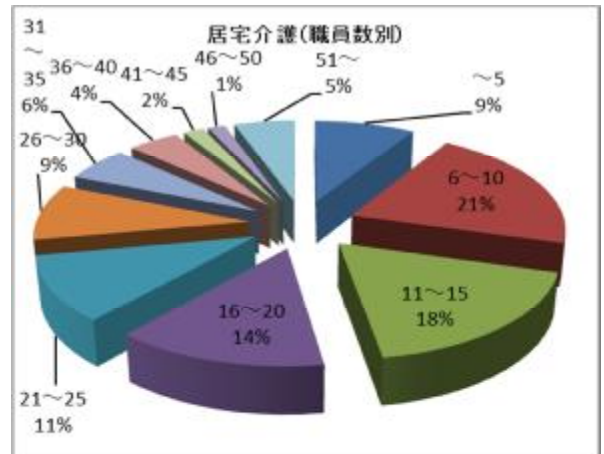
③ 事業所の職員体制

重症心身障がい児施設を除く各事業所の規模別（職員数）は、「6～10人」が410事業所（22.2%）と最も多く、次いで「11～15人」が337事業所（18.2%）、「16～20人」が241事業所（13.0%）、「21～25人」が176事業所（9.5%）、「26～30人」が150事業所（8.1%）、「31～35人」が102事業所（5.5%）、「36～40人」が78事業所（4.2%）、「41～45人」が50事業所（2.7%）、「46～50人」が33事業所（1.8%）、「51～55人」が104事業所（5.6%）となっている。

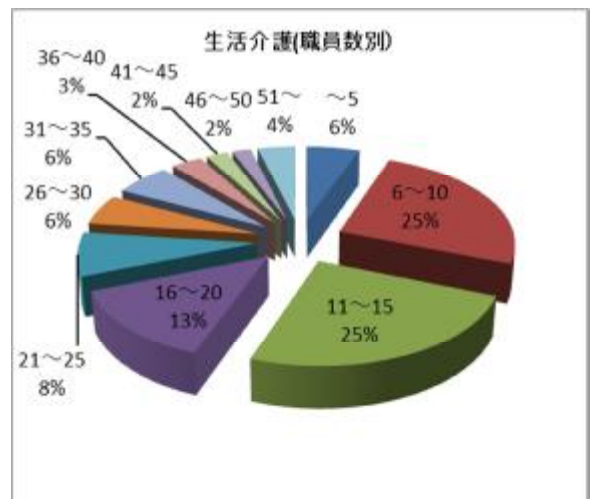
区分	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	無回答	合計
居宅介護	116	276	239	183	143	122	76	59	24	20	70	0	1,328
(重度訪問介護)	93	210	178	135	115	102	61	45	18	16	61	0	1,034
生活介護	17	77	75	41	24	17	18	10	7	6	12	0	304
短期入所	15	20	13	14	7	8	8	9	17	7	21	0	139
児童デイサービス	15	31	9	2	2	2	0	0	2	0	1	0	64
重心通園事業	2	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
重度包括支援	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
合計	166	410	337	241	176	150	102	78	50	33	104	0	1,847
割合	9.0%	22.2%	18.2%	13.0%	9.5%	8.1%	5.5%	4.2%	2.7%	1.8%	5.6%	0.0%	100.0%

事業単位でみると次のような傾向を示している。

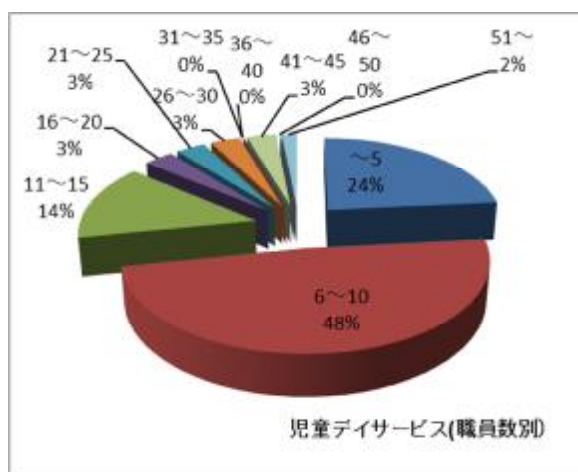
居宅介護事業所については、「6～10人」が最も多く、276事業所（21%）となっており、次いで、「11～15人」が239事業所（18%）、「16～20人」183事業所（14%）となっており、「21～25人」の規模の事業所が約半数を超えている。



生活介護事業所については、「6～10人」が77事業所（25%）と最も多く、ほぼ同数で「11～15人」が75事業所（25%）と、「16～15人」の事業所で約半数を占めている。



児童デイサービスについては、「6～10人」が31事業所（48%）と約半数を占め、次いで「～5人」が15事業所（24%）「11～15人」が9事業所（14%）となっている。

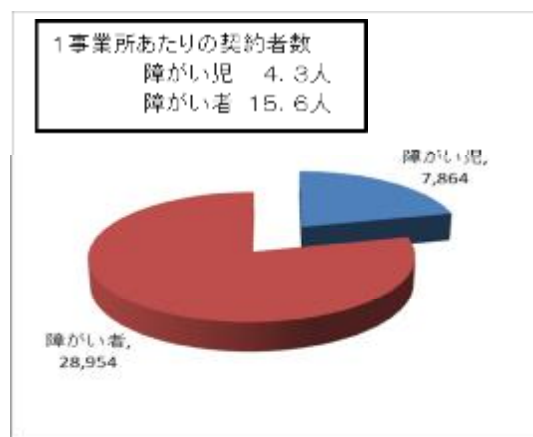


④ 利用者数（重複あり）

障がい児(者)数について回答があった1,852事業所の利用契約者数は、障がい児は7,864名、障がい者は28,954名が利用契約している。

1事業所の平均利用契約者数は、障がい児が4.3名、障がい者が15.6名となっている。

児者別	契約者数	平均
障がい児	7,864	4.3
障がい者	28,954	15.6
計	36,818	19.9



1,852事業所のうち、重症心身障がい児施設（5施設）を除く、1,847事業所の1事業所当たりの利用契約者の状況を見ると、障がい児は4.3名、障がい者が15.4名となっている。また、重症心身障がい児施設の利用者数は、1施設当たりの障がい児数は、13.4名、障がい者は124.6名となっている。

(重心施設以外:1,847事業所)		
児者別	契約者数	平均
障がい児	7,797	4.3
障がい者	28,331	15.4
計	36,128	19.7

(重心施設:5事業所)		
児者別	契約者数	平均
障がい児	67	13.4
障がい者	623	124.6
計	690	138.0

このうち、医療的ケアが必要な障がい児・者の年齢別の利用者数をみると、18歳～39歳が1,868名（44.5%）、40歳～64歳が1,639名（39.1%）、7歳～17歳が594名（14.2%）となっており、低年齢児の利用者数が極端に低くなっている。

なお、利用契約者数のうち、医療的ケアが必要な障がい児・者の比率は、「障がい児」は、利用契約児数7,864名に対し、690名と8.8%にとどまっており、「障がい者」は、利用契約者数28,954名に対し、3,507名と12.1%にとどまっている。

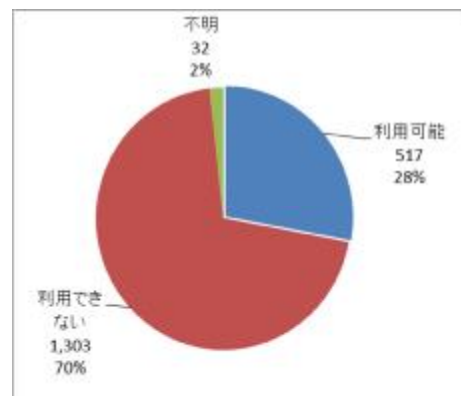
年齢	利用者数	割合	内訳			
			重心以外	割合	重心施設	割合
40歳～64歳	1,639	39.1%	1,237	35.0%	402	61.0%
18歳～39歳	1,868	44.5%	1,669	47.2%	199	30.2%
7歳～17歳	594	14.2%	546	15.4%	48	7.3%
1歳～6歳	96	2.3%	86	2.4%	10	1.5%
0歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	4,197	100.0%	3,538	100.0%	659	100.0%

また、重症心身障がい児施設（5施設）の利用契約者総数は、690名であるが、このうち医療的ケアが必要な障がい児（者）数は、659名となっており、31名については、医療的ケアを必要としない障がい者が利用している。

⑤ 医療的ケア対応事業所の状況

1,852事業所のうち、医療的ケアが必要な障がい児・者に対応できる事業所は、517事業所（27.9%）となっている。

区分	事業所数	割合
利用可能	517	27.9%
利用できない	1,303	70.4%
不明	32	1.7%
合計	1,852	100.0%



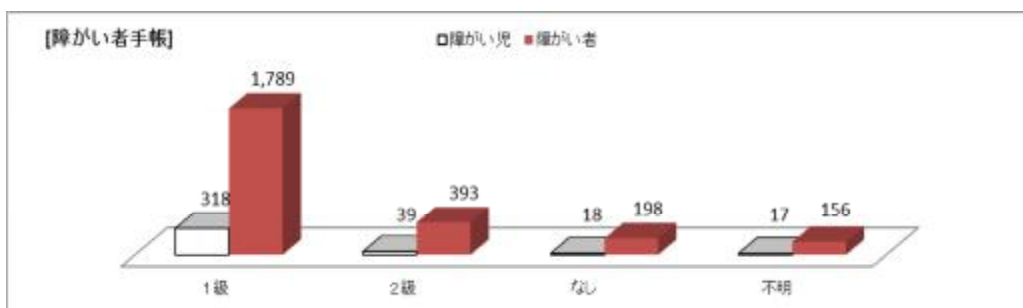
⑥ 障がい手帳

医療的ケアが必要な障がい児・者4,197名の障がい手帳の所持状況は次のとおり。

○身体障がい者手帳

障がい児・者ともに障がい等級については1級が多く、障がい児は318名、障がい者は1,789名となっている。また、障がい等級2級は、障がい児39名、障がい者393名と大半が障がい等級1級の手帳を所持している。

区分	障がい児		障がい者		合計	
	所持数	割合	所持数	割合	所持数	割合
1級	318	81.1%	1,789	70.5%	2,107	72.0%
2級	39	9.9%	393	15.5%	432	14.8%
なし	18	4.6%	198	7.8%	216	7.4%
不明	17	4.3%	156	6.2%	173	5.9%
合計	392	100.0%	2,536	100.0%	2,928	100.0%



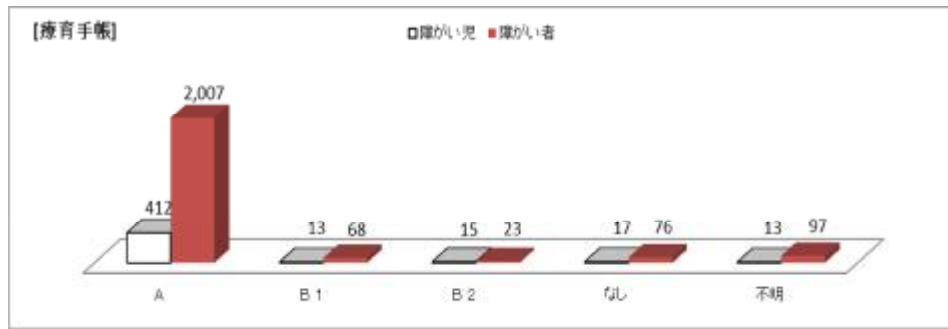
(重症心身障がい児施設以外と重症心身障がい児施設の内訳)

区分	障がい児	障がい者	内訳			
			重心施設以外		重心施設	
			障がい児	障がい者	障がい児	障がい者
1級	318	1,789	221	1,500	97	289
2級	39	393	18	297	21	96
なし	18	198	17	144	1	54
不明	17	156	15	66	2	90
合計	392	2,536	271	2,007	121	529

○療育手帳

障がい児・者ともに、障がい程度は「A」の者が多く、障がい児は412名、障がい者は2,007名となっている。

区分	障がい児		障がい者		合計	
	所持数	割合	所持数	割合	所持数	割合
A	412	87.7%	2,007	88.4%	2,419	88.3%
B1	13	2.8%	68	3.0%	81	3.0%
B2	15	3.2%	23	1.0%	38	1.4%
なし	17	3.6%	76	3.3%	93	3.4%
不明	13	2.8%	97	4.3%	110	4.0%
合計	470	100.0%	2,271	100.0%	2,741	100.0%



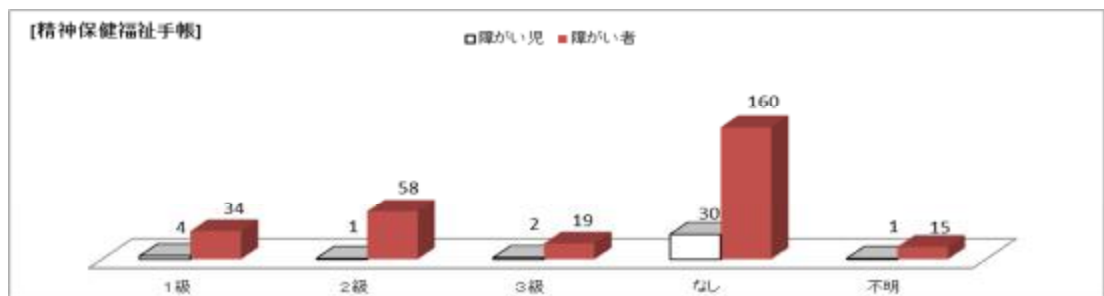
(重症心身障がい児施設以外と重症心身障がい児施設の内訳)

区分	障がい児	障がい者	内訳			
			重心施設以外		重心施設	
			障がい児	障がい者	障がい児	障がい者
A	412	2,007	294	1,512	118	495
B1	13	68	13	68	0	0
B2	15	23	15	23	0	0
なし	17	76	14	76	3	0
不明	13	97	11	39	2	58
合計	470	2271	347	1,718	123	553

○精神保健福祉手帳

精神保健福祉手帳を所持するものは少なく、障がい児は7名、障がい者は111名となっている。

区分	障がい児		障がい者		合計	
	所持数	割合	所持数	割合	所持数	割合
1級	4	10.5%	34	11.9%	38	11.7%
2級	1	2.6%	58	20.3%	59	18.2%
3級	2	5.3%	19	6.6%	21	6.5%
なし	30	78.9%	160	55.9%	190	58.6%
不明	1	2.6%	15	5.2%	16	4.9%
合計	38	100.0%	286	100.0%	324	100.0%



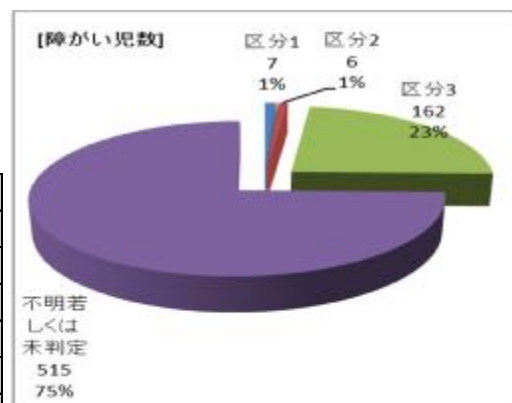
区分	障がい児	障がい者	内訳			
			重心施設以外		重心施設	
			障がい児	障がい者	障がい児	障がい者
1級	4	34	4	33		1
2級	1	58	1	58		
3級	2	19	2	19		
なし	30	160	19	158	11	2
不明	1	15	1	15		
合計	38	286	27	283	11	3



⑦ 利用者の障がい程度区分

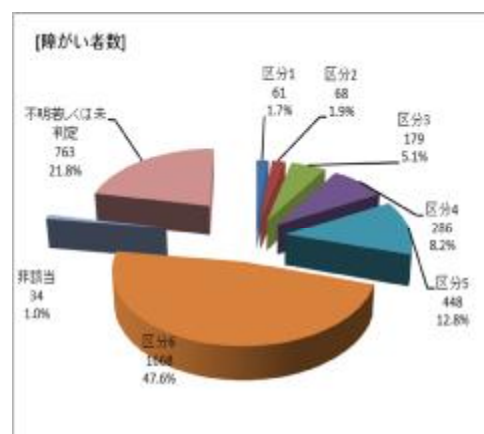
医療的ケアが必要な障がい児（690名）の障がい程度区分は、不明若しくは未判定のものを除き、大半（162名、23.5%）が「区分3」となっている。

障がい程度区分	障がい児数	割合	重心施設以外		重心施設	
			障がい児数	割合	障がい児数	割合
区分1	7	1.0%	7	1.1%	0	0.0%
区分2	6	0.9%	6	0.9%	0	0.0%
区分3	162	23.5%	162	25.6%	0	0.0%
不明若しくは未判定	515	74.6%	457	72.3%	58	100.0%
合計	690	100.0%	632	100.0%	58	100.0%



障がい者の程度区分は、「区分6」が1,668名（47.6%）と最も多く、次いで「区分5」が448名（12.8%）、「区分4」が286名（8.2%）となっている。

障がい程度区分	障がい者数	割合	重心施設以外		重心施設	
			障がい者数	割合	障がい者数	割合
区分1	61	1.7%	61	2.1%	0	0.0%
区分2	68	1.9%	68	2.3%	0	0.0%
区分3	179	5.1%	179	6.2%	0	0.0%
区分4	286	8.2%	286	9.8%	0	0.0%
区分5	448	12.8%	448	15.4%	0	0.0%
区分6	1668	47.6%	1668	57.4%	0	0.0%
非該当	34	1.0%	34	1.2%	0	0.0%
不明若しくは未判定	763	21.8%	162	5.6%	601	100.0%
合計	3,507	100.0%	2,906	100.0%	601	100.0%



⑧ サービス提供時間（複数回答あり）

サービス提供時間については、午前6時～8時（早朝）に対応できる事業所が156事業所（32.7%）、午後6時～10時（夜間）に対応できる事業所が202事業所（42.6%）、午後10時～午前6時（深夜）も対応できる事業所は110事業所（23.2%）となっている。

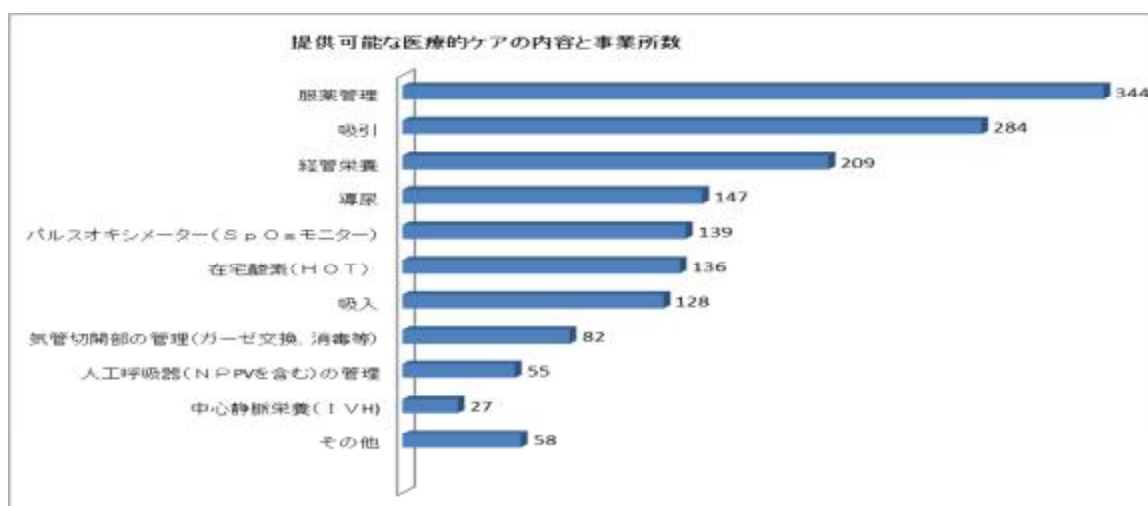


サービス提供時間	事業所数	割合	重心施設以外		重心施設	
			事業所数	割合	事業所数	割合
午前6時～午前8時(早朝)	155	32.7%	150	29.3%	5	100.0%
午前8時～午後6時(日中)	517	109.1%	512	100.0%	5	100.0%
午後6時～午後10時(夜間)	202	42.6%	197	38.5%	5	100.0%
午後10時～午前6時(深夜)	110	23.2%	105	20.5%	5	100.0%
医療的ケア対応事業所数	517		512		5	

⑨ 提供可能な医療的ケアの内容（複数回答あり）

提供可能な医療的ケアの内容は、「服薬管理」が344事業所（66.5%）と最も多く、次いで吸引が284事業所（54.9%）  
経管栄養209事業所（40.4%）となっている。

医療的ケアの内容	事業所数	割合	重心施設以外		重心施設	
			事業所数	割合	事業所数	割合
その他	58	11.2%	57	11.1%	1	20.0%
中心静脈栄養(IVH)	27	5.2%	23	4.5%	4	80.0%
人工呼吸器(NPPVを含む)の管理	55	10.6%	52	10.2%	3	60.0%
気管切開部の管理(ガーゼ交換、消毒等)	82	15.9%	77	15.0%	5	100.0%
吸入	128	24.8%	124	24.2%	4	80.0%
在宅酸素(HOT)	136	26.3%	133	26.0%	3	60.0%
パルスオキシメーター(SpO2モニター)	139	26.9%	134	26.2%	5	100.0%
導尿	147	28.4%	143	27.9%	4	80.0%
経管栄養	209	40.4%	204	39.8%	5	100.0%
吸引	284	54.9%	279	54.5%	5	100.0%
服薬管理	344	66.5%	339	66.2%	5	100.0%
医療的ケア対応事業所数	517	-	512	-	5	-



【その他の記載】

インシュリン注射、褥瘡処置、浣腸・排便、膀胱洗浄など

⑩ 障がい児・者に提供している医療的ケアの内容（複数回答あり）

障がい児は、「服薬管理」が383名（55.5%）と最も多く、次いで「吸引」が271名（39.3%）、「経管栄養」が205名（29.7%）となっている。

障がい者についても、「服薬管理」が2,392名（68.2%）と最も多く、次いで「吸引」が689名（19.6%）、「経管栄養」が565名（16.1%）となっている。

医療的ケアの内容	障がい児数		障がい者数		合計	割合
吸引(口・鼻腔内)	168	39.3%	436	19.6%	604	22.9%
吸引(気管内)	103		253		356	
吸入	143	20.7%	211	6.0%	354	8.4%
経管栄養(経鼻栄養)	75		158		233	
経管栄養(胃ろう)	125	29.7%	384	16.1%	509	18.4%
経管栄養(腸ろう)	5		23		28	
中心静脈栄養(カテーテル)	2		8		10	
中心静脈栄養(ポート)	0	0.3%	4	0.3%	4	0.3%
導尿(自己導尿)	13		69		82	
導尿(留置カテーテル)	5	2.6%	99	4.8%	104	4.4%
在宅酸素	26	3.8%	99	2.8%	125	3.0%
パルスオキシメーター	108	15.7%	281	8.0%	389	9.3%
気管切開部の管理(ガーゼ交換、消毒等)	80	11.6%	181	5.2%	261	6.2%
人工呼吸器の管理	14	2.0%	143	4.1%	157	3.7%
服薬管理	383	55.5%	2,392	68.2%	2,776	66.1%
その他	17	2.5%	97	2.8%	114	2.7%
医療的ケア利用児・者数	690		3,507		4,197	

【その他の記載】

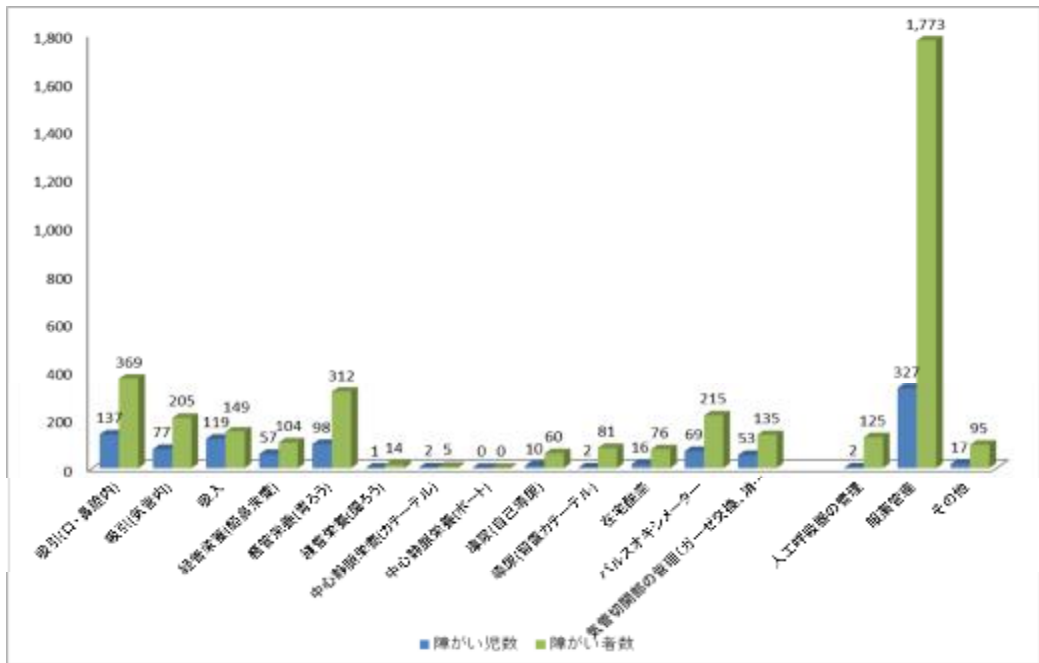
インシュリン注射、褥瘡処置、浣腸・排便、膀胱洗浄など



重症心身障がい児施設以外の事業所の状況をみると、障がい児、障がい者ともに「服薬管理」が最も多くなっている。次いで、「吸引」「経管栄養」となっている。

(重症心身障害児施設以外の事業所)

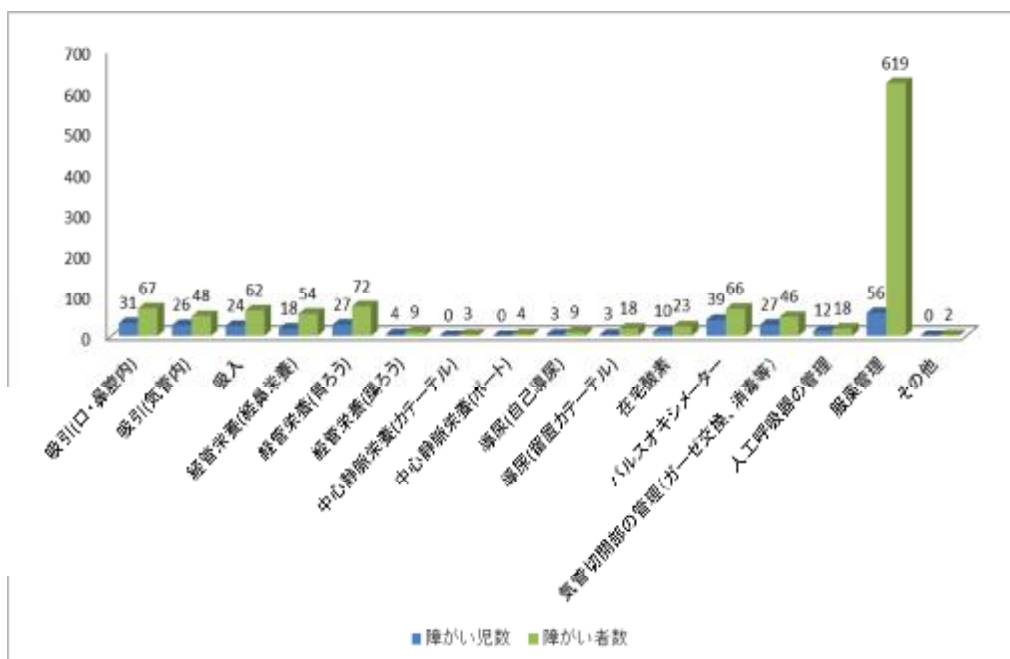
医療的ケアの内容	障がい児数		障がい者数		合計	割合
吸引(口・鼻腔内)	137	33.9%	369	19.8%	506	22.3%
吸引(気管内)	77		205			
吸入	119	18.8%	149	5.1%	268	7.6%
経管栄養(経鼻栄養)	57	24.7%	104	14.8%	161	16.6%
経管栄養(胃ろう)	98		312			
経管栄養(腸ろう)	1		14			
中心静脈栄養(カテーテル)	2	0.3%	5	0.2%	7	0.2%
中心静脈栄養(ポート)	0		0			
導尿(自己導尿)	10	1.9%	60	4.9%	70	4.3%
導尿(留置カテーテル)	2		81			
在宅酸素	16	2.5%	76	2.6%	92	2.6%
パルスオキシメーター	69	10.9%	215	7.4%	284	8.0%
気管切開部の管理(ガーゼ交換、消毒等)	53	8.4%	135	4.6%	188	5.3%
人工呼吸器の管理	2	0.3%	125	4.3%	127	3.6%
服薬管理	327	51.7%	1,773	61.0%	2,101	59.4%
その他	17	2.7%	95	3.3%	112	3.2%
医療的ケア利用児・者数	632		2,906		3,538	



重症心身障がい児施設の状態をみると、障がい児については、「吸引」が57名(98.3%)と最も多く、次いで「服薬管理」が56名(96.6%)、経管栄養が49名(84.5%)となっている。

(重症心身障がい児施設)

医療的ケアの内容	障がい児数		障がい者数		合計	割合
吸引(口・鼻腔内)	31	98.3%	67	19.1%	99	26.2%
吸引(気管内)	26		48			
吸入	24	41.4%	62	10.3%	86	13.1%
経管栄養(経鼻栄養)	18	84.5%	54	22.5%	73	28.0%
経管栄養(胃ろう)	27		72			
経管栄養(腸ろう)	4		9			
中心静脈栄養(カテーテル)	0	0.0%	3	1.2%	3	1.1%
中心静脈栄養(ポート)	0		4			
導尿(自己導尿)	3	10.3%	9	4.5%	12	5.0%
導尿(留置カテーテル)	3		18			
在宅酸素	10	17.2%	23	3.8%	33	5.0%
パルスオキシメーター	39	67.2%	66	11.0%	106	16.0%
気管切開部の管理(ガーゼ交換、消毒等)	27	46.6%	46	7.7%	73	11.1%
人工呼吸器の管理	12	20.7%	18	3.0%	30	4.6%
服薬管理	56	96.6%	619	103.0%	676	102.6%
その他	0	0.0%	2	0.3%	2	0.3%
医療的ケア利用児・者数	58		601		659	

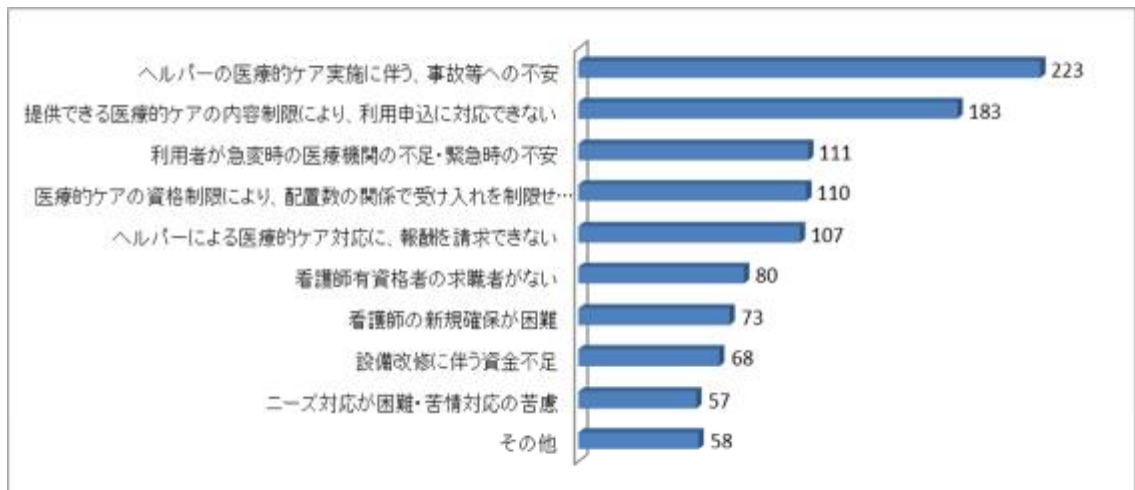


⑪ 医療的ケア提供のための課題（複数回答あり）

医療的ケアに対応している事業所（517事業所）において課題として挙げている内容は、下表のとおり、223事業所(43.1%)が「ヘルパーの医療的ケアの実施に伴う事故等への不安」を課題として挙げている。

次いで、「提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある」が183事業所(35.4%)、「利用者が急変した場合に受け入れてくれる地域医療機関が少なく、何かあった場合のことが不安」が111事業所(21.5%)、「医療的ケアに従事できる職員は看護師に限定されており、看護師の配置数から受け入れができる障がい児(者)数を制限せざるを得ない」が110事業所(21.3%)、「ヘルパーが身体介護の提供時に医療的ケアが必要なときがあり対応せざるを得ないが報酬請求できない」が107事業所(20.7%)などとなっている。

課題となっている内容	事業所数	割合
ヘルパーが医療的ケアを実施せざるを得ない状況があるが、事故等が発生しないか心配	223	43.1%
提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申込に対応できない場合がある	183	35.4%
利用者が急変した場合に、受け入れてる地域医療機関が少なく、何かあった場合のことが不安	111	21.5%
医療的ケアに従事できる職員は看護師に限定されており、看護師の配置数から受け入れができる障がい児(者)数を制限せざるを得ない	110	21.3%
ヘルパーが身体介護の提供時に医療的ケアが必要なときがあり、対応せざるを得ないが、報酬を請求できない	107	20.7%
看護師資格を持つヘルパーを雇用したいが、求職者がいない	80	15.5%
現に配置している看護師に多大の負担がかかっているが、新たに看護師を確保することが困難	73	14.1%
受け入れ範囲を拡大するためには、設備改修が必要となるが、資金がない	68	13.2%
保護者の方が求める水準どおりにサービス提供が困難。また苦情対応に困っている	57	11.0%
その他	58	11.2%



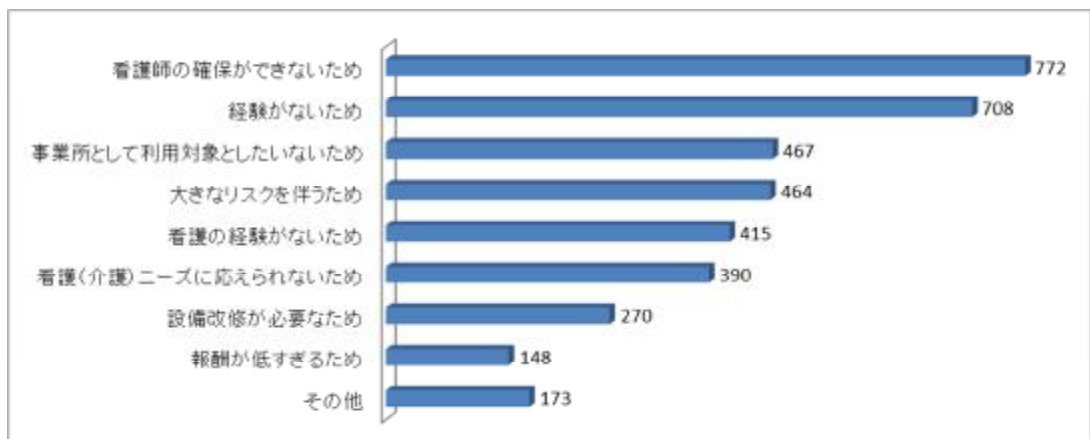
【その他の記載】

- 技術についてはあらかじめ看護師の指導があって行われているが、もう少し充実した指導内容であってほしい。医療的ケアは責任も重くヘルパーは不安も多い
- 訪看等との連携、体制づくり
- 看護師を雇用する資金がない
- 医療ケアが出来るようになるために、看護師と混えた研修を何度も繰り返すことが必要で、人材を育てるのに時間と労力、費用が必要である
- 訪問介護事業所と医療機関との連携
- 非常勤雇用の看護師だけでは急変した場合の緊急対応ができない。送迎対応が難しい
- ヘルパーが安心して医療的ケアに関われるような研修制度
- 看護師を三名配置しているのでケア提供はできるが事業報酬によるカバーができ

⑫ 医療的ケアが必要な障がい児・者を受け入れていない理由（複数回答あり）

医療的ケアが必要な障がい児・者を受け入れていない事業所（1, 335事業所）が、対応できない理由として挙げている内容は、下表のとおり、772事業所（57.8%）が「医療的ケアを担う看護師の確保ができない」を挙げている。

次いで、「医療的ケアが必要な障がい児（者）の身体介護の経験がないため」が708事業所（53.0%）、「事業所として医療的ケアが必要な障がい児（者）を利用対象としていない」が467事業所（35.0%）、「医療的ケアが必要な障がい児（者）の身体介護は大きなリスクを伴うため」が464事業所（34.8%）、「医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護の経験がないため」が415事業所（31.1%）などとなっている。



【その他の記載】

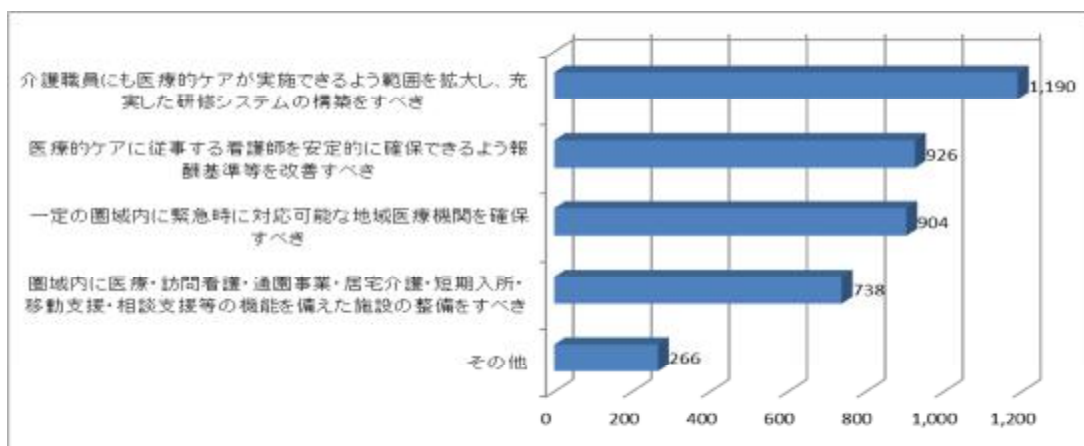
- 夜間の看護体制の問題が大きい
- 介助者自身の質や、不安を取り除く事ができないため
- 医療的ケアが必要な障がい児（者）の身体介護の経験が豊富なヘルパーの代替要員が少ないため
- 事業所が小さいため（スペースの問題がある） 動きの激しい方（利用者さん）がいるため、安全の確保が難しい
- 医療的ケアの研修が必要だができていない
- 児童デイサービス II において、そもそも医療的ケアが必要な人の受け入れを想定した配置基準及びそれに合わせた報酬となっていないと思われる
- 命を守る為に、安易に引き受けられない かなりの研修制度と医療技術が求められる
- 障害児（者）の医療ケアの医師、看護師による指導が無いためできない
- 緊急時に対しての医療機関の支援の確保が困難 など

⑬ 医療的ケアが必要な障がい児・者のための地域生活支援策（複数回答あり）

回答があった1, 852事業所が、医療的ケアが必要な障がい児・者が安心して地域生活を送るために改善すべき内容で、最も多いのは「介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築すべき」1, 190事業所（64.3%）となっている。

次いで、「医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき」が926事業所（50.0%）、「一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき」が904事業所（48.8%）、「圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護・短期入所・移動支援・相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき」が738事業所（39.8%）となっている。

区分	事業所数	割合
介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき	1,190	64.3%
医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき	926	50.0%
一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき	904	48.8%
圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護・短期入所・移動支援・相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき	738	39.8%
その他	266	14.4%



【その他の内容】（複数回答あり）

要望	内訳	
配置基準・加算報酬の見直し	重度訪問介護報酬の増	15
	看護師配置基準の見直し・報酬の増	12
	介護職員が医療的ケアを提供した場合に加算	24
制度の見直し	加算・報酬見直し	23
	サービス内容	14
	医療と福祉の統合	4
公的研修・公的資格制度の確立（個別対応に配慮）	規制緩和法の整備	10
	研修制度の確立	50
	医療的ケアの専門資格の創設	5
医療的ケアの規制緩和	期待（介護職員が実施できるほうが良い）	48
	消極的（制度・社会資源の見直しが優先）	44
	否定的（専門職の実施が原則）	14
地域医療機関の理解・協力	医療機関との連携・情報の共有	29
	緊急時対応の医療機関の充実	20
医療的ケアの実施状況	医療機関の研修受けて実施	3
	家族の指導を受けて実施	3
行政への要望	公的相談機関の創設	26
	医療的ケア対応職員への保護制度の確立	11
	各関連機関連携に向けての包括支援	27
	施設・設備の充実・創設	34
医療従事者（看護師、作業療法士・理学療法士）の育成・確保		27
介護職員の育成・確保（資質向上）		19
介護職員・事務職員の処遇改善		30
本人・家族、関係機関の信頼関係の構築		8
事務処理の効率化・簡素化		5
その他	研修があれば、参加したい	5
	医療的ケア対象利用者がいない	14
	その他	8
合計		532

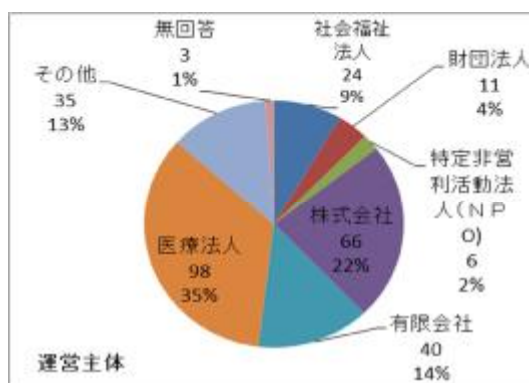


### (3)訪問看護ステーションの現状

#### ①事業所数（運営主体別）

回答があった訪問看護ステーション283カ所の運営主体は、医療法人が最も多く98カ所（34.6%）となっている。次いで、株式会社が66カ所（23.3%）、有限会社が40カ所（14.1%）となっている。

運営主体	事業所数	割合
社会福祉法人	24	8.5%
財団法人	11	3.9%
特定非営利活動法人(NPO)	6	2.1%
株式会社	66	23.3%
有限会社	40	14.1%
医療法人	98	34.6%
その他	35	12.4%
無回答	3	1.1%
合計	283	100.0%



#### 【その他の記載】

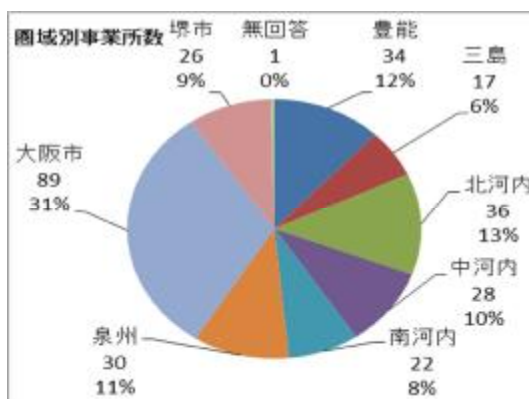
社会医療法人、社団法人、医療生活協同組合など

#### ②所在地（圏域別）

圏域別にみると、大阪市が89カ所（31.4%）、北河内が36カ所（12.7%）、豊能が34カ所（12.0%）、泉州が30カ所（10.6%）の順となっている。

各圏域の人口規模により整備率を見てみると、豊能圏域が最も整備率が高く0.052となっており、次いで南河内圏域が0.035、中河内、泉州、大阪市が0.033となっている。最も整備率が低いのは三島圏域となっている。

圏域名	事業所数	割合	整備率	人口:千人
豊能	34	12.0%	0.052	656
三島	17	6.0%	0.016	1,095
北河内	36	12.7%	0.030	1,181
中河内	28	9.9%	0.033	851
南河内	22	7.8%	0.035	637
泉州	30	10.6%	0.033	919
大阪市	89	31.4%	0.033	2,661
堺市	26	9.2%	0.031	837
無回答	1	0.4%		
合計	283	100.0%	0.032	8,837



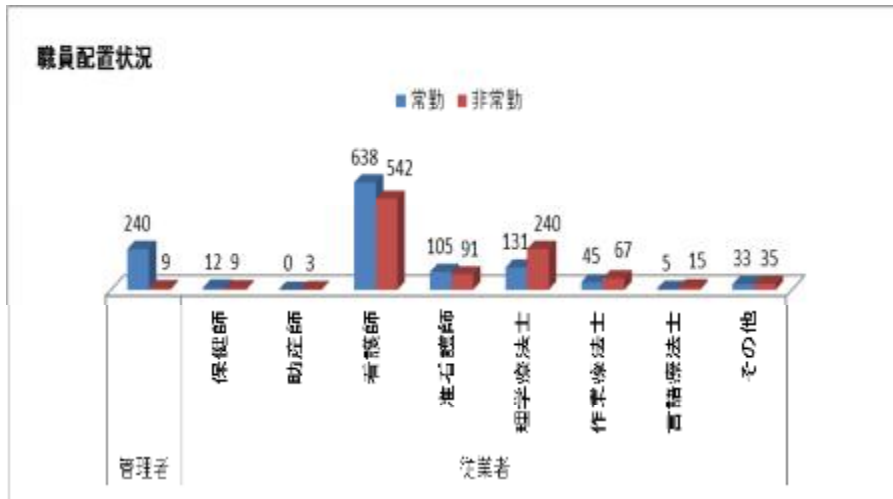
#### ③職員体制

回答があった訪問看護ステーション（283事業所）の職員配置状況は、看護師・准看護師のほか、理学療法士、作業療法士等が配置されている。

常勤換算では、訪問看護ステーション1カ所あたり、概ね4.6人の配置となっている。

(1,296.71人÷283カ所=4.6人)

職名	常勤	非常勤	計	常勤換算	
管理者	240	9	249	167.90	
従業者	保健師	12	9	21	12.40
	助産師	0	3	3	0.00
	看護師	638	542	1,180	755.09
	准看護師	105	91	196	116.69
	理学療法士	131	240	371	154.12
	作業療法士	45	67	112	49.57
	言語療法士	5	15	20	7.19
その他	33	35	68	33.75	
計	1,209	1,011	2,220	1,296.71	



また、訪問看護ステーションの規模別の事業所数は、「6人～10人」が138事業所（49%）と最も多く、次いで「～5人」が92事業所（32%）と10人までの小規模な事業所が8割を超えている。

圏域	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	合計
豊能	5	24	3	0	1	1	34
三島	4	7	4	2	0	0	17
北河内	11	19	3	3	0	0	36
中河内	6	17	2	2	1	0	28
南河内	6	11	4	0	1	0	22
堺市	10	11	3	1	1	0	26
泉州	15	12	1	0	1	1	30
大阪市	34	37	13	4	1	0	89
-	1	0	0	0	0	0	1
合計	92	138	33	12	6	2	283



④ 医療的ケアが必要な障がい児・者の利用の可否

医療的ケアが必要な障がい児・者の利用が可能と答えた訪問看護ステーションは、208か所（73.5%）となっている。

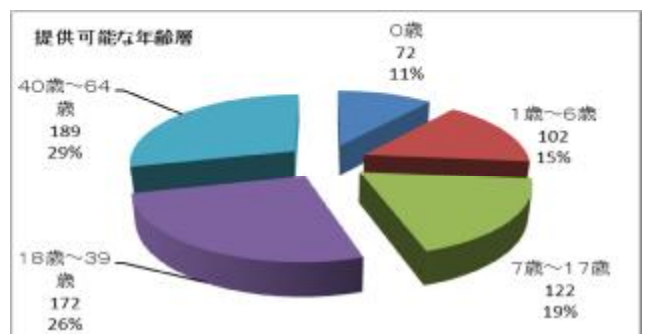
区分	事業所数	割合
利用は可能	208	73.5%
利用はできない	70	24.7%
不明	5	1.8%
合計	283	100.0%

⑤ 利用対象

利用が可能な年齢層については、40歳以上が最も多く、年齢が下がるにしたがって事業所数が減少している。

なお、0歳児についても対象としている事業所は、72事業所であった。

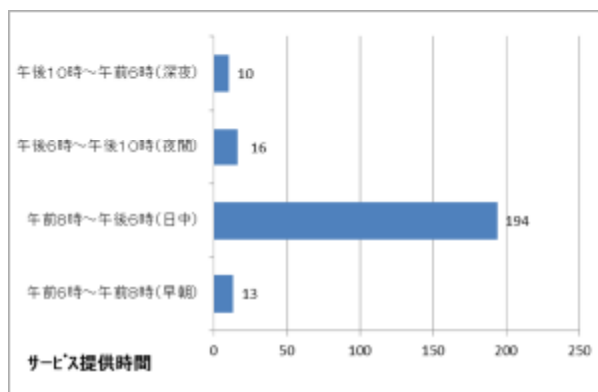
0歳	72
1歳～6歳	102
7歳～17歳	122
18歳～39歳	172
40歳～64歳	189
合計	657



⑥ サービス提供時間帯（複数回答あり）

サービス提供時間については、早朝が13か所(6.3%)、夜間が16か所(7.7%)、深夜が10所(4.8%)と、1割に満たない状況となっている。

サービス提供時間帯	事業所数	割合
午前6時～午前8時(早朝)	13	6.3%
午前8時～午後6時(日中)	194	93.3%
午後6時～午後10時(夜間)	16	7.7%
午後10時～午前6時(深夜)	10	4.8%
無回答	14	—
医療的ケア対応事業所	208	—

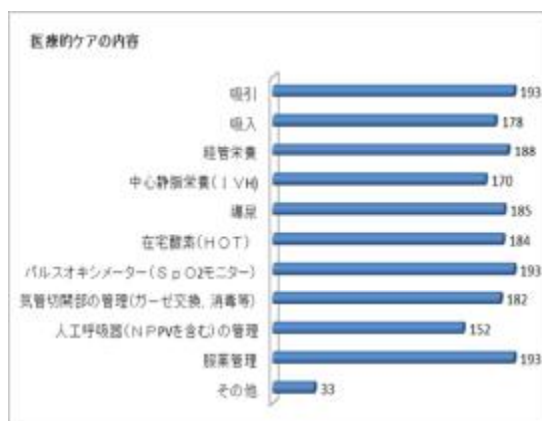


⑦ 提供可能な医療的ケアの内容（複数回答あり）

提供可能な医療的ケアの内容は、右表のとおり。

医療的ケアについて、ほぼすべての内容に対応されている。

提供可能な医療的ケアの内容	事業所数	割合
吸引	193	92.8%
吸入	178	85.6%
経管栄養	188	90.4%
中心静脈栄養(IVH)	170	81.7%
導尿	185	88.9%
在宅酸素(HOT)	184	88.5%
パルスオキシメーター(SpO2モニター)	193	92.8%
気管切開部の管理(ガーゼ交換、消毒等)	182	87.5%
人工呼吸器(NPPVを含む)の管理	152	73.1%
服薬管理	193	92.8%
その他	33	15.9%



【その他の記載】

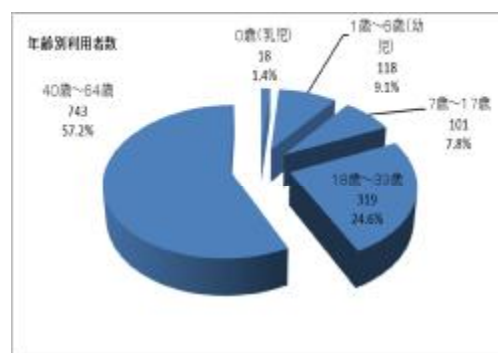
インシュリン注射、褥瘡処置、人工肛門の処置、点滴など

⑧ 医療的ケアが必要な障がい児(者)の利用状況

医療的ケアに対応している訪問看護ステーション208カ所における利用状況を見ると、1,299名が利用しており、年齢別には、40歳以上の者が743名(57.2%)と最も多く、年齢が下がるほど利用者数が減少している。

なお、7歳～17歳が減少している理由は、支援学校等で日中の医療的ケアに対応していることが要因と考えられる。

年齢区分	利用者数	割合
0歳(乳児)	18	1.4%
1歳～6歳(幼児)	118	9.1%
7歳～17歳	101	7.8%
18歳～39歳	319	24.6%
40歳～64歳	743	57.2%
合計	1,299	100.0%





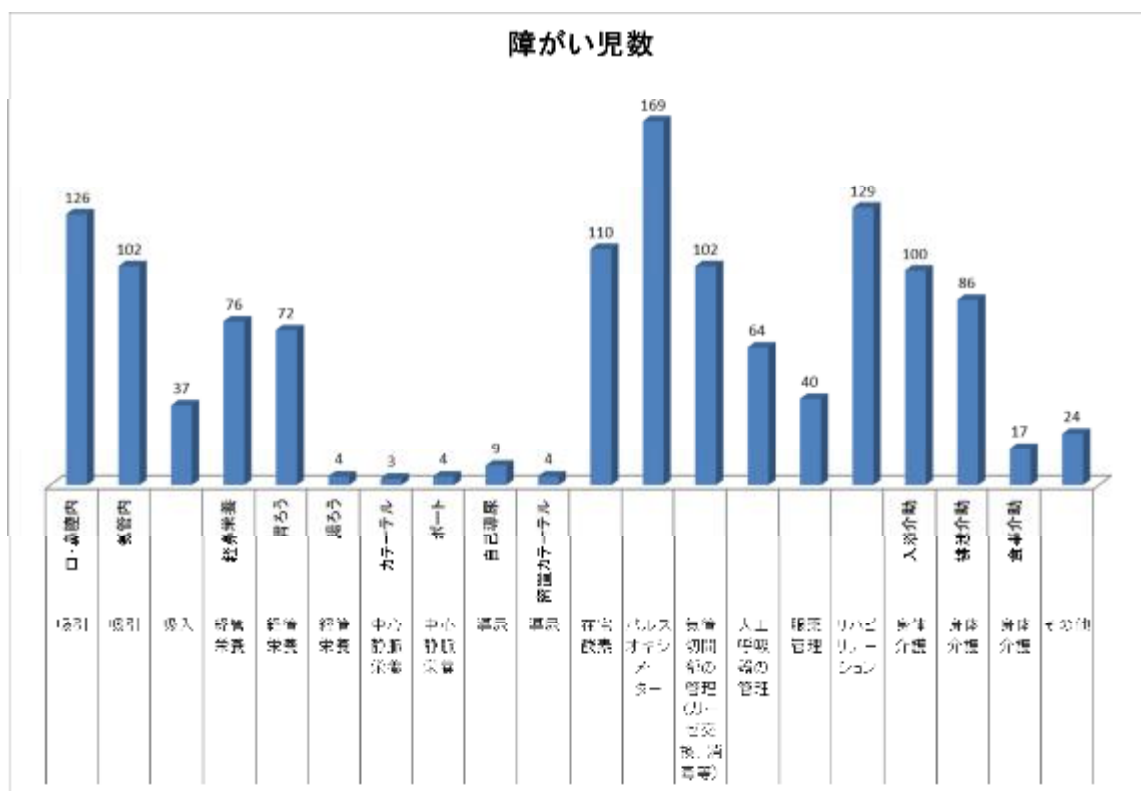
⑨ 障がい児（者）別のサービス提供内容（複数回答あり）

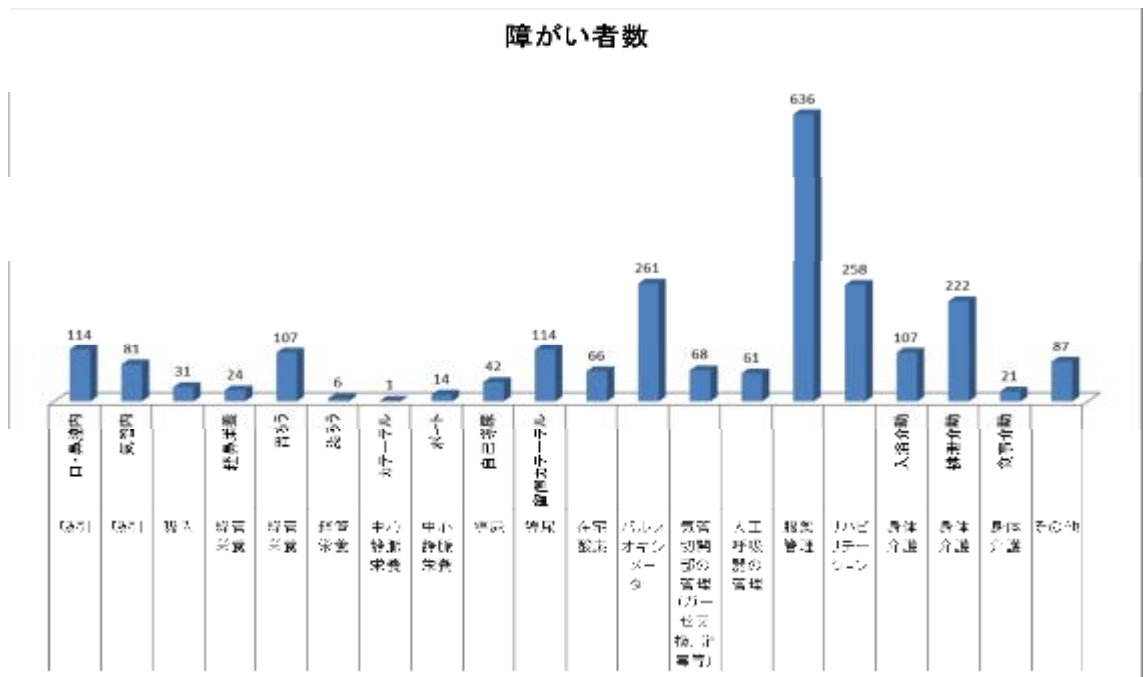
障がい児に提供している医療的ケアは、吸引（口・鼻腔内、気管内）が228名（96.2%）と最も多く、次いでパルスオキシメーターが169名（71.3%）、経管栄養が152名（64.1%）、リハビリテーション129名（54.4%）となっている。

障がい者については、服薬管理が最も多く636名（59.9%）となっており、次いでパルスオキシメーターが261名（24.6%）、リハビリテーションが258名（24.3%）吸引が195名（18.4%）となっている。

なお、医療的ケアではないが、訪問看護師が障がい児（203名、85.7%）、障がい者（350名、33.0%）の身体介護を実施している。

医療ケアの内容		障がい児数	割合	障がい者数	割合	合計	割合
吸引	口・鼻腔内	126	96.2%	114	18.4%	241	32.6%
	気管内	102		81			
吸入		37	15.6%	31	2.9%	68	5.2%
経管栄養	経鼻栄養	76	64.1%	24	12.9%	101	22.3%
	胃ろう	72		107			
	腸ろう	4		6			
中心静脈栄養	カテーテル	3	3.0%	1	1.4%	4	1.7%
中心静脈栄養	ポート	4		14		18	
導尿	自己導尿	9	5.5%	42	14.7%	51	13.0%
導尿	留置カテーテル	4		114		118	
在宅酸素		110	46.4%	66	6.2%	176	13.6%
パルスオキシメーター		169	71.3%	261	24.6%	431	33.2%
気管切開部の管理（ガーゼ交換、消毒等）		102	43.0%	68	6.4%	170	13.1%
人工呼吸器の管理		64	27.0%	61	5.7%	125	9.6%
服薬管理		40	16.9%	636	59.9%	676	52.1%
リハビリテーション		129	54.4%	258	24.3%	388	29.8%
身体介護	入浴介助	100	85.7%	107	33.0%	208	42.6%
	排泄介助	86		222			
	食事介助	17		21			
その他		24	10.1%	87	8.2%	111	8.6%
医療的ケアが必要な障がい児（者）数		237	—	1,062	—	1,299	—



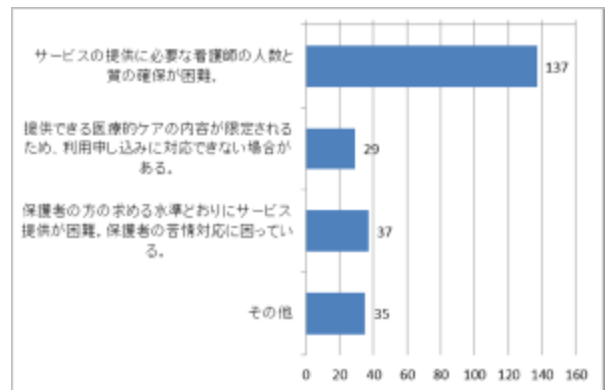


【その他の記載】  
インシュリン注射、褥瘡処置、浣腸・排便、膀胱洗浄、人工肛門の処置など

⑩ 障がい児・者の利用についての課題（複数回答あり）

医療的ケアが必要な障がい児（者）が利用している訪問看護ステーションで課題として挙げたものは、下表のとおり「サービスの提供に必要な看護師の人数と質の確保が困難」とするものが137事業所（65.9%）と最も多い。

区 分	事業所数	割合
サービスの提供に必要な看護師の人数と質の確保が困難。	137	65.9%
提供できる医療的ケアの内容が限定されるため、利用申し込みに対応できない場合がある。	29	13.9%
保護者の方の求める水準どおりにサービス提供が困難。保護者の苦情対応に困っている。	37	17.8%
その他	35	16.8%
対応可能事業所数	208	100.0%



【その他の記載】

- 利用回数の不足
- 短期入所等のレスパイトが不足
- 利用料の自己負担額が高額なため利用ができない
- 地域での主治医が見つかりにくく、緊急時に相談できない

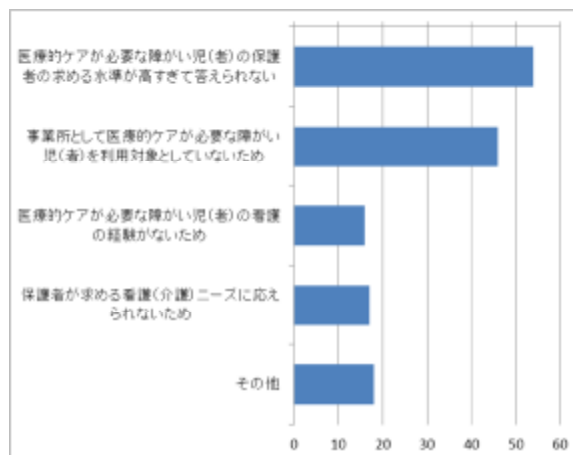
⑪ 医療的ケアが必要な障がい児（者）をサービス対象としない理由（複数回答あり）

医療的ケアが必要な障がい児（者）をサービスの利用対象としていない訪問看護ステーション（70事業所）の理由として最も多いものは、「医療的ケアが必要な障がい児（者）の保護者の求める水準が高すぎて応えられない」が54事業所（77.1%）、次いで、「事業所として医療的ケアが必要な障がい児（者）を利用対象としていない」が46事業所（65.7%）、「保護者が求める看護（介護）ニーズに応えられない」が17事

業所（24.3％）となっている。

なお、「医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護経験がないため」とする訪問看護ステーションが16事業所（22.9％）あった。

区 分	事業所数	割合
医療的ケアが必要な障がい児（者）の保護者の求める水準が高すぎて答えられない	54	77.1%
事業所として医療的ケアが必要な障がい児（者）を利用対象としていないため	46	65.7%
医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護の経験がないため	16	22.9%
保護者が求める看護（介護）ニーズに応えられないため	17	24.3%
その他	18	25.7%
対応していない事業所数	70	100.0%



【その他の記載】

- 対応する職員が不足しているため
  - 夜間の受け入れ態勢が整っていない
  - 自己負担が大きく、利用が困難な場合がある
  - 障がい種別によっては、対応が困難である
- など

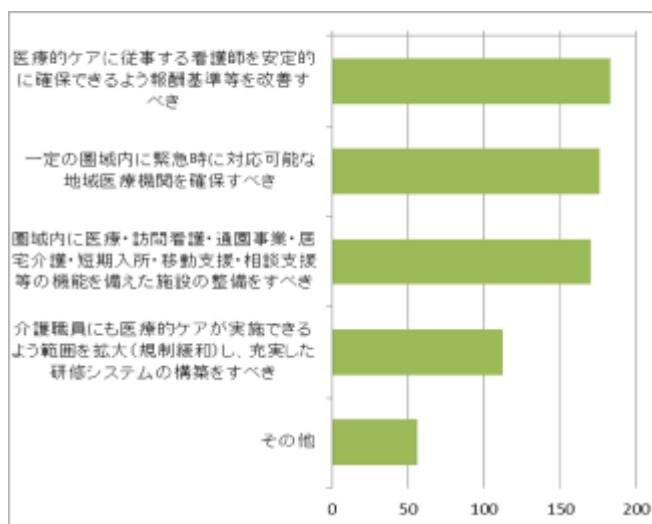
⑫ 改善すべき事項（複数回答あり）

医療的ケアが必要な障がい児（者）の地域生活支援のために改善すべき事項として、最も多かった内容は、「医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等の改善すべき」が183事業所（64.7％）挙げられている。

次いで、「一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき」が176事業（62.2％）、「圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護・短期入所・移動支援・相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき」が170事業（60.1％）、「介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき」が112事業（39.6％）となっている。

区 分	事業所数	割合
医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき	183	64.7%
一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき	176	62.2%
圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護・短期入所・移動支援・相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき	170	60.1%
介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき	112	39.6%
その他	56	19.8%

なお、「介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき」とする訪問看護ステーションが112事業所（39.6％）ある。



**【その他の記載】**

- 医療機関のバックアップが必要
- 訪問看護利用料の自己負担軽減が必要
- 地域におけるかかりつけ医の充実
- 様々なサービスをつなげる仕組みやコーディネーターが必要
- 場合によっては訪問看護師の2人利用を認めるべき
- 利用制限（回数および時間）を緩和する

など

#### (4)ケアホームの現状

##### ①事業所数

医療的ケアが必要な障がい者が入居するケアホーム16事業所から回答があり、その運営主体をみると社会福祉法人とNPO法人がそれぞれ8事業所となっている。

運営主体	事業所数
その他	0
医療法人	0
有限会社	0
株式会社	0
NPO法人	8
財団法人	0
社会福祉法人	8
合計	16



##### ②所在地

所在地は、大阪市、堺市がそれぞれ4事業所となっており、次いで中河内圏域、三島圏域、豊能圏域にそれぞれ2事業所、南河内圏域、北河内圏域にそれぞれ1事業所となっている。

圏域	事業所数	割合
豊能	2	12.5%
三島	2	12.5%
北河内	1	6.3%
中河内	2	12.5%
南河内	1	6.3%
泉州	0	0.0%
大阪市	4	25.0%
堺市	4	25.0%
合計	16	100.0%

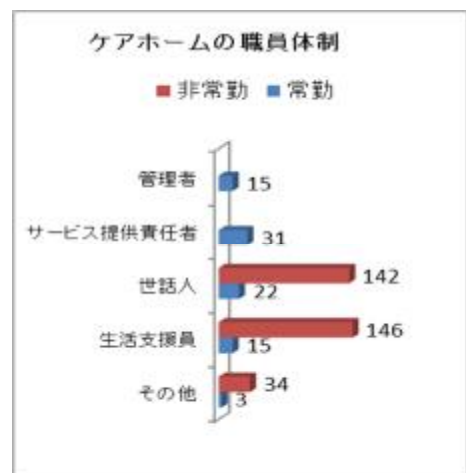


##### ③職員体制

ケアホーム16事業所に配置されている職員数は、常勤職員が86名、非常勤職員が322名、合計408名となっている。

1事業所の平均職員数は、常勤職員が5.4人、非常勤職員は20.1人で、25.5名となっている。

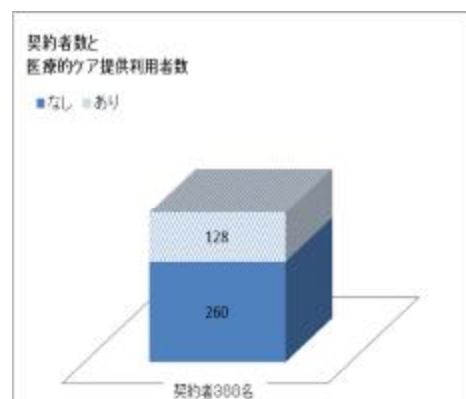
職名	常勤	非常勤
管理者	15	
サービス提供責任者	31	
世話人	22	142
生活支援員	15	146
その他	3	34
合計	86	322



##### ④医療的ケアが必要な障がい者数

ケアホーム16事業所に入居する障がい者数は、388名で、そのうち医療的ケアが必要な障がい者は128名となっている。

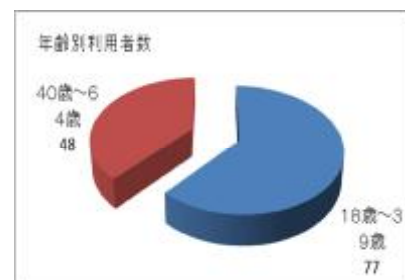
医療的ケアの有無	契約者数
なし	260
あり	128
合計	388



⑤ 医療的ケアが必要な障がい者の年齢

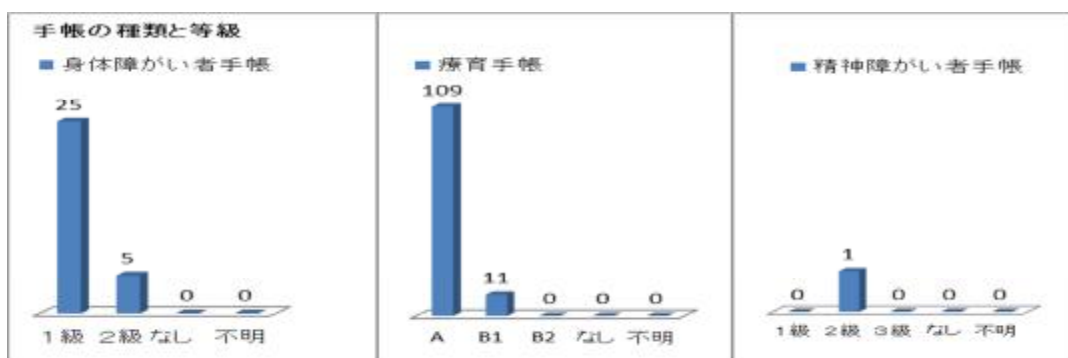
医療的ケアが必要な障がい者の年齢区分は、18歳以上39歳未満が77名、40歳以上64歳未満が48名となっている。

年齢区分	利用者数
18歳～39歳	77
40歳～64歳	48



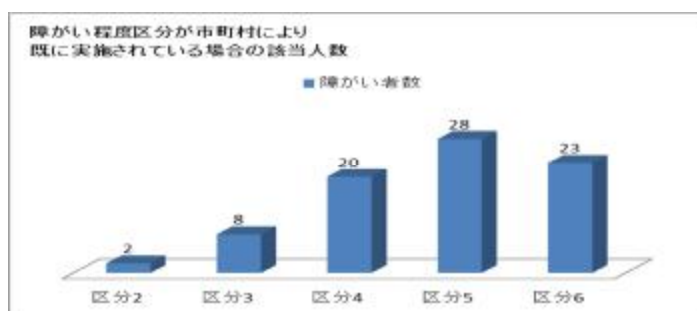
⑥ 障がい者手帳の所持状況

医療的ケアが必要な障がい者の手帳の所持状況を見ると、身体障がい者手帳1級が25名、2級が5名となっている。療育手帳については、「A」が109名、「B1」が11名となっており、精神保健福祉手帳については、2級が1名となっている。



⑦ 障がい程度区分の状況

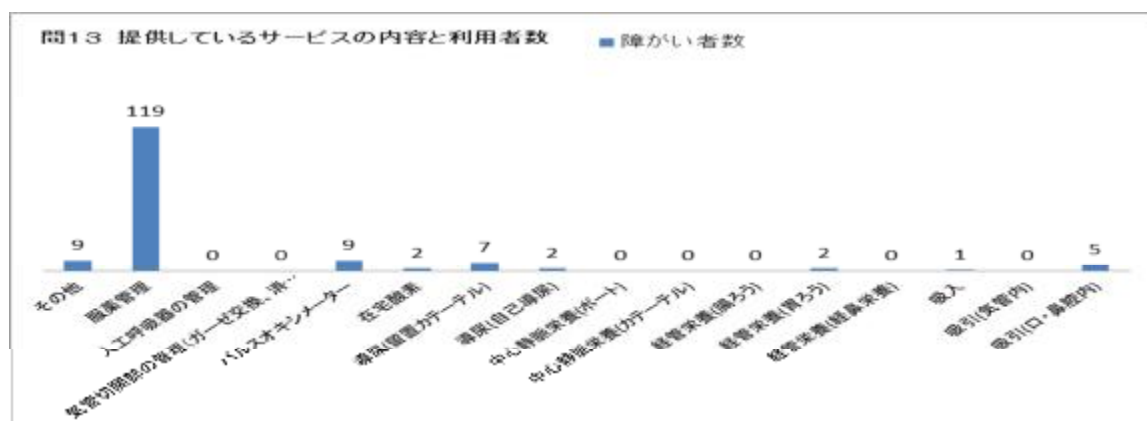
市町村により障がい程度区分の認定を受けている医療的ケアが必要な障がい者の区分については、区分5が28名と最も多く、次いで区分6が23名、区分4が20名となっている。



障がい程度区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
障がい者数	2	8	20	28	23	81

⑧ 提供している医療的ケアの内容と利用者（複数回答あり）

ケアホームで医療的ケアが必要な障がい者に提供しているサービスの内容と利用者数についてみると、服薬管理が最も多く119名となっている。次いで、パルスオキシメーターが9名、導尿（留置カテーテル）が7名、吸引（口腔、鼻腔内）が5名となっている。

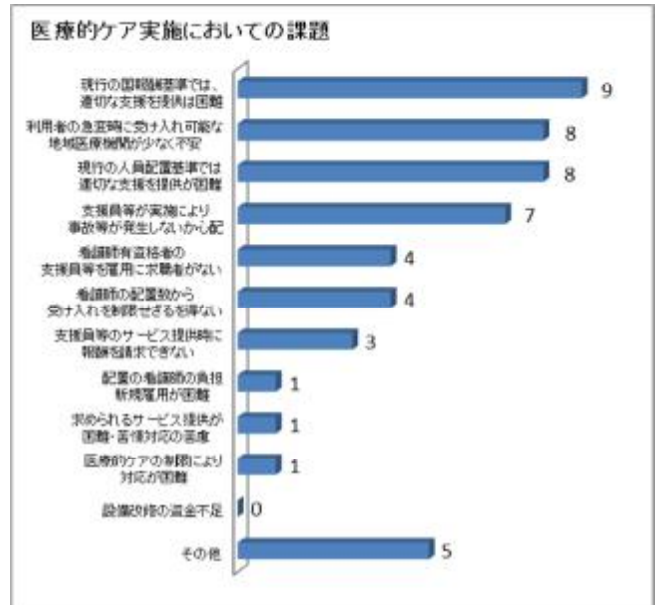


【その他の記載】

褥瘡処置、浣腸・摘便など

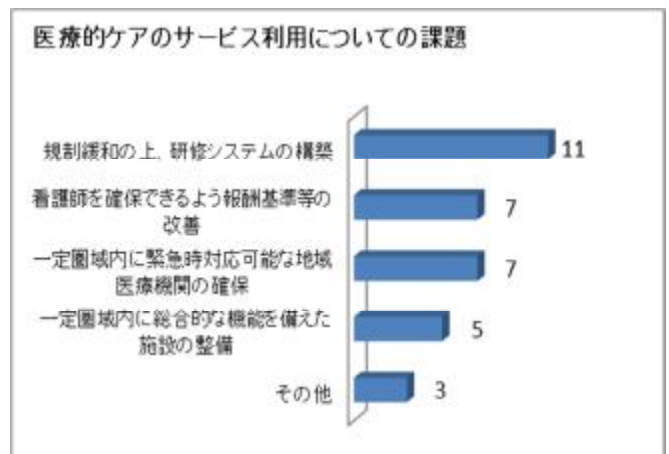
⑨ 医療的ケア実施に係る課題（複数回答あり）

ケアホームにおける課題としては、「原稿の国の報酬基準では適切な支援を提供できないが」9事業所、「利用者が急変した時に受け入れてくれる地域医療機関が少ない」「現行の人員配置基準では、適切な支援を提供できない」がそれぞれ8事業所、「医療的ケアを実施せざるを得ないが報酬で請求できない」が7事業所となっている。



⑩ 改善すべき内容（複数回答あり）

医療的ケアが必要な障がい者が安心してケアホームで生活を送るために改善すべき内容として挙げているものは、「介護職員にも医療的ケアが実施できるよう規制緩和（範囲拡大）すべき」とするものが、11事業所と最も多く、次いで「看護師の確保ができる報酬基準の改善」、「緊急時に対応してくれる地域医療機関の確保」がそれぞれ7事業所となっている。



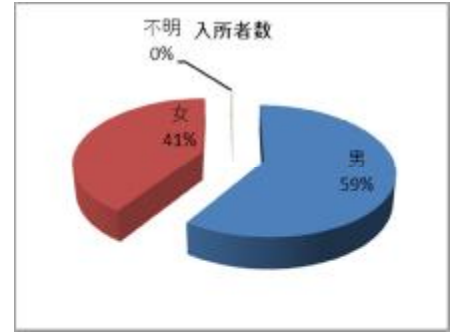


**(5)重症心身障がい児施設入所者の状況**

①18歳以上の入所者数

府が所管する重症心身障がい児施設（3施設）に入所する18歳以上の利用者は566名となっており、男性が336名（59.3%）、女性が230名（40.6%）となっている。

区分	人数	割合
男	336	59.3%
女	230	40.6%
不明	1	0.2%
合計	567	100.0%



②年齢別入所者

年齢別にみると50歳以上の入所者が201名（35.4%）、40歳～49歳が197名（34.7%）、30歳～39歳が98名（17.3%）、18歳～29歳が71名（12.5%）となっている。

年齢区分	人数	割合
18-29歳	71	12.5%
30-39歳	98	17.3%
40-49歳	197	34.7%
50歳以上	201	35.4%
合計	567	100.0%



③ 入所期間

入所期間は、1年以上～5年以下が142名（25.0%）と最も多く、次いで31年以上が120名（21.2%）、6年以上～10年以下が103名（18.2%）となっている。

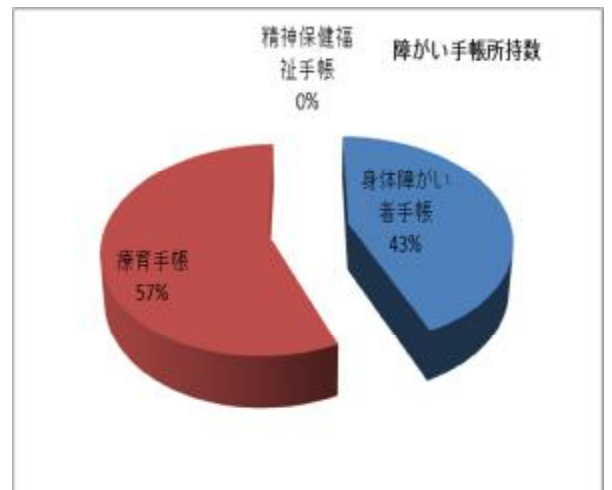
入所期間	人数
1年未満	9
1年以上～5年以下	142
6年以上～10年以下	103
11年以上～15年以下	30
16年以上～20年以下	58
21年以上～25年以下	56
26年以上～30年以下	42
31年以上	120
未回答	7
総計	567



④ 障がい者手帳の所持状況

障がい者手帳の所持状況は、療育手帳が513名（90.5%）、身体障がい者手帳が394名（69.5%）となっている。

手帳区分	人数	割合
身体障がい者手帳	394	69.5%
療育手帳	513	90.5%
精神保健福祉手帳	0	0.0%

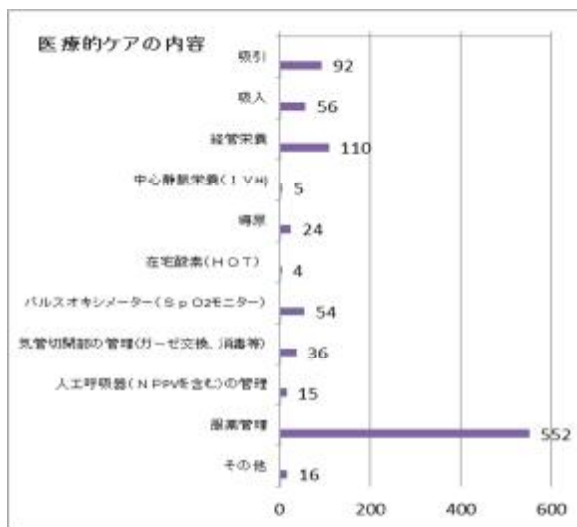




⑤ 医療的ケアの内容（複数回答あり）

医療的ケアの内容は、服薬管理が552名（57.3%）と最も多く、次いで経管栄養が110名（11.4%）、吸引が92名（9.5%）、吸入が56名（5.8%）、パルスオキシメーターが54名（5.6%）となっている。

内容	人数	割合
吸引	92	9.5%
吸入	56	5.8%
経管栄養	110	11.4%
中心静脈栄養(IVH)	5	0.5%
導尿	24	2.5%
在宅酸素(HOT)	4	0.4%
パルスオキシメーター(SpO2モニター)	54	5.6%
気管切開部の管理(ガーゼ交換、消毒等)	36	3.7%
人工呼吸器(NPPVを含む)の管理	15	1.6%
服薬管理	552	57.3%
その他	16	1.7%
統計(重複あり)	964	



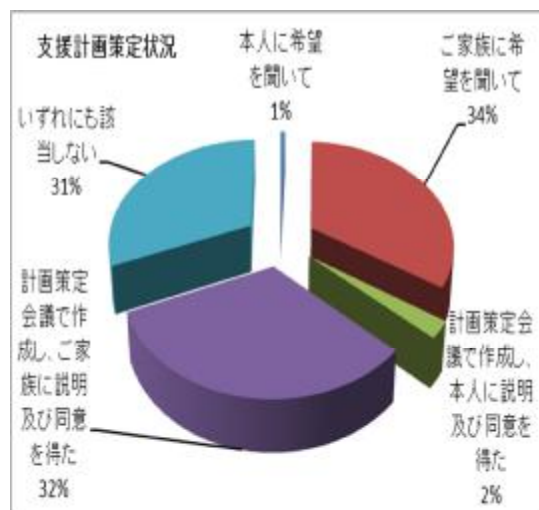
【その他の記載】

浣腸、心電図モニターなど

⑥ 個別支援計画の策定状況

18歳以上の入所者567名のうち個別支援計画が策定されている509名についてみると「家族の希望を聞いて」策定されたものが171名（33.6%）、「計画策定会議で作成し、家族に説明及び同意を得て」策定されたものが163名（32.0%）、「いずれにも該当しない」（施設が独自に策定）ものが159名（31.2%）、わずかに「本人の希望を聞いて」が3名（0.6%）となっている。

支援計画策定状況	人数	割合
本人に希望を聞いて	3	0.6%
ご家族に希望を聞いて	171	33.6%
計画策定会議で作成し、本人に説明及び同意を得た	13	2.6%
計画策定会議で作成し、ご家族に説明及び同意を得た	163	32.0%
いずれにも該当しない	159	31.2%
合計	509	100.0%



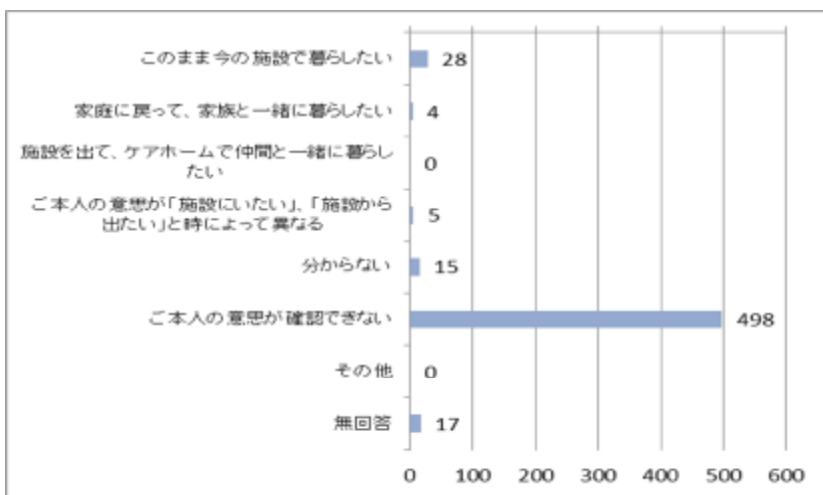
なお、策定された個別支援計画に「地域移行に向けた支援内容が記載されたものは全くない」ことも今回の調査で明らかになっている。

⑦ 今後の生活

今後の生活について、本人がどういった意向を持っているのかを聞いたところ、「本人の意思が確認できない」が498名（87.8%）と大半を占めている。

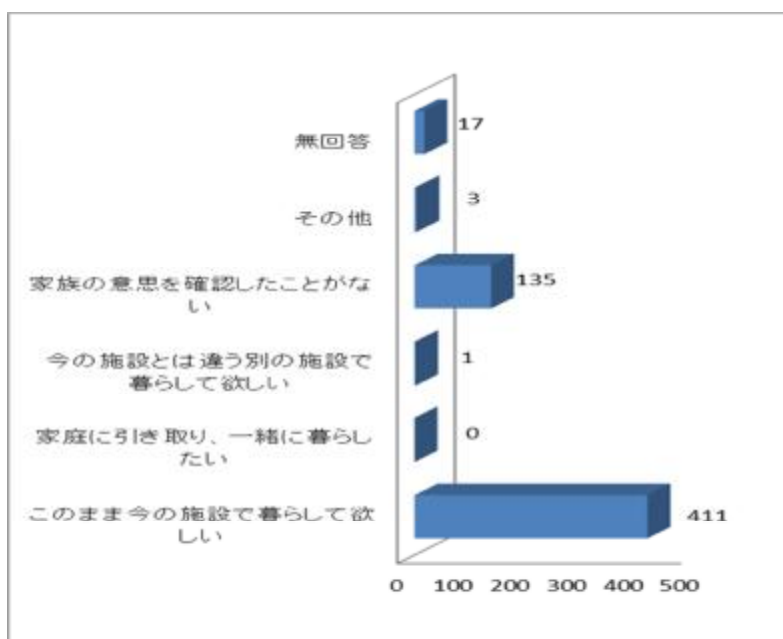
わずかに「家庭に戻って家族と一緒に暮らしたい」との意向を示している入所者は4名（0.7%）に留まっている。

意見の内容	人数	割合
このまま今の施設で暮らしたい	28	4.9%
家庭に戻って、家族と一緒に暮らしたい	4	0.7%
施設を出て、ケアホームで仲間と一緒に暮らしたい	0	0.0%
ご本人の意思が「施設にいたい」、「施設から出たい」と時によって異なる	5	0.9%
分からない	15	2.6%
ご本人の意思が確認できない	498	87.8%
その他	0	0.0%
無回答	17	3.0%
合計	567	100.0%



一方、家族がどのような意向を持っているのかを聞いたところ、「このまま今の施設で暮らして欲しい」が411名（72.5%）となっており、「家庭に引き取り、一緒に暮らしたい」との意向を示す家族は全くないという結果がでた。

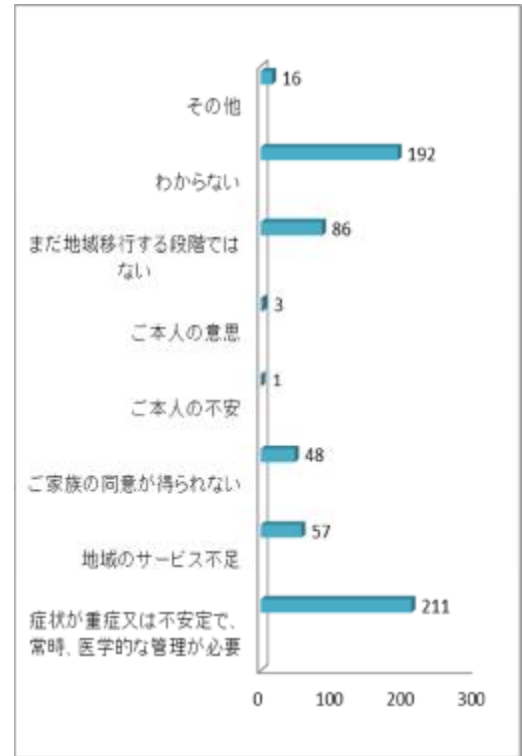
家族の希望内容	人数	割合
このまま今の施設で暮らして欲しい	411	72.5%
家庭に引き取り、一緒に暮らしたい	0	0.0%
今の施設とは違う別の施設で暮らして欲しい	1	0.2%
家族の意思を確認したことがない	135	23.8%
その他	3	0.5%
無回答	17	3.0%
合計	567	100.0%



さらに支援者が入所者の今後をどのように評価しているかを聞いたところ、「症状が重症又は不安定で、常時、医学的な管理が必要」なため、地域生活への移行は不適切と評価しているものが211名（34.4%）と最も多く、次いで地域生活への移行が適切かどうか「わからない」が192名（31.3%）、「まだ地域移行する段階ではない」が86名（14.0%）となっている。

なお、地域生活への移行が可能と評価しているが、「地域のサービス不足」57名（9.3%）「家族の同意が得られない」48名（7.8%）となっており、本人や家族の意向と異なった結果が出ている。

内容	人数	割合
症状が重症又は不安定で、常時、医学的な管理が必要	211	34.4%
地域のサービス不足	57	9.3%
ご家族の同意が得られない	48	7.8%
ご本人の不安	1	0.2%
ご本人の意思	3	0.5%
まだ地域移行する段階ではない	86	14.0%
わからない	192	31.3%
その他	16	2.6%
合計	614	100.0%



⑧ 地域生活への移行のために必要なサービス（複数回答あり）

重症心身障がい児施設の入所者が地域で安心して暮らすために必要なサービスについては、「気軽に利用できる診療所の増」「訪問診療してくれる医療機関の増」といった地域医療機関の充実を求めるものが最も多く、次いで日中活動の場となる重症心身障がい児（者）通園事業の充実、ホームヘルプサービスの充実、訪問看護の充実、短期入所事業の充実となっている。

サービス内容	要望数	要望率
<短期入所>	628	12.5%
短期入所事業所の増	194	30.9%
医療的ケアに対応できる知識、技術の向上	67	10.7%
医療的ケアに対応できる設備の充実	68	10.8%
医療機関による短期入所の実施	265	42.2%
その他	34	5.4%
<訪問看護>	738	14.7%
利用料の軽減	235	31.8%
利用できる回数の増	292	39.6%
1回あたりの時間数の増	71	9.6%
0歳児も利用できる訪問看護事業所の増	10	1.4%
早朝や夜間も利用できる訪問看護事業所の増	129	17.5%
その他	1	0.1%
<ホームヘルプ>	895	17.8%
ヘルパーにも医療的ケアを認めて欲しい	97	10.8%
ヘルパーの知識、技術の向上	76	8.5%
早朝、夜間も利用できる事業所の増	354	39.6%
休日、祝日も利用できる事業所の増	349	39.0%
その他	19	2.1%
<重症心身障がい児（者）通園事業>	925	18.4%
実施箇所数の増	183	19.8%
利用定員の増	283	30.6%
利用回数の増	280	30.3%
送迎の充実	144	15.6%
その他	35	3.8%
<生活介護>	274	5.4%
生活介護事業所の増	56	20.4%
医療的ケアに対応できる知識、技術の向上	59	21.5%
医療的ケアに対応できる設備の充実	60	21.9%
利用回数の増	48	17.5%
送迎の充実	48	17.5%
その他	3	1.1%
<相談支援>	322	6.4%
重症心身障がいを理解し、相談にのってくれる相談支援事業所の増	268	83.2%
日中活動等サービス利用の調整をしてくれる相談支援事業所の増	49	15.2%
その他	5	1.6%
<医療機関>	968	19.2%
訪問診療してくれる医療機関の増	300	31.0%
気軽に利用できる診療所の増	352	36.4%
重症心身障がい児（者）を診察してくれる専門医の増	226	23.3%
医療機関でのレスパイト入院	85	8.8%
その他	5	0.5%
<重症心身障がい児（者）施設>	200	4.0%
施設の新設	82	41.0%
生活支援としてのサービス内容の充実	51	25.5%
地域からの相談にも応じて欲しい	32	16.0%
施設から看護師やヘルパーを派遣してほしい	32	16.0%
その他	3	1.5%
<ケアホーム>	81	1.6%
医療的ケアに対応できるケアホームの制度化	36	44.4%
低料金で利用できるケアホームの制度化	38	46.9%
その他	7	8.6%

### 3 調査分析結果

#### (1) 重症心身障がい児・者等医療的ケアが必要な障がい児（者）の介護者の実態

- 医療的ケアが必要な障がい児の介護・看護は、障がい程度に関わらず、母親、父親が中心となって、兄弟姉妹や祖母などの協力も得ながら支えられている。  
障がい者は、障がい児の場合と比較すると介護に携わる率が全般的に低くなるが、母親、父親が中心となり、兄弟姉妹、祖母などが協力して、家族ぐるみで支えられている。
- 主な介護者は、圧倒的に母親の占める割合が高く、特に障がい児の場合は母親が主な介護者となっている率がきわめて高い。
- 介護年数は、障がい児の場合、「6年～10年」が最も多く約30%となっている。障がい者については、「21年～25年」が最も多く、約17%となっていたが、介護年数別にみると大きな差異がみられず、各介護年数とも概ね8%～9%となっている。  
なお、介護年数が41年を超えているものが約7%を占めていた。  
このことから、主な介護者である母親が相当年数を看護・介護に携わっていることがわかる。
- 介護の代替者は、約半数を親族が担っており、福祉サービス等による代替は23%にとどまっていた。特に障がい児については、変わってもらえる人がいないとしているものが介護年数に関わらず、平均で12%を占めていた。
- 障がい児については、介護年数1年未満では、訪問看護やホームヘルプサービスなど訪問サービスの利用が約3割となっていたものが、介護年数が長期化するにしたがって減少傾向をしめしていた。  
一方、障がい者は、介護年数の長期化により、短期入所やホームヘルプサービス等の利用率が増加していた。

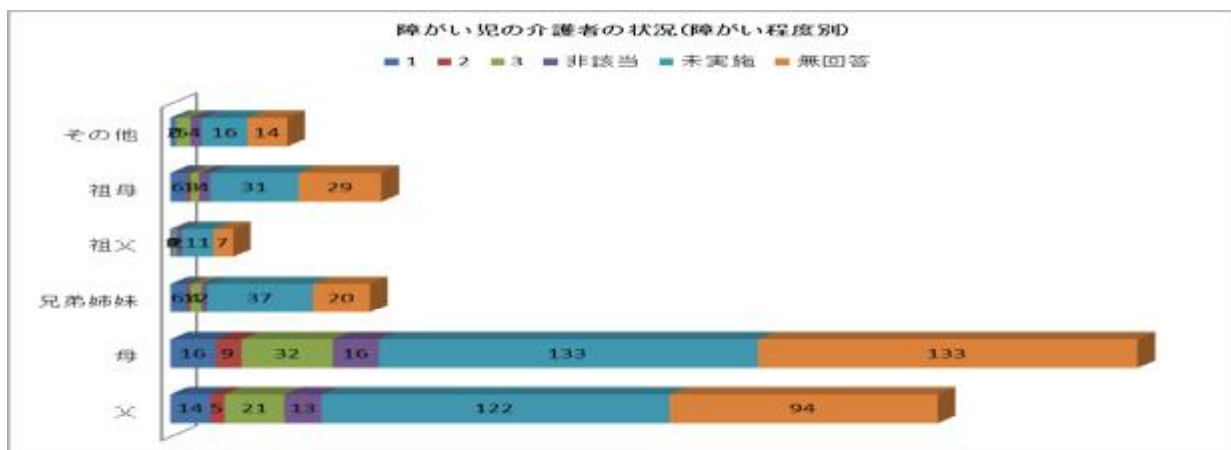
#### ① 介護等の状況

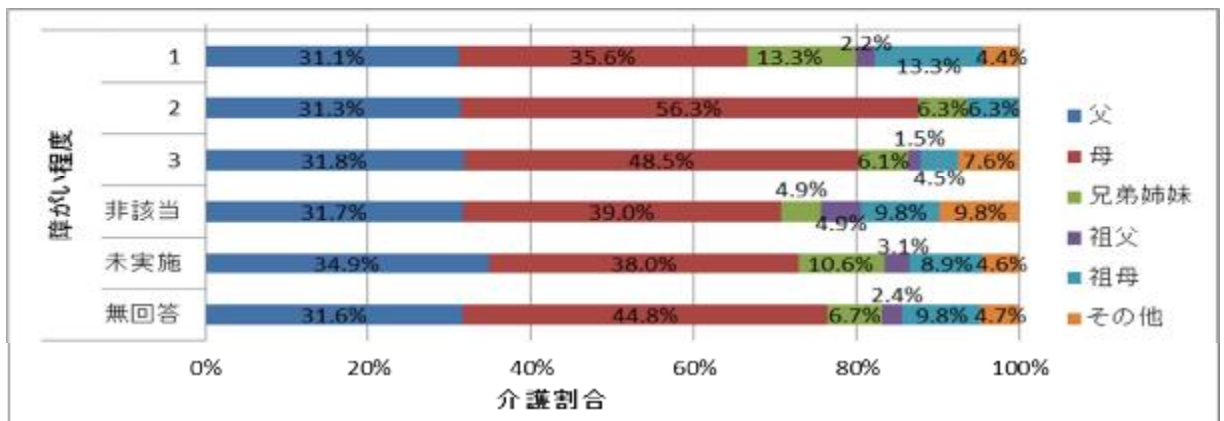
障がい児（395名）の介護に携わっている者は、「母親」が339名（85.8%）、「父親」が269名（68.1%）、「祖母」が74名（18.7%）、「兄弟姉妹」が70名（17.7%）となっており、母親と父親を中心に、家族ぐるみで介護に携わっていることがうかがえる。

障がい児の介護者の状況(複数回答)

介護者	障がい児						合計	割合
	1	2	3	非該当	未実施	無回答		
父	14	5	21	13	122	94	269	68.1%
母	16	9	32	16	133	133	339	85.8%
兄弟姉妹	6	1	4	2	37	20	70	17.7%
祖父	1	0	1	2	11	7	22	5.6%
祖母	6	1	3	4	31	29	74	18.7%
その他	2	0	5	4	16	14	41	10.4%
合計	45	16	66	41	350	297	815	—

障がい程度別に見ても、「母親」の占める割合が多いものの、障がい程度に関わらず、「母親」、「父親」が中心に、「兄弟姉妹」、「祖母」などが介護・看護に携わっている。



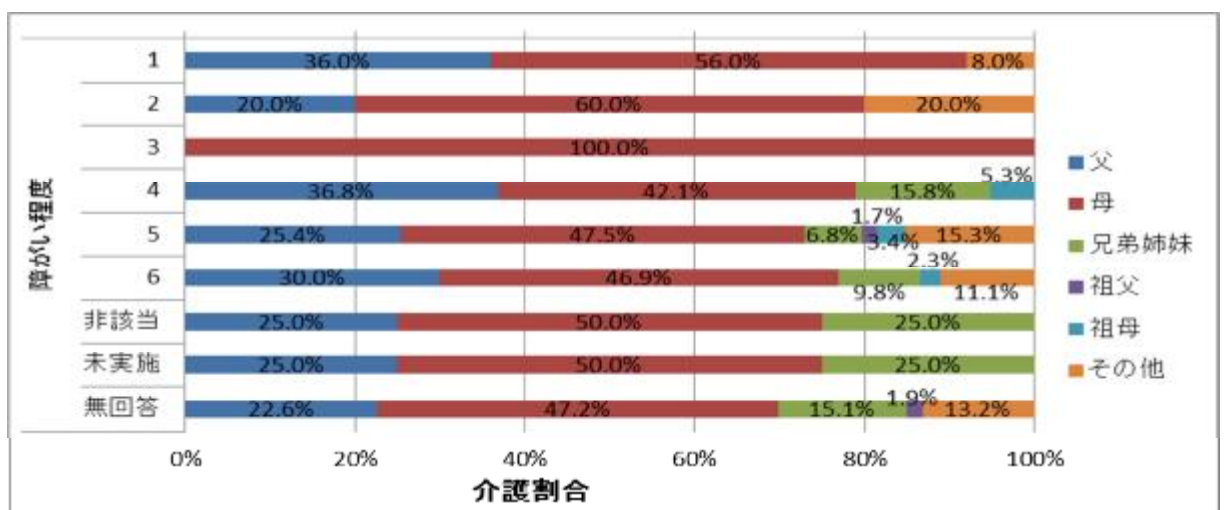
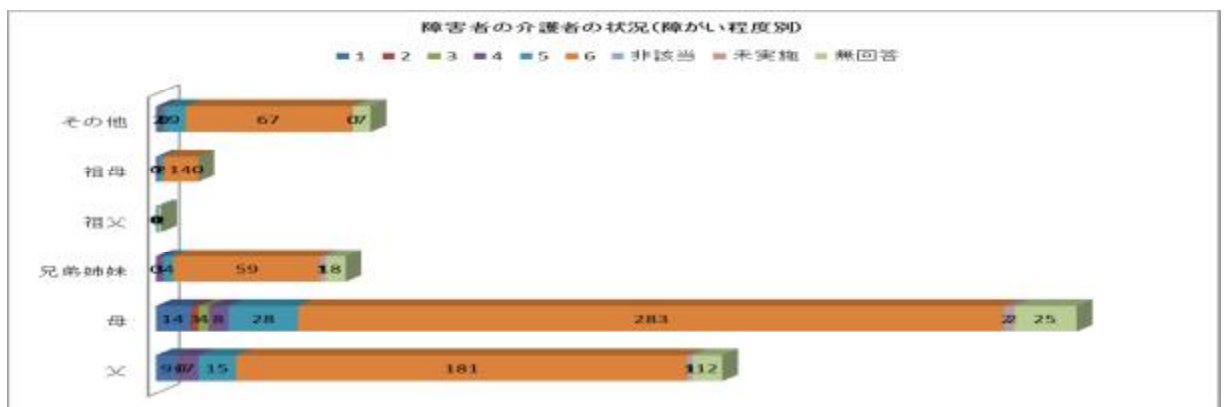


一方、障がい者（517名）の介護に携わっている者は、「母親」が369名（71.4%）と最も多く、次いで「父親」が227名（43.9%）、「兄弟姉妹」が76名（14.7%）、「祖母」が17名（3.3%）、「祖父」が2名（0.4%）となっており、障がい児の場合と比較すると介護に携わる割合が全般的に低くなり、「その他」が86名（16.6%）と占める割合が高まっている。

障がい程度別に見ても、障がい程度に関わらず、「母親」、「父親」が中心となって「兄弟姉妹」が介護等に携わるなど、家族ぐるみで介護が支えられている。

障がい者の介護者の状況(複数回答)

介護者	障がい者										合計	割合
	1	2	3	4	5	6	非該当	未実施	無回答			
父	9	1	0	7	15	181	1	1	12	227	43.9%	
母	14	3	4	8	28	283	2	2	25	369	71.4%	
兄弟姉妹	0	0	0	3	4	59	1	1	8	76	14.7%	
祖父	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0.4%	
祖母	0	0	0	1	2	14	0	0	0	17	3.3%	
その他	2	1	0	0	9	67	0	0	7	86	16.6%	
合計	25	5	4	19	59	604	4	4	53	777	—	



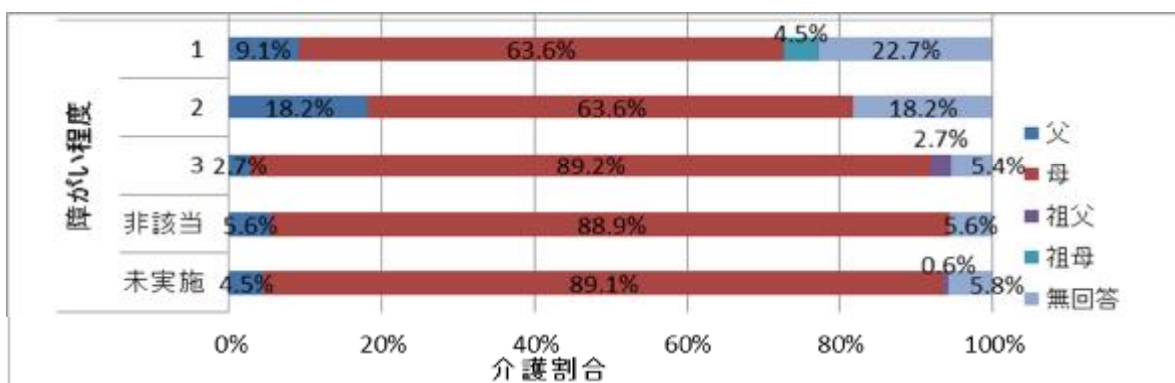
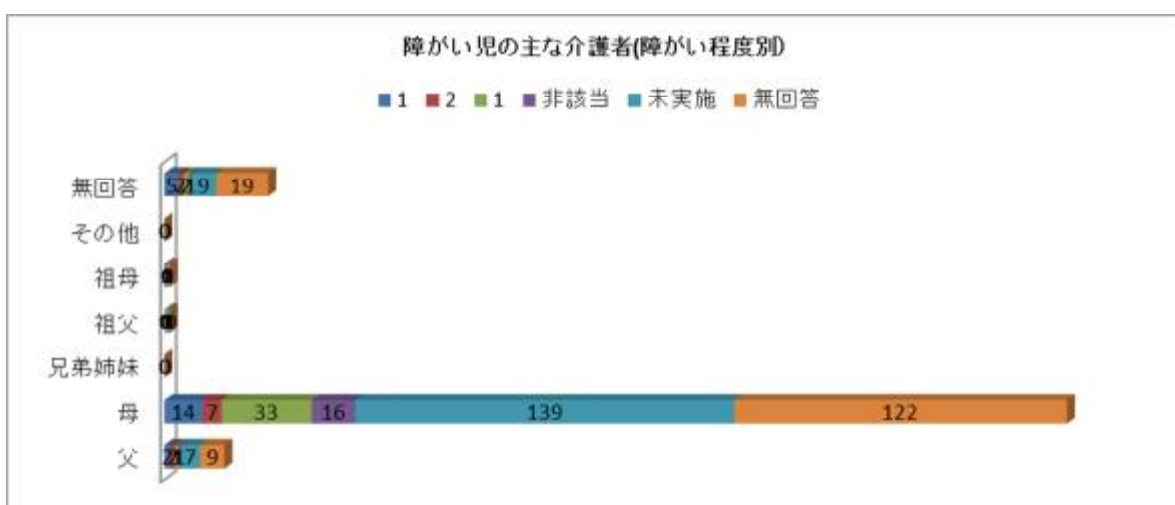


② 主な介護者の状況

障がい児406名の主な介護者については、「母親」が331名（83.8%）と圧倒的に多く、次いで「父親」が22名（5.6%）となっている。

障がい程度別にみても、いずれも「母親」が占める割合が圧倒的に多く、障がい児の介護・看護が「母親」に支えられている状況がうかがわれる。

介護者	障がい児						合計	割合
	1	2	3	非該当	未実施	無回答		
父	2	2	1	1	7	9	22	5.6%
母	14	7	33	16	139	122	331	83.8%
兄弟姉妹	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
祖父	0	0	1	0	1	0	2	0.5%
祖母	1	0	0	0	0	1	2	0.5%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
無回答	5	2	2	1	9	19	38	9.6%
合計	22	11	37	18	156	151	395	100.0%

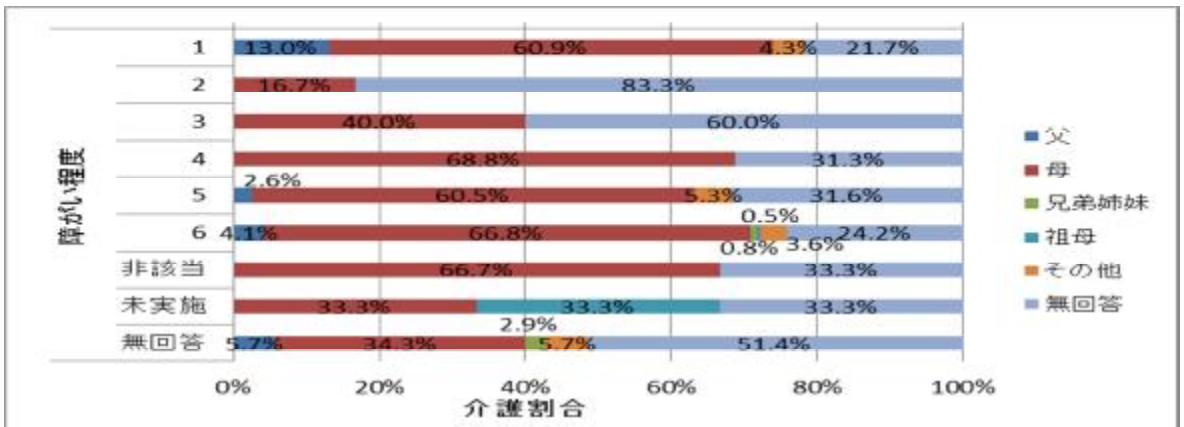
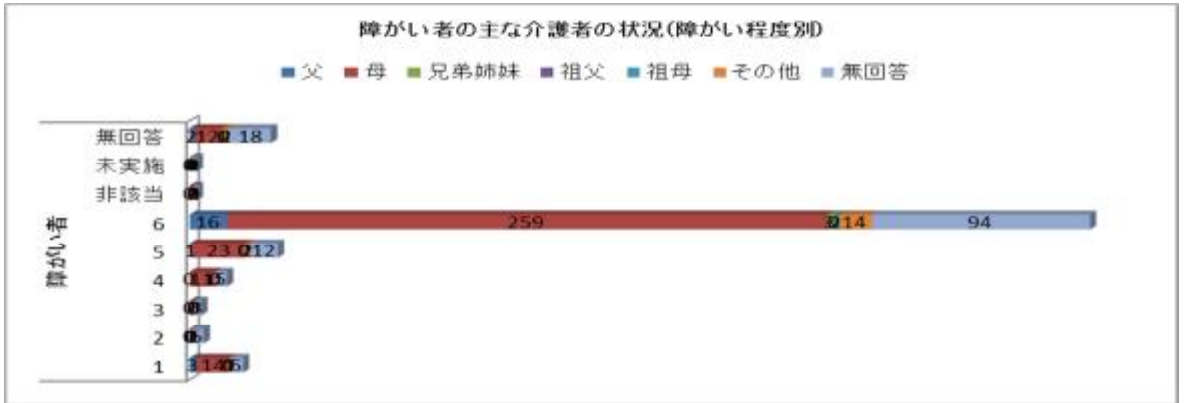


障がい者の主な介護者についても、障がい児と同様に「母親」が325名（62.9%）と圧倒的に多く、次いで「父親」が22名（4.3%）となっている。

障がい程度別に見ても、すべての障がい程度において、主な介護者は「母親」が占めており、障がい程度が重い「6」や「5」において、「父親」や「その他」のものが一部担っているものの、障がい児の場合と同様に「母親」が障がい者の介護等を支えている状況にある。

このことから、医療的ケアが必要な障がい児(者)の介護・看護は、長期間にわたって「母親」により支えられているといえる。

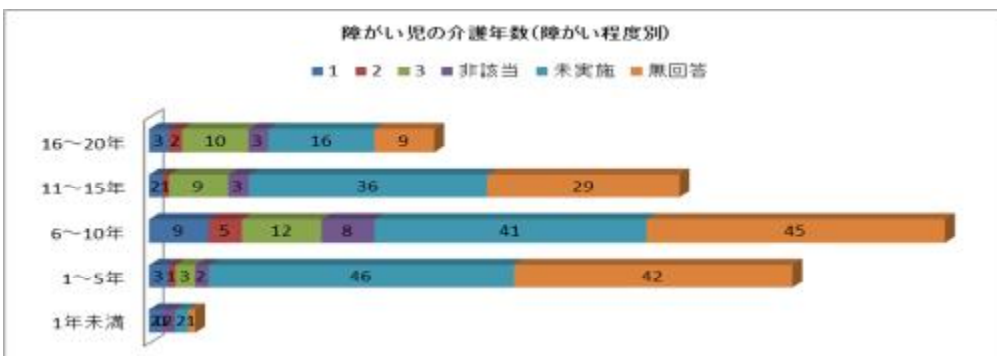
介護者	障がい者									合計	割合
	1	2	3	4	5	6	非該当	未実施	無回答		
父	3	0	0	0	1	16	0	0	2	22	4.3%
母	14	1	2	11	23	259	2	1	12	325	62.9%
兄弟姉妹	0	0	0	0	0	3	0	0	1	4	0.8%
祖父	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
祖母	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3	0.6%
その他	1	0	0	0	2	14	0	0	2	19	3.7%
無回答	5	5	3	5	12	94	1	1	18	144	27.9%
合計	23	6	5	16	38	388	3	3	35	517	100.0%

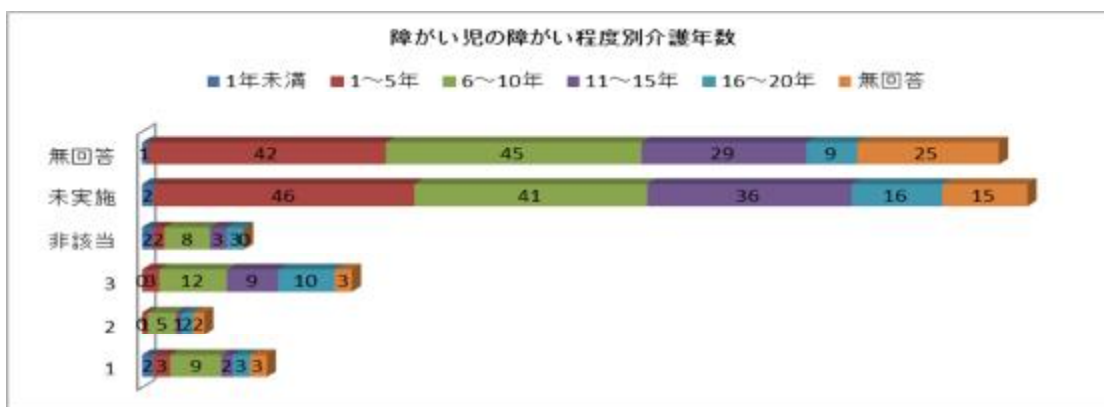


③ 介護年数の状況

障がい児の介護年数は、「6年～10年」が120名(30.4%)と最も多く、次いで「1年～5年」が97名(24.6%)、「11年～15年」が80名(20.3%)となっている。

介護年数	障がい児						合計	割合
	1	2	3	非該当	未実施	無回答		
1年未満	2	0	0	2	2	1	7	1.8%
1～5年	3	1	3	2	46	42	97	24.6%
6～10年	9	5	12	8	41	45	120	30.4%
11～15年	2	1	9	3	36	29	80	20.3%
16～20年	3	2	10	3	16	9	43	10.9%
無回答	3	2	3	0	15	25	48	12.2%
合計	22	11	37	18	156	151	395	100.0%

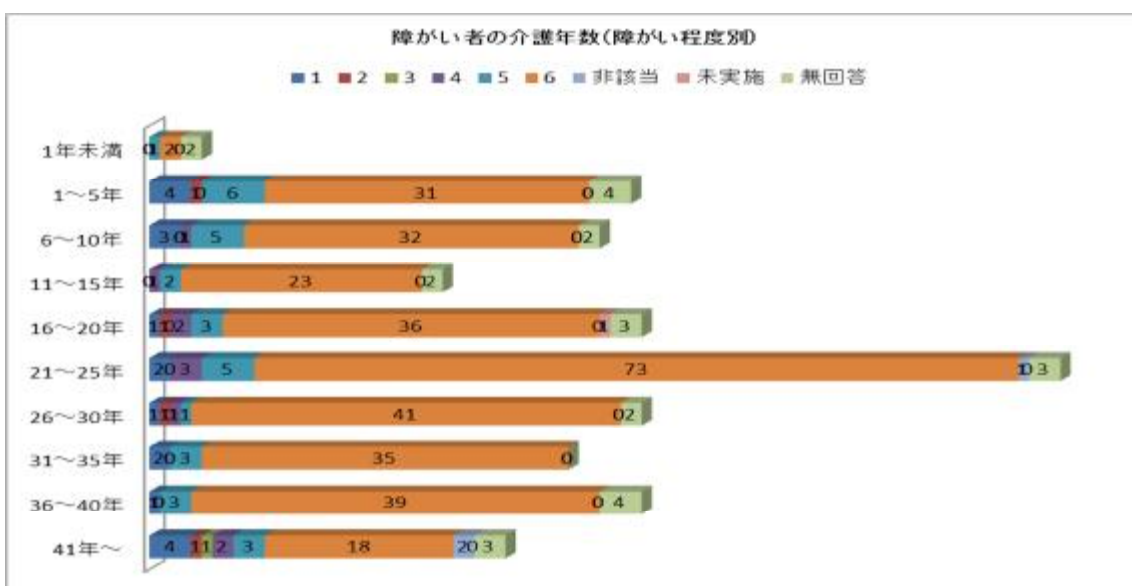


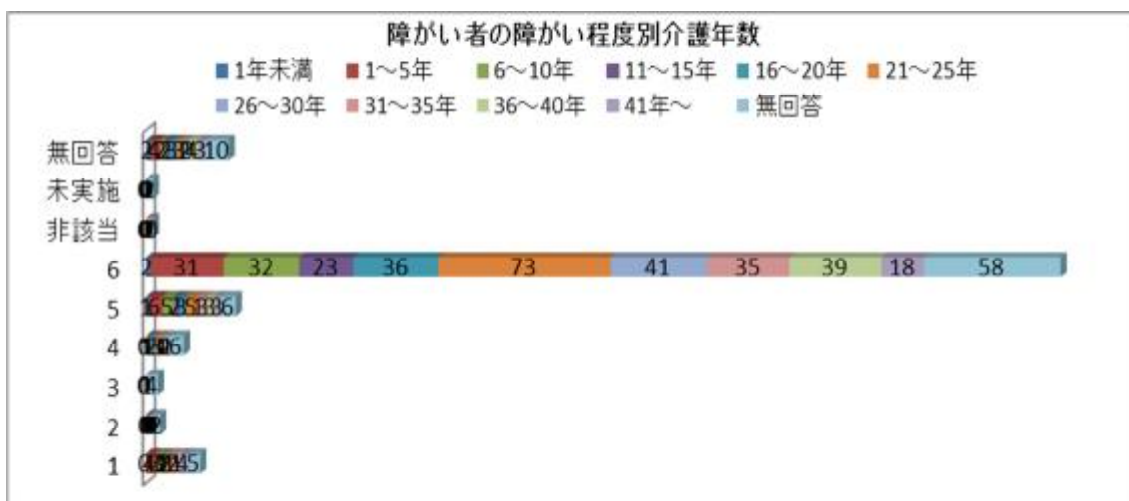


障がい者の介護年数については、「21年～25年」が87名（16.8%）と最も多く、次いで、「16年～20年」、「26年～30年」、「16年～20年」がそれぞれ47名（9.1%）、「1年～5年」が46名（8.9%）となっている。

なお、障がい程度別にみると、障がい児、障がい者ともに、障がい程度別の介護年数に特徴はみられなかった。

介護年数	障がい者										合計	割合
	1	2	3	4	5	6	非該当	未実施	無回答			
1年未満	0	0	0	0	1	2	0	0	2	5	1.0%	
1～5年	4	1	0	0	6	31	0	0	4	46	8.9%	
6～10年	3	0	0	1	5	32	0	0	2	43	8.3%	
11～15年	0	0	0	1	2	23	0	0	2	28	5.4%	
16～20年	1	1	0	2	3	36	0	1	3	47	9.1%	
21～25年	2	0	0	3	5	73	1	0	3	87	16.8%	
26～30年	1	1	0	1	1	41	0	0	2	47	9.1%	
31～35年	2	0	0	0	3	35	0	0	0	40	7.7%	
36～40年	1	0	0	0	3	39	0	0	4	47	9.1%	
41年～	4	1	1	2	3	18	2	0	3	34	6.6%	
無回答	5	2	4	6	6	58	0	2	10	93	18.0%	
合計	23	6	5	16	38	388	3	3	35	517	100.0%	





#### ④ 介護の代替者の状況

医療的ケアを担っている主たる介護者の代替者について、障がい児・者別、介護年数別にそれぞれみると、下表のとおりとなっている。

障がい児の介護の代替者は、「同居父母」が223名(34.8%)、「別居祖父母」が101名(15.8%)、「別居親族(おじ・おばなど)」が11名(1.7%)と親族間で対応しているものが335名(52.3%)と半数を超えている。

親族以外では、「短期入所を利用」で対応するものが60名(9.4%)、「ホームヘルパーに依頼」が48名(7.5%)、「訪問看護師に依頼」が41名(6.4%)と福祉サービス等の利用で対応しているものが、149名(23.2%)にとどまっている。

また、「代わってもらえる方がいない」とするものが78名(12.2%)存在している。

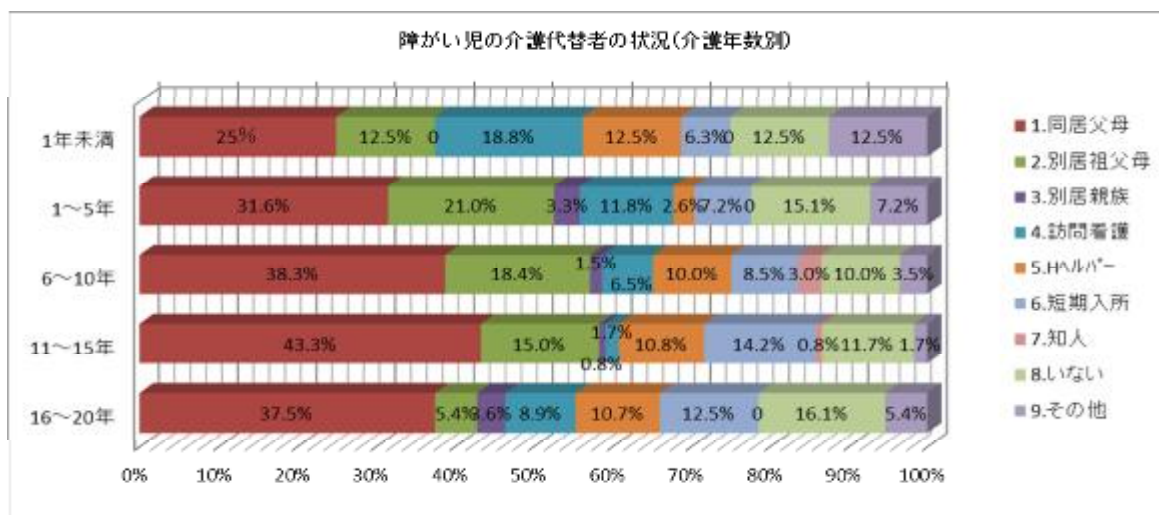
介護年数	障がい児										合計
	1.同居父母	2.別居祖父母	3.別居親族	4.訪問看護	5.Hヘルパー	6.短期入所	7.知人	8.いない	9.その他	無回答	
1年未満	4	2	0	3	2	1	0	2	2	0	16
1～5年	48	32	5	18	4	11	0	23	11	6	158
6～10年	78	37	3	13	20	17	6	20	7	11	212
11～15年	52	18	1	2	13	17	1	14	2	8	128
16～20年	21	3	2	5	6	7	0	9	3	7	63
無回答	20	9	0	0	3	7	0	10	2	12	63
合計	223	101	11	41	48	60	7	78	27	44	640
割合	34.8%	15.8%	1.7%	6.4%	7.5%	9.4%	1.1%	12.2%	4.2%	6.9%	100.0%

次に介護年数別に代替者占める割合の状況を見ると、「同居父母」は、「介護年数1年未満」が25%と最も比率が低く、介護年数が長期化するにしたがって増加しているが、「介護年数16年～20年」で37.5%に落ち込んでいる。「別居祖父母」や「別居親族」を含めた「親族間で対応している」比率も同様の傾向を示している。

一方、「介護年数が1年未満」において、「訪問看護」が18.8%、「ホームヘルパー」が12.5%と、訪問サービスを利用する率が31.3%あったものが、訪問看護については、介護年数が長期化するにしたがって、減少傾向を示し、「ホームヘルパー」については、ほぼ同率で推移している。

また、「短期入所」については、介護年数の長期化に伴い占める割合が増加傾向を示している。

なお、「代わってもらえる方がいない」とする層が介護年数に関わらず、10%～16%を占めている。



障がい者の介護の代替者についても、「同居父母」が219名(27.4%)と最も多くなっている。しかしながら、介護年数の長期化に伴い家族の高齢化が進むことから、「別居祖父母」「別居親族」が代替することが減少することから、代わって「短期入所」が153名(19.1%)、「ホームヘルパーに依頼」が107名(13.4%)、「訪問看護」が34名(4.3%)と福祉サービス等の利用するものが増加している。

また、「変わってもらえる方がいない」が120名(15.0%)となっている。

介護年数	障がい者										合計
	1.同居父母	2.別居祖父母	3.別居親族	4.訪問看護	5.ヘルパー	6.短期入所	7.知人	8.いない	9.その他	無回答	
1年未満	1	1	0	3	3	4	0	1	0	0	13
1～5年	15	1	1	8	11	12	0	10	6	5	69
6～10年	18	3	1	5	11	6	0	12	9	2	67
11～15年	11	1	3	4	6	9	0	6	2	4	46
16～20年	22	7	0	5	8	9	1	11	5	3	71
21～25年	47	5	1	4	20	32	0	19	8	9	145
26～30年	22	2	0	0	11	16	0	7	3	7	68
31～35年	19	1	0	0	9	17	1	10	4	3	64
36～40年	20	4	1	1	12	14	0	15	6	1	74
41年～	12	5	0	1	6	10	1	8	4	3	50
無回答	32	9	0	3	10	24	2	21	2	30	133
合計	219	39	7	34	107	153	5	120	49	67	800
割合	27.4%	4.9%	0.9%	4.3%	13.4%	19.1%	0.6%	15.0%	6.1%	8.4%	100.0%

次に介護年数別に代替者占める割合の状況を見ると、「同居父母」は、介護年数が1年未満のもの最も低く、介護年数が長期化するにつれ増加傾向を示し「介護年数26年～30年」に36.1%とピークとなり、以降減少傾向を示している。「別居祖父母」については、「介護年数36年～40年」が5.5%、「介護年数41年以上」が10.6%と、相当年数の経過する中で別居している祖父母が介護を代替している状況が見られる。

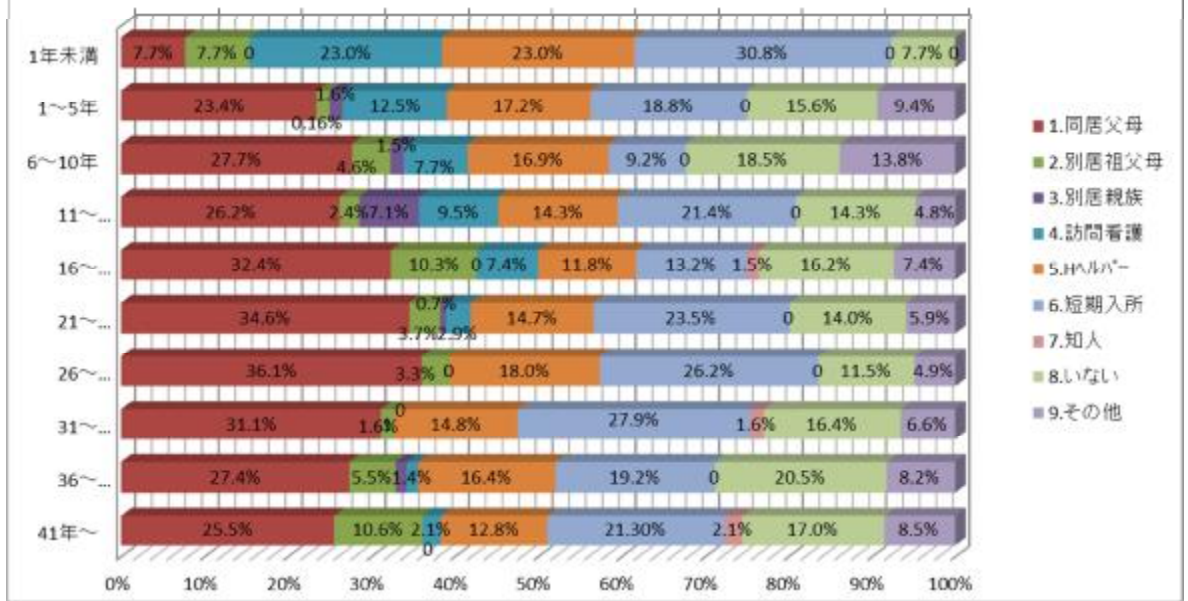
「訪問看護師に依頼」は、「介護年数1年未満」で23%占めていたものが、介護年数が経過するにしたがって減少傾向を示している。「ホームヘルパーに依頼」は、介護年数1年未満で23%占めているが、以降介護年数に関わらず、ほぼ11%～18%台で推移しており、サービス利用が定着していることがうかがえる。

また、「短期入所を利用」は介護年数1年未満で30.8%と最も高い比率を示しており、以降介護年数に関わらず、概ね20%前後の比率で利用されている。

なお、障がい者についても、「変わってもらえる方がいない」とするものが介護年数に関わらず概ね10%台～20%となっており、障がい児の場合と比較すると、その比率は高まっている。



障がい者の介護代替者の状況(介護年数別)





## (2) 医療的ケアの状況

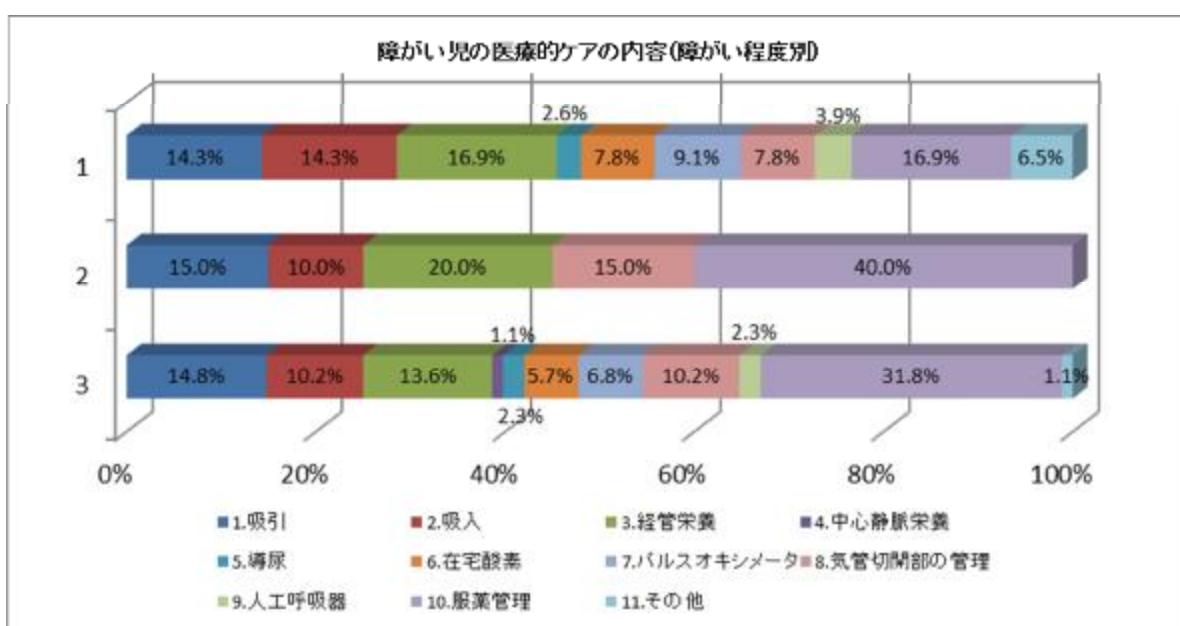
- 在宅の医療的ケアが必要な障がい児の医療的ケアの内容は、「服薬管理」(22.1%)が最も多く、次いで「経管栄養」(16.0%)、「吸引」(14.6%)、「吸入」(8.4%)、「パルスオキシメーター」(8.1%)の順となっている。
- 障がい程度(程度区分1, 2, 3)が判明している障がい児の医療的ケアの内容についてみると、「吸引」「吸入」「経管栄養」で約4割を占めていた。
- 障がい者が日頃提供されている医療的ケアの内容をみると、「服薬管理」(27.7%)が最も多く、次いで「吸引」(13.3%)、「経管栄養」(11.7%)、「パルスオキシメーター」(6.6%)となっていた。
- 後述するが、重症心身障がい児施設に入所する障がい児(者)と比較すると、在宅における医療的ケアの内容がより高度な医療的ケアを必要とされている。  
これは、近年における医療技術や機器の進歩、重症心身障がい児施設が満床のため入所困難な状況にあること等から、在宅における医療的ケアの内容がより高度化していることが要因と考えられる。

### ①医療的ケアの内容

日頃提供されている医療的ケアの内容は、障がい児については、「服薬管理」が243名(22.1%)と最も多く、次いで「経管栄養」が176名(16.0%)、「吸引」が160名(14.6%)、「吸入」が92名(8.4%)、「パルスオキシメーター」が89名(8.1%)となっている。

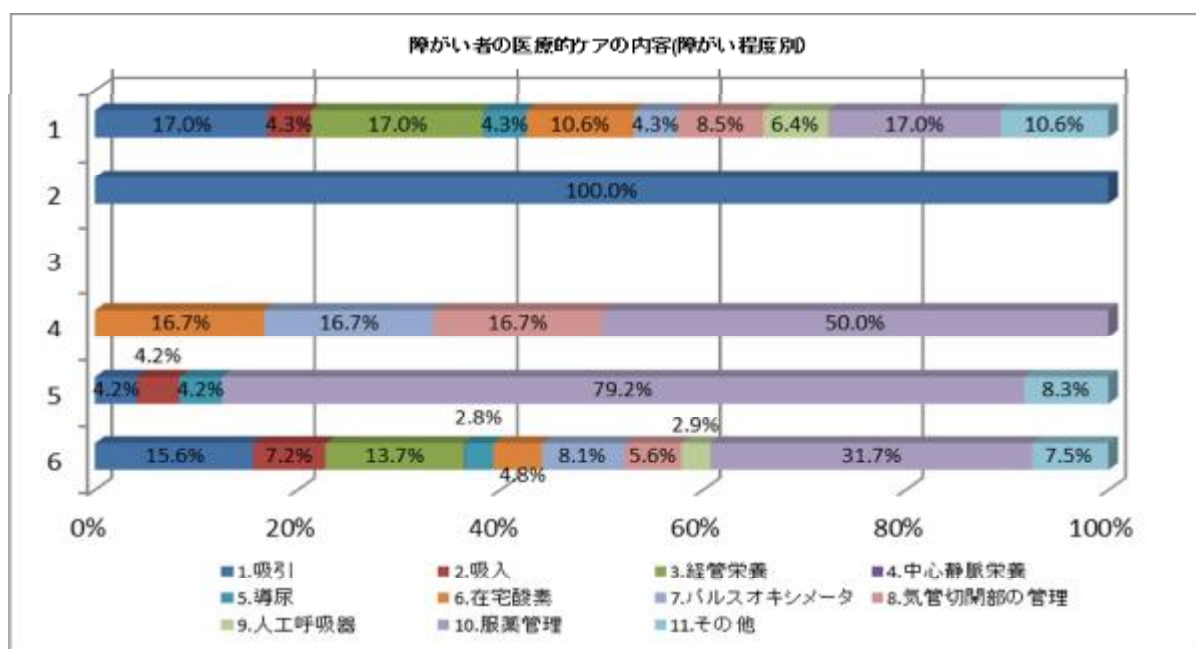
障がい程度(程度区分1, 2, 3)が判明している障がい児の医療的ケアの内容についてみると、「吸引」「吸入」「経管栄養」で約4割を占めている。

障がい程度	障がい児												合計	割合
	1.吸引	2.吸入	3.経管栄養	4.中心静脈栄養	5.導尿	6.在宅酸素	7.パルスオキシメーター	8.気管切開部の管理	9.人工呼吸器	10.服薬管理	11.その他	無回答		
1	11	11	13	0	2	6	7	6	3	13	5	3	80	7.3%
2	3	2	4	0	0	0	0	3	0	8	0	3	23	2.1%
3	13	9	12	1	2	5	6	9	2	28	1	6	94	8.6%
非該当	9	6	9	0	2	6	7	7	3	11	2	4	66	6.0%
未実施	62	27	72	1	12	25	32	28	12	91	11	38	411	37.4%
無回答	62	37	66	4	11	28	37	24	14	92	17	33	425	38.7%
合計	160	92	176	6	29	70	89	77	34	243	36	87	1,099	100.0%
割合	14.6%	8.4%	16.0%	0.5%	2.6%	6.4%	8.1%	7.0%	3.1%	22.1%	3.3%	7.9%	100.0%	—



障がい者が日頃提供されている医療的ケアの内容をみると、「服薬管理」が314名(27.7%)と最も多く、次いで「吸引」が151名(13.3%)、「経管栄養」133名(11.7%)、「パルスオキシメーター」が75名(6.6%)となっている。

障がい程度	障がい者													合計	割合
	1.吸引	2.吸入	3.経管栄養	4.中心静脈栄養	5.導尿	6.在宅酸素	7.パルスオキシメーター	8.気管切開部の管理	9.人工呼吸器	10.服薬管理	11.その他	無回答			
1	8	2	8	0	2	5	2	4	3	8	5	9	56	4.9%	
2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	0.5%	
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0.4%	
4	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	0	12	18	1.6%	
5	1	1	0	0	1	0	0	0	0	19	2	18	42	3.7%	
6	130	60	114	1	23	40	68	47	24	265	63	85	920	81.1%	
非該当	1	1	1	0	0	0	0	1	1	3	0	0	8	0.7%	
未実施	1	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	1	8	0.7%	
無回答	9	3	10	0	4	3	3	4	3	14	3	16	72	6.3%	
合計	151	67	133	1	30	50	75	58	32	314	73	151	1135	100.0%	
割合	13.3%	5.9%	11.7%	0.1%	2.6%	4.4%	6.6%	5.1%	2.8%	27.7%	6.4%	13.3%	100.0%	—	



### (3) 利用サービスの内容

<p><b>【障がい児】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護年数別にみると、「医療受診」は、介護年数1年未満が33.3%、16年～20年が22.9%と介護年数に関わらず、概ね3割前後の利用率となっている。</li> <li>●「訪問看護」、「訪問リハビリ」は、介護年数の長期化に伴って利用率が減少していた。</li> <li>●障がい児の成長に伴い日中の居場所が家庭外に変化し、「移動支援事業」の利用率が、1年～5年の6%から16年～20年では26.5%に増加している。</li> <li>●「短期入所事業」については、介護年数の長期化に伴って利用率が増加しているが、これは障がい児の成長に伴って、身体介護等の負担増から、介護者が休息を求めて利用率が増加しているものと推測される。</li> <li>●障がい程度別にみると、障がい程度区分の認定未実施の者が多く、区分別による利用内容に関係はみられなかった。</li> </ul> <p><b>【障がい者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護年数別にみると、介護年数の長期化と居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスの利用との関係が見られなかった。但し、訪問看護は介護の長期化に伴って減少傾向を示している。</li> <li>●短期入所については障がい児と同様に、介護年数の長期化に伴って増加傾向を示しており、介護者の高齢化に伴う休息ニーズが増大していることがうかがえる。</li> <li>●障がい程度別にみると、「障がい程度区分6」の者が圧倒的に多く、福祉・看護サービスが利用されている。</li> </ul>
---

#### ①サービス利用状況

平成22年9月の1か月間に利用しているサービス内容について、介護年数別にみると、障がい児については、「医療受診」は、介護年数1年未満が33.3%、16年～20年が22.9%と介護年数に関わらず、概ね3割前後の利用率となっている。

しかし、「訪問看護」は、1年未満が27.8%あったものが、16年～20年では4.8%に減少し、「訪問リハビリ」についても、1年未満が16.7%あったものが、16年～20年では3.6%と介護年数の長期化に伴って利用率が減少している。

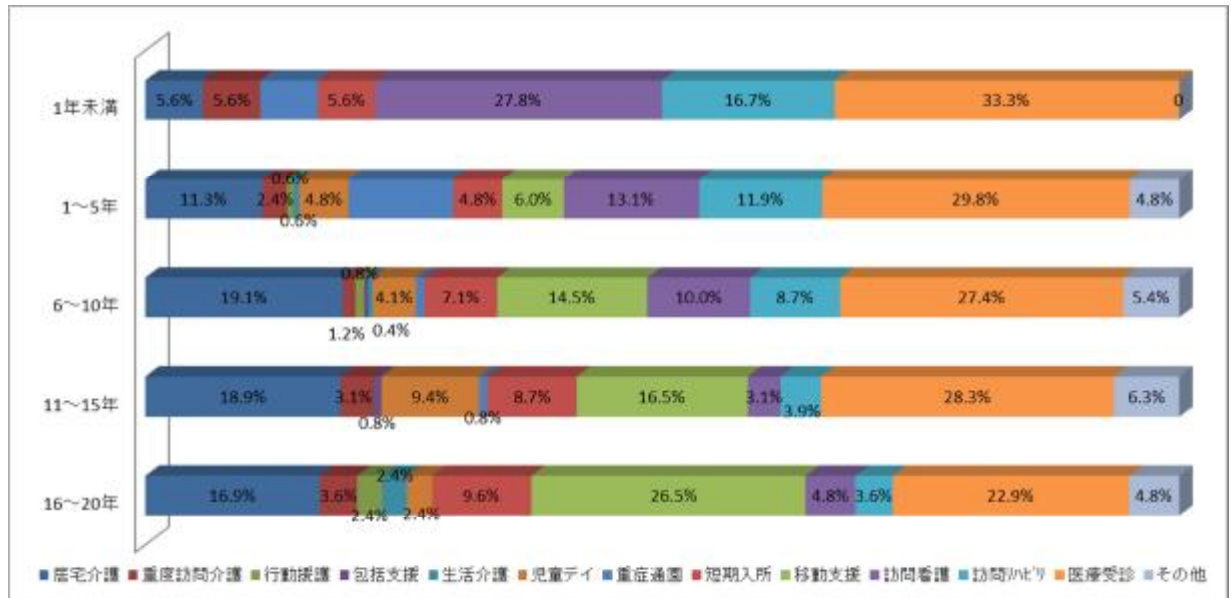
一方、障がい児の成長に伴い日中の居場所が家庭外に変化するため、「移動支援事業」の利用率が、1年～5年の6%から16年～20年では26.5%に増加している。

これは、障がい児の成長に伴って、利用サービスが変化していくことによるものと推測される。

なお、「短期入所事業」については、介護年数の長期化に伴って利用率が増加しているが、これは障がい児の成長に伴って、身体介護等の負担増から、介護者が休息を求めて利用率が増加しているものと推測される。

(障がい児のサービス利用状況：介護年数別)

介護年数	障がい児													合計
	居宅介護	重度訪問介護	行動支援	包括支援	生活介護	児童デイ	重症通園	短期入所	移動支援	訪問看護	訪問リハビリ	医療受診	その他	
1年未満	1	1	0	0	0	0	1	1	0	5	3	6	0	18
1～5年	19	4	1	0	1	8	17	8	10	22	20	50	8	168
6～10年	46	3	2	1	1	10	2	17	35	24	21	66	13	241
11～15年	24	4	0	1	0	12	1	11	21	4	5	36	8	127
16～20年	14	3	2	0	2	2	0	8	22	4	3	19	4	83
無回答	9	2	1	0	0	8	2	7	8	4	4	17	1	63
合計	113	17	6	2	4	40	23	52	96	63	56	194	34	700
割合	16.1%	2.4%	0.9%	0.3%	0.6%	5.7%	3.3%	7.4%	13.7%	9.0%	8.0%	27.7%	4.9%	100.0%



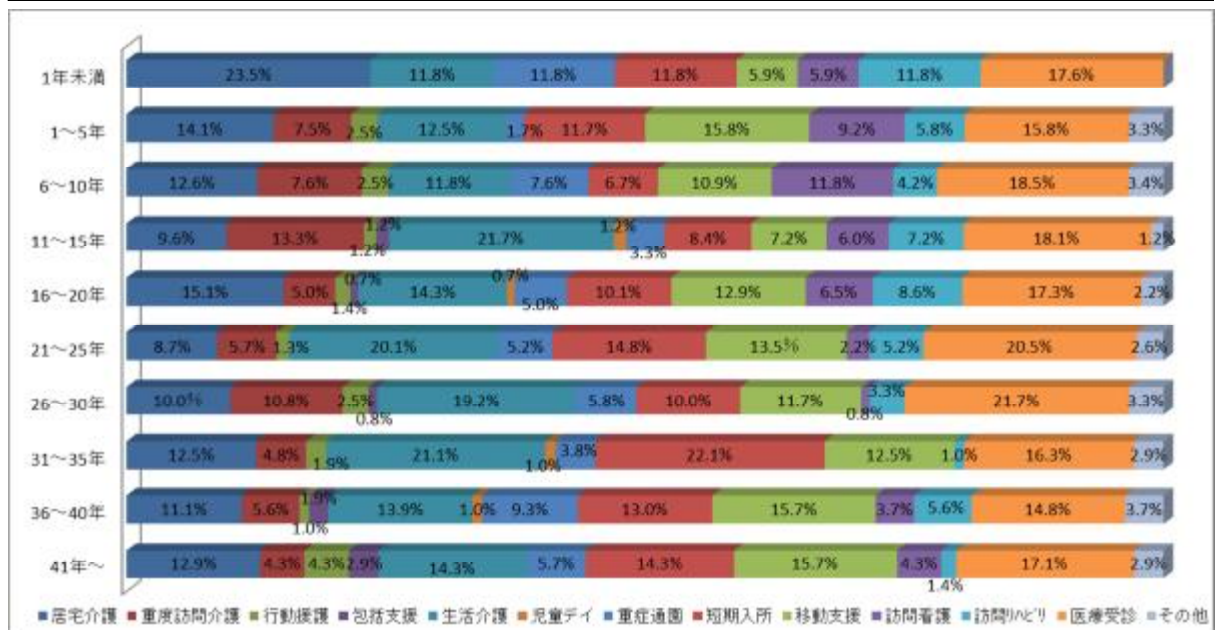
次に障がい者についてみると、介護年数が長期化するにしたがって、「居宅介護」「重度訪問介護」「訪問看護」が増加するものと思われていたが、調査結果では、そういった傾向を示しておらず、逆に「訪問看護」については、介護年数が長期化するに従って減少傾向を示す結果となった。

但し、「短期入所」については、介護年数が長期化するに従って利用率が増加傾向を示している。

また、「医療受診」については、介護年数に関わらず、概ね20%前後となっている。

(障がい者のサービス利用状況：介護年数別)

介護年数	障がい者													合計
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	包括支援	生活介護	児童デイ	重症通園	短期入所	移動支援	訪問看護	訪問リハビリ	医療受診	その他	
1年未満	4	0	0	0	2	0	2	2	1	1	2	3	0	17
1～5年	17	9	3	0	15	0	2	14	19	11	7	19	4	120
6～10年	15	12	3	0	14	0	9	8	13	14	5	22	4	119
11～15年	8	11	1	1	18	1	3	7	6	5	6	15	1	83
16～20年	21	7	2	1	20	1	7	14	18	9	12	24	3	139
21～25年	20	13	3	0	46	0	12	34	31	5	12	47	6	229
26～30年	12	13	3	1	23	0	7	12	14	1	4	26	4	120
31～35年	13	5	2	0	22	1	4	23	13	0	1	17	3	104
36～40年	12	6	1	2	15	1	10	14	17	4	6	16	4	108
41年～	9	3	3	2	10	0	4	10	11	3	1	12	2	70
無回答	19	11	5	1	33	2	9	31	24	7	7	27	5	181
合計	150	90	26	8	218	6	69	169	167	60	63	228	36	1290
割合	11.6%	7.0%	2.0%	0.6%	16.9%	0.5%	5.3%	13.1%	12.9%	4.7%	4.9%	17.7%	2.8%	100.0%

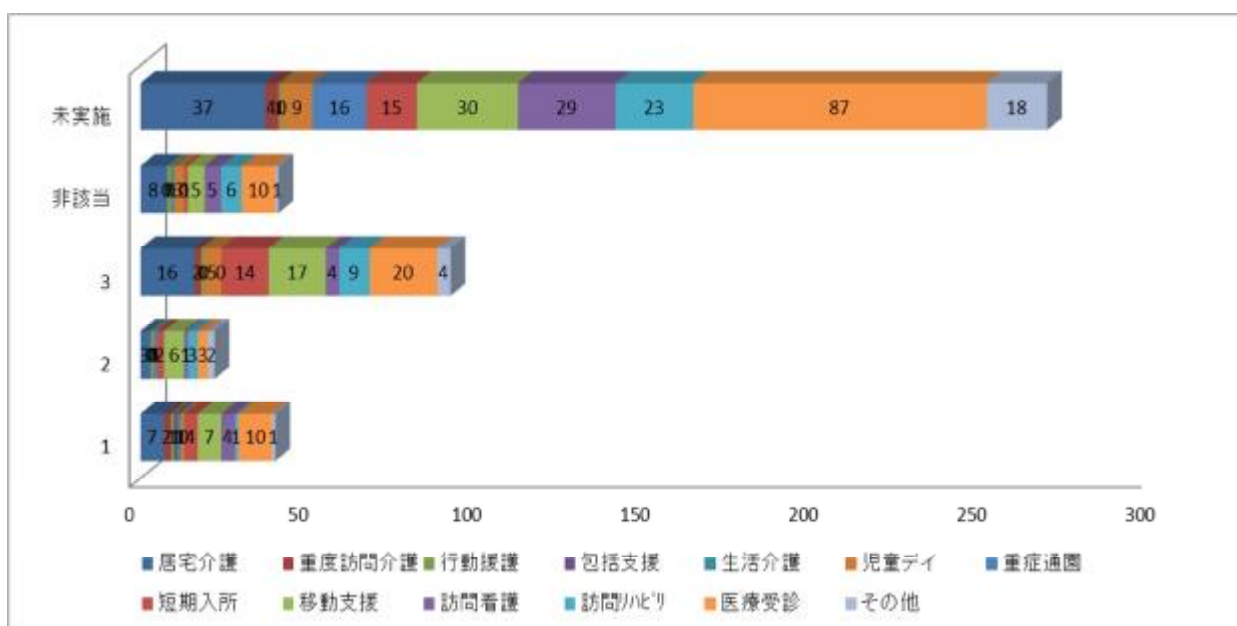


②障がい程度別のサービス利用の内容

障がい程度別に利用するサービス内容に変化があるかを見ると、障がい児については、「未実施」の児童が多いことから、障がい程度区分と利用内容に特徴は見られなかった。  
また、障がい者についても、圧倒的に障がい程度区分「6」に該当する障がい者が多いことから、福祉・医療サービスが利用されていた。

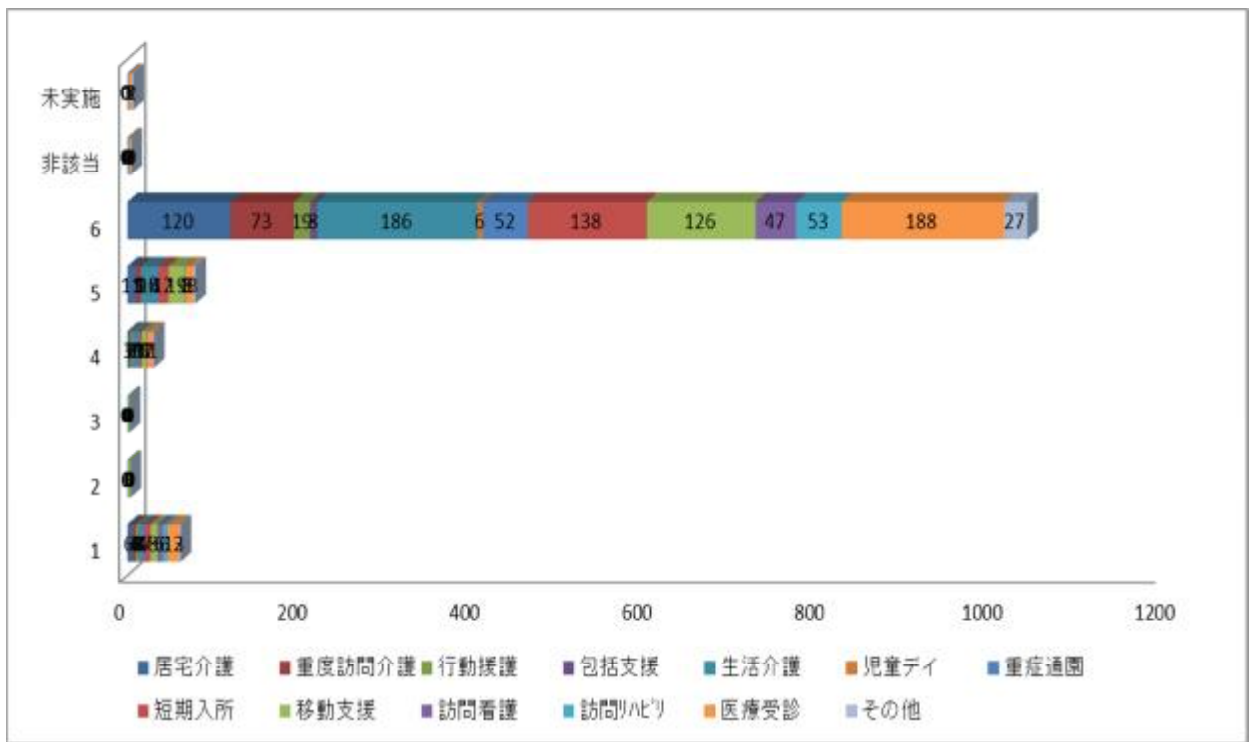
(障がい児のサービス利用状況：障がい程度別)

障がい程度	障がい児													合計
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	包括支援	生活介護	児童デイ	重症通園	短期入所	移動支援	訪問看護	訪問リハビリ	医療受診	その他	
1	7	2	1	1	1	1	0	4	7	4	1	10	1	40
2	3	0	1	0	0	0	1	2	6	1	3	3	2	22
3	16	2	1	0	0	5	0	14	17	4	9	20	4	92
非該当	8	0	1	0	1	3	0	1	5	5	6	10	1	41
未実施	37	4	1	0	0	9	16	15	30	29	23	87	18	269
無回答	41	9	1	1	2	22	6	16	31	20	14	63	8	234
合計	113	17	6	2	4	40	23	52	96	63	56	194	34	700
割合	16.1%	2.4%	0.9%	0.3%	0.6%	5.7%	3.3%	7.4%	13.7%	9.0%	8.0%	27.7%	4.9%	100.0%



(障がい者のサービス利用状況：障がい程度別)

障がい程度	障がい者													合計
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	包括支援	生活介護	児童デイ	重症通園	短期入所	移動支援	訪問看護	訪問リハビリ	医療受診	その他	
1	6	4	3	0	3	0	4	7	8	6	6	13	2	62
2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4
3	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
4	3	1	2	0	7	0	1	3	5	1	0	7	1	31
5	11	5	1	0	15	0	4	12	19	1	0	8	3	79
6	120	73	19	8	186	6	52	138	126	47	53	188	27	1043
非該当	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	2	0	5
未実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	2	7
無回答	9	7	0	0	6	0	6	9	4	4	3	7	1	56
合計	150	90	26	8	218	6	69	169	167	60	63	228	36	1290
割合	11.6%	7.0%	2.0%	0.6%	16.9%	0.5%	5.3%	13.1%	12.9%	4.7%	4.9%	17.7%	2.8%	100.0%





#### (4) サービスの実態

##### 【医療的ケアに対応可能な事業所】

- 訪問系サービスである居宅介護事業では、医療的ケアに対応可能な事業所は24.0%、重度訪問介護事業では26.0%、訪問看護事業で医療的ケアが必要な障がい児(者)に対応している事業所は73.5%あった。
- 医療的ケアが必要な障がい児(者)が利用している通所系サービスをみると、「児童デイサービス」は28.1%、「生活介護」は37.2%、「短期入所」は38.8%あった。

##### 【運営主体の状況】

- 医療的ケアに対応可能とする障がい福祉サービス事業所の運営主体別にみると、営利法人である「株式会社」「有限会社」が多く、対応率も高くなっている。

なお、「医療法人」の居宅介護事業への対応状況が他の運営主体と比較して、事業所数、対応率ともに低くなっている。

また、「訪問看護事業」の運営主体は医療法人が多いが、医療的ケアが必要な障がい児(者)に対応している医療法人の事業所の率は低かった。

- 通所系サービスについてみると、「児童デイサービス」については、人員配置基準上看護師が必要ではないが、28.8%の事業所が医療的ケアに対応しており、事業所数では「社会福祉法人」が多いが、医療的ケアの対応率としては「有限会社」が高い結果となった。

また、人員配置基準上看護師が必要である「生活介護」については、37.2%しか医療的ケアに対応していなかった。事業所数としては社会福祉法人が多いが、医療的ケアの参入率としては、「その他」「株式会社」が高い結果となった。

短期入所は、38.8%の事業所が対応しており、事業所数、医療的ケア参入率ともに「社会福祉法人」が最も多くなっているが、「医療法人」の実施は1事業所しか医療的ケアに対応していないため、「医療法人」の参入が強く望まれる。

##### 【事業所の規模の状況】

- 事業所の規模(職員数)と医療的ケアの対応状況との特徴はみられなかった。

##### 【開設時間の状況】

- 訪問系サービスについては、居宅介護(重度訪問介護含む)では、早朝(AM6~AM8)が37%、夜間(PM6~PM10)が51%、深夜(PM10~AM6)が24%あった。訪問看護は、早朝(AM6~AM8)が11%、夜間(PM6~PM10)が13.0%、深夜(PM10~AM6)が8%となっており、「居宅介護(重度訪問介護事業を含む)」と比べると、早朝、夜間、深夜ともに低い実施率となっている。

- 短期入所事業については、基本的に24時間対応が原則となるが、医療的ケアに対応できる看護師の配置が困難等の理由から、実際には、早朝(AM6~AM8)や深夜(PM10~AM6)はいずれも48.1%、夜間(PM6~PM10)が55.6%と実施率が異なっており、利用ニーズに適切に対応するためには、実施体制の整備が求められる。

##### 【医療的ケアの提供内容】

- 医療的ケアに対応している障がい福祉サービス事業所のいずれもが「服薬管理」が最も実施率が高い。また、「吸引」や「経管栄養」などの実施率が高くなっている。

##### 【利用児・者数の状況】

- 医療的ケアに対応している障がい福祉サービス事業所を利用する障がい児(632名)についてみると、最も多く利用しているサービスは「短期入所」で410名(64.9%)。次いで、「居宅介護」が123名(19.5%)、「児童デイ」が107名(16.9%)、「重度訪問介護」が91名(14.4%)となっている。

障がい児については、訪問系サービスの利用者数が障がい者と比べて少なくなっていることから、家庭介護は親(家族)が担いながら、一時的に休息を得るために「短期入所」を利用していることがうかがえる。

「0歳児」については、いずれの事業においても利用契約がなかった。

- 障がい者(2,906名)については、「生活介護」が1,347名(46.4%)と最も多く、次いで「短期入所」が1,032名(35.5%)、「居宅介護」が634名(21.8%)、

「重度訪問介護」が524名（18.0%）となっている。

●訪問看護事業所についてみると、障がい者の利用率が圧倒的に高くなっている。

なお、障がい福祉サービスで利用が見られなかった「0歳児」については、少数ではあるが訪問看護の利用が18名（1.4%）あり、退院後における家庭での「医療的ケア」を補完しているものと推測される。

#### ①医療的ケアが対応可能な事業所

医療的ケアが対応可能な事業所についてみると、訪問系サービスである居宅介護事業所1,328事業所のうち319事業所（24%）が対応可能としている。

運営主体別にみると、「株式会社」が120事業所と最も多く、次いで「有限会社」が94事業所、「社会福祉法人」が37事業所、「NPO法人」が35事業所となっている。

また、運営主体別における医療的ケアへの参入状況をみると、「NPO法人」が最も高く26.9%となっており、次いで「有限会社」が24.0%、「株式会社」が23.4%、「社会福祉法人」が22.0%、「医療法人」が20.0%となっており、「医療法人」の居宅介護事業への対応状況が他の運営主体と比較して、事業所数、対応率ともに低くなっている。

重度訪問介護事業所については、1,034事業所のうち269事業所（26%）が対応可能としている。

なお、運営主体別では、「株式会社」が102事業所と最も多く、次いで「有限会社」が76事業所、「社会福祉法人」「NPO法人」がそれぞれ32事業所となっている。

運営主体別における医療的ケアへの参入状況をみると、「NPO法人」が31.4%と最も高く、次いで「社会福祉法人」が26.4%、「有限会社」が25.4%、「株式会社」が24.8%、「医療法人」が18.2%となっている。

区分	1.社福法人	2.財団法人	3.NPO法人	4.株式会社	5.有限会社	6.医療法人	7.その他	(無回答)	合計
居宅介護	168	6	130	513	391	40	77	3	1,328
うち医療的ケア対応	37	0	35	120	94	8	24	1	319
医療的ケア対応割合	22.0%	0.0%	26.9%	23.4%	24.0%	20.0%	31.2%	-	24.0%
重度訪問介護	121	5	102	411	299	33	62	1	1,034
うち医療的ケア対応	32	0	32	102	76	6	21	0	269
医療的ケア対応割合	26.4%	0.0%	31.4%	24.8%	25.4%	18.2%	33.9%	-	26.0%

一方、訪問看護ステーションをみると、医療的ケアが必要な障がい児（者）に対応可能とする事業所は、283事業所のうち208事業所（73.5%）あり、その運営主体別にみると、「医療法人」が63事業所と最も多く、次いで「株式会社」が52事業所、「その他」が34事業所、「有限会社」が22事業所となっている。

運営主体別における対応状況は、「財団法人」が100%、「その他」が97.1%、「NPO法人」が83.3%、社会福祉法人が79.2%となっており、「医療法人」が64.3%と低くなっている。

区分	1.社福法人	2.財団法人	3.NPO法人	4.株式会社	5.有限会社	6.医療法人	7.その他	(無回答)	合計
訪問看護ステーション	24	11	6	66	40	98	35	3	283
うち医療的ケア対応	19	11	5	52	22	63	34	2	208
医療的ケア対応割合	79.2%	100.0%	83.3%	78.8%	55.0%	64.3%	97.1%	-	73.5%

次に通所系サービスについてみると、児童デイサービスは、64事業所のうち、18事業所（28.1%）が対応可能としており、運営主体別では「社会福祉法人」が10事業所、「NPO法人」が4事業所、「有限会社」と「その他」がそれぞれ2事業所となっている。

運営主体別における対応状況は、「有限会社」が66.7%、「社会福祉法人」が40.0%、「NPO法人」は22.2%という状況となっている。

生活介護事業は、304事業所のうち、113事業所（37.2%）が対応可能としており、運営主体別では「社会福祉法人」が87事業所と最も多く、次いで「NPO法人」が9事業所、「株式会社」が8事業所、「その他」が6事業所となっている。

運営主体別の参入率は、「その他」が75%と最も高く、次いで「株式会社」が44.4%、「社会福祉法人」が36.9%となっている。

なお、生活介護事業については、人員配置基準上看護師の配置が必要なことから、医療的ケアに対応可能とする事業所が多いものと推測されたが、実際には参入率は4割を満たない状況であった。とりわけ「社会福祉法人」が運営する事業所の参入率が低くなっている。

短期入所事業は、139事業所のうち54事業所（38.8%）が対応可能としており、運営主体別では「社会福祉法人」が48事業所と最も多く、次いで「その他」が3事業所、「有限会社」が2事業所、「医療法人」が1事業所となっている。

運営主体別の医療的ケアの対応率は、「その他」が100%、「社会福祉法人」と「有限会社」がともに40%、「医療法人」が20%となっている。

医療的ケアが必要な障がい児（者）の短期入所事業は、利用者への支援と医療は不可分であることから、医療機関の参入が必要と考えられるが、現状では、1事業所しか参入しておらず、医療機関における短期入所の実施が望まれる。

区分	1.社福法人	2.財団法人	3.NPO法人	4.株式会社	5.有限会社	6.医療法人	7.その他	(無回答)	合計
児童デイサービス	25	0	18	7	3	0	11	0	64
うち医療的ケア対応	10	0	4	0	2	0	2	0	18
医療的ケア対応割合	40.0%	0.0%	22.2%	0.0%	66.7%	0.0%	18.2%	0.0%	28.1%
重心児・者通園	7	0	0	0	0	0	1	0	8
うち医療的ケア対応	7	0	0	0	0	0	1	0	8
医療的ケア対応割合	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
生活介護	236	0	31	18	11	0	8	0	304
うち医療的ケア対応	87	0	9	8	3	0	6	0	113
医療的ケア対応割合	36.9%	0.0%	29.0%	44.4%	27.3%	0.0%	75.0%	0.0%	37.2%
短期入所	120	1	0	4	5	5	3	1	139
うち医療的ケア対応	48	0	0	0	2	1	3	0	54
医療的ケア対応割合	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%	100.0%	0.0%	38.8%
合計	388	1	49	29	19	5	23	1	515
うち医療的ケア対応	152	0	13	8	7	1	12	0	193
医療的ケア対応割合	39.2%	0.0%	26.5%	27.6%	36.8%	20.0%	52.2%	0.0%	37.5%

## ②医療的ケアが対応可能な事業所の規模

医療的ケアが対応可能な事業所の規模別の状況を見てみると、訪問系サービスである「居宅介護事業」については、職員体制が「6人～10人」が57事業所（17.9%）と最も多く、次いで「11人～15人」が50事業所（15.7%）、「16人～20人」が36事業所（11.3%）、「21人～25人」が32事業所（10.0%）、「26人～30人」が29事業所（9.1%）となっている。「重度訪問介護事業」についても同様に「6人～10人」が50事業所（18.6%）と最も多く、次いで「11人～15人」が40事業所（14.9%）、「21人～25人」が28事業所（10.4%）となっている。

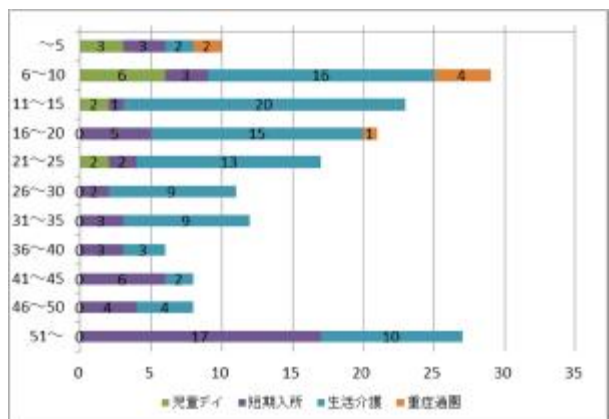
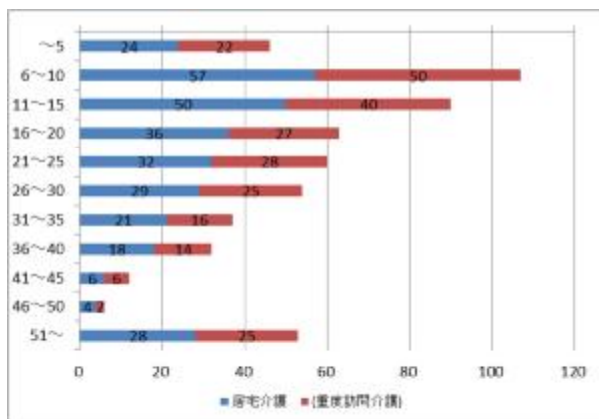
このように訪問系サービスにおいては、職員体制の規模で対応事業数に違いはあるものの、規模に関わりなく医療的ケアに取り組んでいることがわかる。

次に通所系サービスをみると、児童デイサービス事業については、職員体制が「6人～10人」が6事業所（33.3%）と最も多くなっている。

短期入所事業については、「51人～」が17事業所（31.5%）と最も多いものの、職員の体制に関わらず医療的ケアの提供に取り組んでいる。

生活介護事業については、「11人～15人」が20事業所（17.7%）と最も多く、次いで「6人～10人」が16事業所（14.2%）、「16人～20人」が15事業所（13.3%）となっており、生活介護事業についても、職員数に違いはあるものの医療的ケアの提供に取り組んでいる。

事業種別	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	無回答	合計
居宅介護	24	57	50	36	32	29	21	18	6	4	28	14	319
(重度訪問介護)	22	50	40	27	28	25	16	14	6	2	25	14	269
児童デイ	3	6	2	0	2	0	0	0	0	0	0	5	18
短期入所	3	3	1	5	2	2	3	3	6	4	17	5	54
生活介護	2	16	20	15	13	9	9	3	2	4	10	10	113
重症通園	2	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	8
合計	34	86	73	57	49	40	33	24	14	12	55	35	512



なお、訪問看護事業については、「6人～10人」が101事業所（48.6%）と約半数を占めており、次いで「～5人」までが62事業所（29.8%）となっており、10人までの小規模な事業所が8割を占めている。運営主体別にみると、「医療法人」が63事業所（30.3%）と最も多く、次いで「株式会社」が52事業所（25.0%）、「有限会社」が22事業所（10.6%）となっている。運営主体によって、事業規模に特段の差異は見られなかった。

職員体制	社団法人	財団法人	NPO法人	株式会社	有限会社	医療法人	その他	無回答	合計	割合
～5	5	2	1	19	7	20	7	1	62	29.8%
6～10	10	5	3	23	9	31	19	1	101	48.6%
11～15	3	3	0	7	3	5	7	0	28	13.5%
16～20	1	1	1	2	0	4	1	0	10	4.8%
21～25	0	0	0	0	2	3	0	0	5	2.4%
26～30	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1.0%
合計	19	11	5	52	22	63	34	2	208	100.0%
割合	9.1%	5.3%	2.4%	25.0%	10.6%	30.3%	16.3%	1.0%	100.0%	—

### ③医療的ケアが対応可能事業所の開設時間

医療的ケアに対応可能な事業所のうち、訪問系サービス、通所系サービスの開設時間をみると、居宅介護事業所については、早朝（AM6～AM8）が119事業所（37.3%）、夜間（PM6～PM10）が162事業所（50.8%）、深夜（PM10～AM6）が75事業所（23.5%）あった。

児童デイサービス、生活介護及び重症心身障がい児(者)通園事業については、早朝、夜間などの時間外対応を実施していない。

なお、短期入所事業において、本来医療的ケアに対応可能な54事業所において、早朝、夜間、深夜においても対応されるべきところ、実際には、早朝（AM6～AM8）や深夜（PM10～AM6）はいずれも26事業所（48.1%）、夜間（PM6～PM10）が30事業所（55.6%）と実施率が異なっている。

これは医療的ケアに従事する看護師の確保が、日中は可能なものの、深夜や早朝、夜間に看護師を配置することができないために、対応可能な時間帯に差異が生じているものと推測される。

区分	午前6時～8時		午前8時～午後6時		午後6時～10時		午後10時～午前6時	
	早朝	実施率	日中	実施率	夜間	実施率	深夜	実施率
居宅介護(重訪含む)	119	37.3%	319	100.0%	162	50.8%	75	23.5%
児童デイサービス	0	0.0%	18	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
重心児・者通園	0	0.0%	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
生活介護	0	0.0%	113	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
短期入所	26	48.1%	54	100.0%	30	55.6%	26	48.1%
計	145	28.3%	512	100.0%	192	37.5%	101	19.7%

医療的ケアが必要な障がい児（者）に対応している訪問看護事業所208事業所のうち、回答があった123事業所の開設時間をみると、早朝（AM6～AM8）が13事業所（10.6%）、夜間（PM6～PM10）が16事業所（13.0%）、深夜（PM10～AM6）が10事業所（8.1%）となっており、「居宅介護（重度訪問介護事業を含む）」と比べると、早朝、夜間、深夜ともに低い実施率となっている。

これは、訪問看護ステーションの職員規模が、10人までの小規模な事業所が多いことから、1日当たり長時間のサービス提供が困難な状況にあるためと推測される。

区分	午前6時～8時		午前8時～午後6時		午後6時～10時		午後10時～午前6時	
	早朝	実施率	日中	実施率	夜間	実施率	深夜	実施率
訪問看護	13	10.6%	123	100.0%	16	13.0%	10	8.1%

#### ④提供可能な医療的ケアの内容

医療的ケアに対応可能としている障がい福祉サービス事業所において、実際に提供可能な医療的ケアの内容をみると、居宅介護事業は、「服薬管理」が187事業所（58.6%）と最も多く、次いで「吸引」が169事業所（53.0%）、「経管栄養」が98事業所（30.7%）、「在宅酸素」が79事業所（24.8%）となっている。

重度訪問介護は、「服薬管理」が156事業所（58.8%）、「吸引」が151事業所（56.1%）、「経管栄養」が85事業所（31.6%）、「在宅酸素」が71事業所（26.4%）となっている。

生活介護は、「服薬管理」が92事業所（81.4%）と最も多く、次いで「吸引」が66事業所（58.4%）、「経管栄養」が64事業所（56.6%）、「パルスオキシメーター」が48事業所（42.5%）となっている。

短期入所については、「服薬管理」が49事業所（90.7%）と最も多く、次いで「吸引」が30事業所（55.6%）、「経管栄養」が29事業所（53.7%）、「導尿」が26事業所（48.1%）となっている。

児童デイサービスは、「服薬管理」が11事業所（61.1%）最も多く、次いで「吸引」が9事業所（55.6%）、「経管栄養」が8事業所（44.4%）、「導尿」と「パルスオキシメーター」がそれぞれ6事業所（33.3%）となっている。

重症心身障がい児（者）通園事業については、重症心身障がい児施設等で実施されている事業所が多いため、実施率は全体的に高い数値を示している。

重症心身障がい児（者）通園事業以外の事業所では、いずれも「服薬管理」が最も実施率が高く、概ね「吸引」や「経管栄養」などの実施率が高くなっている。

区分	居宅介護		重度訪問介護		生活介護		短期入所		児童デイ		重心通園	
		実施率		実施率		実施率		実施率		実施率		実施率
吸引	169	53.0%	151	56.1%	66	58.4%	30	55.6%	9	50.0%	8	100.0%
吸入	63	19.7%	54	20.1%	35	31.0%	20	37.0%	5	27.8%	5	62.5%
経管栄養	98	30.7%	85	31.6%	64	56.6%	29	53.7%	8	44.4%	8	100.0%
中心静脈栄養	8	2.5%	9	3.3%	7	6.2%	4	7.4%	2	11.1%	2	25.0%
導尿	68	21.3%	58	21.6%	44	38.9%	26	48.1%	6	33.3%	3	37.5%
在宅酸素	79	24.8%	71	26.4%	31	27.4%	19	35.2%	5	27.8%	2	25.0%
パルスオキシメーター	60	18.8%	57	21.2%	48	42.5%	18	33.3%	6	33.3%	7	87.5%
気管切開部の管理	23	7.2%	21	7.8%	35	31.0%	14	25.9%	4	22.2%	5	62.5%
人工呼吸器の管理	26	8.2%	24	8.9%	18	15.9%	3	5.6%	2	11.1%	2	25.0%
服薬管理	187	58.6%	156	58.0%	92	81.4%	49	90.7%	11	61.1%	8	100.0%
その他	33	10.3%	27	10.0%	21	18.6%	2	3.7%	3	16.7%	1	12.5%
医療的ケア対応事業所数	319	-	269	-	113	-	54	-	18	-	8	-



⑤医療的ケア対応事業所における利用児・者数

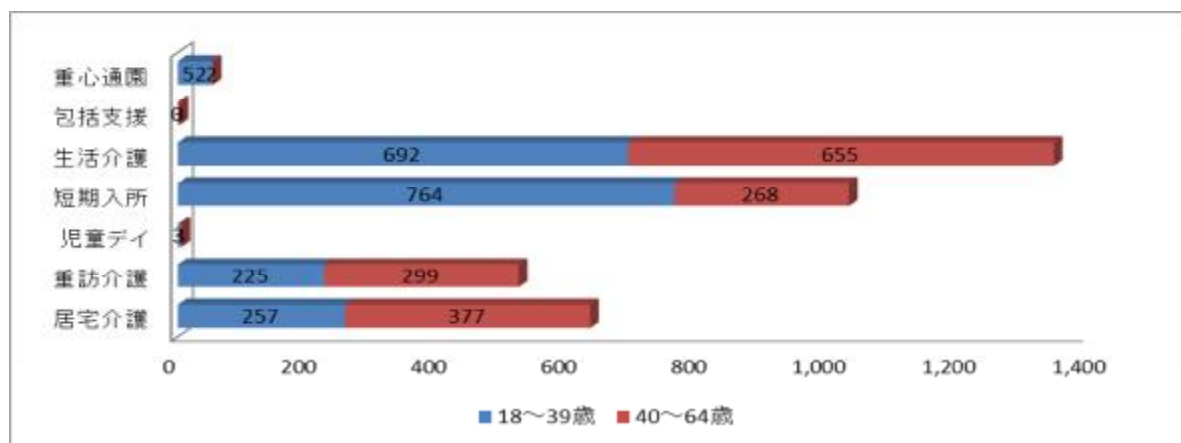
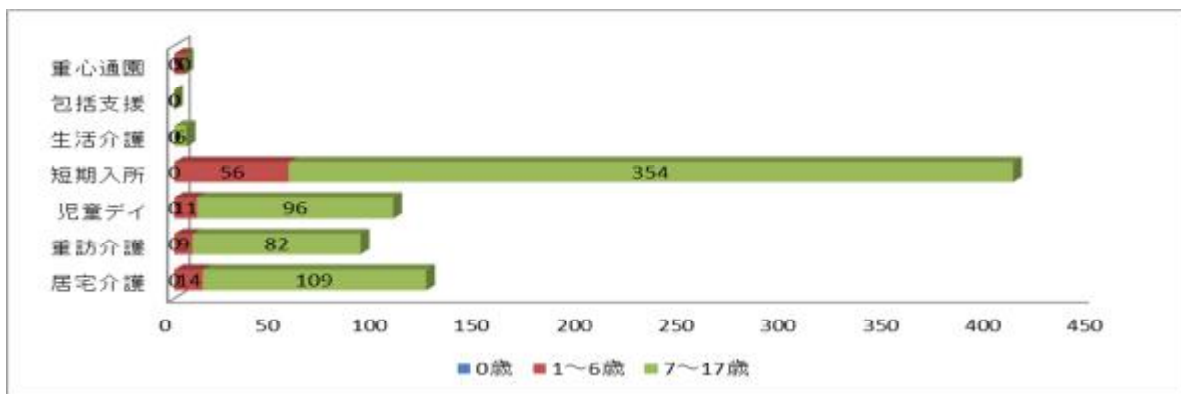
医療的ケアが必要な障がい児(者)で重症心身障がい児施設の入所者を除く3,538名の事業毎の利用状況をみると、「短期入所」が1,442名(40.8%)と最も多く、次いで「生活介護」が1,353名(38.2%)、「居宅介護」が757名(21.4%)、「重度訪問介護」が615名(17.4%)となっている。

「児童デイサービス」を除くといずれのサービスにおいても障がい者の利用が多くなっている。障がい児(632名)についてみると、最も多く利用しているサービスは「短期入所」で410名(64.9%)となっている。次いで、「居宅介護」が123名(19.5%)、「児童デイ」が107名(16.9%)、「重度訪問介護」が91名(14.4%)となっている。

これらのことから、障がい児については、訪問系サービスの利用者数が障がい者と比べて少なくなっていることから、家庭介護は親(家族)が担いながら、一時的に休息を得るために「短期入所」を利用していることがうかがえる。なお、「0歳児」については、いずれの事業においても利用契約されていない。

障がい者(2,906名)については、「生活介護」が1,347名(46.4%)と最も多く、次いで「短期入所」が1,032名(35.5%)、「居宅介護」が634名(21.8%)、「重度訪問介護」が524名(18.0%)となっている。

年齢区分	居宅介護		重度訪問介護		児童デイ		短期入所		生活介護		包括支援		重心通園		利用児・者数
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	
0歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1～6歳	14	16.3%	9	10.5%	11	12.8%	56	65.1%	0	0.0%	0	0.0%	5	5.8%	86
7～17歳	109	20.0%	82	15.0%	96	17.6%	354	64.8%	6	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	546
障がい児計	123	19.5%	91	14.4%	107	16.9%	410	64.9%	6	0.9%	0	0.0%	5	0.8%	632
18～39歳	257	15.4%	225	13.5%	3	0.2%	764	45.8%	692	41.5%	0	0.0%	52	3.1%	1,669
40～64歳	377	30.5%	299	24.2%	3	0.2%	268	21.7%	655	53.0%	3	0.2%	2	0.2%	1,237
障がい者計	634	21.8%	524	18.0%	6	0.2%	1,032	35.5%	1,347	46.4%	3	0.1%	54	1.9%	2,906
合計	757	21.4%	615	17.4%	113	3.2%	1,442	40.8%	1,353	38.2%	3	0.1%	59	1.7%	3,538

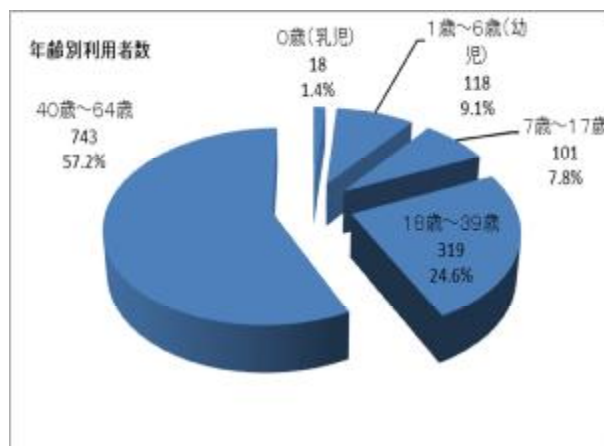




一方、訪問看護事業所についてみると、障がい児は237名(18.2%)、障がい者は1,062名(81.8%)と障がい者の利用率が圧倒的に高くなっている。

なお、障がい福祉サービスで利用が見られなかった「0歳児」については、少数ではあるが訪問看護の利用が18名(1.4%)あり、NICU等を退院した後の家庭における「医療的ケア」を補完しているものと推測される。

年齢区分	利用者数	割合
0歳(乳児)	18	1.4%
1歳～6歳(幼児)	118	9.1%
7歳～17歳	101	7.8%
18歳～39歳	319	24.6%
40歳～64歳	743	57.2%
合計	1,299	100.0%



#### ⑥ 事業毎の利用児(者)の特徴

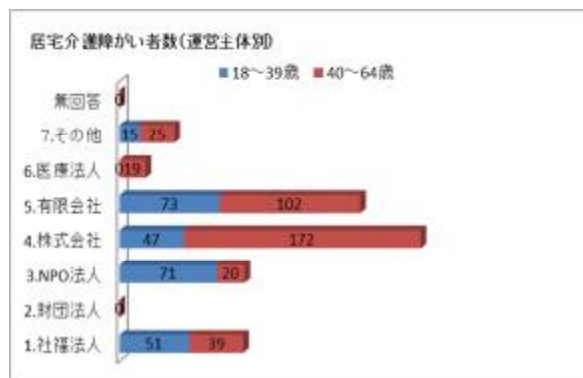
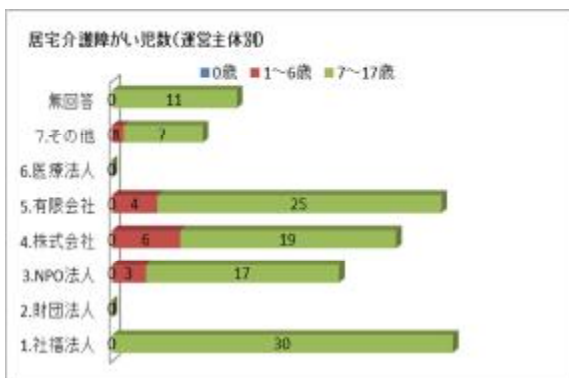
次に事業毎の運営主体別の利用児・者数の状況についてみると、次のとおりとなっている。

#### ● 居宅介護事業

障がい児については、「社会福祉法人」が30名(24.4%)最も多く、次いで「有限会社」が29名(23.6%)、「株式会社」が25名(20.3%)、「NPO法人」が20名(16.3%)となっている。低年齢(1歳～6歳)に対応している運営主体は、「株式会社」「有限会社」「NPO法人」「その他」しか利用がない。

障がい者は、「株式会社」が219名(34.5%)と最も多く、次いで「有限会社」が175名(27.6%)、「NPO法人」が91名(14.4%)、「社会福祉法人」が90名(14.2%)となっている。障がい者の年齢別の利用状況でみると、40歳～64歳台は、「株式会社」が運営する介護事業所で多く、18歳～39歳については「NPO法人」「社会福祉法人」が運営する事業所が多い。

年齢区分	1.社福法人		2.財団法人		3.NPO法人		4.株式会社		5.有限会社		6.医療法人		7.その他		無回答	合計
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率				
0歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0
1～6歳	0	0.0%	0		3	21.4%	6	42.9%	4	28.6%	0	0.0%	1	7.1%	0	14
7～17歳	30	27.5%	0		17	15.6%	19	17.4%	25	22.9%	0	0.0%	7	6.4%	11	109
障がい児計	30	24.4%	0		20	16.3%	25	20.3%	29	23.6%	0	0.0%	8	6.5%	11	123
18～39歳	51	19.8%	0		71	27.6%	47	18.3%	73	28.4%	0	0.0%	15	5.8%	0	257
40～64歳	39	10.3%	0		20	5.3%	172	45.6%	102	27.1%	19	5.0%	25	6.6%	0	377
障がい者計	90	14.2%	0		91	14.4%	219	34.5%	175	27.6%	19	3.0%	40	6.3%	0	634
合計	120	15.9%	0		111	14.7%	244	32.2%	204	26.9%	19	2.5%	48	6.3%	11	757



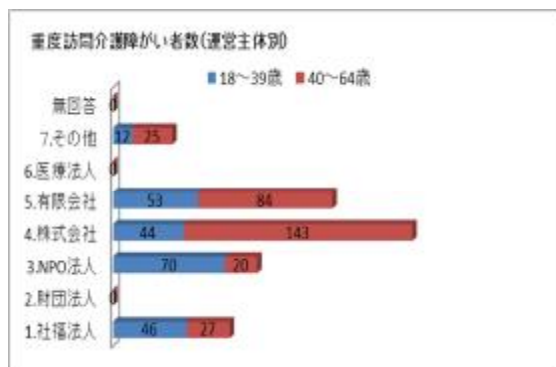
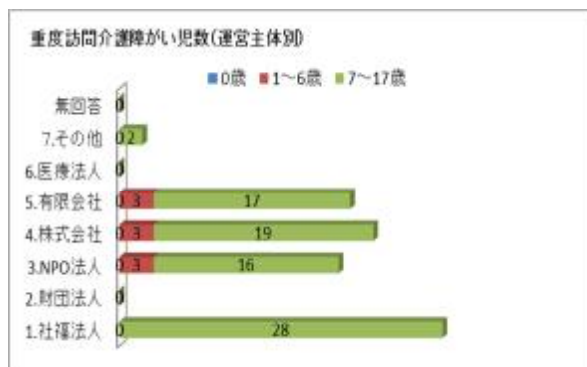
●重度訪問介護事業

障がい児については、「社会福祉法人」が28名(30.8%)と最も多く、次いで「株式会社」が22名(24.2%)、「有限会社」が20名(22.2%)、「NPO法人」が19名(20.9%)となっており、「1歳～6歳」の障がい児については、「株式会社」「有限会社」「NPO法人」しか利用がない。

障がい者については、「株式会社」が187名(35.7%)と最も多く、次いで「有限会社」が137名(26.1%)、「NPO法人」が90名(17.2%)、「社会福祉法人」が73名(13.9%)となっている。

障がい者の年齢別の利用状況では、「株式会社」において40歳～64歳の利用者が多い状況となっている。

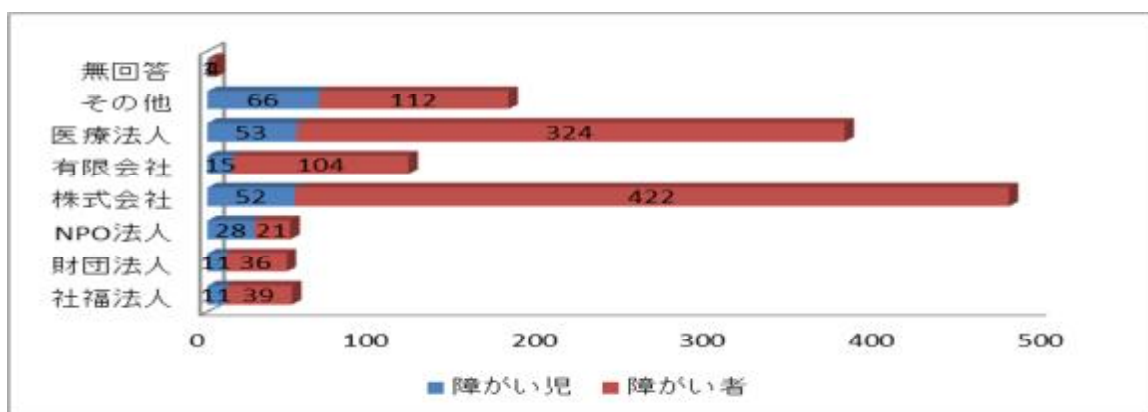
年齢区分	1.社福法人		2.財団法人		3.NPO法人		4.株式会社		5.有限会社		6.医療法人		7.その他		無回答		合計
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	
0歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1～6歳	0	0.0%	0		3	33.3%	3	33.3%	3	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9
7～17歳	28	34.1%	0		16	19.5%	19	23.2%	17	20.7%	0	0.0%	2	2.4%	0	0.0%	82
障がい児計	28	30.8%	0		19	20.9%	22	24.2%	20	22.0%	0	0.0%	2	2.2%	0	0.0%	91
18～39歳	46	20.4%	0		70	31.1%	44	19.6%	53	23.6%	0	0.0%	12	5.3%	0	0.0%	225
40～64歳	27	9.0%	0		20	6.7%	143	47.8%	84	28.1%	0	0.0%	25	8.4%	0	0.0%	299
障がい者計	73	13.9%	0		90	17.2%	187	35.7%	137	26.1%	0	0.0%	37	7.1%	0	0.0%	524
合計	101	16.4%	0		109	17.7%	209	34.0%	157	25.5%	0	0.0%	39	6.3%	0	0.0%	615



●訪問看護事業

障がい児については、「医療法人」が53名(22.3%)、「株式会社」が52名(21.9%)とほぼ同数となっているが、障がい者では、「株式会社」が422名(39.7%)、「医療法人」が324名(30.5%)となっている。

区分	社福法人	財団法人	NPO法人	株式会社	有限会社	医療法人	その他	無回答	合計
障がい児	11	11	28	52	15	53	66	1	237
障がい者	39	36	21	422	104	324	112	4	1,062
合計	50	47	49	474	119	377	178	5	1,299
割合	3.8%	3.6%	3.8%	36.5%	9.2%	29.0%	13.7%	0.4%	100.0%

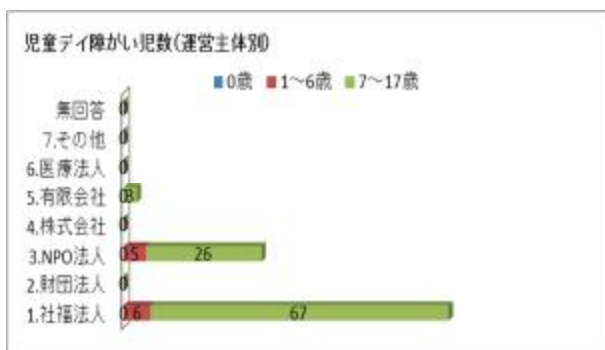


●児童デイサービス事業

医療的ケアに対応する事業所数に比例して、「社会福祉法人」の利用児童数が最も多く73名(68.2%)となっており、次いで「NPO法人」が31名(29.0%)、「有限会社」が3名(2.8%)となっている。

なお、年齢別にみると、「1歳～6歳」の就学前の利用児童数が少なく、「7歳～17歳」の就学中の障がい児が大半を占めている。また、障がい者が3名利用しているが、これは児童デイを利用中に18歳に達したものの、支援学校在籍中のため、卒業までの間引き続き児童デイでサービス提供されているものと推測される。

年齢区分	1.社福法人		2.財団法人		3.NPO法人		4.株式会社		5.有限会社		6.医療法人		7.その他		無回答		合計
	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	
0歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1～6歳	6	0.0%	0		5	45.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11
7～17歳	67	69.8%	0		26	27.1%	0	0.0%	3	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	96
障がい児計	73	68.2%	0		31	29.0%	0	0.0%	3	2.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	107
18～39歳	3	100.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
40～64歳	3	100.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
障がい者計	6	100.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6
合計	79	69.9%	0		31	27.4%	0	0.0%	3	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	113

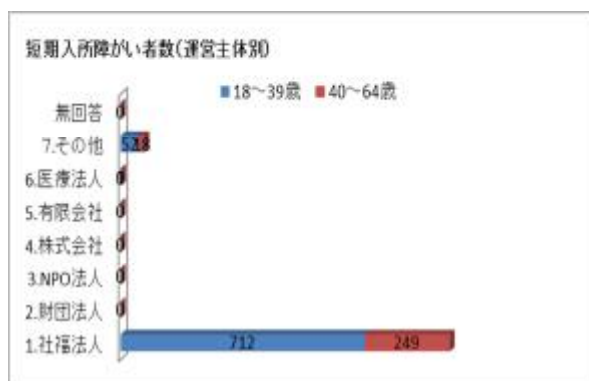
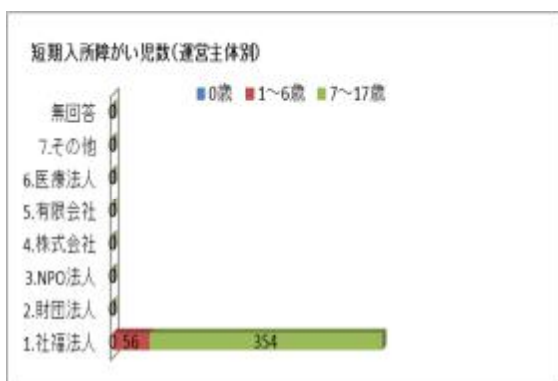


●短期入所事業

短期入所事業所の大半が社会福祉法人の運営していることから、障がい児、障がい者ともに「社会福祉法人」の利用児・者が多くなっている。

なお、年齢別にみると、「1歳～6歳」の低年齢児の利用児童数が少なく、障がい者については、「40歳～64歳」の比較的高年齢の障がい者の利用者数が少なくなっている。

年齢区分	1.社福法人		2.財団法人		3.NPO法人		4.株式会社		5.有限会社		6.医療法人		7.その他		無回答		合計
	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	利用数	利用率	
0歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1～6歳	56	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	56
7～17歳	354	100.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	354
障がい児計	410	100.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	410
18～39歳	712	93.2%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	52	6.8%	0	0.0%	764
40～64歳	249	92.9%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	18	6.7%	0	0.0%	268
障がい者計	961	93.1%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	70	6.8%	0	0.0%	1,032
合計	1,371	95.1%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	70	4.9%	0	0.0%	1,442

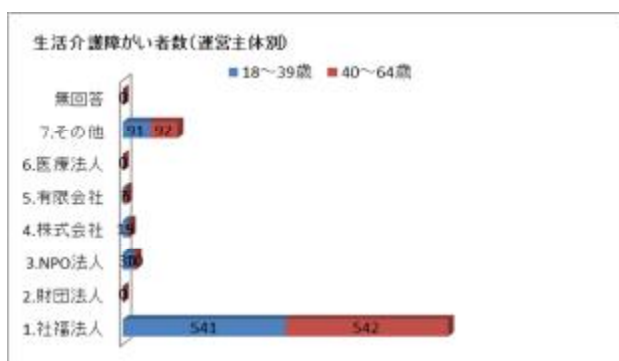


●生活介護事業

生活介護事業については、社会福祉法人が運営する事業所が大半を占めている関係で利用者数についても、「社会福祉法人」が1,083名(80.4%)と最も多くなっており、次いで「その他」が183名(13.5%)、「NPO法人」が44名(3.3%)、「株式会社」が24名(1.8%)、「有限会社」が13名(1.0%)となっている。

年齢別における特徴は見られない。

年齢区分	1.社福法人		2.財団法人		3.NPO法人		4.株式会社		5.有限会社		6.医療法人		7.その他		無回答		合計
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	
0歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1～6歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
7～17歳	6	100.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6
障がい児計	6	100.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6
18～39歳	541	78.2%	0		34	4.9%	19	2.7%	7	1.0%	0	0.0%	91	13.2%	0	0.0%	692
40～64歳	542	82.7%	0		10	1.5%	5	0.8%	6	0.9%	0	0.0%	92	14.0%	0	0.0%	655
障がい者計	1,083	80.4%	0		44	3.3%	24	1.8%	13	1.0%	0	0.0%	183	13.6%	0	0.0%	1,347
合計	1,089	80.5%	0		44	3.3%	24	1.8%	13	1.0%	0	0.0%	183	13.5%	0	0.0%	1,353

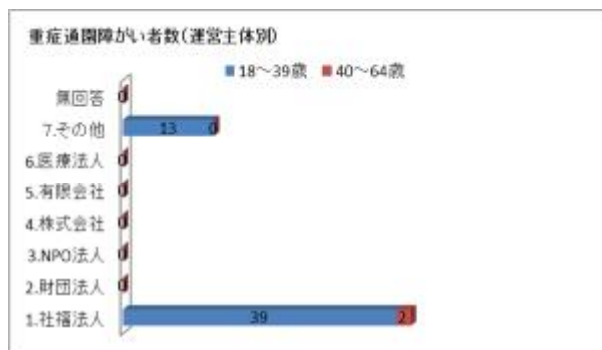
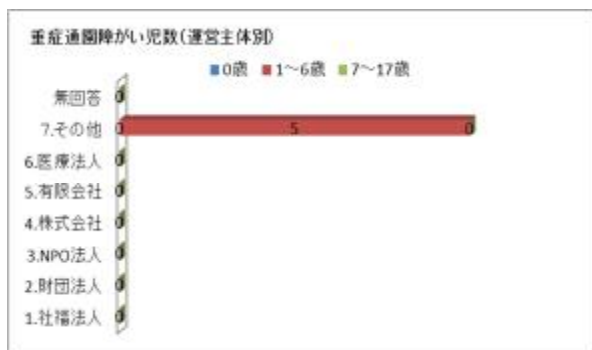


●重症心身障がい児(者)通園事業

重症心身障がい児(者)通園事業の運営法人は、社会福祉法人と日本赤十字社しかないため、利用者数も「社会福祉法人」と「その他」に二分されている。

なお、障がい児については、「その他」が5名のみで、通園事業の大半の利用者が障がい者で、年齢が「18歳～39歳」の障がい者が大半を占める結果となっている。

年齢区分	1.社福法人		2.財団法人		3.NPO法人		4.株式会社		5.有限会社		6.医療法人		7.その他		無回答		合計
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率	
0歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
1～6歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	100.0%	0	0.0%	5
7～17歳	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
障がい児計	0	0.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	100.0%	0	0.0%	5
18～39歳	39	75.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	25.0%	0	0.0%	52
40～64歳	2	100.0%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
障がい者計	41	75.9%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	13	24.1%	0	0.0%	54
合計	41	69.5%	0		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18	30.5%	0	0.0%	59



⑦ 事業所ごとの医療的ケアの内容

事業所が提供している障がい児(者)毎の医療的ケアの内容をみると次のとおりであった。

●居宅介護事業

障がい児(123名)に対し、「吸引」が48名(39.0%)と最も多く、次いで「服薬管理」が27名(22.0%)、「経管栄養」が19名(15.4%)、「パルスオキシメーター」が10名(8.1%)となっている。

障がい者(634名)に対しては、「吸引」が196名(30.9%)と最も多く、次いで「服薬管理」が153名(24.1%)、「経管栄養」が113名(17.8%)、「パルスオキシメーター」が10名(11.0%)となっている。

●重度訪問介護事業

障がい児については、「吸引」が38名(41.8%)と最も多く、次いで「服薬管理」が27名(29.7%)、「経管栄養」が16名(17.6%)、「パルスオキシメーター」が10名(11.0%)となっている。

障がい者についても、「吸引」が185名(35.3%)と最も多く、次いで「服薬管理」が142名(27.1%)、「経管栄養」が105名(20.0%)「導尿」が42名(8.0%)となっている。

以上のように、訪問系サービスである居宅介護事業や重度訪問看護事業においては、障がい児、障がい者ともに、医療的ケアの内容が、「吸引」「服薬管理」「経管栄養」が上位を占めている。

(障がい児)

区分	居宅介護		重度訪問介護	
	実施数	実施率	実施数	実施率
吸引	48	39.0%	38	41.8%
吸入	7	5.7%	7	7.7%
経管栄養	19	15.4%	16	17.6%
中心静脈栄養	0	0.0%	0	0.0%
導尿	3	2.4%	1	1.1%
在宅酸素	9	7.3%	7	7.7%
パルスオキシメーター	10	8.1%	10	11.0%
気管切開部の管理	7	5.7%	7	7.7%
人工呼吸器の管理	1	0.8%	1	1.1%
服薬管理	27	22.0%	27	29.7%
その他	2	1.6%	0	0.0%
合計	133	—	114	—
利用障がい児数	123	100.0%	91	100.0%

(障がい者)

区分	居宅介護		重度訪問介護	
	実施数	実施率	実施数	実施率
吸引	196	30.9%	185	35.3%
吸入	25	3.9%	23	4.4%
経管栄養	113	17.8%	105	20.0%
中心静脈栄養	0	0.0%	0	0.0%
導尿	49	7.7%	42	8.0%
在宅酸素	29	4.6%	28	5.3%
パルスオキシメーター	37	5.8%	37	7.1%
気管切開部の管理	36	5.7%	36	6.9%
人工呼吸器の管理	25	3.9%	26	5.0%
服薬管理	153	24.1%	142	27.1%
その他	21	3.3%	20	3.8%
合計	684	—	644	—
利用障がい者数	634	100.0%	524	100.0%

●訪問看護

訪問看護事業の状況をみると、障がい児と障がい者では大きな相違がみられる。

障がい児については、「吸引」が228名(96.2%)とほぼ大半の障がい児がサービス提供の対象となっている。また、「パルスオキシメーター」が169名(71.3%)、「経管栄養」が152名(64.1%)、「在宅酸素」が110名(46.4%)、「気管切開部の管理」が102名(43.0%)を占める等、高度な医療的ケアが提供されている。

障がい者については、障がい児で割合が高かった「吸引」「パルスオキシメーター」「経管栄養」「在宅酸素」「気管切開部の管理」といった内容がいずれも低くなっており、「服薬管理」が約6割を占める状況となっている。



なお、「身体介護」を実施されている割合が障がい児(者)で553名(42.6%)となっており、特に障がい児における「身体介護」の比率が85.7%となっていることから、医療的ケアと、本来は「親」若しくはホームヘルパー等が実施する「身体介護」が一体的に実施せざるを得ない実情が明らかになっている。

医療的ケア	障がい児		障がい者		合計
		実施率		実施率	
1.吸引	228	96.2%	195	18.4%	423
2.吸入	37	15.6%	31	2.9%	68
3.経管栄養	152	64.1%	137	12.9%	289
4.中心静脈栄養	7	3.0%	15	1.4%	22
5.導尿	13	5.5%	156	14.7%	169
6.在宅酸素	110	46.4%	66	6.2%	176
7.パルスオキシメータ	169	71.3%	261	24.6%	430
8.気管切開部の管理	102	43.0%	68	6.4%	170
9.人工呼吸器	64	27.0%	61	5.7%	125
10.服薬管理	40	16.9%	636	59.9%	676
11.リハビリ	129	54.4%	258	24.3%	387
12.身体介護	203	85.7%	350	33.0%	553
13.その他	24	10.1%	87	8.2%	111
合計	1,278	-	2,321	-	3,599
利用児(者)数	237	-	1062	-	1,299

#### ●児童デイサービス事業

「経管栄養」が22名(20.6%)と最も多く、次いで「服薬管理」が21名(19.6%)、「吸引」が20名(18.7%)、「気管切開部の管理」が4名(3.7%)となっている。

#### ●重症心身障がい児(者)通園事業

重症心身障がい児(者)通園事業の利用児童は5名と非常に少数である。

障がい者については、「吸引」が28名(51.9%)と最も多く、次いで「経管栄養」が25名(46.3%)、「服薬管理」が20名(37.0%)、「パルスオキシメーター」が14名(25.9%)となっている。

#### ●生活介護事業

生活介護事業を利用する障がい者については、「服薬管理」が1,002名(74.4%)と圧倒的に多く、次いで「吸引」が228名(16.9%)、「経管栄養」が195名(14.5%)、「パルスオキシメーター」が122名(9.1%)となっている。

また、他の事業では少ない「人工呼吸器」が98名(7.3%)、「導尿」が69名(5.1%)、「気管切開部の管理」が68名(5.0%)といった医療的ケアの提供を受けている障がい者の率が比較的多くなっている。

これは、医療的ケアが必要な障がい者にとって、日中活動の場として生活介護事業所が、中心となっているためと推測される。

#### ●短期入所事業

障がい児については、「服薬管理」が287名(70.0%)と最も多く、次いで「吸引」が137名(33.4%)、「吸入」が110名(26.8%)、「経管栄養」が107名(26.1%)、「パルスオキシメーター」が49名(12.0%)となっている。

障がい者については、「服薬管理」が745名(72.2%)と最も多く、次いで「吸引」が130名(12.6%)、「経管栄養」が107名(10.4%)、「吸入」が73名(7.1%)となっている。



(障がい児)

区分	児童デイ		重心通園		生活介護		短期入所	
		実施率		実施率		実施率		実施率
吸引	20	18.7%	8	100.0%	4	28.6%	137	26.1%
吸入	1	2.9%	1	12.5%	0	0.0%	110	21.0%
経管栄養	22	64.7%	8	100.0%	2	14.3%	107	20.4%
中心静脈栄養	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.4%
導尿	1	2.9%	0	0.0%	1	7.1%	8	1.5%
在宅酸素	1	2.9%	1	12.5%	0	0.0%	5	1.0%
パルスオキシメーター	3	8.8%	6	75.0%	0	0.0%	49	9.4%
気管切開部の管理	4	11.8%	3	37.5%	0	0.0%	38	7.3%
人工呼吸器の管理	0	0.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%
服薬管理	21	61.8%	6	75.0%	14	100.0%	287	54.8%
その他	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	14	2.7%
合計	74	—	34	—	21	—	757	—
利用障がい児数	107	100.0%	8	100%	14	100.0%	524	100.0%

(障がい者)

区分	児童デイ		重心通園		生活介護		短期入所	
		実施率		実施率		実施率		実施率
吸引	5	83.3%	28	51.9%	228	16.9%	130	12.6%
吸入	0	0.0%	12	22.2%	42	3.1%	73	7.1%
経管栄養	4	3.5%	25	46.3%	195	14.5%	107	10.4%
中心静脈栄養	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%	3	0.3%
導尿	1	0.9%	1	1.9%	69	5.1%	23	2.2%
在宅酸素	1	0.9%	4	7.4%	43	3.2%	6	0.6%
パルスオキシメーター	2	1.8%	14	25.9%	122	9.1%	46	4.5%
気管切開部の管理	0	0.0%	8	14.8%	68	5.0%	31	3.0%
人工呼吸器の管理	0	0.0%	0	0.0%	98	7.3%	3	0.3%
服薬管理	0	0.0%	20	37.0%	1002	74.4%	745	72.2%
その他	0	0.0%	2	3.7%	44	3.3%	30	2.9%
合計	13	—	114	—	1913	—	1,197	—
利用障がい児数	6	100.0%	54	100%	1347	100.0%	1,032	100.0%

⑧ 職員体制別の医療的ケアの提供内容

障がい福祉サービス事業所の職員体制別、医療的ケアの内容別に障がい児(者)数をみると、障がい児、障がい者ともに職員数が「51人～」の大規模な事業所において、利用児(者)数が多くなっている。

障がい児については、「51人～」が685名(69.4%)、「6人～10人」が104名(10.5%)となっている。

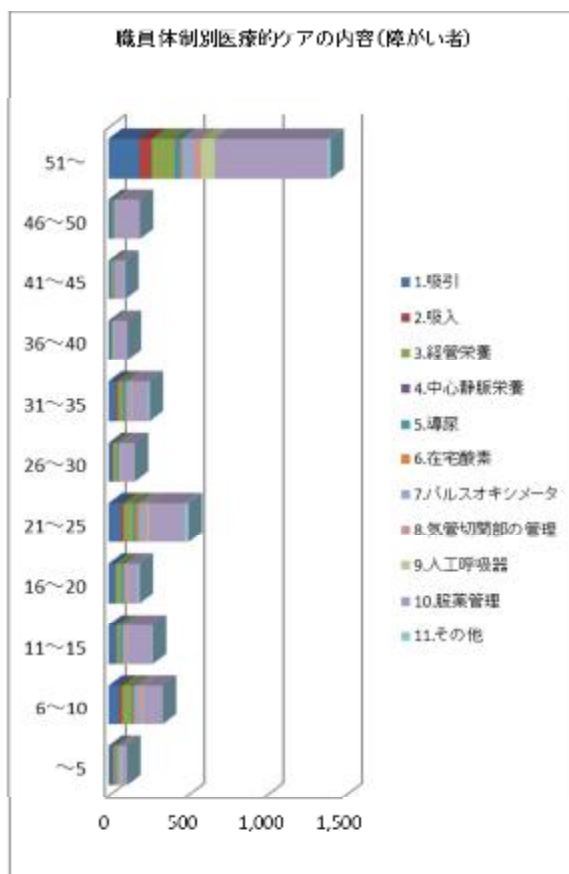
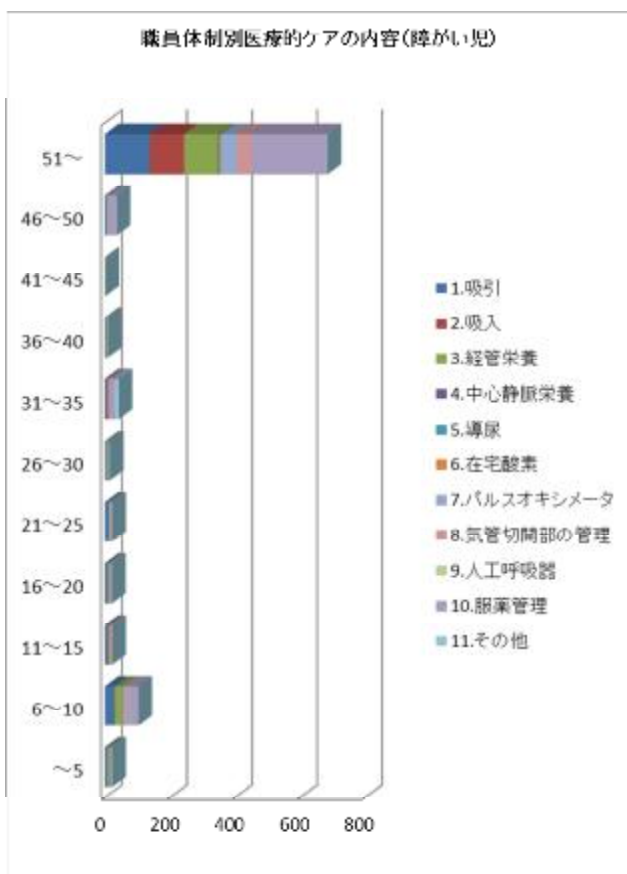
障がい者についても、「51人～」が1,409名(37.9%)、「21人～25人」が509名(13.7%)となっている。

(障がい児)

医療的ケア	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	無回答	合計
1.吸引	7	29	8	8	12	1	4	3	0	4	138	0	214
2.吸入	1	2	2	1	0	1	5	1	0	1	105	0	119
3.経管栄養	8	22	2	5	4	2	1	2	2	2	106	0	156
4.中心静脈栄養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
5.導尿	1	1	1	0	0	5	0	0	0	1	3	0	12
6.在宅酸素	0	3	4	2	0	2	0	1	0	0	4	0	16
7.パルスオキシメータ	2	11	4	1	0	0	1	1	0	0	49	0	69
8.気管切開部の管理	1	7	1	0	2	0	1	0	0	0	41	0	53
9.人工呼吸器	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
10.服薬管理	3	27	1	4	5	5	19	0	0	28	235	0	327
11.その他	0	1	0	1	0	0	12	0	0	1	2	0	17
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	23	104	23	22	23	16	43	9	2	37	685	0	987
割合	2.3%	10.5%	2.3%	2.2%	2.3%	1.6%	4.4%	0.9%	0.2%	3.7%	69.4%	0.0%	100.0%

(障がい者)

医療的ケア	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	無回答	合計
1.吸引	25	68	47	44	79	24	45	14	11	22	194	0	573
2.吸入	6	18	4	2	17	6	14	1	1	0	80	0	149
3.経管栄養	17	58	24	36	60	23	30	9	15	9	148	0	429
4.中心静脈栄養	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	5
5.導尿	7	12	14	13	20	9	17	4	7	7	31	0	141
6.在宅酸素	3	14	3	6	17	4	8	1	2	4	14	0	76
7.パルスオキシメータ	18	26	14	13	34	13	20	5	1	3	68	0	215
8.気管切開部の管理	4	19	14	10	20	2	12	2	0	4	48	0	135
9.人工呼吸器	6	6	3	2	7	3	3	4	1	2	88	0	125
10.服薬管理	32	118	154	58	227	82	100	80	61	148	712	0	1,772
11.その他	0	5	4	13	27	1	12	2	8	0	23	0	95
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	118	344	281	197	509	167	261	122	107	200	1,409	0	3,715
割合	3.2%	9.3%	7.6%	5.3%	13.7%	4.5%	7.0%	3.3%	2.9%	5.4%	37.9%	0.0%	100.0%



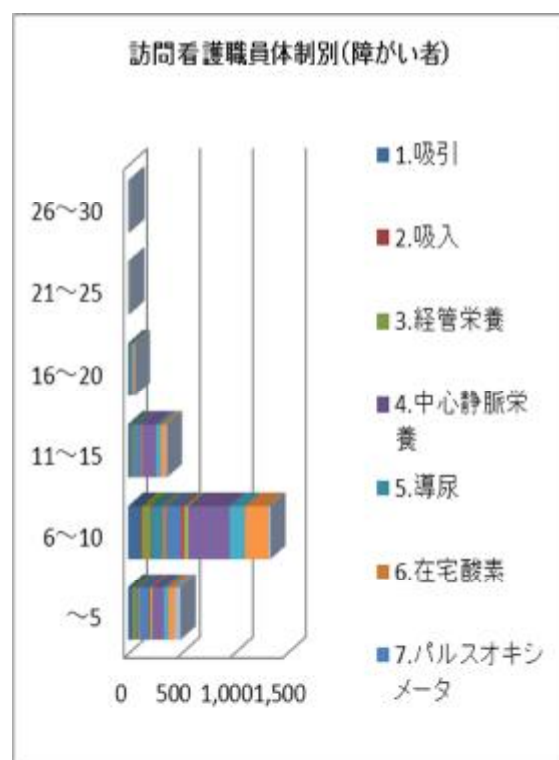
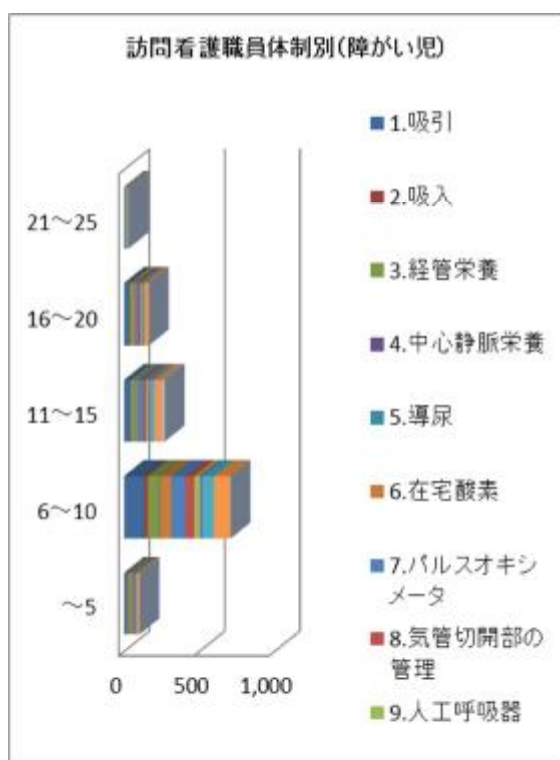
訪問看護事業については、居宅介護事業等と異なって、10人以下の小規模な事業所が多いことから、事業所の規模と利用児(者)数との関係に特徴はみられなかった。

(障がい児)

医療的ケア	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	合計
1.吸引	18	134	41	33	2	228
2.吸入	4	23	2	6	2	37
3.経管栄養	20	80	28	20	3	152
4.中心静脈栄養	2	4	0	0	1	7
5.導尿	3	2	6	1	1	13
6.在宅酸素	12	70	13	13	2	110
7.パルスオキシメータ	12	94	37	22	4	169
8.気管切開部の管理	5	60	20	16	1	102
9.人工呼吸器	3	36	13	11	1	64
10.服薬管理	3	15	14	8	0	40
11.リハビリ	5	78	27	11	6	129
12.身体介護	14	107	51	24	7	203
13.その他	2	4	18	0	0	24
合計	103	707	270	165	30	1,278

(障がい者)

医療的ケア	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	合計
1.吸引	38	113	26	16	2	0	195
2.吸入	7	19	4	0	1	0	31
3.経管栄養	25	88	18	5	0	1	137
4.中心静脈栄養	2	11	2	0	0	0	15
5.導尿	28	95	21	10	2	0	156
6.在宅酸素	18	39	7	2	0	0	66
7.パルスオキシメータ	76	136	40	5	1	3	261
8.気管切開部の管理	19	36	8	4	1	0	68
9.人工呼吸器	17	34	7	2	1	0	61
10.服薬管理	109	389	132	1	1	4	636
11.リハビリ	42	147	47	9	4	9	258
12.身体介護	64	221	48	13	3	1	350
13.その他	53	20	12	2	0	0	87
合計	498	1,348	372	69	16	18	2,321



(5) 医療的ケアに対応する事業所の課題

<p><b>【事業所の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●居宅介護等訪問系サービスについては、医療的ケアが必要な利用者への身体介護等のサービス提供の際に医療的なケアを実施せざるを得ない状況があり、止むを得ず実施しているものの事故等のリスクを抱えながら、無報酬でサービス提供がされている。また、利用者が急変時に緊急に対応してもらえない「かかりつけ医」がない、リスク回避のために看護師を求人しても確保が困難といった課題を抱えている。</li> <li>●訪問看護事業においても、看護師不足を反映し、看護師の確保難が最大の課題となっていた。</li> <li>●通所系サービス事業所においては、利用ニーズがあるものの、医療的ケアに従事する看護師の増員が困難な状況にあること、設備改修に必要な資金が調達できないといった課題を抱えている。</li> </ul> <p><b>【運営主体の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●営利法人は「医療事故のリスク」「医療的ケア限定」「医療報酬請求不可」が、公益法人では「介護職員の提供できる医療的ケア限定的」「看護師の配置規制」「医療事故リスク」が上位をしめている。</li> </ul>
--

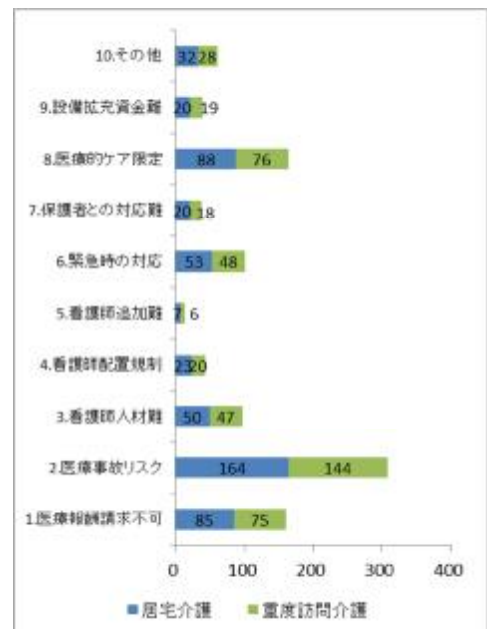
①事業所の課題

医療的ケアに対応可能な事業所について、訪問系サービス、通所系サービスごとに課題となっている内容をみると次のようになっている

- 居宅介護事業319事業所が課題として挙げた項目で最も多かった内容は、「ヘルパーが医療的ケアを実施せざるを得ない状況があるが、事故等が発生しないか心配」とする事業所が164事業所(51.4%)と半数を超えており、次いで「提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある」が88事業所(27.6%)、「ヘルパーが身体介助の提供時に医療的ケアが必要な時があり、対応せざるを得ないが、報酬を請求できない」が85事業所(26.6%)、「利用者が急変した場合に、受け入れてくれる地域医療機関が少なく、何かあった場合のことが不安」が53事業所(16.6%)、「看護師資格を持つヘルパーを雇用したいが求職者がいない」が50事業所(15.7%)となっている。
- 訪問系サービスについては、医療的ケアが必要な利用者への身体介護等のサービス提供の際に医療的なケアを実施せざるを得ない状況があり、止むを得ず実施しているものの事故等のリスクを抱えながら、無報酬でサービス提供がされている。また、利用者が急変時に緊急に対応してもらえない「かかりつけ医」がないこと、リスク回避のために医療職である看護師等を求人しても、確保が難しいといった状況がうかがえる。

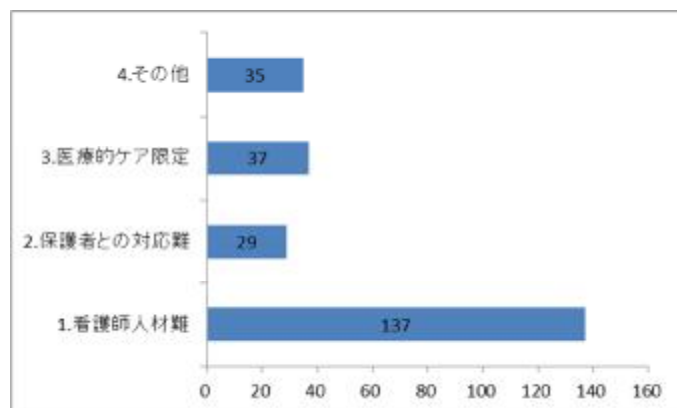
(居宅介護等事業)

医療的ケア課題	居宅介護		重度訪問介護		合計	割合
	数	割合	数	割合		
1.医療報酬請求不可	85	26.6%	75	27.9%	160	27.2%
2.医療事故リスク	164	51.4%	144	53.5%	308	52.4%
3.看護師人材難	50	15.7%	47	17.5%	97	16.5%
4.看護師配置規制	23	7.2%	20	7.4%	43	7.3%
5.看護師追加難	7	2.2%	6	2.2%	13	2.2%
6.緊急時の対応	53	16.6%	48	17.8%	101	17.2%
7.保護者との対応難	20	6.3%	18	6.7%	38	6.5%
8.医療的ケア限定	88	27.6%	76	28.3%	164	27.9%
9.設備拡充資金難	20	6.3%	19	7.1%	39	6.6%
10.その他	32	10.0%	28	10.4%	60	10.2%
医療的ケア対応事業所	319	-	269	-	588	100.0%



- 訪問看護事業所（208事業所）では、「サービスの提供に必要な看護師の人数と質の確保が困難」が137事業所（65.9%）と半数を超えており、看護師不足を反映した結果となっている。

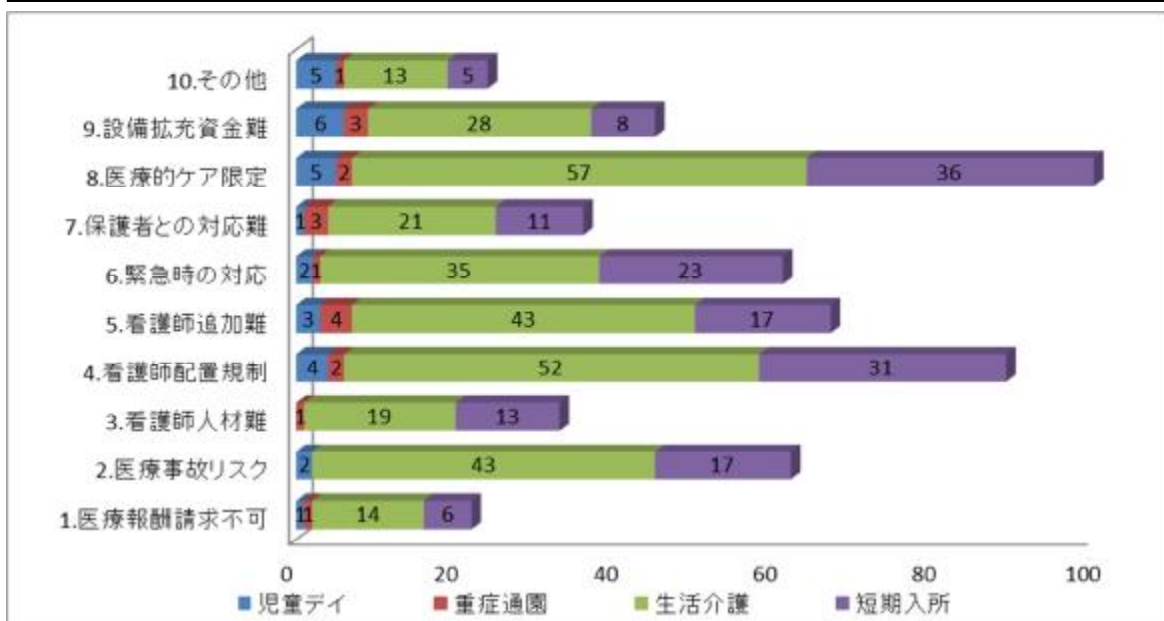
医療的ケア課題	事業所数	割合
1.看護師人材難	137	65.9%
2.保護者との対応難	29	13.9%
3.医療的ケア限定	37	17.8%
4.その他	35	16.8%
医療的ケア対応事業所数	208	100.0%



- 児童デイサービスについては、「受入れ範囲を拡大するためには、設備改修が必要となるが、資金がない」が6事業所（33.3%）と最も多く、次いで「提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある」が5事業所（27.8%）、「医療的ケアに従事できる職員は看護師に限定されており、看護師の配置数から受け入れできる障がい児（者）数を制限せざるを得ない」が4事業所（22.2%）となっている。
- 重症心身障がい児（者）通園事業については、「現に配置している看護師に多大の負担がかかっているが、新たに看護師を確保することが困難」が4事業所（50.0%）と最も多く、次いで「保護者の方が求める水準どおりにサービス提供が困難。また苦情対応に困っている」と「受入れ範囲を拡大するためには、設備改修が必要となるが、資金がない」がそれぞれ3事業所（37.5%）となっている。
- 生活介護については、「提供できる医療的ケアが限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある」が57事業所（50.4%）と最も多く、次いで「医療的ケアに従事できる職員は看護師に限定されており、看護師の配置数から受け入れできる障がい児（者）数を制限せざるを得ない」が52事業所（46.0%）、「ヘルパーが医療的ケアを実施せざるを得ない状況があるが、事故等が発生しないか心配」「現に配置している看護師に多大の負担がかかっているが、新たに看護師を配置することが困難」がそれぞれ43事業所（38.1%）となっている。
- 短期入所事業については、「提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある」が最も多く36事業所（66.7%）となっている。次いで「医療的ケアに従事できる職員は看護師に限定されており、看護師の配置数から受け入れできる障がい児（者）数を制限せざるを得ない」が31事業所（57.4%）、「利用者が急変した場合に、受け入れてくれる地域医療機関が少なく、何かあった場合のことが不安」が23事業所（42.6%）、「ヘルパーが医療的ケアを実施せざるを得ない状況があるが、事故等が発生しないか心配」「現に配置している看護師に多大の負担がかかっているが、新たに看護師を配置することが困難」がそれぞれ17事業所（31.5%）となっている。
- これらのことから、通所系サービス事業所においては、利用ニーズがあるものの、医療的ケアに従事する看護師の増員が困難な状況にあること、設備改修に必要な資金の調達ができないといった状況がうかがえる。



医療的ケア課題	児童デイ		重症通園		生活介護		短期入所		合計	割合
		割合		割合		割合		割合		
1.医療報酬請求不可	1	5.6%	1	12.5%	14	12.4%	6	11.1%	22	11.4%
2.医療事故リスク	2	11.1%	0	0.0%	43	38.1%	17	31.5%	62	32.1%
3.看護師人材難	0	0.0%	1	12.5%	19	16.8%	13	24.1%	33	17.1%
4.看護師配置規制	4	22.2%	2	25.0%	52	46.0%	31	57.4%	89	46.1%
5.看護師追加難	3	16.7%	4	50.0%	43	38.1%	17	31.5%	67	34.7%
6.緊急時の対応	2	11.1%	1	12.5%	35	31.0%	23	42.6%	61	31.6%
7.保護者との対応難	1	5.6%	3	37.5%	21	18.6%	11	20.4%	36	18.7%
8.医療的ケア限定	5	27.8%	2	25.0%	57	50.4%	36	66.7%	100	51.8%
9.設備拡充資金難	6	33.3%	3	37.5%	28	24.8%	8	14.8%	45	23.3%
10.その他	5	27.8%	1	12.5%	13	11.5%	5	9.3%	24	12.4%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
医療的ケア対応事業所	18	—	8	—	113	—	54	—	193	100.0%



## ②運営主体別の課題

医療的ケアに対応している障がい福祉サービスの運営主体別にみると、社会福祉法人では、「提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある」が96事業所（18.1%）と最も多く、次いで「看護師の配置数から受入数を限定」が81事業所（15.8%）、「医療事故のリスク」が66事業所（12.8%）となっている。

NPO法人では、「医療事故のリスク」が25事業所（26.9%）と最も多く、次いで「医療的ケア限定」が16事業所（17.2%）、「医療費報酬請求不可」が13事業所（14.0%）となっている。

株式会社については、「医療事故のリスク」が66事業所（31.9%）と最も多く、次いで「医療報酬請求不可」が33事業所（15.9%）、「医療的ケア限定」が31事業所（15.9%）となっている。

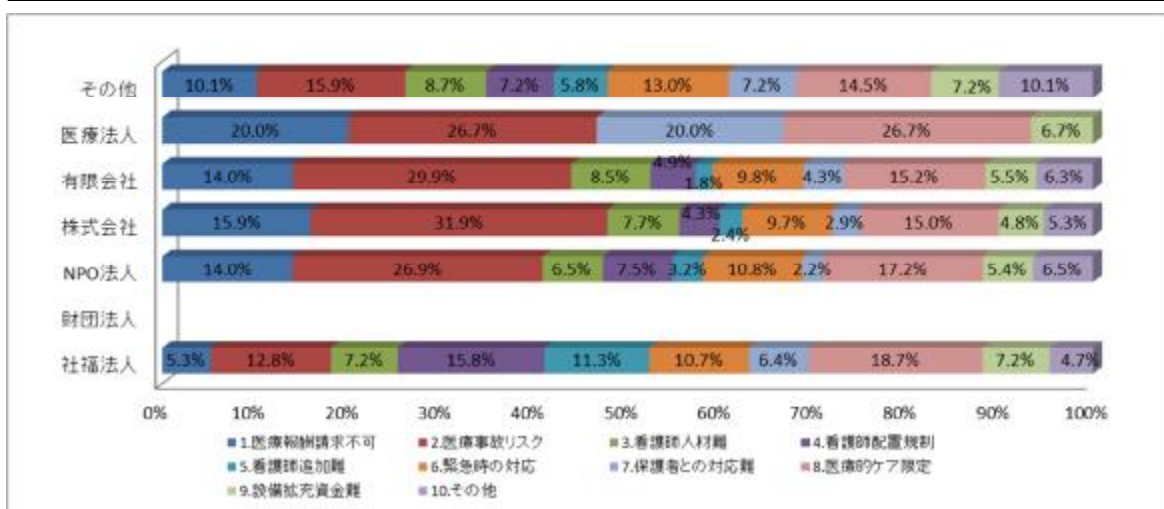
有限会社についても、「医療事故のリスク」が49事業所（29.9%）と最も多く、次いで「医療的ケア限定」が25事業所（15.2%）、「医療報酬請求不可」が23事業所（14.0%）となっている。

医療法人は、「医療事故のリスク」「医療的ケアの限定」がともに4事業所（26.7%）となっており、次いで「医療報酬請求不可」「保護者との対応難」が3事業所（20.0%）となっている。

以上のとおり、株式会社や有限会社等の営利法人では、「医療事故のリスク」「医療的ケア限定」「医療報酬請求不可」が、NPO法人や医療法人等では「医療的ケア限定」「看護師の配置規制」「医療事故リスク」が上位をしめている。



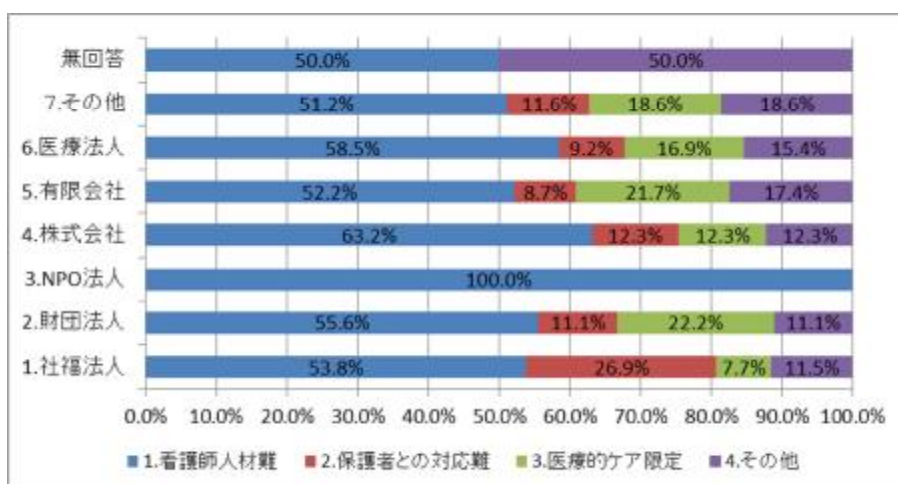
医療的ケア課題	社福法人	財団法人	NPO法人	株式会社	有限会社	医療法人	その他	無回答	合計	割合
1.医療報酬請求不可	27	0	13	33	23	3	7	0	106	10.0%
2.医療事故リスク	66	0	25	66	49	4	11	0	221	20.8%
3.看護師人材難	37	0	6	16	14	0	6	0	79	7.4%
4.看護師配置規制	81	0	7	9	8	0	5	0	110	10.4%
5.看護師追加難	58	0	3	5	3	0	4	0	73	6.9%
6.緊急時の対応	55	0	10	20	16	0	9	0	110	10.4%
7.保護者との対応難	33	0	2	6	7	3	5	0	56	5.3%
8.医療的ケア限定	96	0	16	31	25	4	10	0	182	17.1%
9.設備拡充資金難	37	0	5	10	9	1	5	0	67	6.3%
10.その他	24	0	6	11	10	0	7	0	58	5.5%
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	514	0	93	207	164	15	69	0	1,062	100.0%



次に医療的ケアに対応している訪問看護事業の課題を運営主体別にみると、いずれの運営主体においても「サービスの提供に必要な看護師の人数と質の確保が困難」を挙げている事業所数が最も多くなっており、看護師の確保に苦慮していることがわかる。

なお、社会福祉法人以外の運営主体は、「提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある」ことを2番目に挙げているが、社会福祉法人は、「保護者の方が求める水準どおりにサービス提供が困難。保護者の苦情対応に困っている」ことを2番目に挙げている

医療的ケア課題	1.社福法人	2.財団法人	3.NPO法人	4.株式会社	5.有限会社	6.医療法人	7.その他	無回答	合計
1.看護師人材難	14	10	4	36	12	38	22	1	137
2.保護者との対応難	7	2	0	7	2	6	5	0	29
3.医療的ケア限定	2	4	0	7	5	11	8	0	37
4.その他	3	2	0	7	4	10	8	1	35
合計	26	18	4	57	23	65	43	2	238
対応事業所数	19	11	5	52	22	63	34	2	208



## (6) 医療的ケア非対応の事業所の理由

### 【医療的ケア非対応の理由】

- 居宅介護等訪問系サービス事業所については、「医療的ケアが必要な障がい児（者）の介護経験がない」が最も多く、次いで「看護師の確保困難」、「リスク」「対象外」となっている。また、訪問看護事業所では、「医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護の経験がない」が最も多く、次いで「対象外」となっている。
- 医療的ケアが必要な障がい児（者）の介護・看護技術を習得するための研修の充実が実施事業所の確保につながるものと考えられる。
- 通所系サービスについても、多くの事業所が「看護師の確保困難」を挙げており、医療的ケアに従事する人材の確保策が最大の課題となっている。  
また、「介護経験がない」、「看護経験がない」といった理由も多く、医療的ケアが必要な障がい児（者）の理解促進、介護・看護技術の習得のための研修の充実が求められているといえる。
- 「事業所として医療的なケアが必要な障がい児（者）を利用対象としていない」としている事業所が446事業所あるが、これは「医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護・介護経験がない、看護師の確保困難、大きなリスクを伴う」などを理由に対象外にしているものと推測される。

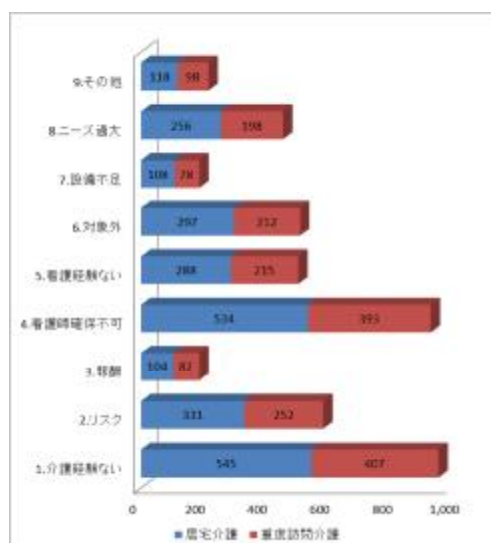
### ① 医療的ケアに対応していない事業所の理由

医療的ケアに対応していない障がい福祉サービス事業所についてみると、訪問系サービスである居宅介護事業所は1,328事業所のうち1,009事業所、重度訪問介護事業所は1,034事業所のうち765事業所があり、その理由として次のような理由を挙げている。

居宅介護事業所については、「医療的ケアが必要な障がい児（者）の介護経験がない」が545事業所（54.0%）と最も多く、次いで「看護師の確保が困難」が534事業所（52.9%）、「リスク」が331事業所（32.8%）、「対象外」が297事業所（29.4%）となっている。

重度訪問介護事業所については、「介護経験がない」が407事業所（53.2%）と最も多く、次いで「看護師の確保が困難」が393事業所（51.4%）、「リスク」が252事業所（32.9%）、「看護経験がない」が215事業所（28.1%）となっている。

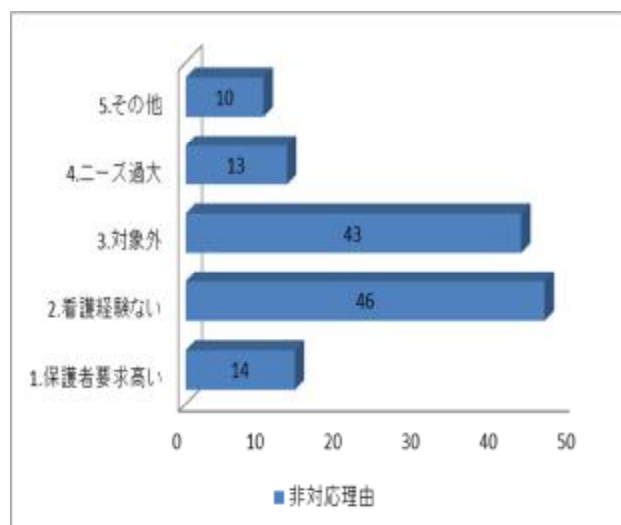
非対応理由	居宅介護		重度訪問介護		合計	割合
	数	割合	数	割合		
1.介護経験ない	545	54.0%	407	53.2%	952	53.7%
2.リスク	331	32.8%	252	32.9%	583	32.9%
3.報酬	104	10.3%	82	10.7%	186	10.5%
4.看護師確保不可	534	52.9%	393	51.4%	927	52.3%
5.看護経験ない	288	28.5%	215	28.1%	503	28.4%
6.対象外	297	29.4%	212	27.7%	509	28.7%
7.設備不足	108	10.7%	78	10.2%	186	10.5%
8.ニーズ過大	256	25.4%	198	25.9%	454	25.6%
9.その他	118	11.7%	98	12.8%	216	12.2%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
非対応事業所数	1009	—	765	—	1,774	100.0%



訪問看護事業所において、医療的ケアが必要な障がい児（者）に対応していない理由として最も多かった理由は、「看護経験がない」が46事業所（65.7%）となっており、次いで「対象外」が43事業所（61.4%）、「保護者の要求が高い」14事業所（20.0%）となっている。

訪問看護事業が介護保険制度を主体としていることから、このような理由が挙げられているものと推測されるが、逆に医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護に関する研修を実施することで、「看護経験がない」事業所については実施可能と考えられる。

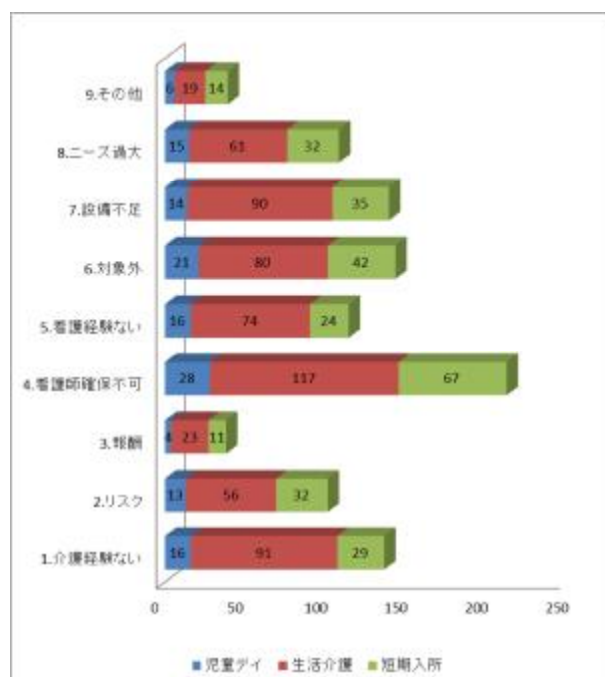
非対応理由	事業所数	割合
1.保護者要求高い	14	20.0%
2.看護経験ない	46	65.7%
3.対象外	43	61.4%
4.ニーズ過大	13	18.6%
5.その他	10	14.3%
非対応事業所数	70	-



次に通所系サービスについてみると、児童デイサービスには、46事業所が医療的ケアに対応できないとしており、その理由としては、「看護師の確保が困難」が28事業所（60.9%）と最も多く、次いで「対象外」が21事業所（45.7%）、「介護経験がない」と「看護経験がない」がそれぞれ16事業所（34.8%）となっている。

非対応理由	児童デイ		生活介護		短期入所		合計	割合
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合		
1.介護経験ない	16	34.8%	91	47.6%	29	34.1%	137	42.5%
2.リスク	13	28.3%	56	29.3%	32	37.6%	102	31.5%
3.報酬	4	8.7%	23	12.0%	11	12.9%	38	11.9%
4.看護師確保不可	28	60.9%	117	61.3%	67	78.8%	213	66.2%
5.看護経験ない	16	34.8%	74	38.7%	24	28.2%	115	35.6%
6.対象外	21	45.7%	80	41.9%	42	49.4%	144	44.7%
7.設備不足	14	30.4%	90	47.1%	35	41.2%	140	43.4%
8.ニーズ過大	15	32.6%	61	31.9%	32	37.6%	109	33.7%
9.その他	6	13.0%	19	9.9%	14	16.5%	39	12.2%
非対応事業所数	46	-	191	-	85	-	322	100.0%

生活介護事業所では、「看護師の確保が困難」が117事業所（61.3%）と最も多く、次いで「介護の経験がない」が91事業所（47.6%）、「設備不足」が90事業所（47.1%）、「対象外」が80事業所（41.9%）となっている。



短期入所事業については、「看護師の確保が困難」が67事業所（78.8%）と最も多く、次いで「対象外」が42事業所（49.4%）、「設備不足」が35事業所（41.2%）となっている。

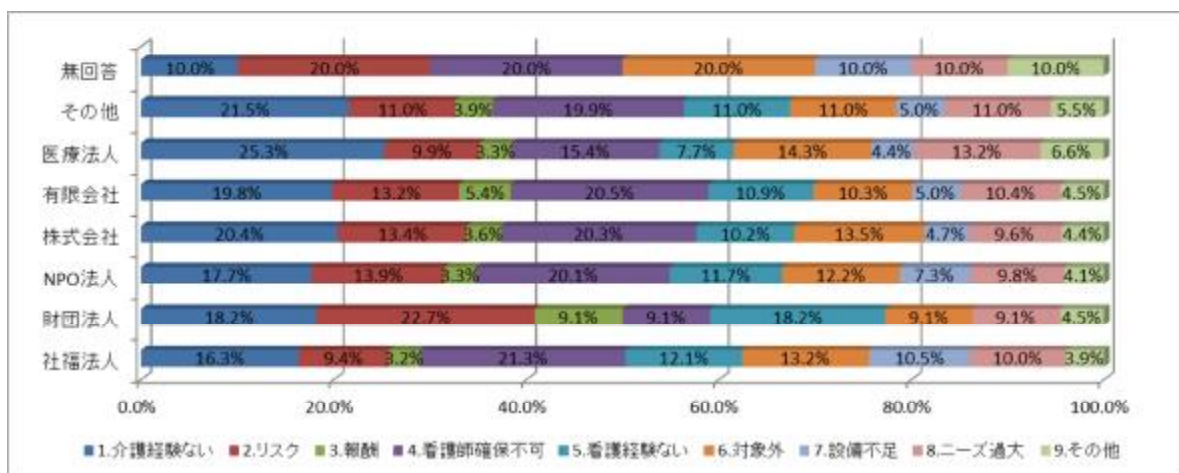
以上のとおり、医療的ケアが必要な障がい児（者）の受け入れをしていない理由として、多くの事業所が「看護師の確保困難」を挙げており、医療的ケアに従事する人材の確保策が最大の課題となっている。また、「介護経験がない」、「看護経験がない」といった理由も多く、さらに「対象外」としている事業所もあることから、医療的ケアが必要な障がい児（者）の理解促進、介護・看護技術の習得のための研修の充実が求められているといえる。

次に、障がい福祉サービス事業の運営主体別にみると、いずれの運営主体においても「医療的ケアを担う看護師の確保ができないため」「医療的ケアが必要な障がい児（者）の身体介護の経験がないため」が上位を占めている。なお、医療法人以外の運営主体は「医療的ケアが必要な障がい児（者）の身体介護は大きなリスクを伴うため」「看護経験がない」が多くなっている。

また、「事業所として医療的なケアが必要な障がい児（者）を利用対象としていない」としている事業所が446事業所あるが、これは「医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護・介護経験がない、看護師の確保困難、大きなリスクを伴う」などを理由に対象外にしているものと推測される。

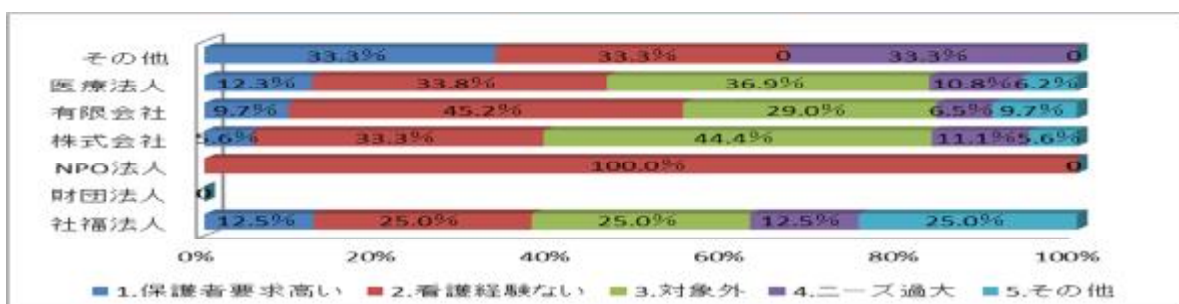
(運営主体別の非対応理由)

非対応理由	社福法人	財団法人	NPO法人	株式会社	有限会社	医療法人	その他	無回答	合計
1.介護経験ない	182	4	65	201	162	23	39	1	677
2.リスク	105	5	51	132	108	9	20	2	432
3.報酬	36	2	12	35	44	3	7	0	139
4.看護師確保不可	238	2	74	200	168	14	36	2	734
5.看護経験ない	135	4	43	100	89	7	20	0	398
6.対象外	147	2	45	133	84	13	20	2	446
7.設備不足	117	0	27	46	41	4	9	1	245
8.ニーズ過大	111	2	36	95	85	12	20	1	362
9.その他	44	1	15	43	37	6	10	1	157
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,115	22	368	985	818	91	181	10	3,590



訪問看護事業の運営主体別の非対応理由をみると、運営主体別における特徴はみられなかった。

非対応理由	社福法人	財団法人	NPO法人	株式会社	有限会社	医療法人	その他	合計
1.保護者要求高い	1	0	0	1	3	8	1	14
2.看護経験ない	2	0	1	6	14	22	1	46
3.対象外	2	0	0	8	9	24	0	43
4.ニーズ過大	1	0	0	2	2	7	1	13
5.その他	2	0	0	1	3	4	0	10
合計	8	0	1	18	31	65	3	126

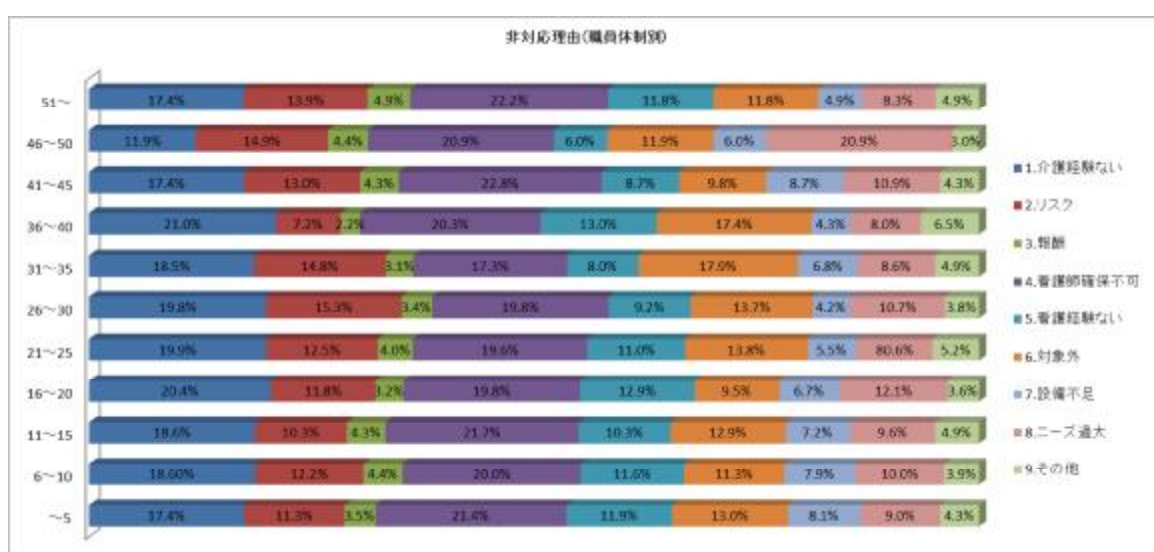




障がい福祉サービス事業所の規模別に関わらず、「介護経験がない」「看護師に確保困難」が上位を占めている。

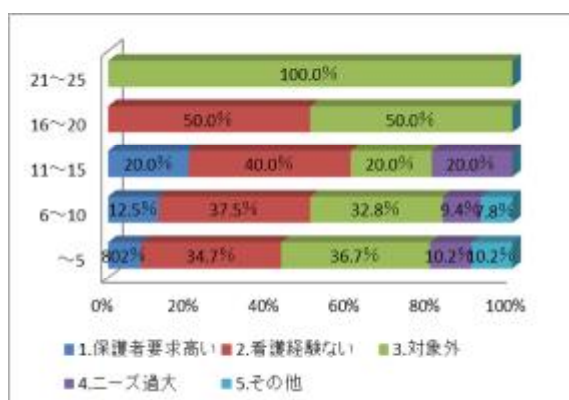
(事業所の規模別非対応理由)

非対応理由	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～	無回答	合計
1.介護経験がない	60	162	121	109	65	52	30	29	16	8	25	0	677
2.リスク	39	106	67	63	41	40	24	10	12	10	20	0	432
3.報酬	12	38	28	17	13	9	5	3	4	3	7	0	139
4.看護師確保不可	74	174	141	106	64	52	28	28	21	14	32	0	734
5.看護経験がない	41	101	67	69	36	24	13	18	8	4	17	0	398
6.対象外	45	98	84	51	45	36	29	24	9	8	17	0	446
7.設備不足	28	69	47	36	18	11	11	6	8	4	7	0	245
8.二一ズ過大	31	87	62	65	28	28	14	11	10	14	12	0	362
9.その他	15	34	32	19	17	10	8	9	4	2	7	0	157
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	345	869	649	535	327	262	162	138	92	67	144	0	3,590



訪問看護事業所の規模別では、規模に関わらず「看護経験がない」「対象外」などを非対応の理由にしている事業所の割合が高くなっていった。

非対応理由	～5	6～10	11～15	16～20	21～25	合計
1.保護者要求高い	4	8	2	0	0	14
2.看護経験がない	17	24	4	1	0	46
3.対象外	18	21	2	1	1	43
4.二一ズ過大	5	6	2	0	0	13
5.その他	5	5	0	0	0	10
合計	49	64	10	2	1	126



## (7) 必要とするニーズと改善内容

### 【必要とするサービス】

- 医療的ケアが必要な障がい児（者）が安心して地域生活を送るために必要なサービスを障がい児・障がい者ともに、「短期入所」が最も多くなっているが、他のサービスについても、児者別に大きな差異がなく、概ね全てのサービスが必要と考えている。また、介護年数ごとに必要とするサービス内容に差異がなかった。医療的ケアが必要な障がい児（者）を対象としたサービス全般について、十分にニーズに対応しきれていない状況が窺われる。

### 【訪問系サービス】

- 看護師不足が深刻化している状況も踏まえ、早急に「介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムを構築する」ことが必要。
- 現に医療的ケアに対応している事業所において、「緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき」を上位に挙げていることから、利用する障がい児（者）を受け入れる地域医療機関が不足している。

### 【通所系サービス】

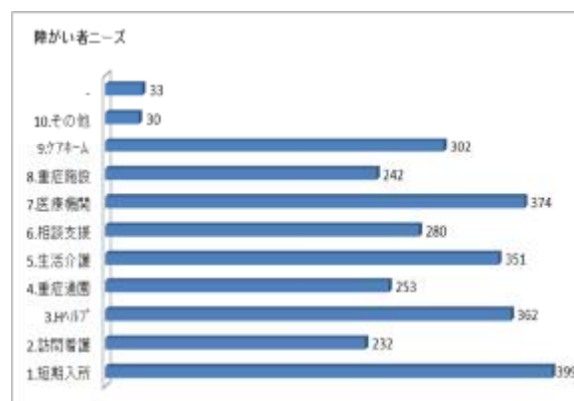
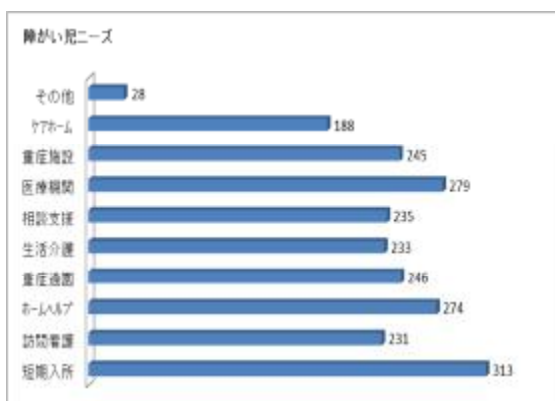
- 医療的ケアが必要な障がい児（者）が安心、安全にサービスを利用できるようにするためには、看護師の複数配置、若しくは医療機関との連携を行う必要があるが、いずれにしても現在の報酬基準では対応が困難なために、報酬基準の改善が不可欠。
- 医療的ケアに対応している生活介護事業所において、「介護職の範囲拡大」「報酬基準の改善」を改善すべき内容として多く挙げているが、これは配置されている看護師だけでは限界があること、現在の報酬基準では配置できないことから、改善を求める事業所が多い。

#### ① 医療的ケアが必要な障がい児（者）が必要とするサービス

障がい児、障がい者ともに「短期入所」が最も多い。次いで、障がい児については、「医療機関」が12.1%、「ホームヘルプサービス」が11.9%、「重症心身障がい児（者）通園事業」が10.7%となっている。

障がい者については、「医療機関」が13.1%「ホームヘルプサービス」が12.7%「生活介護」が12.3%となっている。

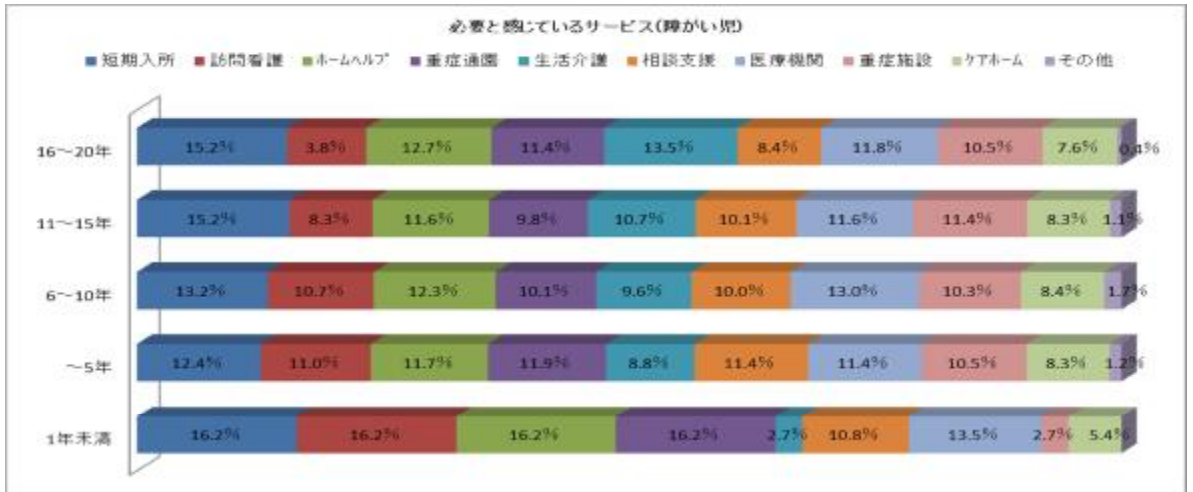
区分	短期入所	訪問看護	ホームヘルプ	重症通園	生活介護	相談支援	医療機関	重症施設	ケアホーム	その他	無回答	合計
障がい児	313	231	274	246	233	235	279	245	188	28	32	2,304
割合	13.6%	10.0%	11.9%	10.7%	10.1%	10.2%	12.1%	10.6%	8.2%	1.2%	1.4%	100.0%
障がい者	399	232	362	253	351	280	374	242	302	30	33	2,858
割合	14.0%	8.1%	12.7%	8.9%	12.3%	9.8%	13.1%	8.5%	10.6%	1.0%	1.2%	100.0%
合計	712	463	636	499	584	515	653	487	490	58	65	5,162
割合	13.8%	9.0%	12.3%	9.7%	11.3%	10.0%	12.7%	9.4%	9.5%	1.1%	1.3%	100.0%



次に介護年数別にみると、障がい児は、介護年数が「1年未満」で「短期入所」「訪問看護」「ホームヘルプサービス」「重症心身障がい児（者）通園事業」がそれぞれ16.2%と同率となっている。介護年数1年以上については年数ごとのニーズの変化は見られなかった。

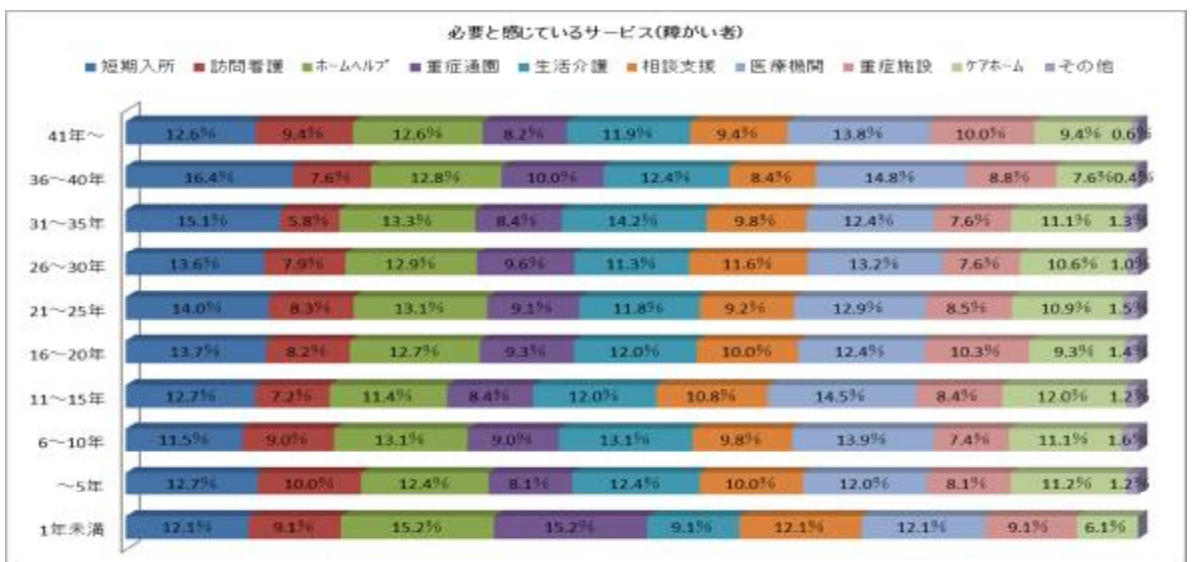


介護年数	障がい児											合計
	短期入所	訪問看護	ホームヘルプ	重症通園	生活介護	相談支援	医療機関	重症施設	ケアホーム	その他	無回答	
1年未満	6	6	6	6	1	4	5	1	2	0	0	37
～5年	73	65	69	70	52	67	67	62	49	7	8	589
6～10年	99	80	92	76	72	75	97	77	63	13	5	749
11～15年	68	37	52	44	48	45	52	51	37	5	8	447
16～20年	36	19	30	27	32	20	28	25	18	1	1	237
無回答	33	26	27	25	29	26	32	30	20	2	10	260
合計	315	233	276	248	234	237	281	246	189	28	32	2,319



障がい者については、介護年数が長期化するに伴って「短期入所」の必要性を求めるものが多くなっている。その他の項目については、特に差異がなく、介護年数と必要とするサービス内容に差異がなかった。

介護年数	障がい者											合計
	短期入所	訪問看護	ホームヘルプ	重症通園	生活介護	相談支援	医療機関	重症施設	ケアホーム	その他	無回答	
1年未満	4	3	5	5	3	4	4	3	2	0	0	33
～5年	33	26	32	21	32	26	31	21	29	3	5	259
6～10年	28	22	32	22	32	24	34	18	27	4	1	244
11～15年	21	12	19	14	20	18	24	14	20	2	2	166
16～20年	40	24	37	27	35	29	36	30	27	4	2	291
21～25年	76	45	71	49	64	50	70	46	59	8	3	541
26～30年	41	24	39	29	34	35	40	23	32	3	2	302
31～35年	34	13	30	19	32	22	28	17	25	3	2	225
36～40年	41	19	32	25	31	21	37	22	19	1	2	250
41年～	20	15	20	13	19	15	22	16	15	1	3	159
無回答	67	34	50	33	52	40	54	35	51	2	12	430
合計	405	237	367	257	354	284	380	245	306	31	34	2,900



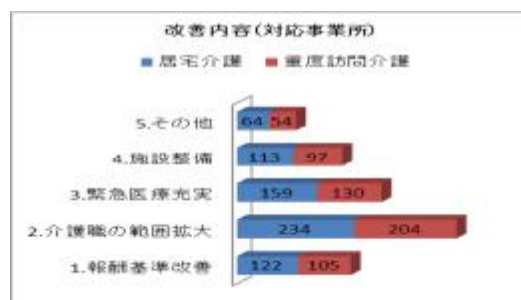
以上から、医療的ケアが必要な障がい児（者）が安心して生活を送るためには、いずれのサービスも必要と考えていることがうかがえる。

## ②訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、訪問看護）

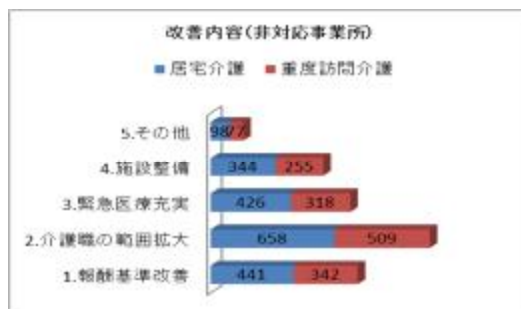
一方、これら障がい児（者）のニーズに対応している事業者が改善を望んでいる内容は次のとおりであった。

障がい福祉サービス事業所が改善を望んでいる内容を見てみると、訪問系サービスである居宅介護事業所、重度訪問介護事業所は、「介護職員に医療的ケアが実施できるような範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムを構築すべき」が最も多く、次いで医療的ケアに対応している事業所は「一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき」を、医療的ケアに対応していない事業所は「医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき」を挙げている。

改善内容	居宅介護	重度訪問介護	合計	割合	割合
1.報酬基準改善	122	105	227	17.7%	38.6%
2.介護職の範囲拡大	234	204	438	34.2%	74.5%
3.緊急医療充実	159	130	289	22.5%	49.1%
4.施設整備	113	97	210	16.4%	35.7%
5.その他	64	54	118	9.2%	20.1%
合計	692	590	1282	100.0%	-
対応事業所数	319	269	588	-	-

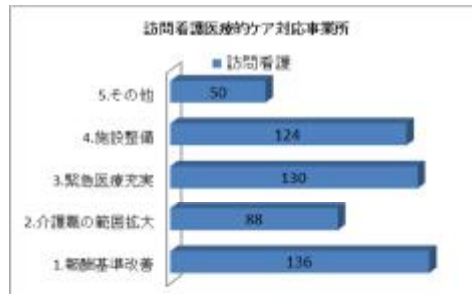


改善内容	居宅介護	重度訪問介護	合計	割合	割合
1.報酬基準改善	441	342	783	22.6%	44.1%
2.介護職の範囲拡大	658	509	1,167	33.7%	65.8%
3.緊急医療充実	426	318	744	21.5%	41.9%
4.施設整備	344	255	599	17.3%	33.8%
5.その他	98	77	175	5.0%	9.9%
合計	1,967	1,501	3,468	100.0%	-
非対応事業所数	1,009	765	1,774	-	-

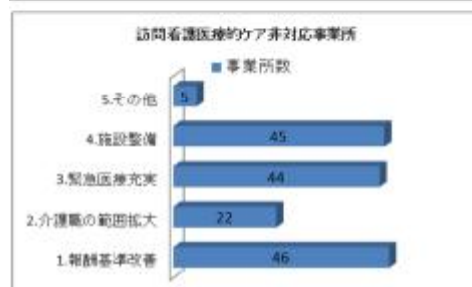


一方、訪問看護事業所が望んでいる内容を見ると、医療的ケアが必要な障がい児（者）に対応している事業所は、「報酬基準の改善」が多く、次いで「緊急医療の充実」を挙げているが、医療的ケアが必要な障がい児（者）に対応していない事業所では、「介護職の範囲拡大」が最も多く、次いで「報酬基準の改善」を挙げている。

改善内容	事業所数	割合	割合
1.報酬基準改善	136	25.8%	65.4%
2.介護職の範囲拡大	88	16.7%	42.3%
3.緊急医療充実	130	24.6%	62.5%
4.施設整備	124	23.5%	59.6%
5.その他	50	9.5%	24.0%
合計	528	100.0%	-
対応事業所数	208	-	-



改善内容	事業所数	割合	割合
1.報酬基準改善	46	28.4%	61.3%
2.介護職の範囲拡大	22	13.6%	29.3%
3.緊急医療充実	44	27.2%	58.7%
4.施設整備	45	27.8%	60.0%
5.その他	5	3.1%	6.7%
合計	162	100.0%	-
非対応事業所数	75	-	-



訪問系サービスの事業者は、概ね「介護職の範囲拡大」「報酬基準の改善」「緊急医療の充実」を改善すべき内容として挙げているが、医療的ケアに対応している訪問看護事業所は、「介護職の範囲拡大」よりも「圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護・短期入所・移動支援・相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき」を挙げている。

利用者のニーズにおいても「ヘルパーに医療的ケアを認めてほしい」が多かったことを考えると、看護師不足が深刻化している状況も踏まえ、早急に「介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムを構築する」ことが必要と考えられる。

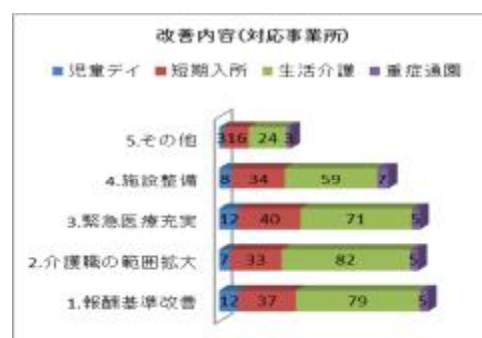
なお、現に医療的ケアに対応している事業所において、「緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき」を上位に挙げていることから、利用する障がい児（者）を受け入れる地域医療機関が不足していることもうかがえる。

## ②通所系サービス

通所系サービスでは、医療的ケアに対応している事業所、対応していない事業所ともに、最も多く挙げたのは「医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき」であった。

次いで、医療的ケアに対応している事業所では、「緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき」、「介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修を構築すべき」を挙げている。また、医療的ケアに対応していない事業所では、「緊急医療の充実」、「圏域内に医療・福祉サービス等を備えた施設の整備」を挙げている。

改善内容	児童デイ	短期入所	生活介護	重症通園	合計	割合
1.報酬基準改善	12	37	79	5	133	68.9%
2.介護職の範囲拡大	7	33	82	5	127	65.8%
3.緊急医療充実	12	40	71	5	128	66.3%
4.施設整備	8	34	59	7	108	56.0%
5.その他	3	16	24	3	46	23.8%
合計	42	160	315	25	542	-
対応事業所数	18	54	113	8	193	-



改善内容	児童デイ	短期入所	生活介護	合計	割合	割合
1.報酬基準改善	28	52	143	223	29.0%	69.3%
2.介護職の範囲拡大	26	36	93	155	20.2%	48.1%
3.緊急医療充実	19	45	112	176	22.9%	54.7%
4.施設整備	25	41	100	166	21.6%	51.6%
5.その他	5	20	24	49	6.4%	15.2%
合計	103	194	472	769	100.0%	-
非対応事業所数	46	85	191	322	-	-



利用者のニーズとして、「短期入所事業所の増」が最も強く求められているが、医療的ケアに対応していない短期入所事業所が「報酬基準の改善」を第1に挙げているように、医療的ケアが必要な障がい児（者）が安心、安全にサービスを利用できるようにするためには、看護師の複数配置、若しくは医療機関との連携を行う必要があるが、いずれにしても現在の報酬基準では対応が困難なために、報酬基準の改善が不可欠と考えられる。

看護師が配置されている生活介護事業所についてみると、医療的ケアに対応している生活介護事業所において、「介護職の範囲拡大」「報酬基準の改善」を改善すべき内容として多く挙げているが、これは配置されている看護師だけでは限界があること、現在の報酬基準では配置できないことから、改善を求める事業所が多いものと推測される。



(8) 地域特性

- 医療的ケアが必要な障がい児は、泉州圏域が最も多く、障がい者については、大阪市が最も多い。
- 障がい福祉サービスの利用状況では、児・者ともに「医療受診」が多い。圏域別では、障がい児については泉州圏域が多く、障がい者は大阪市が多い。
- 日中の居場所を圏域別にみると、障がい児は、いずれの圏域においても「支援学校」が多い。なお、大阪市と豊能圏域は「普通学校」の率が高くなっている。障がい者については、いずれの圏域においても「障がい者通所施設」が多くなっている。  
 なお、南河内圏域において「家庭」を日中の居場所とする障がい者が31.6%と高くなっている。
- 必要と感じているサービスは、圏域別に相違するものはなく、医療的ケアが必要な障がい児（者）にとって、ライフステージ毎に必要とされるサービス利用を望んでいるものと推測される。
- 圏域別の事業所数は、いずれの障がい福祉サービスにおいても大阪市内が最も多い。概ね人口規模が多い圏域に事業所の開設が行われているものと考えられる。
- 障がい福祉サービスの運営主体は、三島圏域を除き営利法人が多くを占めている。
- 医療的ケアに対応する事業所は、北河内圏域が最も多い。
- 訪問看護を利用する障がい児は北河内圏域が多く、障がい者は大阪市が多い。
- 訪問看護師も身体介護を実施していることから、それぞれの圏域内で調整次第で、ホームヘルプサービスとの役割分担のもとで看護と介護が一体提供が可能なものと考えられる。

① 地域別の障がい児（者）数

府内を8圏域（政令市を含む）に分類し、それぞれの圏域毎の年齢別の分布状況をみると、障がい児については、泉州圏域が97名（24.6%）と最も多く、次いで中河内圏域が73名（18.5%）、北河内圏域が63名（15.9%）となっている。

障がい者については、大阪市が116名（22.4%）と最も多く、次いで豊能圏域が79名（15.2%）、北河内圏域が74名（14.3%）となっている。

なお、年齢分布については、全圏域で0歳児がなかった。

区分	障がい児					障がい者							小計	割合	合計	割合	
	0	1~6	7~12	13~17	小計	割合	18~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~					無回答
豊能	0	8	10	6	24	6.1%	5	26	11	9	10	18	0	79	15.2%	103	11.3%
三島	0	5	23	7	35	8.9%	7	9	12	10	7	1	0	46	8.9%	81	8.9%
北河内	0	32	14	17	63	15.9%	15	21	4	9	10	15	0	74	14.3%	137	15.0%
中河内	0	21	24	28	73	18.5%	8	12	5	8	4	18	0	55	10.6%	128	14.0%
南河内	0	6	8	7	21	5.3%	3	6	2	3	2	3	0	19	3.7%	40	4.4%
堺市	0	10	10	12	32	8.1%	10	10	5	9	16	14	0	64	12.3%	96	10.5%
泉州	0	19	44	34	97	24.6%	5	13	10	9	10	8	0	55	10.6%	152	16.6%
大阪市	0	5	26	19	50	12.7%	11	23	24	13	19	26	0	116	22.4%	166	18.2%
無回答	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	11	11	2.1%	11	1.2%
合計	0	106	159	130	395	100.0%	64	120	73	70	78	103	11	519	100.0%	914	91.4%
割合	0.0%	11.6%	17.4%	14.2%	43.2%	-	7.0%	13.1%	8.0%	7.7%	8.5%	11.3%	1.2%	56.8%	-	91.4%	-

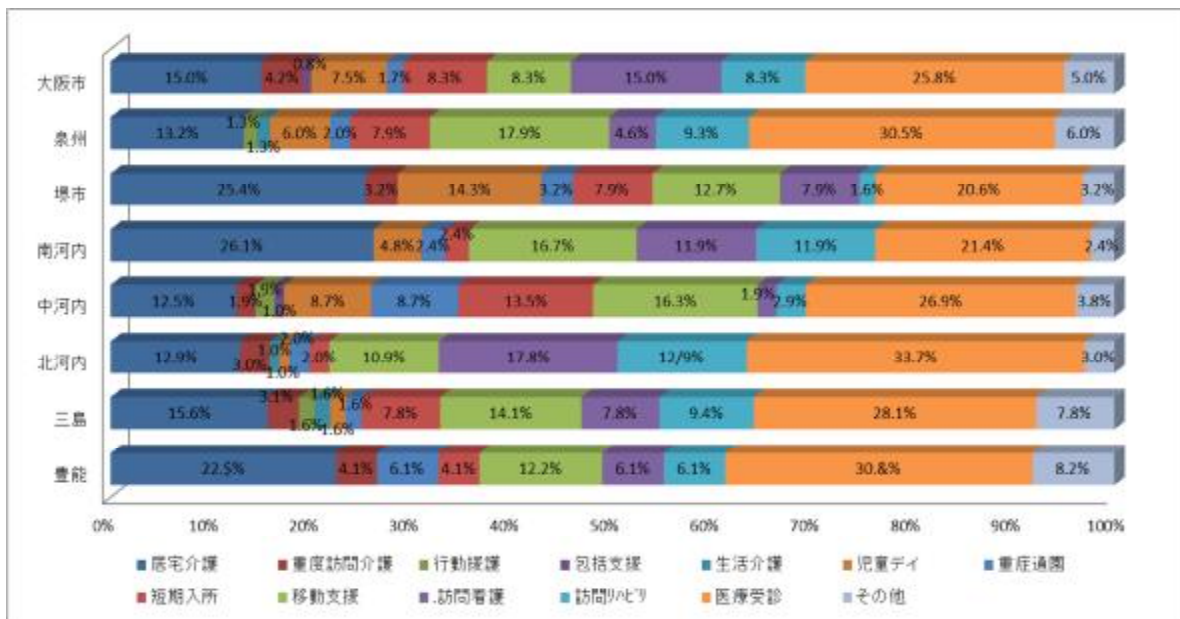


②サービスの利用状況（複数回答）

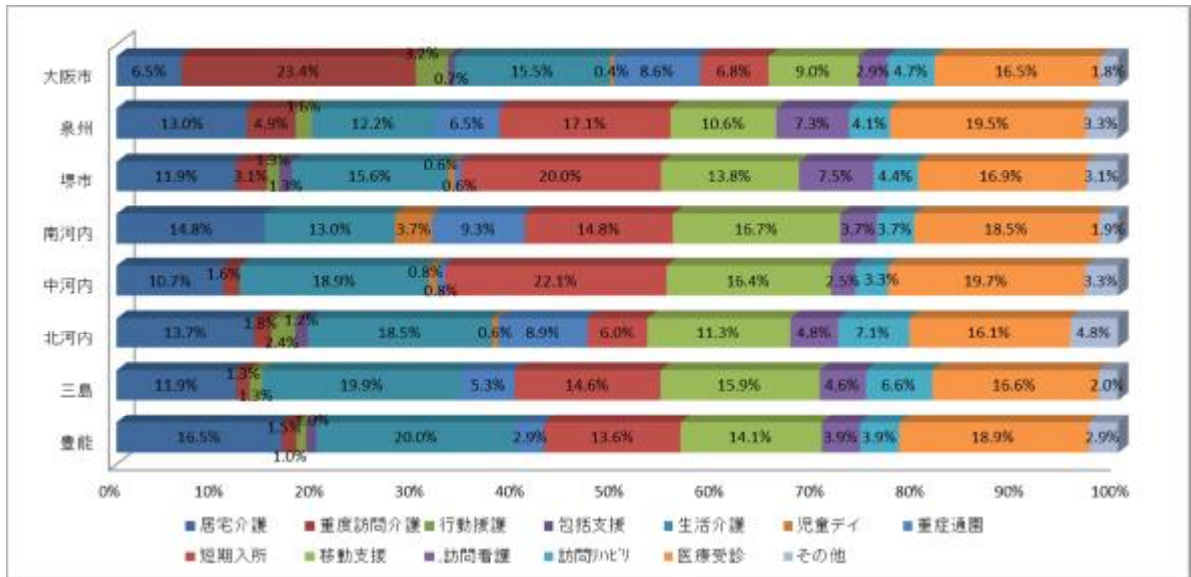
各圏域におけるサービスの利用状況をみると、障がい児については、南河内圏域、堺市を除き各圏域共に「医療受診」が最も多くなっている。南河内圏域と堺市については、「医療受診」よりも「居宅介護」を利用する障がい児が多い。

一方、障がい者についてみると、「医療受診」は全圏域共に全般的に多いものの、大阪市では、「重度訪問介護」が最も多くなっており、豊能圏域、三島圏域、北河内圏域では「生活介護」が最も多くなっている。

圏域	障がい児													合計
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	包括支援	生活介護	児童デイ	重症通園	短期入所	移動支援	訪問看護	訪問リハビリ	医療受診	その他	
豊能	11	2	0	0	0	0	3	2	6	3	3	15	4	49
三島	10	2	1	0	1	1	1	5	9	5	6	18	5	64
北河内	13	3	0	0	1	1	2	2	11	18	13	34	3	101
中河内	13	2	2	1	0	9	9	14	17	2	3	28	4	104
南河内	11	0	0	0	0	2	1	1	7	5	5	9	1	42
堺市	16	2	0	0	0	9	2	5	8	5	1	13	2	63
泉州	20	0	2	0	2	9	3	12	27	7	14	46	9	151
大阪市	18	5	0	1	0	9	2	10	10	18	10	31	6	120
無回答	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	6
合計	113	17	6	2	4	40	23	52	96	63	56	194	34	700



圏域	障がい者													合計
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	包括支援	生活介護	児童デイ	重症通園	短期入所	移動支援	訪問看護	訪問リハビリ	医療受診	その他	
豊能	34	3	2	2	41	0	6	28	29	8	8	39	6	206
三島	18	2	2	0	30	0	8	22	24	7	10	25	3	151
北河内	23	3	4	2	31	1	15	10	24	8	12	27	8	168
中河内	13	2	0	0	23	1	1	27	20	3	4	24	4	122
南河内	8	0	0	0	7	2	5	8	9	2	2	10	1	54
堺市	19	5	2	2	25	1	1	32	22	12	7	27	5	160
泉州	16	6	2	0	15	0	8	21	13	9	5	24	4	123
大阪市	18	65	9	2	43	1	24	19	25	8	13	46	5	278
無回答	1	4	5	0	3	0	1	2	1	3	2	6	0	28
合計	150	90	26	8	218	6	69	169	167	60	63	228	36	1,290



④日中の居場所

障がい児については、いずれの圏域においても「支援学校」が多い。なお、大阪市と豊能圏域において「普通学校」の率が高くなっている。

「家庭」とするものが、北河内圏域と南河内圏域がいずれも19%と他の圏域に比べて高くなっている。

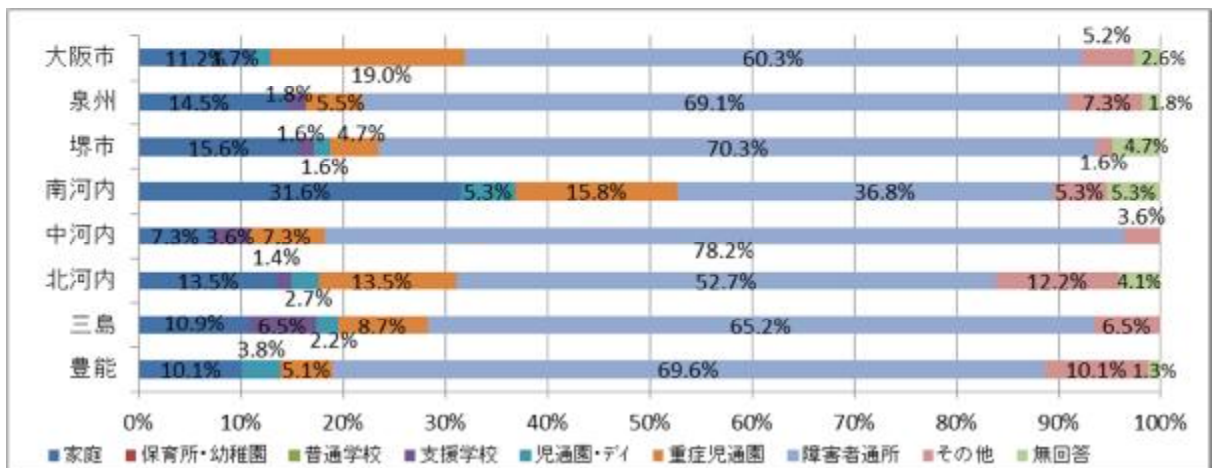
障がい者については、いずれの圏域においても「障がい者通所施設」が多くなっている。なお、南河内圏域において「家庭」を日中の居場所とする障がい者が31.6%と高くなっている。

圏域	障がい児									合計
	家庭	保育所・幼稚園	普通学校	支援学校	児通園・デイ	重症児通園	障害者通所	その他	無回答	
豊能	3	0	6	9	5	0	0	1	0	24
三島	1	1	3	27	3	0	0	0	0	35
北河内	12	0	3	27	19	1	0	0	1	63
中河内	7	0	1	53	10	0	1	1	0	73
南河内	4	0	1	14	1	0	1	0	0	21
堺市	4	0	0	18	7	2	0	1	0	32
泉州	10	1	4	72	9	0	0	1	0	97
大阪市	6	0	18	23	1	1	0	1	0	50
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	47	2	36	243	55	4	2	5	1	395
割合	11.9%	0.5%	9.1%	61.5%	13.9%	1.0%	0.5%	1.3%	0.3%	100.0%





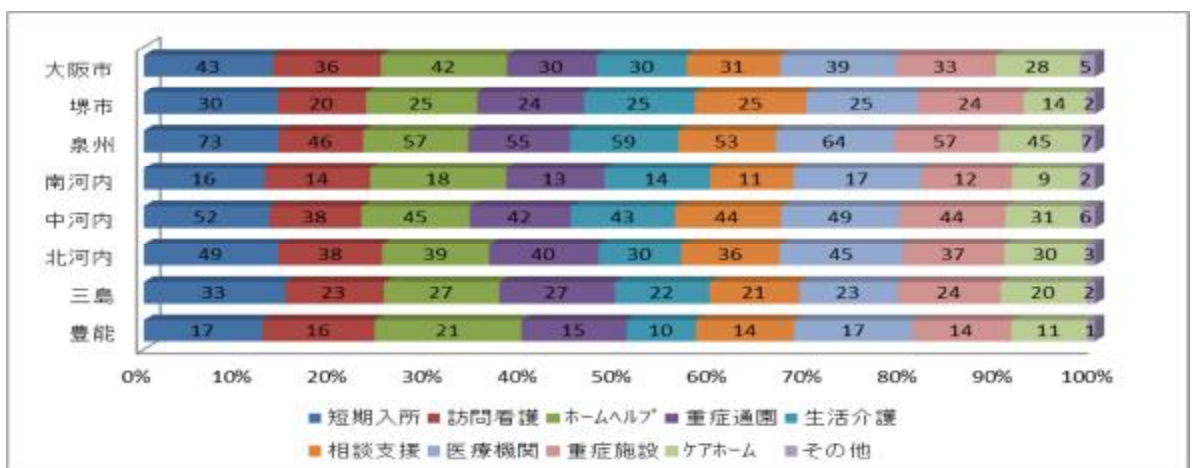
圏域	障がい者									合計
	家庭	保育所・幼稚園	普通学校	支援学校	児通園・デイ	重症児通園	障害者通所	8.その他	無回答	
豊能	8	0	0	0	3	4	55	8	1	79
三島	5	0	0	3	1	4	30	3	0	46
北河内	10	0	0	1	2	10	39	9	3	74
中河内	4	0	0	2	0	4	43	2	0	55
南河内	6	0	0	0	1	3	7	1	1	19
泉州	8	0	0	1	0	3	38	4	1	55
堺市	10	0	0	1	1	3	45	1	3	64
大阪市	13	0	0	0	2	22	70	6	3	116
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	64	0	0	8	10	53	327	34	12	508
割合	12.6%	0.0%	0.0%	1.6%	2.0%	10.4%	64.4%	6.7%	2.4%	100.0%



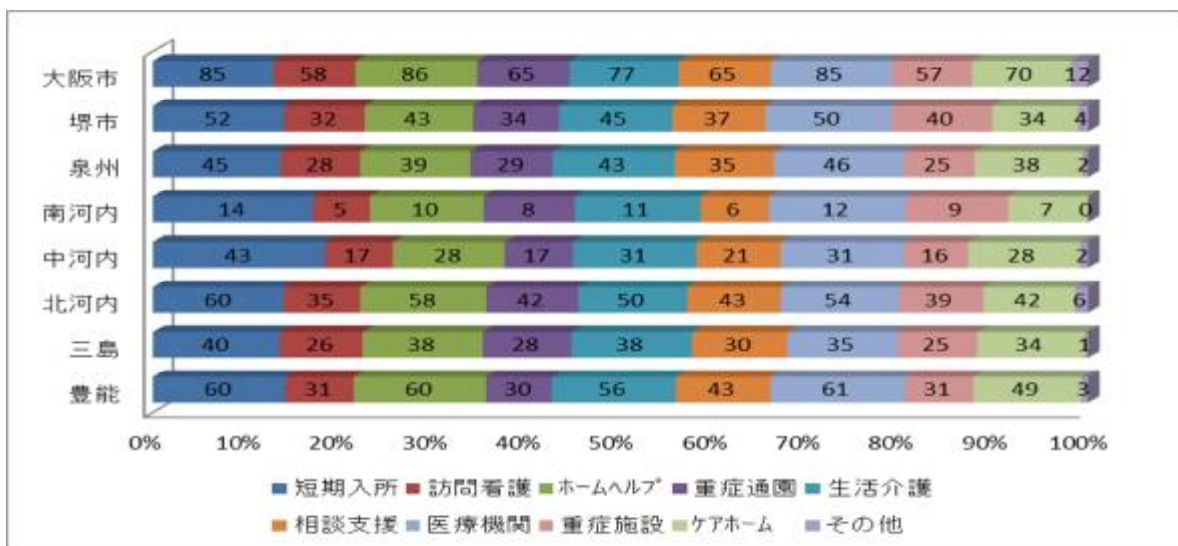
⑤必要と感じているサービス（複数回答）

必要と感じているサービスについては、圏域に目立った特徴がなかったものの、医療的ケアが必要な障がい児（者）は、ライフステージ毎に必要とされるサービス利用を望んでいるものと推測される。

圏域	障がい者									合計
	家庭	保育所・幼稚園	普通学校	支援学校	児通園・デイ	重症児通園	障害者通所	その他	無回答	
豊能	8	0	0	0	3	4	55	8	1	79
三島	5	0	0	3	1	4	30	3	0	46
北河内	10	0	0	1	2	10	39	9	3	74
中河内	4	0	0	2	0	4	43	2	0	55
南河内	6	0	0	0	1	3	7	1	1	19
堺市	10	0	0	1	1	3	45	1	3	64
泉州	8	0	0	1	0	3	38	4	1	55
大阪市	13	0	0	0	2	22	70	6	3	116
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9
合計	64	0	0	8	10	53	327	34	21	517
割合	12.4%	0.0%	0.0%	1.5%	1.9%	10.3%	63.2%	6.6%	4.1%	100.0%



圏域	障がい者											合計
	短期入所	訪問看護	ホームヘルプ	重症通園	生活介護	相談支援	医療機関	重症施設	ケアホーム	その他	無回答	
豊能	60	31	60	30	56	43	61	31	49	3	4	428
三島	40	26	38	28	38	30	35	25	34	1	2	297
北河内	60	35	58	42	50	43	54	39	42	6	3	432
中河内	43	17	28	17	31	21	31	16	28	2	8	242
南河内	14	5	10	8	11	6	12	9	7	0	2	84
泉州	45	28	39	29	43	35	46	25	38	2	2	332
堺市	52	32	43	34	45	37	50	40	34	4	4	375
大阪市	85	58	86	65	77	65	85	57	70	12	8	668
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	399	232	362	253	351	280	374	242	302	30	33	2,858



#### ⑥圏域別の事業所数

事業所数は、いずれの障がい福祉サービスにおいても大阪市内が最も多く設置されていた。その他の圏域を見ると、「居宅介護」は北河内圏域が156事業所と大阪市内に次いで多く、中河内圏域（144事業所）、泉州圏域（129事業所）、豊能圏域（114事業所）と続いている。「生活介護」は、北河内圏域が40事業所と大阪市内に次いで多く、中河内圏域（35事業所）、堺市（34事業所）、三島圏域（33事業所）と続いている。

「短期入所」については、北河内圏域が21事業所と大阪市内に次いで多く、泉州圏域（20事業所）、三島圏域（19事業所）と続いている。

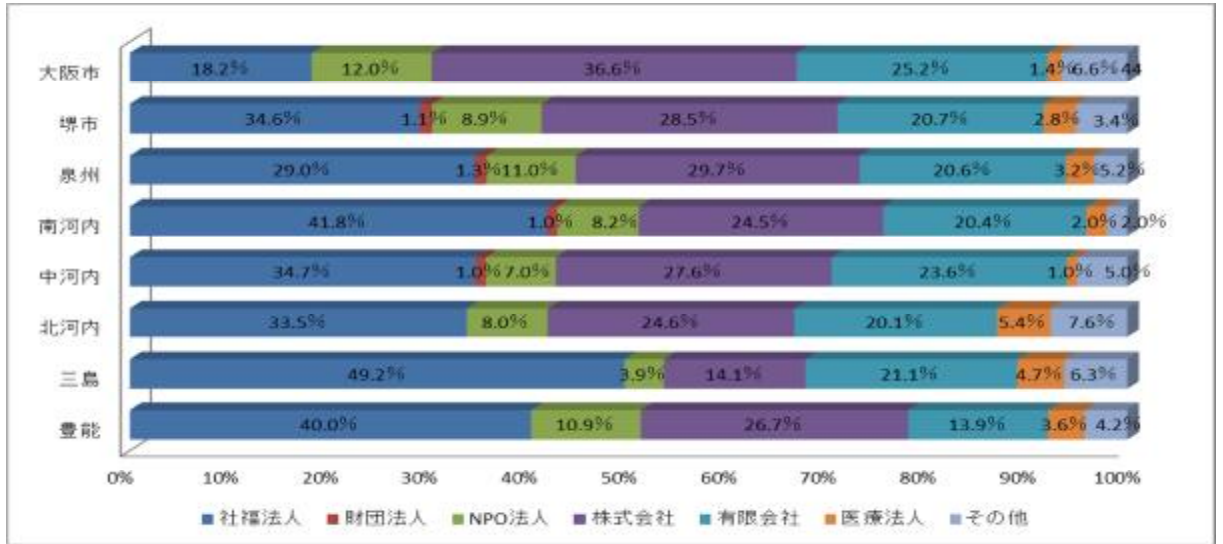
大阪市、北河内圏域など人口規模が大きい圏域に事業所の設置数も多くなっていた。

なお、重症心身障がい児施設については、北河内、南河内、大阪市内のみとなっている。

圏域	居宅介護	(重度訪問介護)	生活介護	短期入所	児童デイ	重症通園	重度包括支援	重症児施設	合計
豊能	114	(78)	32	14	3	1	0	0	164
三島	75	(51)	33	19	7	2	0	0	136
北河内	156	(124)	40	21	6	1	1	1	226
中河内	144	(110)	35	15	7	0	0	0	201
南河内	62	(51)	22	15	3	2	0	2	106
泉州	129	(91)	29	20	2	1	0	0	181
堺市	109	(84)	34	10	3	0	0	0	156
大阪市	526	(435)	76	25	33	1	3	2	666
無回答	13	(10)	3	0	0	0	0	0	16
合計	1,328	(1,034)	304	139	64	8	4	5	1,852

運営主体別にみると、大阪市内は、営利法人である「株式会社」（36.6%）と「有限会社」（25.2%）で61.8%を占めるなど、営利法人の事業所が約半数を占めている圏域が多い。なお、三島圏域については「社会福祉法人」が49.2%となっている。

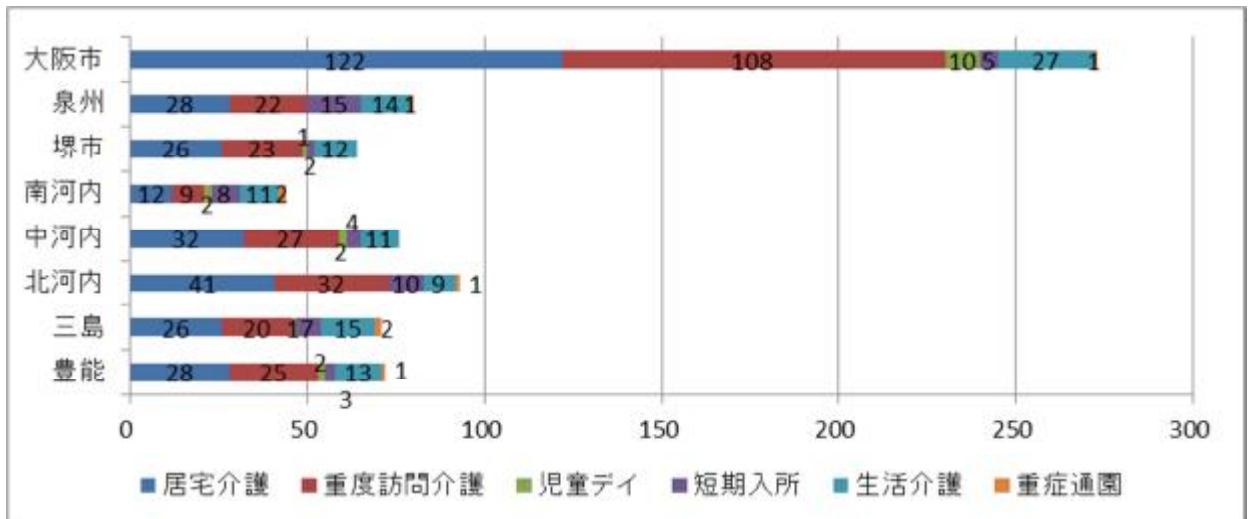
圏域	社福法人	財団法人	NPO法人	株式会社	有限会社	医療法人	その他	無回答	合計
豊能	66	0	18	44	23	6	7	1	165
三島	63	0	5	18	27	6	8	1	128
北河内	75	0	18	55	45	12	17	2	224
中河内	69	2	14	55	47	2	10	0	199
南河内	41	1	8	24	20	2	2	0	98
泉州	62	2	16	51	37	5	6	0	179
堺市	45	2	17	46	32	5	8	0	155
大阪市	121	0	80	243	167	9	44	0	664
無回答	5	0	0	8	4	0	1	22	40
合計	547	7	176	544	402	47	103	26	1,852



⑦医療的ケアに対応可能な事業所

医療的ケアに対応可能な事業所を圏域別にみると、大阪市が最も多く273事業所となっており、次いで、北河内圏域が93事業所、泉州圏域が80事業所、中河内圏域が76事業所、豊能圏域が72事業所となっている。

地区	居宅介護	重度訪問介護	児童デイ	短期入所	生活介護	重症通園	合計
豊能	28	25	2	3	13	1	72
三島	26	20	1	7	15	2	71
北河内	41	32		10	9	1	93
中河内	32	27	2	4	11		76
南河内	12	9	2	8	11	2	44
堺市	26	23	1	2	12		64
泉州	28	22		15	14	1	80
大阪市	122	108	10	5	27	1	273
無回答	4	3	0	0	1	0	8
合計	319	269	18	54	113	8	781



⑧提供している医療的ケアの内容（複数回答）

各圏域で提供されている医療的ケアの内容を障がい児・者別にみると、障がい児については、大阪市において、提供されている医療的ケアの内容がいずれも圧倒的に多く、次いで北河内圏域、南河内圏域となつて（障がい児）

人工呼吸器についてみると、大阪市で7件、北河内で5件、豊能と三島でそれぞれ1件ずつとなっている。

医療的ケア	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉州	堺市	大阪市	合計
1.吸引	3	15	31	7	25	4	17	169	271
2.吸入	2	3	10	5	18	0	0	105	143
3.経管栄養	2	10	18	6	16	3	14	136	205
4.中心静脈栄養	0	0	0	0	0	0	0	2	2
5.導尿	4	1	4	1	1	1	1	5	18
6.在宅酸素	1	4	8	2	5	0	1	5	26
7.パルスオキシメータ	2	8	12	3	11	1	2	69	108
8.気管切開部の管理	1	3	7	1	7	0	5	56	80
9.人工呼吸器	1	1	5	0	0	0	0	7	14
10.服薬管理	10	20	22	25	32	3	0	271	383
11.その他	0	0	1	13	0	3	0	0	17
合計	26	65	118	63	115	15	40	825	1,267

（障がい者）

障がい者も同様に大阪市が最も多く、次いで北河内圏域、泉州圏域となっている。

人工呼吸器についてみると、泉州圏域で85件あった。

医療的ケア	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉州	堺市	大阪市	無回答	合計
1.吸引	69	61	106	25	74	46	54	252	1	688
2.吸入	9	2	50	7	44	3	8	88	0	211
3.経管栄養	44	35	115	19	66	40	27	216	2	564
4.中心静脈栄養	0	0	1	0	5	0	2	4	0	12
5.導尿	13	4	20	21	18	18	16	57	1	168
6.在宅酸素	3	10	33	6	8	6	2	31	0	99
7.パルスオキシメータ	31	24	49	15	46	18	14	84	0	281
8.気管切開部の管理	13	16	36	9	25	8	3	71	0	181
9.人工呼吸器	7	10	21	0	1	85	2	17	0	143
10.服薬管理	163	82	576	103	300	468	97	599	3	2,391
11.その他	6	6	8	11	4	23	28	11	0	97
合計	358	250	1,015	216	591	715	253	1,430	7	4,835

⑨訪問看護事業の状況

各圏域別の訪問看護事業所の利用状況をみると、障がい児については、北河内圏域が最も多く、次いで中河内圏域、大阪市、泉州圏域となっている。

障がい者については、大阪市が最も多く、次いで北河内圏域、中河内圏域、豊能圏域となっている。

（障がい児）

圏域	社福法人	財団法人	NPO法人	株式会社	有限会社	医療法人	その他	無回答	合計
豊能	0	1	0	10	3	2	2	0	18
三島	0	2	0	0	0	7	0	0	9
北河内	8	4	21	14	0	11	0	0	58
中河内	1	1	0	7	1	10	35	0	55
南河内	0	0	3	3	0	5	6	0	17
泉州	0	0	0	5	0	8	9	0	22
堺市	1	0	4	2	6	2	1	1	17
大阪市	1	3	0	11	5	8	13	0	41
合計	11	11	28	52	15	53	66	1	237

（障がい者）

圏域	社福法人	財団法人	NPO法人	株式会社	有限会社	医療法人	その他	無回答	合計
豊能	7	7	0	106	0	8	5	0	133
三島	3	9	1	0	0	14	6	0	33
北河内	17	9	11	115	18	39	3	0	212
中河内	2	5	1	17	36	83	25	0	169
南河内	2	0	7	63	7	13	19	0	111
泉州	0	2	0	18	5	15	5	0	45
堺市	0	0	1	81	12	6	3	2	105
大阪市	8	4	0	22	26	146	46	2	254
合計	39	36	21	422	104	324	112	4	1,062

⑩訪問看護事業における医療的ケアの提供状況（複数回答）

（障がい児）

訪問看護を利用する障がい児を圏域別にみると、大阪市が最も多く、次いで北河内圏域、中河内圏域、泉州圏域となっている。

医療的ケア	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉州	堺市	大阪市	合計
1.吸引	17	8	57	36	11	28	19	52	228
2.吸入	1	0	10	1	4	6	5	10	37
3.経管栄養	12	8	37	18	10	16	14	37	152
4.中心静脈栄養	1	0	3	0	0	2	1	0	7
5.導尿	0	0	3	1	1	1	0	7	13
6.在宅酸素	3	6	35	8	3	14	10	31	110
7.パルスオキシメータ	13	6	35	19	6	19	11	60	169
8.気管切開部の管理	8	3	24	18	4	13	7	25	102
9.人工呼吸器	5	3	17	10	0	8	4	17	64
10.服薬管理	2	6	6	2	0	0	3	21	40
11.リハビリ	11	7	18	40	4	17	9	23	129
12.身体介護	22	2	31	23	8	26	31	60	203
13.その他	0	0	2	0	0	2	0	20	24
合計	95	49	278	176	51	152	114	363	1,278

（障がい者）

障がい者についても、大阪市が最も多く、次いで北河内圏域、中河内圏域、豊能圏域となっている。

「人工呼吸器」についてみると、障がい児は、大阪市、北河内圏域でそれぞれ17名、中河内圏域で10名、泉州圏域で8名となっている。

障がい者は、大阪市が19名、三島圏域で10名、豊能圏域と北河内圏域でそれぞれ7名となっている。

また、「身体介護」を見ると、障がい児については、大阪市で60名、堺市と北河内圏域でそれぞれ31名、泉州圏域で26名となっている。障がい者は、大阪市が99名、中河内圏域が60名、北河内圏域が47名、豊能圏域が41名となっていることから、それぞれの圏域内で調整次第で、ホームヘルプサービスとの役割分担のもとで看護と介護が一体提供が可能なものと考えられる。

医療的ケア	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	泉州	堺市	大阪市	合計
1.吸引	20	22	35	32	9	21	12	44	195
2.吸入	1	3	7	4	2	5	1	8	31
3.経管栄養	16	10	25	18	8	17	9	34	137
4.中心静脈栄養	2	1	4	3	1	0	1	3	15
5.導尿	11	12	33	31	6	8	10	45	156
6.在宅酸素	8	8	13	8	4	2	4	19	66
7.パルスオキシメータ	23	33	35	40	12	18	11	89	261
8.気管切開部の管理	4	9	12	13	4	8	3	15	68
9.人工呼吸器	7	10	7	6	2	6	4	19	61
10.服薬管理	108	17	163	113	89	7	58	81	636
11.リハビリ	20	24	55	40	18	23	10	68	258
12.身体介護	41	30	47	60	21	31	21	99	350
13.その他	1	3	3	14	2	2	38	24	87
合計	262	182	439	382	178	148	182	548	2,321

## (9) 地域移行

- 重症心身障がい児施設に入所する18歳以上の障がい者(567名)のうち、50歳以上の者が35.4%(201名)、40歳から49歳の者が34.7%(197名)を占めており、これら年齢が高い障がい者が児童福祉施設で生活を送らざるを得ない状況になっていること自体を問題視する必要がある。
- 主たる病名をみると「脳性まひ」が半数を超えており、入所期間は31年以上が97名いるなど、施設生活の長期化、定着化が顕著になっている。
- 主病名として「脳性まひ」等が多いため、個別支援計画の策定にあたっては、本人の意思確認が困難等のため、「いずれにも該当しない」が31.2%、「家族の意向を聞いて」が33.6%、「計画策定会議で作成し、ご家族に説明及び同意を得た」が32%となっており、施設における個別支援計画の策定の困難さがうかがえる。

本人意思の確認が困難な障がい者の個別支援計画が家族の意向のみに左右されることがあってはならないし、障がい者本人の最善の利益を図る観点から、どういったメンバーで計画策定会議を開催すべきなのか、また計画策定にあたっての正当性、透明性が求められるといえる。
- 今後の生活については、「ご本人の意思が確認できない」が87.8%(498名)を占め、一方で家族が「このまま今の施設で暮して欲しい」が72.5%(411名)となっており、施設として入所する障がい者の地域移行に取り組む困難さが窺える。

このため、個別支援計画に地域移行に向けた支援内容が記載されたものが全くなかったものであるが、支援者として、条件整備次第で地域移行が可能と評価されている障がい者が存在することから、今後、重症心身障がい児施設から地域生活へ移行するため支援の在り方を検討する必要がある。

また、支援者が地域移行は可能と評価しても、「家族の同意が得られない」(7.8%)ことから、家族の同意が得られるための環境整備が求められる。
- 特に家族の同意を得るためには、地域生活に必要なサービスとして、医療をはじめとする全般的な支援策が求められているように、重症心身障がい児施設機能と同等の機能が地域で整備する必要があると思われる。
- 一方、地域生活への移行の重要な資源である「ケアホーム」では、医療的ケアが必要な障がい者を受け入れるにあたり、「介護職員にも医療的ケア実施できるよう範囲拡大(規制緩和)と研修システムの構築」「緊急時に対応可能な地域医療機関の確保」「看護師を安定的に確保できる報酬基準等の改善」が求められている。

### ①病名と入所期間

重症心身障がい児施設の入所者(18歳以上)567名の主たる病名と入所期間をみると、主たる病名については、「脳性まひ」が299名(52.7%)と半数を超えている。次いで「自閉症」が97名(17.1%)、「知的障がい・他の発達障がい」が53名(9.3%)、「染色体異常症」が29名(5.1%)となっている。

また、入所期間は、「1年以上5年以下」が142名(25.0%)で「自閉症」「知的障がい・他の発達障がい」の者が多くなっている。次いで「31年以上」が120名(21.2%)で「脳性まひ」が大半を占めている。



入所期間	1年未満	1年以上～5年以下	6年以上～10年以下	11年以上～15年以下	16年以上～20年以下	21年以上～25年以下	26年以上～30年以下	31年以上	未回答	合計	割合
A染色体異常症	2	12	2	4	3	1	1	4	0	29	5.1%
B先天異常症	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2%
C先天性脳奇形	0	1	5	4	3	4	1	3	0	21	3.7%
D脊髄疾患：先天性・後天性	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.2%
E神経筋疾患・ミトコンドリア病	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2%
F髄膜炎・脳炎・脳症	0	0	6	0	6	2	2	6	0	22	3.9%
GWest症候群、他のてんかん	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	0.5%
H先天性代謝疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
I新生児疾患（HIE・PVL・IVH・核黄疽）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.2%
J退行性脳病変	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.4%
Kその他の脳病変	0	0	1	0	0	0	1	3	0	5	0.9%
L脳性まひ	4	17	62	16	33	35	35	97	0	299	52.7%
M自閉症	2	89	0	1	2	1	1	1	0	97	17.1%
N知的障害・他の発達障害	1	17	9	4	8	9	1	4	0	53	9.3%
Oその他	0	5	13	0	2	3	0	2	0	25	4.4%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	1.2%
合計	9	142	103	30	58	56	42	120	7	567	100.0%
割合	1.6%	25.0%	18.2%	5.3%	10.2%	9.9%	7.4%	21.2%	1.2%	100.0%	-

②地域移行候補者の入所年数（複数回答）

支援者が地域生活への移行を可能と評価している者（地域サービスの不足、家族の同意が得られない）の入所年数をみると、「1年以上～5年以下」が62名、「6年以上～10年以下」が30名と「1年～10年まで」の者が92名（87.6%）を占めていた。

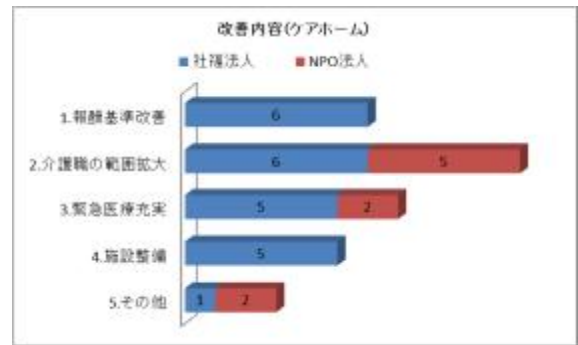
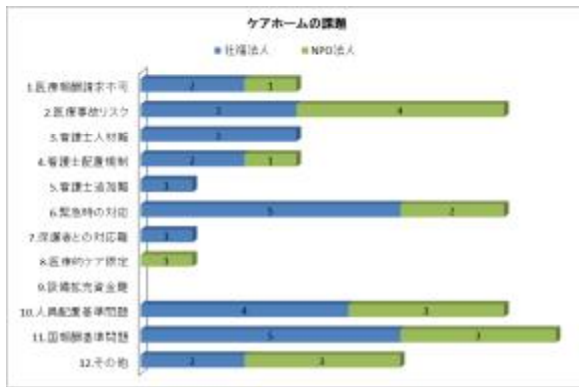
入所期間	医学的な管理必要	地域サービス不足	家族の同意が得られない	本人の不安	本人の意思	まだ段階でない	分からない	その他
1年未満	4	0	0	0	0	3	0	0
1年以上～5年以下	53	35	27	0	3	8	57	6
6年以上～10年以下	65	15	15	1	0	12	23	10
11年以上～15年以下	6	1	4	0	0	9	11	0
16年以上～20年以下	18	2	0	0	0	16	15	0
21年以上～25年以下	16	3	1	0	0	10	21	0
26年以上～30年以下	15	0	1	0	0	10	8	0
31年以上	30	1	0	0	0	18	57	0
合計	207	57	48	1	0	86	192	16

③地域生活への移行の受け皿であるケアホームの課題

重症心身障がい児施設から地域生活へ移行するための重要な資源の一つにケアホームがあるが、前述（P-36）のとおり、医療的ケアが必要な障がい者が入居するケアホームは非常に少なく、医療的ケアが必要な障がい者が入居するケアホーム（16事業所）において、下記のような様々な課題を抱えている実情にある。

このため、「介護職員にも医療的ケア実施できるよう範囲拡大（規制緩和）と研修システムの構築」「緊急時に対応可能な地域医療機関の確保」「看護師を安定的に確保できる報酬基準等の改善」が求められている。

医療的ケア課題	社福法人	NPO法人	合計	改善内容	社福法人	NPO法人	合計
1.医療報酬請求不可	2	1	3	1.報酬基準改善	6	0	6
2.医療事故リスク	3	4	7	2.介護職の範囲拡大	6	5	11
3.看護師人材難	3	0	3	3.緊急医療充実	5	2	7
4.看護師配置規制	2	1	3	4.施設整備	5	0	5
5.看護師追加難	1	0	1	5.その他	1	2	3
6.緊急時の対応	5	2	7	合計	23	9	32
7.保護者との対応難	1	0	1				
8.医療的ケア限定	0	1	1				
9.設備拡充資金難	0	0	0				
10.人員配置基準問題	4	3	7				
11.国報酬基準問題	5	3	8				
10.その他	2	3	5				



## 4 事業所ヒアリング結果

### (1) ヒアリングの概要

イ. 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）福祉サービス利用状況調査及び、ウ. 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）訪問看護サービスの調査に協力いただいた事業所のうち、先進的な取り組みを行われている事業者や、医療的ケアが必要な障がい児（者）の方が地域で安心して生活を送れるようにするための改善点について、具体的な提案いただいた事業所を対象に、平成22年12月から平成23年1月にかけて、以下のとおりヒアリングを実施した。

事業種別	事業所数	経営主体（内数）
居宅介護・重度訪問介護	5	（社福）2（株）3
生活介護	3	（社福）2（株）1
訪問看護	2	（社医）2
計	10ヶ所	（社福）4（株）4（社医）2

※ 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課職員が電話及び事業所を訪問することにより、ヒアリングを実施。

### (2) ヒアリング結果の概要

#### ① 居宅介護・重度訪問介護事業所のヒアリング結果

従業員数が、19名から50名と様々な規模の5事業所からヒアリングを行った。質の良いホームヘルパーを確保し、離職者を少なくするため、雇用形態を常勤とし給与水準を高く設定するなど、困難ケースに対して組織として取り組みが行われている。また、多数の事業所において、24時間対応若しくは、利用者からの希望があれば対応している。医療的ケア技術の習得のため、事業所内や地域事業所が連携しての、自主的な研修に取り組まれている。ホームヘルパーが私的契約のもとに、医療的ケアを提供しているケースもあるが、訪問看護ステーションとの連携・役割分担のもと、サービスを提供している事業所がある。ホームヘルパーが医療的ケアを提供した場合の報酬への評価や、医療機関との連携体制の確立を求める意見が多かった。

#### ② 生活介護事業所のヒアリング結果

従業員が、6名の1事業所と、20名を超える2事業所からヒアリングを行った。重心者の障がい特性に応じた人員体制の確保が必要であり、設備についても配慮が必要であるとの意見が多かった。医療的ケアの提供は看護師が行っているが、常勤かつ複数名の体制でなければ、看護師に過重な負担を強いることとなるとの意見があった。しかし、看護師の確保は、なり手の不足から苦勞している。ホームヘルパーにも医療的ケアの技術を習得させるため、事業所において研修を実施したり、地域の自立支援協議会の連絡部会に参画するなどの取り組みがなされている。また、医療機関との連携体制の確立を求める意見が多かった。

③ 訪問看護事業所のヒアリング結果

従業員が、10名程度の2事業所からヒアリングを行った。

リスクが高いサービス提供時の看護師一名での訪問の不安や、報酬体制の改善を求める意見があった。

医療と福祉の連携したサービス提供体制の構築を求める意見があった。

重心児へのケア提供には、高度な技術が必要となるため、研修体制の確立を求める意見があった。

## (3) ヒアリング結果の個票

## 事業所ヒアリング結果 1

事業種別	居宅介護
運営主体	社会福祉法人
所在地	門真市
従事者数	34名
サービス提供時間	午前6時から午後10時 ※利用者不在のため深夜対応はなし
障がい児(者)への提供状況	49名(者のみ) うち医療的ケアが必要な利用者 45歳 1名(医師の指示のもと褥瘡の処置・痛み止めパッチの貼付) ※児の利用者希望があれば、提供可能
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人として、特別養護老人ホーム、訪問看護ステーション等を併設</li> <li>・医療機関や看護師から医療的ケアについてアドバイスを受けるとともに、法人として研修を実施することにより、質の高いヘルパーを養成。組織として対応することにより、離職者は少ない。</li> <li>・日頃から市や相談支援機関との連携をとっており、カンファレンスも密に実施。しかし、サービス全体の利用調整を行う支援チームが必要ではないか。</li> <li>・重度訪問介護は単価も安いいため、事業所にとって報酬が減り、見守りが不必要な利用者にとっても、使い勝手が悪くなる。</li> <li>・福祉サービスは利用料が無料となったが、訪問看護は自己負担が必要であるため、訪問看護サービスを利用しない利用者が出てくる。</li> <li>・医療的ケアのサービス提供は、リスクが高いため、報酬の対象とすべきではないか。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人内事業所に看護師が配置されており、かつ医療機関との連携が構築されているため、研修体制が充実している。</li> <li>② サービス全体の利用調整のためのチームが必要。</li> <li>③ ヘルパーによる医療的ケアの報酬組み入れの必要性。</li> </ol>

事業所ヒアリング結果2

事業種別	居宅介護・重度訪問介護
運営主体	社会福祉法人
所在地	大阪市生野区
従事者数	26名
サービス提供時間	全日
障がい児(者)への提供状況	20名(児4名 者16名) 医療的ケア必要な利用者はいない
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人として、生活介護(20名)及びケアホーム(11名)を運営しており、両事業利用者へのヘルパー派遣を中心に行っている。</li> <li>・他事業所におけるサービス提供中の事故を契機として、生野区内の有志事業所で「医療的ケア合同チーム」を設置し、平成22年9月から2月に一回のペースで当事者や医療関係者等を講師に招聘し医療的ケアについて合同研修会を実施している。</li> <li>・同法人の現在のサービス利用者には、医療的ケアが必要な方はいないが、将来に備え事業所として力量を備えていきたいとのこと。</li> <li>・医療は、高齢者であろうと障がい者であろうと必要であるため、障がい者自立支援制度にも訪問看護サービスを導入すべきではないか。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所においても医療的ケア技術習得の必要性を認識されており、医療機関等との連携のもと、事業者連携のもと自主的に研修会を実施している。</li> <li>② 障がい福祉分野にも訪問看護サービスが必要</li> </ol>



事業所ヒアリング結果 3

事業種別	居宅介護・重度訪問介護
運営主体	株式会社
所在地	大阪市東成区
従事者数	29名
サービス提供時間	午前9時から午後6時 月～土 ※早朝・深夜も可能な限り受けている。
障がい児（者）への提供状況	10名（者のみ） 医療的ケアが必要な利用者はいないが、医師と連携が取れるならば受け入れる方針
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児の利用申し込みはほとんどない。 必要に応じて区の事業所連絡会を通じ、対応可能事業所の紹介を行っている。</li> <li>・ 事業所としてヘルパーの医療的ケアの技量の資質を見極めることが困難である。医療的ケアの資格制度創設や研修会の実施が必要である。</li> <li>・ クリニックの通院等介助サービス提供時に診療に同席し、医師のアドバイスを受けることはあるが、総合病院になると家族を通じないと話が聞けない。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区内において事業所連絡会を設置し、事業者間においてサービス利用希望者への情報提供を行っている。</li> <li>② 医療的ケア提供のためのヘルパーへの資格制度のための研修受講のニーズがある。 ただし、日曜等サービス提供がない日、複数日の実施が希望。</li> <li>③ 福祉サービス事業所と医療機関の連携不足。</li> </ol>

事業所ヒアリング結果 4

事業種別	居宅介護・重度訪問介護
運営主体	株式会社
所在地	大阪市
従事者数	19名
サービス提供時間	24時間対応
障がい児（者）への提供状況	1名（者のみ） 医療的ケア（胃ろう・気管切開）が必要な方であるが、医療的ケアは、家族・訪問看護ステーションが対応。
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の平均年齢20歳台。男性ヘルパーが多い事業所で、移動支援事業も実施。</li> <li>・ヘルパー確保のために、無資格や新卒者も常勤者として採用し、会社負担の資格取得も考えている。</li> <li>・障がい福祉サービスと介護保険サービスを半々で提供したいが、障がい者からの利用申し込みがない。相談支援事業所や市に働きかけても、紹介がない。</li> <li>・区の事業所連絡会は、介護保険に関することが中心であり、地域包括支援センターは、役所からの通達の場合である。障がい者支援の取り組みが盛んな他の区に出向き、情報交換を行っている状況。</li> <li>・ヘルパーが課題を一人で抱え、精神的にまいり離職に至るケースがあるので、ヘルパーが交流できるシステムがあれば支えることができるのではないかと。</li> <li>・訪問看護事業所と2週間に一回、家族には一月一回参加いただき、ケース会議を行っている。医療機関との連絡調整は、訪問看護事業所が行っている。</li> <li>・ホームヘルパーの医療的ケアのサービス提供については、体系的な研修を受けないと、リスクが高く行えない。</li> <li>・個別具体の医師からの指導のみでは対応できない。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所自ら人材育成を図ることにより常勤スタッフの確保を行っている。</li> <li>② 利用者への事業所情報の周知方法が機能しているか検証が必要。</li> <li>③ 事業所・家族間でのケア会議を実施することにより適切なサービス提供が行われている。</li> </ol>

事業所ヒアリング結果 5

事業種別	居宅介護・重度訪問介護
運営主体	株式会社
所在地	高槻市
従事者数	50名（常勤18名）
サービス提供時間	24時間対応
障がい児（者）への提供状況	153名（者123名 児30名） 児童3名が医療的ケア（吸引・経管栄養・在宅酸素）の必要な方であるが、家族・訪問看護ステーションが対応。
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤ヘルパーが多い事業所で、行動援護や移動支援事業も実施。（遠方利用者もあり）</li> <li>・利用者との信頼関係を構築するため、常勤ヘルパーの採用を積極的に進めており、給与も高く設定している。</li> <li>・本体報酬と処遇改善交付金により、経営は維持できる。</li> <li>・いじめなどの理由で社会不信を抱いてしまうと、保護者が障がい児を社会に出さない・福祉サービスを利用しないケースが、発生する。保護者の、不安・不信を未然に防ぐための仕組みが必要。</li> <li>・医療的ケアと入浴介助は訪問看護事業所、身体介護は居宅介護事業所と連携・役割のもとサービス提供を行っている。</li> <li>・ひとり家庭の支給決定の判断が厳しすぎる市町村があり、サービスが必要と考えられる障がい児が利用をあきらめているケースがある。</li> <li>・これまでの活動を通じての個人ネットワークを活用して、各種障がい福祉サービス事業所と情報交換や連携を行っているが、自立支援協議会など公的な場での連携が必要と考えている。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 雇用条件の配慮により、常勤スタッフを確保し、利用者に信頼してもらえる支援体制を確保している。</li> <li>② 訪問看護事業所と役割分担することにより、利用者への最適なサービスを提供している。</li> <li>③ 自立支援協議会など公的な場でのサービスネットワークが必要。</li> </ol>

事業所ヒアリング結果 6

事業種別	生活介護
運営主体	社会福祉法人
所在地	交野市
従事者数	6名
サービス提供時間	午前9時から午後4時 月～金
障がい児（者）への提供状況	12名（者のみ・平均40歳程度） 医療的ケア必要な利用者はいない。
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな障がい程度の方へのサービス一体的に提供する方が利用者にとっても望ましいと考えているが、施設が重心者対応でないため、受け入れが出来ていない。</li> <li>・在宅の障がい者の家族は、食事や入浴サービスの提供を求めているが、交野市では、デイサービスしかない。</li> <li>・障がい特性に応じた人員体制の確保が必要であり、現在も、ボランティアの協力を得て運営している。重心者の受け入れには、人力的な配慮が必要である。</li> <li>・消防法など他法令により、事業の展開が困難なケースが発生している。</li> <li>・市の自立支援協議会に日中活動系サービス事業所連絡会部会を設置し、事業所間の連携を図っている。（2カ月に一回）。また、ヘルパー事業所連絡会（3カ月に一回）や地域移行部会も設置されている。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 重心児者の受け入れを進めるためには、施設整備の充実が必要である。</li> <li>② 日中活動系事業所に、食事・入浴サービス提供して欲しいとの親のニーズがある。</li> <li>③ 地域の自立支援協議会内に、事業所連絡会が立ち上がりつつある。</li> </ol>

事業所ヒアリング結果 7

事業種別	生活介護
運営主体	社会福祉法人
所在地	和泉市
従事者数	21名（うち常勤看護師1名）
サービス提供時間	午前10時から午後3時30分 月～金
障がい児（者）への提供状況	41名（者のみ） うち医療的ケアが必要な利用者 18～64歳 14名 （吸引・吸入・経管栄養・パルスオキシメーター・浣腸）
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤看護師を配置し、看護師が中心となって医療的ケアサービスを提供。</li> <li>・医療記録簿を作成し経過を記録するとともに、家族とも情報共有することにより、適切な医療的ケアを提供。</li> <li>・医療的ケア提供に関する相談ができる体制（医療関係者の複数配置・医療機関との密な連携）が必要である。</li> <li>・区分5以上の利用者が8割を超えており、人員配置が厳しい。利用者の安全を確保するため、障がい特性に応じた班分けのもとサービスを提供しており、医療的ケアが必要な利用者が所属する班には、人員を重点的に配置している。</li> <li>・人員体制の確保など利用者の安全を確保できてから、入浴サービスを提供する予定。</li> <li>・重心者の送迎は、短時間で終わることが出来るよう配慮している。電動や大型の座位保持車椅子の利用者が乗降できる大型のバスなどの設備の充実が必要である。</li> <li>・ヘルパーにも安心して医療的ケアに従事してもらうために、公的機関の研修があれば参加したい。</li> <li>・利用者に適切なサービスを提供するため、必要に応じ、定期的に（2カ月に一回程度）在宅福祉サービス事業所とのケース会議を行っている。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 重心児者に適切なサービスを提供するためには、施設、設備・人員体制の充実が必要である。</li> <li>② 常勤看護師を配置することにより、適切な医療的ケアが提供可能となる。一方、複数配置や医療機関との連携体制の確立も求められている。</li> <li>③ 他の福祉サービス事業所間における連携を行うことにより、利用者に適切なサービスが提供できる。</li> </ol>

事業所ヒアリング結果 8

事業種別	生活介護
運営主体	株式会社
所在地	門真市
従事者数	25名（うち常勤看護師1名・非常勤看護師2名）
サービス提供時間	午前8時から午後6時 月～金
障がい児（者）への提供状況	54名（者のみ） うち医療的ケアが必要な利用者 18～64歳 8名 （すべての医療的ケア） うち重心者の利用者 18～64歳 46名
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者として、市施設内で事業実施。光熱水費用など大幅に削減した。結果として、7期連続で黒字運営。</li> <li>・重心者を積極的に受け入れるため、基準配置以上に人員を確保（1：1.7）している。また、継続的なサービスを提供するため正職員を多く雇用しているが、その財源の確保に苦慮している。</li> <li>・医療的ケアが必要な利用者に適切なケアを提供するためには、区分6の報酬では不足している。</li> <li>・看護師を配置し、医療的ケアは、看護師が実施。介護職は医療的ケアを行っていない。</li> <li>・通常の求人では看護師の確保が困難なため、人的な繋がりから雇用に至っている。将来的には自社介護職員に看護師資格を取得させることも考えている。</li> <li>・情報共有体制を強化するため、会社として残業代を負担し、職員に月2回、2時間の研修受講を義務付けている。</li> <li>・利用者の緊急搬送時に事業所も同行することにより、医療機関との関係構築に取り組んでいる。</li> <li>・任意団体の医療的ケアに関する研修会に参加することによりノウハウを習得するとともに、事業所として人形3体を購入し、医師の指導のもと研修会を実施。</li> <li>・公的機関が直接ヘルパー個人に医療的ケア研修を実施するよりも、事業所に医療的ケア責任者を設置させるほうが、責任体制がはっきりする。</li> <li>・安定的にサービスを提供していくためには、法制度の頻繁な変更望ましくない。</li> <li>・事業所として適正なサービスを継続していくためには、法令遵守を徹底し、いかに家族・利用者との信頼関係を築くかが経営のポイント。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市においても生活介護を実施している。</li> <li>・約100㎡のワンフロアで14～16名の利用者にサービスを提供している。</li> <li>・どこに支援員がいても利用者の状況を確認できる環境であり、大型の福祉機材がない状況でも、機材の改造などの工夫により支援を提供している。</li> </ul>



ヒアリング総括	<ul style="list-style-type: none"><li>① 重心児者に適切なサービスを提供するためには、人員体制の充実が必要である。</li><li>② 常勤看護師を配置することにより、介護職との役割分担を明確化している。</li><li>③ 事業所として研修を業務として位置付けることにより、ヒヤリハットなど職員間の情報共有体制を確保している。</li></ul>
---------	---

事業所ヒアリング結果 9

事業種別	訪問看護ステーション
運営主体	社会医療法人
所在地	大阪市
従事者数	9名（うち3名看護師）
サービス提供時間	午前8時から午後6時
サービス提供可能年齢	全年齢層
障がい児（者）への提供状況	1名（18歳）
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者1名に対し、看護師3名がケアに入っていた。</li> <li>・看護師が安心してケアできる環境づくりが必要。（一人で訪問ケアをすることの精神的不安。家族対応・緊急時対応等）</li> <li>・看護師間の連携は問題ないが、居宅介護事業所ヘルパーとの連携がうまくいかない。（本人の体調変化の引き継ぎなど）</li> <li>・一人暮らしの生活保護受給者であるため、利用者へのサービス全体についての調整を看護師が行っている。</li> <li>・サービス全体の調整について、市のケースワーカーや、知り合いの地域包括支援センターに相談したが、答えが出ず、結果として看護師が調整することとなった。</li> <li>・利用できるサービスの種類は多いが、サービスの利用調整・相談機能がない。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用者へのサービス全体の提供調整機能の不足</li> <li>② 医療・福祉等サービス間の調整機能の不足</li> </ol>

事業所ヒアリング結果10

事業種別	訪問看護ステーション
運営主体	社会医療法人
所在地	大阪市
従事者数	12名（うち8名看護師）
サービス提供時間	午前8時から午後5時（月～土）緊急時には24時間対応
サービス提供可能年齢	全年齢層
障がい児（者）への提供状況	3名（0歳 1名 1～6歳 2名）
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外に対応した場合、本人負担が大きくなるので利用をためらう利用者が多い。しかし、児に緊急を要する事態が発生した場合、保護者が救急車を利用し病院へ搬送している実態があり、時間外利用の実績はない。</li> <li>・人工呼吸器を装着した乳児の場合、一人体制では、リスクが高いため二人体制でケアにあたっている。しかし、週一回しか加算対象とならないため、無償で対応しているのが実態。</li> <li>・病院系列の事業所であることから、NICU看護師の応援を得て利用者のケアに当たることもある。技術の伝達を受けるなどのメリットもあるが、応援者の報酬の対象とならないため、無償となってしまう。</li> <li>・気管切開の場合、週3回の訪問では、親に負担がかかりすぎる。</li> <li>・幼児へのケアを行うためには高度な技術が必要となるため、看護師への研修体制の充実が重要。しかしながら、受講中の人員不足・収入の欠損が課題。</li> <li>・事業所としては、さまざまな加算措置はありがたいが、利用者にとっては負担が増えることになり困惑。</li> <li>・看護師とヘルパーがペアを組み、一体的にケアを行うことも一つの考え方ではないか。</li> <li>・学校に看護師配置は行われているが、人手不足から親も同伴登校せざるを得ないケースもある。訪問看護の対象とすべきでないか。</li> <li>・利用者が多く、緊急対応も求められるなかで、駐車禁止除外の手続きが煩雑すぎる。</li> </ul>
ヒアリング総括	<ol style="list-style-type: none"> <li>① リスクが高いケアの場合へのヘッジの方法（複数対応・報酬体制）</li> <li>② 医療機関・福祉等サービス間の調整機能のあり方</li> <li>③ 研修のあり方</li> </ol>

# 調 査 票

# 重症心身障がい児（者）生活実態調査票

■記入年月日 2010年（平成22年）10月 日

■この調査票は、どなたが記入されますか。

1. ご本人
2. 家族、介護者（ご本人に聞いて代わりに記入）
3. 家族、介護者（ご本人の意見が確認できにくいいため家族等の考えで記入）
4. その他（ご本人との関係： ）

◆障がい児（者）本人の基礎的な情報についてお聞きします。

問1 ご本人がお住まいの市町村名を記入してください。（ ）市・町・村

問2 ご本人の性別を○で囲んでください。（男・女）

問3 ご本人の年齢を記入してください。年齢（ ）歳

問4 ご本人の主病名（病院で診断された障がいの原因となった病名）を記入してください。不明・わからない場合は、2に○をしてください。

1. 主病名（ ）
2. 不明・わからない

問5 ご本人がお持ちの障がい者手帳と等級を記入してください。

1. 身体障がい者手帳 等級（ ）級 ・ なし  
(内容) ア. 上肢機能 イ. 下肢機能 ウ. 体幹機能 エ. 脳原性運動機能
2. 療育手帳 A ・ B1 ・ B2 ・ なし
3. 精神保健福祉手帳 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ なし

問6 障がい者自立支援法による障がい程度区分について、該当するものに○をしてください。

障がい程度区分

( 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 非該当 ・ 未実施 )

問7 同居されているご家族の構成をお聞きします。  
あてはまるものを全てを○で囲んでください。

1. 父
2. 母
3. 兄弟姉妹
4. 祖父
5. 祖母
6. ひとり暮らし
7. ケアホーム
8. その他（具体的に )

問8 介護・看護に当たっておられる方はどなたですか。あてはまるものに全て○をつけてください。  
また、主に介護・看護に当たられている方、お一人に○をつけてください。

		介護・看護者	主な介護・看護者
1	父		
2	母		
3	兄弟姉妹		
4	祖父		
5	祖母		
6	その他（具体的に ( )		

問9 問8の介護・看護者から支援を受けるようになって何年経過していますか。  
( 年 か月)

問10 主に医療的ケア等を担っている方が、何らかの理由によりケアをできない場合、代わりにケアを依頼できる方がおられますか。  
あてはまるものすべてに○を付けてください。

1. 同居の家族（父・母・兄弟姉妹・祖父母など）
2. 別居の親族（兄弟姉妹・祖父母など）
3. 別居の親族（おじ・おばなど）
4. 訪問看護師に依頼している。
5. ホームヘルパーに依頼している。
6. 短期入所（ショートステイ）を利用している。
7. 知り合いに依頼している。
8. 代わってもらえる方がいない。
9. その他（具体的に )



問11 ご本人は、平日の昼間は主にどこで過ごされていますか。最もあてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 家庭
2. 保育所・幼稚園
3. 普通学校（ア. 小学校 イ. 中学校 ウ. 高校）
4. 支援学校（ア. 小学部 イ. 中等部 ウ. 高等部）
5. 障がい児通園施設・児童デイサービス事業所
6. 重症心身障がい児（者）通園事業所
7. 障がい者通所施設・生活介護・就労継続支援等通所施設
8. その他（具体的に ）

◆医療的ケアの内容についてお聞きします。

問12 ご本人に日頃から実施している医療的ケアの内容と頻度をお答えください。  
あてはまるもの全てに○をしてください。また、その頻度を記入してください。

1. 吸引（ア. 口・鼻腔内 イ. 気管内）  
⇒ 頻度 6回未満/日 6回以上/日 1回以上/時間
2. 吸入  
⇒ 頻度 6回未満/日 6回以上/日 継続使用
3. 経管栄養（ア. 経鼻栄養 イ. 胃ろう ウ. 腸ろう）  
⇒ 頻度 回/日 常時
4. 中心静脈栄養(IVH)（ア. カテーテル イ. ポート）  
⇒ 頻度 回/日 常時
5. 導尿（ア. 自己導尿 イ. 留置カテーテル）  
⇒ 頻度 3回未満/日 3回以上/日
6. 在宅酸素(HOT)
7. パルスオキシメーター (SpO<sub>2</sub>モニター)
8. 気管切開部の管理 (ガーゼ交換、消毒等)  
⇒ 頻度 回/日
9. 人工呼吸器 (NPPVを含む) の管理
10. 服薬管理
11. その他（ ）  
⇒ 頻度 回/日

問13 平成22年9月の1か月間において、利用されたサービス内容をお聞きします。

あてはまるサービスについて、実際のサービスの利用状況とあなたが利用を希望されるサービス量を記入してください。

区 分	実際の利用状況		利用希望	
	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日
居宅介護 (ホームヘルパー)	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日
重度訪問介護	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日
行動援護	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日
重度障がい者等 包括支援	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日
生活介護	1か月あたり 日		1か月あたり 日	
児童デイ	1か月あたり 日		1か月あたり 日	
重症心身障がい児 (者) 通園事業	1か月あたり 日		1か月あたり 日	
短期入所 (ショートステイ)	1か月あたり 日		1か月あたり 日	
移動支援 (ガイトヘルパー)	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日
訪問看護	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日
訪問リハビリ	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日
医療機関受診	1か月あたり 日		1か月あたり 日	
その他 ( )	1か月あたり 時間	1か月あたり 日	1か月あたり 時間	1か月あたり 日

問14 公的なサービス以外に利用されているサービス（ボランティア等）を利用されている場合は、そのサービスの内容と利用頻度を記入してください。

1. ファミリーサポートセンター ⇒ 1か月あたり 回、1か月あたり 時間
2. 認可外保育所 ⇒ 1か月あたり 回、1か月あたり 時間
3. その他（具体的に） ( )  
⇒ 1か月あたり 回、1か月あたり 時間

問15 日々、看護・介護に当たっておられるご家族の方にお聞きします。ご本人にどのようなサービスやシステムがあれば（充実すれば）、安心ですか。あてはまるもの全てに○をつけるとともに、その優先順位を記入してください。

	順位	サービス名等	必要とされる内容
1		短期入所	ア. 短期入所事業所の増 イ. 医療的ケアに対応できる知識、技術の向上 ウ. 医療的ケアに対応できる設備の充実 エ. 医療機関による短期入所の実施 オ. その他（ ）
2		訪問看護	ア. 利用料の軽減 イ. 利用できる回数の増 ウ. 1回あたりの時間数の増 エ. 0歳児も利用できる訪問看護事業所の増 オ. 早朝や夜間も利用できる訪問看護事業所の増 カ. その他（ ）
3		ホームヘルプ	ア. ヘルパーにも医療的ケアを認めて欲しい イ. ヘルパーの知識、技術の向上 ウ. 早朝、夜間も利用できる事業所の増 エ. 休日、祝日も利用できる事業所の増 オ. 入院中も利用できるヘルパー制度の創設 カ. その他（ ）
4		重症心身障がい児（者）通園事業	ア. 実施箇所数の増 イ. 利用定員の増 ウ. 利用回数の増 エ. 送迎の充実 オ. 医療的ケアの充実 カ. その他（ ）
5		生活介護	ア. 生活介護事業所の増 イ. 医療的ケアに対応できる知識、技術の向上 ウ. 医療的ケアに対応できる設備の充実 エ. 利用回数の増 オ. 送迎の充実 カ. その他（ ）
6		相談支援	ア. 重症心身障がいを理解し、相談にのってくれる相談支援事業所の増 イ. 日中活動等サービス利用の調整をしてくれる相談支援事業所の増 ウ. その他（ ）

	順位	サービス名等	必要とされる内容
7		医療機関	ア. 訪問診療してくれる医療機関の増 イ. 気軽に利用できる診療所の増 ウ. 重症心身障がい児（者）を診察してくれる専門医の増 エ. 医療機関でのレスパイト入院 オ. その他（ ）
8		重症心身障がい児施設	ア. 施設の新設 イ. 生活施設としてのサービス内容の充実 ウ. 地域からの相談にも応じて欲しい エ. 施設から看護師やヘルパーを派遣して欲しい オ. その他（ ）
9		ケアホーム	ア. 医療的ケアに対応できるケアホームの制度化 イ. 低料金で利用できるケアホームの制度化 ウ. その他（ ）
10		その他 （ ）	（ ）

問16 その他、重症心身障がい児（者）の方々が地域で暮らしていく上で、困っていることや心配なことなどお聞かせください。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）

## 福祉サービス利用状況調査

■記入年月日 2010年（平成22年） 10月 日

◆事業所の基礎的な情報についてお聞きします。

問1 事業種別は何ですか。該当するものに○をつけてください。

- |                |                    |             |
|----------------|--------------------|-------------|
| 1. 居宅介護        | 2. 重度訪問介護          | 3. 児童デイサービス |
| 4. 短期入所        | 5. 療養介護            | 6. 生活介護     |
| 7. 重度障がい者等包括支援 | 8. 重症心身障がい児（者）通園事業 |             |
| 9. 重症心身障がい児施設  |                    |             |

問2 事業所の運営主体は何ですか。あてはまるものに○をつけてください。

- |                     |         |                     |
|---------------------|---------|---------------------|
| 1. 社会福祉法人           | 2. 財団法人 | 3. 特定非営利活動法人（NPO法人） |
| 4. 株式会社             | 5. 有限会社 | 6. 医療法人             |
| 7. その他（具体的に _____ ） |         |                     |

問3 事業の指定年月と事業所の所在市町村名並びに営業範囲をお答えください。

- |               |            |   |   |
|---------------|------------|---|---|
| 1. 指定年月       | 平成         | 年 | 月 |
| 2. 所在市町村名     | _____市・町・村 |   |   |
| 3. 営業範囲（市町村名） |            |   |   |

[ \_\_\_\_\_ ]

問4 事業所の職員体制（実人員）についてお答えください。

(単位：人)

職 名		常 勤	非常勤	計
管理者				
サービス提供（管理）責任者				
従業者	ホームヘルパー			
	医師			
	看護師			
	准看護師			
	生活支援員			
	理学療法士			
	作業療法士			
	指導員			
	保育士			
	生活支援員			
	その他			
計				

問5 サービスを利用する契約者数（措置人数も含む）を記入してください。

1. 障がい児 \_\_\_\_\_ 名  
 2. 障がい者 \_\_\_\_\_ 名

問6 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方々へのサービス提供は可能ですか。  
 あてはまるものに○をつけてください。

1. 利用は可能。                      2. 利用はできない。
- ↓    ↓
- 問7へ進んでください。                      問16に進んでください。

問7 サービス提供が可能な時間について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 午前6時～午前8時（早朝）                      2. 午前8時～午後6時（日中）  
 3. 午後6時～午後10時（夜間）                      4. 午後10時～午前6時（深夜）

問8 医療的ケアが必要な障がい児（者）を初めて受け入れられてから、どれくらい経過していますか。

_____年_____か月経過
-----------------



問9 提供可能な医療的ケアの内容は何ですか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

1. 吸引 (ア. 口・鼻腔内 イ. 気管内)
2. 吸入
3. 経管栄養 (ア. 経鼻栄養 イ. 胃ろう ウ. 腸ろう)
4. 中心静脈栄養(IVH) (ア. カテーテル イ. ポート)
5. 導尿 (ア. 自己導尿 イ. 留置カテーテル)
6. 在宅酸素(HOT)
7. パルスオキシメーター (SpO2モニター)
8. 気管切開部の管理
9. 人工呼吸器 (NPPVを含む) の管理
10. 服薬管理
11. その他 ( )

問10 利用している医療的ケアが必要な障がい児(者)の年齢層別利用者数をお答えください。

年齢区分	利用者数
0歳(乳児)	
1歳～6歳(幼児)	
7歳～17歳	
18歳～39歳	
40歳～64歳	
計	

問11 医療的ケアが必要な障がい児(者)の方についてお聞きします。

医療的ケアが必要な障がい児(者)の方の主病名(病院で診断された障がいの原因となった病名)と利用人数をお答えください。

- 病名 ( ) ⇒ ( 名)
- 病名 ( ) ⇒ ( 名)
- 病名 ( ) ⇒ ( 名)
- 病名 ( ) ⇒ ( 名)
- 病名 ( ) ⇒ ( 名)
- 病名 ( ) ⇒ ( 名)
- 病名 ( ) ⇒ ( 名)
- 病名 ( 不 明 ・ わ か ら な い ) ⇒ ( 名)

問12 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方がお持ちの障がい者手帳と等級をお答えください。

手帳種別	身体障がい者手帳				療育手帳					精神保健福祉手帳				
	1級	2級	なし	不明	A	B1	B2	なし	不明	1級	2級	3級	なし	不明
障がい児数														
障がい者数														

問13 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方について、障がい者自立支援法による障がい程度区分について、あてはまる区分毎に人数を記入してください。

障がい程度区分	障がい児数	障がい者数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
非該当		
不明若しくは未判定		
合計		

問14 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方に提供しているサービスの内容と利用者数を記入してください。

医療的ケアの内容		障がい児数	障がい者数
吸引	口・鼻腔内		
	気管内		
吸入			
経管栄養	経鼻栄養		
	胃ろう		
	腸ろう		
中心静脈栄養 (IVH)	カテーテル		
	ポート		
導尿	自己導尿		
	留置カテーテル		
在宅酸素 (HOT)			
パルスオキシメーター (SpO2)			
気管切開部の管理 (ガーゼ交換、消毒等)			

人工呼吸器（NPPVを含む）の管理		
服薬管理		
その他 （具体的に	）	

問15 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方の利用について、課題となっている内容は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. ヘルパーが身体介助の提供時に医療的ケアが必要なときがあり、対応せざるを得ないが、報酬を請求できない。
2. ヘルパーが医療的ケアを実施せざるを得ない状況があるが、事故等が発生しないか心配。
3. 看護師資格を持つヘルパーを雇用したいが、求職者がいない。
4. 医療的ケアに従事できる職員は看護師に限定されており、看護師の配置数から受け入れできる障がい児（者）数を制限せざるを得ない。
5. 現に配置している看護師に多大の負担がかかっているが、新たに看護師を確保することが困難。
6. 利用者が急変した場合に、受け入れてくれる地域医療機関が少なく、何かあった場合のことが不安。
7. 保護者の方が求める水準どおりにサービス提供が困難。また苦情対応に困っている。
8. 提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある。
9. 受け入れ範囲を拡大するためには、設備改修が必要となるが、資金がない。
10. その他（具体的に

問16 問6で医療的ケアが必要な障がい児（者）の方がサービスを「利用はできない」と答えられた事業所にお聞きします。利用できない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 医療的ケアが必要な障がい児（者）の身体介護の経験がないため。
2. 医療的ケアが必要な障がい児（者）の身体介護は大きなリスクを伴うため。
3. 医療的ケアが必要な障がい児（者）の身体介護の報酬が低すぎるため。
4. 医療的ケアを担う看護師の確保ができないため。
5. 医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護の経験がないため。
6. 事業所として医療的ケアが必要な障がい児（者）を利用対象としていないため。
7. 医療的ケアを実施するために設備改修が必要なため。
8. 保護者が求める看護（介護）ニーズに応えられないため。
9. その他（具体的に

問17 すべての事業所にお聞きします。医療的ケアが必要な障がい児（者）の方々が地域で安心して生活を送れるようにするために、どういった点を改善する必要があるとお考えですか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

1. 医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき。
2. 介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき。
3. 一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき。
4. 圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護、短期入所、移動支援、相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき。
5. その他（具体的に）

[ ]

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

お願い

今回ご協力いただきました調査にあわせて、いくつかの障がい福祉サービス事業所様にヒアリングを実施したいと考えております。（11月頃目処）可能でありましたら、下記項目についてお教えいただければ幸いです。

事業所名 \_\_\_\_\_  
ご住所 \_\_\_\_\_  
ご連絡先 \_\_\_\_\_  
ご担当者名 \_\_\_\_\_

医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）

## 訪問看護サービス利用状況調査票

■記入年月日 2010年（平成22年） 10月 日

◆事業所の基礎的な情報についてお聞きします。

問1 事業所の運営主体は何ですか。該当するものに○をつけてください。

1. 社会福祉法人
2. 財団法人
3. 特定非営利活動法人（NPO法人）
4. 株式会社
5. 有限会社
6. 医療法人
7. その他（具体的に ）

問2 事業の指定年月と事業所の所在市町村名並びに営業範囲をお答えください。

1. 指定年月 平成 年 月
2. 所在市町村名 \_\_\_\_\_市・町・村
3. 営業範囲（市町村名）

[ ]

問3 事業所の職員体制についてお答えください。

(単位：人)

職名	常勤	非常勤	計	常勤換算
管理者				
従業者	保健師			
	助産師			
	看護師			
	准看護師			
	理学療法士			
	作業療法士			
	言語療法士			
その他				
計				





問9 利用している医療的ケアが必要な障がい児(者)の年齢層別利用者数をお答えください。

年齢区分	利用者数
0歳(乳児)	
1歳～6歳(幼児)	
7歳～17歳	
18歳～39歳	
40歳～64歳	
計	

問10 利用している医療的ケアが必要な障がい児(者)についてお聞きします。

医療的ケアが必要な障がい児(者)の方の主病名(病院で診断された障がいの原因となった病名)と利用人数をお答えください。

病名( ) ⇒ ( 名)  
 病名( ) ⇒ ( 名)  
 病名( ) ⇒ ( 名)  
 病名( ) ⇒ ( 名)  
 病名( ) ⇒ ( 名)  
 病名( 不明・わからない ) ⇒ ( 名)

問11 利用する医療的ケアが必要な障がい児(者)の方々がお持ちの障がい者手帳と等級をお答えください。

手帳種別	身体障がい者手帳				療育手帳					精神保健福祉手帳				
	1級	2級	なし	不明	A	B1	B2	なし	不明	1級	2級	3級	なし	不明
障がい児数														
障がい者数														

問12 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方について、障がい者自立支援法による障がい程度区分について、あてはまる区分毎に人数を記入してください。

障がい程度区分	障がい児数	障がい者数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
非該当		
不明若しくは未判定		
合 計		

問13 利用する医療的ケアが必要な障がい児（者）の方に提供しているサービスの内容と利用者数を記入してください。

医療的ケアの内容		障がい児数	障がい者数
吸 引	口・鼻腔内		
	気管内		
吸 入			
経管栄養	経鼻栄養		
	胃ろう		
	腸ろう		
中心静脈栄養 (IVH)	カテーテル		
	ポート		
導 尿	自己導尿		
	留置カテーテル		
在宅酸素 (HOT)			
パルスオキシメーター (SpO2)			
気管切開部の管理 (ガーゼ交換、消毒等)			
人工呼吸器 (NPPVを含む) の管理			
服薬管理			
リハビリテーション			
身体介護	入浴介助		
	排泄介助		
	食事介助		
そ の 他 (具体的に )			

問14 医療的ケアが必要な障がい児（者）の方の利用について、課題となっている内容は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. サービスの提供に必要な看護師の人数と質の確保が困難。
2. 保護者の方が求める水準どおりにサービス提供が困難。保護者の苦情対応に困っている。
3. 提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある。
4. その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

問15 問4で医療的ケアが必要な障がい児（者）の方がサービスを「利用はできない」と答えられた事業所にお聞きします。利用できない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 医療的ケアが必要な障がい児（者）の保護者の求める水準が高すぎて答えられないため。
2. 医療的ケアが必要な障がい児（者）の看護に経験がないため。
3. 事業所として医療的ケアが必要な障がい児（者）を利用対象としていないため。
4. 保護者が求める看護（介護）ニーズに応えられないため。
5. その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

問16 すべての事業所にお聞きします。医療的ケアが必要な障がい児（者）の方が地域で安心して生活を送れるようにするために、どういった点を改善する必要があるとお考えですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき。
2. 介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき。
3. 一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき。
4. 圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護、短期入所、移動支援、相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき。
5. その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

( \_\_\_\_\_ )

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

次のページもご覧ください

お願い

今回ご協力いただきました調査にあわせて、いくつかの訪問看護事業所様にヒアリングを実施したいと考えております。(11月頃目処)可能でありましたら、下記項目についてお教えいただければ幸いです。

事業所名 \_\_\_\_\_  
ご住所 \_\_\_\_\_  
ご連絡先 \_\_\_\_\_

医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）

## ケアホーム利用状況調査票

■記入年月日 2010年（平成22年） 10月 日

◆ケアホームの基礎的な情報についてお聞きします。

問2 ケアホームの運営主体は何ですか。あてはまるものに○をつけてください。

1. 社会福祉法人
2. 財団法人
3. 特定非営利活動法人（NPO法人）
4. 株式会社
5. 有限会社
6. 医療法人
7. その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

問2 事業の指定年月とケアホームの所在市町村名をお答えください。

1. 指定年月 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月
2. 所在市町村名 \_\_\_\_\_ 市・町・村

問3 ケアホームの職員体制（実人員）についてお答えください。

職 名	常 勤	非常勤	計
管理者			
サービス提供（管理）責任者			
従業者	世話人		
	生活支援員		
	その他		
計			

問4 サービスを利用する契約者数とそのうち医療的ケアを提供されている人数を記入してください。

1. 利用者 \_\_\_\_\_ 名 （うち医療的ケアを提供されている人数 \_\_\_\_\_ 名）

問5 医療的ケアが必要な障がい者の方を初めて受け入れられてから、どれくらい経過していますか。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ か月経過



問 11 医療的ケアが必要な障がい者の方がお持ちの障がい者手帳と等級をお答えください。

手帳種別	身体障がい者手帳				療育手帳					精神保健福祉手帳				
	1 級	2 級	な し	不 明	A	B 1	B 2	な し	不 明	1 級	2 級	3 級	な し	不 明
障がい 者 数														

問 12 医療的ケアが必要な障がい者の方について、障がい者自立支援法による障がい程度区分が市町村により既に実施されている場合は、該当する区分毎に人数を記入してください。

障がい程度区分	2	3	4	5	6	合計
障がい者数						

問 13 医療的ケアが必要な障がい者の方に提供しているサービスの内容と利用者数を記入してください。

医療的ケアの内容		障がい者数
吸 引	口・鼻腔内	
	気管内	
吸 入		
経管栄養	経鼻栄養	
	胃ろう	
	腸ろう	
中心静脈栄養 (IVH)	カテーテル	
	ポート	
導 尿	自己導尿	
	留置カテーテル	
在宅酸素 (HOT)		
パルスオキシメーター (SpO2)		
気管切開部の管理 (ガーゼ交換、消毒等)		
人工呼吸器 (NPPVを含む) の管理		
服薬管理		
そ の 他 (具体的に )		



問 14 医療的ケアが必要な障がい者の方の利用について、課題となっている内容は何か。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 支援員等が身体介助の提供時に医療的ケアが必要なときがあり、対応せざるを得ないが、報酬を請求できない。
2. 支援員等が医療的ケアを実施せざるを得ない状況があるが、事故等が発生しないか心配。
3. 看護師資格を持つ支援員等を雇用したいが、求職者がいない。
4. 医療的ケアに従事できる職員は看護師に限定されており、看護師の配置数から受け入れできる障がい者数を制限せざるを得ない。
5. 現に配置している看護師に多大の負担がかかっているが、新たに看護師を確保することが困難。
6. 利用者が急変した場合に、受け入れてくれる地域医療機関が少なく、何かあった場合のことが不安。
7. 保護者の方が求める水準どおりにサービス提供が困難。また苦情対応に困っている。
8. 提供できる医療的ケアの内容が限定されているため、利用申し込みに対応できない場合がある。
9. 受け入れ範囲を拡大するためには、設備改修が必要となるが、資金がない。
10. ケアホームの人員配置基準では、適切な支援を提供できない。
11. ケアホームの国報酬基準では、適切な支援を提供できない。
12. その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

問 15 医療的ケアが必要な障がい者の方々が地域で安心して生活を送れるようにするために、こういった点を改善する必要があるとお考えですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 医療的ケアに従事する看護師を安定的に確保できるよう報酬基準等を改善すべき。
2. 介護職員にも医療的ケアが実施できるよう範囲を拡大（規制緩和）し、充実した研修システムの構築をすべき。
3. 一定の圏域内に緊急時に対応可能な地域医療機関を確保すべき。
4. 圏域内に医療・訪問看護・通園事業・居宅介護、短期入所、移動支援、相談支援等の機能を備えた施設の整備をすべき。
5. その他（具体的に \_\_\_\_\_ )

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

お願い

今回ご協力いただきました調査にあわせて、いくつかのケアホーム様にヒアリングを実施したいと考えております。(11月頃目処) 可能でありましたら、下記項目についてお教えいただければ幸いです。

ケアホーム名 \_\_\_\_\_  
ご住所 \_\_\_\_\_  
ご連絡先 \_\_\_\_\_  
ご担当者名 \_\_\_\_\_

# 施設入所者状況調査票

2010年（H22年）10月  
大阪府福祉部

《お答えにあたってのお願い》

- この調査は、重症心身障がい児施設に入所しておられる18歳以上の障がい者の方々が、安心して生活するために必要とされる支援策のあり方を検討する基礎資料とするために実施するものです。  
回答は、個々の障がい者の状況等を最も把握されている支援者が回答してください。  
回答いただいた内容については、検討資料以外に使うことはありません。  
お忙しい中申し訳ありませんが、以下の手順で各質問にお答えくださいますよう御協力をお願いいたします。
- この調査票の調査項目については、施設職員が調査対象の入所者（18歳以上）おひとりおひとりの状態についてお答えくださいますようお願いいたします。
- 回答基準日は、平成22年10月1日現在でお願いします。
- 回答は、問の番号順に、質問ごとに用意してある答えの中から、**あてはまる番号を○で囲むか、空欄に記入**していただく形式です。
- 回答によっては、次の質問を飛ばしていくところがあります。その場合には、矢印等に従って進んでください。
- 回答欄で「その他」を選んだ場合は、（ ）内に**具体的に記入**してください。

■記入年月日 2010年（平成22年）10月 日

## ◆入所者本人の基礎的な情報についてお聞きします。

- 問1 ご本人の性別を○で囲んでください。 ( 男 ・ 女 )
- 問2 ご本人の年齢を記入してください。 年齢 ( ) 歳
- 問3 ご本人の入所された時期を記入してください。
- 問4 ご本人の主病名（病院で診断された障がいの原因となった病名）を記入してください。  
不明・わからない場合は、2に○をしてください。
1. 主病名 ( )
  2. 不明・わからない
- 問5 ご本人がお持ちの障がい者手帳と等級を記入してください。
1. 身体障がい者手帳 等級 ( ) 級 ・ なし ・ 不明  
(内容)  
ア. 上肢機能 イ. 下肢機能 ウ. 体幹機能
  2. 療育手帳 等級 ( ) 級 ・ なし ・ 不明
  3. 精神保健福祉手帳 等級 ( ) 級 ・ なし ・ 不明
- 問6 ご本人に日頃から提供している医療的ケアの内容と頻度をお答えください。  
該当するもの全てに○をしてください。  
また、その頻度を記入してください。
1. 吸引 ( ア. 口・鼻腔内 イ. 気管内 )  
⇒ 頻度 6回未満/日 6回以上/日 1回以上/時間
  2. 吸入  
⇒ 頻度 6回未満/日 6回以上/日 継続使用
  3. 経管栄養 ( ア. 経鼻栄養 イ. 胃ろう ウ. 腸ろう )  
⇒ 頻度 回/日 常時
  4. 中心静脈栄養(IVH) ( ア. カテーテル イ. ポート )  
⇒ 頻度 回/日 常時
  5. 導尿 ( ア. 自己導尿 イ. 留置カテーテル)

- ⇒ 頻度 3回未満/日 3回以上/日
- 6. 在宅酸素(HOT)
- 7. パルスオキシメーター (SpO2モニター)
- 8. 気管切開部の管理 (ガーゼ交換、消毒等)
- ⇒ 頻度 回/日
- 9. 人工呼吸器 (NPPVを含む) の管理
- 10. 服薬管理
- 11. その他 ( )

**◆ご本人の個別支援計画についてお聞きします。**

問7 個別支援計画の作成にあたって、どのように作成しましたか。(○は一つ)

1. ご本人に希望を聞いて作成した
2. ご家族に希望を聞いて作成した
3. 計画策定会議で作成し、ご本人に説明の上、同意を得て作成した
4. 計画策定会議で作成し、ご家族に説明の上、同意を得て作成した
5. いずれにも該当しない

問8 策定された計画に地域移行に向けた支援内容が明記されていますか。(○は一つ)

1. 明記されている
2. 明記されていない
3. どちらともいえない



問9 地域移行に向けた支援をするに至ったきっかけは何でしたか。

該当するもの全てに○をつけてください。

1. ご本人が希望した
2. ご家族が希望した
3. 職員からの勧め
4. その他(具体的に )

問10 地域移行に関するご家族の反応はどうでしたか。(○は一つ)

1. 賛成している
2. はじめは反対していたが、後に賛成になった(理由: )
3. 反対している(理由: )

問11 地域移行に向けてご本人に対してどのような取り組みをされて(されようとして)いますか。

該当するものに全て○をつけてください。

1. 施設から外出して買い物などをする機会を設定
2. 地域で生活している障がい者の様子を収録したビデオを見るなど情報提供
3. 地域生活をしている重症心身障がい者との交流の機会を設定
4. ケアホームの見学や体験入居の利用
5. 特に何もしていない
6. その他( )

問12 地域移行に向けてご家族に対してどのような取り組みをされていますか。

該当するものに全て○をつけてください。

1. 地域移行についての情報提供
2. ケアホームの見学
3. ご家族を交えてのケア会議
4. 特に何もしていない
5. その他( )

問13 地域移行後、ご本人の希望する生活の場について該当するものに○をつけてください。

ご本人の意向が明確でない場合は、支援者として、ご本人やご家族の状況を踏まえ、適当と思われるものに○をつけてください。(○は一つ)

1. 単身(車椅子、バリアフリー)住宅
2. ケアホーム

3. 自宅
4. 親戚宅
5. 知人宅
6. その他（具体的に \_\_\_\_\_）
7. 分からない

問 14 地域移行後、ご本人が希望する日中活動の場について該当するものに○をつけてください。  
ご本人の意向が明確でない場合は、支援者として適当と思われるものに○をつけてください。  
(○は一つ)

1. 生活介護
2. 自立訓練
3. 旧法の通所施設
4. その他（具体的に \_\_\_\_\_）
5. 分からない

問 15 個別支援計画を作成しているが地域移行が明記されていない人についてお聞きします。  
今後の生活に関して、ご本人、ご家族、支援者として、それぞれどのような意思・希望等を持っているのかお伺いします。あてはまるものを一つ選んで○をつけてください。

問 15-① ご本人は、今後の生活に関してどのような意思を持っていますか。

あてはまるものに○をつけてください。(○は一つ)

1. このまま今の施設で暮らしたい。
2. 家庭に戻って、家族と一緒に暮らしたい。
3. 施設を出て、ケアホームで仲間と一緒に暮らしたい。
4. ご本人の意思が「施設にいたい」、「施設から出たい」と時によって異なる。
5. 分からない。
6. ご本人の意思が確認できない。
7. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

問 15-② ご家族は、今後の生活に関してどのような希望をお持ちですか。

あてはまるものに○をつけてください。(○は一つ)

1. このまま今の施設で暮らして欲しい。
2. 家庭に引き取り、一緒に暮らしたい。
3. 今の施設とは違う別の施設で暮らして欲しい。
4. 家族の意思を確認したことがない。
5. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

問 15-③ 支援者として、ご本人の地域移行についてどのように考えておられますか。

あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 症状が重症又は不安定で、常時、医学的な管理が必要。
2. 地域のサービス不足。
3. ご家族の同意が得られない。
4. ご本人の不安（具体的に \_\_\_\_\_）
5. ご本人の意思（具体的に \_\_\_\_\_）
6. まだ地域移行する段階ではない（施設内の訓練などが必要）
7. わからない。
8. その他（具体的に \_\_\_\_\_）

問 16 支援者の方にお聞きします。

ご本人にどのようなサービスやシステムがあれば地域移行が可能になると思われますか。  
該当するもの全てに○をつけるとともに、その優先順位を記入してください。

	順位	サービス名等	必要とされる内容
1		短期入所	ア. 短期入所事業所の増 イ. 医療的ケアに対応できる知識、技術の向上 ウ. 医療的ケアに対応できる設備の充実 エ. 医療機関による短期入所の実施 オ. その他（ ）
2		訪問看護	ア. 利用料の軽減 イ. 利用できる回数の増 ウ. 1回当たりの時間数の増 エ. 0歳児も利用できる訪問看護事業所の増 オ. 早朝や夜間も利用できる訪問看護事業所の増 カ. その他（ ）
3		ホームヘルプ	ア. ヘルパーにも医療的ケアを認めて欲しい イ. ヘルパーの知識、技術の向上 ウ. 早朝、夜間も利用できる事業所の増 エ. 休日、祝日も利用できる事業所の増 オ. その他（ ）
4		重症心身障がい児（者）通園事業	ア. 実施箇所数の増 イ. 利用定員の増 ウ. 利用回数の増 エ. 送迎の充実 オ. その他（ ）
5		生活介護	ア. 生活介護事業所の増 イ. 医療的ケアに対応できる知識、技術の向上 ウ. 医療的ケアに対応できる設備の充実 エ. 利用回数の増 オ. 送迎の充実 カ. その他（ ）
6		相談支援	ア. 重症心身障がいを理解し、相談にのってくれる相談支援事業所の増 イ. 日中活動等サービス利用の調整をしてくれる相談支援事業所の増 ウ. その他（ ）
7		地域医療機関	ア. 訪問診療してくれる医療機関の増 イ. 気軽に利用できる診療所の増 ウ. 重症心身障がい児（者）を診察してくれる専門医の増 エ. 医療機関でのレスパイト入院 オ. その他（ ）
8		重症心身障がい児施設	ア. 施設の新設 イ. 生活施設としてのサービス内容の充実 ウ. 地域からの相談にも応じて欲しい エ. 施設から看護師やヘルパーを派遣して欲しい オ. その他（ ）
9		ケアホーム	ア. 医療的ケアに対応できるケアホームの制度化 イ. 低料金で利用できるケアホームの制度化 ウ. その他（ ）
10		その他 （ ）	（ ）

問 17 その他、支援者として重症心身障がい者の地域生活への移行に関して感じておられることがありましたら、お聞かせください。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。



## 医療的ケアの内容について

今回の調査でいう「医療的ケア」とは、以下のものをいう。

- たん吸引（口・鼻腔内・気管内）
- 吸入
- 経管栄養（胃ろう・腸ろう・鼻腔）
- 中心静脈栄養 [IVH]（ポート・カテーテル）
- 導尿（自己導尿・留置カテーテル）
- 呼吸管理（パルスオキシメータ [SP02 モニター] ・在宅酸素 [HOT] ・人工呼吸器（NPPVを含む）の管理）
- 服薬管理

### 【参考】

①体温測定 ②血圧測定 ③軽微な切り傷等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること等は、医行為でないとされています。ただし、「パルスオキシメーターの装着」、「一定条件下の服薬管理」も医行為でないとされていますが、特別支援学校等の状況を踏まえ、今回の調査では医療的ケアに該当するものと整理します。

また、『医業』の禁止については、「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為（医行為）を、反復継続する意思を持って行うこと」を禁止しているものであって、家族が当該行為を実施することを否定しているものではありません。

なお、これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたん吸引・経管栄養のうちの一定行為を実施することは認められていますが、今回の調査の医療的ケアに該当するものとして整理します。

■医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条および保健婦師助産師看護師法第 31 条の解釈通知 「平成 17 年 7 月 26 日 医政発第 0726005 号」より